



# 三重県公報

令和6年5月10日(金)

号外

## 目次

(番号)

(題名)

(担当)

(頁)

### 監査委員公表

3	監査結果に対する措置の公表	(監査委員) 1
4	同件	(同) 150

### 監査委員公表

#### 監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、三重県知事、各種委員会等から令和5年度定期監査の結果について措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定により、次のとおり公表します。

令和6年5月10日

三重県監査委員	伊藤	隆	
三重県監査委員	中瀬	古初	美
三重県監査委員	野村	保	夫
三重県監査委員	伊賀		恵

## 様式1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 総務部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

## (1) コンプライアンスの推進

「みえ元気プラン」においては、コンプライアンスの推進を行財政改革で注力して取り組む3つの柱の一つとして位置づけ、全庁をあげて取り組んでいる中、令和4年度の知事部局職員の懲戒処分については、飲酒運転により1人が免職となったほか、公文書の不適切な取扱いにより2人が処分されている。また不適切な事務処理については、個人メールアドレスの流出などが発生している。さらに、職員が関係した交通事故の発生件数は78件で、前年度と比べて22件増加するとともに、平成28年度以降で最多となった。

これらの事案は、県行政に対する県民の信頼を損なうものであることから、引き続き、コンプライアンス意識の向上に取り組むとともに、発生した事案の原因や背景を分析したうえで対策を講じるなど、内部統制制度も活用し、再発防止の徹底に努められたい。

(人事課)

## 講じた措置

## 令和5年度

## 1 実施した取組内容

県民の皆さんからの信頼をより高めていくため、職員のコンプライアンス意識を向上させるとともに、的確な業務の進め方を徹底するなど、コンプライアンスの推進に取り組みました。

## 【具体的な取組】

## (1) コンプライアンス推進体制の確立

各部局及び各所属において、組織マネジメントシートの「コンプライアンスの徹底」欄に記載した具体的な取組を実施しました。

各部局等の総務担当課長や各地域防災総合事務所長等を参考して「コンプライアンス推進会議」を3回開催し、今年度発生した不適切な事務処理について、事例の検証や再発防止に向けた取組状況について情報共有・意見交換を行いました。

## (2) コンプライアンス意識の向上

職員一人ひとりのコンプライアンス意識を向上させるとともに、所属におけるコミュニケーションの活性化と担当者の孤立感の解消を図るため、各所属でコンプライアンス・ミーティングを3回実施しました。テーマについては、直近に府内で発生した事案をふまえ、不適切な事務処理や不祥事を防止するための対策や、内部統制制度について取り上げました。

不適切な事務処理の再発防止を図るとともに、職員の綱紀粛正を徹底するため、それぞれ依命通知を発出しました。また、職員が受託収賄の容疑で逮捕されるという不祥事事案の発生をふまえ、職員一人ひとりが強い危機感を持ち再発防止に取り組むため、全職員を対象として、職員倫理研修とコンプライアンス・ミーティング、e-ラーニングを一体化した「不祥事防止研修プログラム」を実施し、公務員倫理の徹底を図りました。

## (3) 的確な業務の進め方の徹底

令和2年度から導入した内部統制制度を運用し、各所属においてリスクマネジメントシートを作成するとともに、リスク対応策の整備状況の評価等を実施しました。さらに、総務省が研究会（内部統制制度の運用上の課題に関する研究会）を開催し、ガイドラインの見直しを進めていることをふまえ、府内ワーキンググループのメンバーに対して意見照会を行い、総務省の検討状況をふまえたうえでの本県における制度見直しの必要性等について検討を進めています。

また、新規採用職員研修や新任所属長研修など、各階層別に実施する職員研修において、コンプライアンスに関する研修を実施しました。

## 2 取組の成果

職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上や組織として的確に業務を進める仕組みづくりのため、上記【具体的な取組】により、不適切な事務処理等の再発防止を図り、コンプライアンスの推進につなげました。

## 令和6年度以降（取組予定等）

引き続き職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上にかかる取組等を実施するとともに、コンプライアンス推進会議を定期的に開催し、事例の共有・検証や再発防止に向けた意見交換を実施していきます。

また、不適切な事務処理の再発防止や職場におけるコミュニケーションの活性化等に向けて、めざす効果が得られるよう定期的に検証を行い、より効果的な取組を進めています。

内部統制制度については、職員への周知や理解を促進し、適切な運用を行っていきます。

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 総務部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

## (2) 持続可能な財政運営の確立

令和4年度決算においては、前年度（令和3年度）が例年ない地方交付税の追加交付などの要因で大きく改善した反動により、経常収支比率と実質公債費比率はいずれも前年度より悪化した中で、令和2年度との比較ではいずれも改善しているなど改善傾向を維持しているが、中長期的には高い水準で推移している。

本県の財政状況は、県税収入や主要な財政指標などにおいて改善傾向が認められるが、原油価格や物価の高騰などが県内経済に与える影響について注視する必要がある。また、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたことに伴い、国からの関連交付金の見直しが想定されることから、関連事業の実施に係る財源確保が課題となる。さらに、高齢化の進展に伴い社会保障関係経費は今後も高い水準で推移することが見込まれるなど、今後の財政状況については先行きが見通せないものもあり、慎重な財政運営を継続する必要がある。

県では、「みえ元気プラン」の中で、限られた予算で喫緊の課題に的確に対応しつつ持続可能な行財政運営が確保できるよう県財政の基盤強化に向けた取組を進めるとしていることから、県税収入の確保や財産の有効活用及び未利用財産の売却等による多様な財源確保に取り組むとともに、DXによる業務改善の推進や適切な維持管理の実施による県有施設の長寿命化、公債費負担の平準化などによる経常的な支出の抑制等に取り組むことにより、将来世代に負担を先送りすることのない持続可能な財政運営の基盤を確立されたい。

(財政課)

## 講じた措置

## 令和5年度

## 1 実施した取組内容

令和6年度当初予算調製では、子どもの育ちや子育ての支援に資する取組、人材確保対策の取組及び県民のいのちを守る取組を重点化しつつ、持続可能な財政運営に向けて、公債費などの経常的な支出の抑制や県債の新規発行の抑制により、将来負担の軽減に配慮しました。また、歳入確保策の推進として、市町及び三重地方税管理回収機構と連携した滞納整理の推進による県税収入の確保や、未利用財産の売却、ネーミングライツやグリーンボンドの活用などによる多様な財源確保に取り組みました。

DXによる業務改善の推進については、業務効率化のさらなる向上を図るために、デジタルツールの活用促進等による業務改善に取り組むとともに、生成AI検証ワーキングを実施し、令和6年1月に「三重県生成AIガイドライン」を取りまとめ、研修に着手しました。

また、県有施設の維持・修繕については、「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、各施設管理者が策定した施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）により、各施設の予防保全的な維持管理による長寿命化を進めることで、中長期的な財政負担の軽減・平準化に努めました。加えて、老朽化が進み、県民の生命・身体にかかるなど極めて緊急度の高い県有施設については、施設の今後の利用需要等を踏まえつつ、長寿命化のための大規模修繕・改修を行う場合と建替を行う場合のトータルコストも考慮したうえで、既存施設の建替等の予算を計上しました。さらに、将来の建替等に備えて、三重県公共施設等総合管理推進基金に積立を行いました。

## 2 取組の成果

令和6年度当初予算において、本県独自に定める財政指標の経常収支適正度は、98.9%（対前年度比0.1ポイント改善）、公債費負担適正度は、21.0%（対前年度比0.2ポイント改善）となりました。また、県債残高総額は前年度より減少する見込みとなるとともに、昨年度と同規模の財政調整基金残高を確保しました。

## 令和6年度以降（取組予定等）

引き続き、多様な財源の確保と経常的な支出の抑制など歳入・歳出の両面から取り組み、的確な行政サービスの提供と財政健全化を両立する持続可能な財政運営に努めます。

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 総務部

監査の結果	
1 事業の執行に関する意見	(3) 県税収入未済額の縮減
<p>令和4年度における県税の収入未済額は約26億1,500万円となり、前年度の約27億4,200万円より約1億2,700万円減少し、平成以降での最少額を更新したが依然として多額である。</p> <p>その中で、市町が賦課徴収する個人県民税の収入未済額については、年々減少しているものの、県税の収入未済額全体の76.7%を占めているため、各県税事務所に設置した市町連携窓口を通じた取組や三重地方税管理回収機構への職員派遣などにより市町や同機構との連携を継続するとともに、個人県民税特別徴収義務者の指定の徹底に引き続き取り組むなど、県税の収入未済額の縮減に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(税収確保課)</p>	
講じた措置	
<p><u>令和5年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 県税事務所における滞納整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 自動車税種別割については、納期内納付キャンペーンの実施やスマホ決済アプリ等のキャッシュレス納付の拡充など納税環境の整備に取り組みました。また、課税件数の多い自動車税種別割については、自動車の早期差押えとタイヤロック等の手法を活用し、現年度徴収率の向上を図りました。さらに、令和5年11月、12月の2か月間を「差押強化月間」として、県内8か所の県税事務所が滞納整理の強化に取り組みました。</li> <li>② 高額滞納事案（本税30万円以上）については、各県税事務所と税収確保課とのヒアリングを通じて、さまざまな角度から事案を検討し、早期の事案の完結をめざし、捜索や公売などの徴収手法も駆使するなど、効果的な滞納整理を実施しました。</li> </ul> <p>(2) 個人県民税対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 特別徴収義務者の指定の徹底をさらに進めるため、昨年度に引き続き、県と市町で構成する「個人住民税に関する課題検討会」において、市町における特別徴収事務の円滑な推進と特別徴収義務者の滞納対策に関する諸課題の整理、検討を行いました。</li> <li>② 三重地方税管理回収機構に対して、税務スペシャリストをはじめ専門性を有する県職員を派遣することにより、市町派遣職員が派遣元の市町に戻ってからも徴収部門で活躍できるよう人材育成に注力しました。また、同機構の徴収第二課においては、個人住民税をはじめとする市町の少額滞納事案を対象とした滞納整理を実施しました。</li> <li>③ 個人県民税現年度対策の推進に向けて令和2年度に各県税事務所に設置した市町連携窓口（令和5年度から改称）において、市町と県税事務所間における滞納整理にかかる相談、研修会等の開催、差押強化月間の広報や共同滞納整理など、市町と県が連携を深め、地域の実情に応じた取組を進めました。</li> </ul> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 県税事務所における滞納整理【令和6年1月末現在】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 納期内納付キャンペーンの実施や、スマホ決済アプリ等のキャッシュレス納付の周知等により、本年度の自動車税種別割の納期内納付率は、件数ベースで88.2%、税額ベースで87.5%となり、19年連続で上昇しました。また、自動車税種別割の現年度徴収率は自動車の早期差押えと差押強化月間ににおけるタイヤロック等の手法の活用により、全国3位に上昇しました。</li> <li>② 高額滞納（本税30万円以上）人員については、1月末時点で年度当初より増加していますが、当年度の削減目標達成に向け、引き続き取り組んでいきます。（目標：年度末において年度当初から10%以上削減）</li> </ul> <p>(2) 個人県民税対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 給与所得者に占める特別徴収の割合は、市町における指定徹底の取組によって令和4年度は90.2%で全国4位となりました。特別徴収割合の全国平均が下落しているなか、令和5年度は89.8%と引き続き全国4位の高水準を維持しています。</li> <li>② 三重地方税管理回収機構の徴収第一課では市町からの引受額約5.7億円のうち約3.6億円を、徴収第二課では市町からの引受額約2.8億円のうち約2.5億円を徴収しています。そのうち個人県民税の徴収額は徴収第一課と徴収第二課の合計で約9,500万円と推計されます。</li> <li>③ 市町連携窓口の取組については、情報交換会を全地域で9回開催し、5地域で市町と県が同時期に差押強化月間等を設定するなど、市町と県が連携して滞納整理に取り組みました。</li> </ul> <p>また、新たな個人県民税対策の検討資料とするため、個人県民税徴収率が全国で上位の都道府県及び県内で上位の市町に対して個別に調査・ヒアリングを実施し、その結果を職員に情報提供しました。また、ビジネスチャットツール（S l a c k）を活用し、各地域の市町連携窓口の情報共有や個人県民税対策に関する自由闊達な議論の場を創出しました。さらに、アンケートシステム（L o G o フォーム）を利用して、全県税事務所職員から個人県民税の徴収対策に関するアイデアを募りました。</p>	

令和6年度以降（取組予定等）

引き続き、県税事務所において高額滞納事案については早期着手・早期処分に努めるとともに、自動車税種別割については効率的かつ効果的な滞納整理を推進します。

また、令和6年度以降も県税事務所に設置された市町連携窓口を活用し、市町や三重地方税管理回収機構と連携した個人県民税対策の強化に取り組み、徴収率の向上につなげます。

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 総務部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

## (4) 物品の適正管理

令和4年度における金品亡失（損傷）の発生件数は179件と、前年度の157件と比較して22件増加しており、依然として公用車の事故や職員の不注意等によるパソコンの損傷が多数発生していることから、今まで以上に効果のある取組を進める必要がある。

このため、職員一人ひとりの県有財産に対する管理意識の向上を一層図りながら、効果のあった取組事例を調査し各所属や職員に対して共有するほか、金品亡失（損傷）防止に効果が期待できる装置や物品の活用、マイボトル普及の取組との連携等を検討するなど、有効な対策を講じられたい。

(人事課)

## 講じた措置

## 令和5年度

## 1 実施した取組内容

- (1) 新任所属長研修や新任班長等研修、新規採用職員研修など、各階層別研修の中で、コンプライアンス研修として、交通法規や交通マナーの遵守、物品の適正な保管・管理に関する注意喚起を行いました。
- (2) 令和5年5月30日に総務部長及び会計管理者兼出納局長の連名で、知事部局の各所属に対して依命通知を発出し、金品の適正な管理について注意を喚起しました。
- (3) 各部局の人事担当者を召集した会議等の場で金品亡失の発生防止の注意喚起を行いました。
- (4) 夏季に実施した第2回コンプライアンス・ミーティングにて金品亡失にかかる防止策をテーマに設定しました。各所属で出された意見を抽出したところ、公用車の損傷等防止の取組として、複数名での出張時のバック時等の確認、出張前の所属での声掛け等、パソコンの損傷等防止の取組として、机上の飲食時の蓋つきカップの推奨等の意見がありました。これらの意見を12月に開催したコンプライアンス推進会議で共有し、防止策の水平展開と職員の意識向上を図りました。
- (5) 金品亡失（損傷）発生防止に向けた取組の推進を図るため、出納局会計支援課、総務部人事課、管財課、デジタル改革推進課にて、令和6年2月に「金品亡失対策にかかる検討会（第1回）」を開催し、今後の対策を検討しました。
- (6) 本庁舎集中管理公用車を更新する際の仕様に、バックモニター付きカーナビゲーションの装備を加えており、令和6年3月現在で96台中57台（令和5年度は新たに8台）に設置しています。

## 2 取組の成果

総務部長及び会計管理者兼出納局長の連名による依命通知の発出のほか、研修や会議等での注意喚起を行い、公用車等の運転に伴う交通事故の防止や物品の適正な保管・管理について職員の意識徹底を図りました。しかし、令和5年度の金品亡失（損傷）報告件数は、パソコンの損傷件数において対前年比45.5%減と一定の成果が見られたものの、全体では前年度から10件増加した189件となり、依然として高い水準にあります。

## 令和6年度以降（取組予定等）

交通事故の防止や物品の適正管理に向け、職員の意識を高揚し、適正な取扱いを徹底するためには、継続的な取組が必要であることから、令和6年度以降も出納局と連携しながら、さらなる意識啓発や注意喚起に取り組んでいきます。

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 総務部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

## (5) 社会及び行政におけるDXの推進

県では、令和2年6月に「みえデジタル戦略推進計画」を策定するとともに、県民等がDXに取り組む第一歩を踏み出すためのワンストップ相談窓口としてのみえDXセンターの設置、県及び市町の人材育成、市町における自治体情報システムの標準化、県における行政手続のデジタル化やデジタル技術を活用した業務プロセス改革等の取組を進めてきたが、社会におけるデジタル化の加速、コロナ禍によって顕在化したデジタル化の遅れなどの課題に対応するため、令和4年12月に同計画を「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画（みえデジプラン）」へ全面的に改定し、誰もがデジタルの恩恵を受けることができる社会の実現に向け取り組んでいる。

こうした中、自治体情報システムの標準化については、市町において、期限である令和7年度末の標準準拠システムへの移行に向けた取組が進められているが、移行経費の増加や開発・移行時期の集中による作業の遅れが懸念されている。このため、期限までに移行できるよう、引き続き三重県・市町DX推進協議会等を通じて、他県の先進事例の情報提供やコスト削減対策を検討するなど、市町や県の関係部局を支援されたい。

また、県民の利便性向上に向けて、県における行政手続のデジタル化を進める必要があることから、これまでの取組の成果も検証しながら、引き続き、人材育成や事務処理プロセスの改善により業務の効率化を進めるとともに、「行政手続デジタル化方針」（令和4年4月）に沿って行政手続のデジタル化を推進し、県民負担の軽減を図るなど県民サービスの向上に努められたい。

(デジタル戦略企画課、デジタル改革推進課)

## 講じた措置

## 令和5年度

## 1 実施した取組内容

## (1) 自治体情報システムの期限内移行に向けて、国が作成した進捗管理ツールを用いて、各市町が定めたスケジュールの進捗状況を確認した上で、個別ヒアリングを実施し、先進事例の情報提供や助言を行いました。

また、8月に国が実施した移行経費調査の県内市町合計額が、国の補助金上限額を大幅に超える額となつたため、全国知事会等と連携して、国に対して十分な財政支援を求める提言を行いました。

## (2) 行政手続のデジタル化を進めるため、電子申請・届出システムの操作研修（2回）を実施するとともに、これまでにデジタル化した行政手続の利用状況や事務処理について検証し、県民がより利用しやすい行政手続となるように、手続の案内に係るWebサイトの改善や、業務フローの見直しなど事務処理プロセスの改善、申請受付フォームの作成などの支援に取り組みました。

また、県民の利便性向上に向けて、電子収納を導入するため、「三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」等の一部改正や、電子申請・届出システムの改修を行いました。

## 2 取組の成果

## (1) 自治体情報システムの標準化については、一部市町から、期限内移行が困難なシステムがあるとの報告を受けたため、該当市町と共に移行困難システムの認定にかかる申請を行っていますが、その他の市町における移行作業は、概ね順調に進捗しています。また、移行経費に係る財政支援については、国の令和5年度補正予算で補助金の増額が計上されました。

## (2) 行政手続のデジタル化については、「行政手続デジタル化方針（令和4年4月）」に基づき、保有個人情報開示請求など、5つの重点手続（県が独自に定める年間受付件数が100件以上の行政手続）のデジタル化を終えるとともに、電子収納を令和6年1月15日から開始しました。

## 令和6年度以降（取組予定等）

## (1) 自治体情報システムの標準化については、県内全市町が円滑かつ安全に標準準拠システムへ移行できるよう、引き続き、市町の進捗状況を確認し、きめ細かな支援を実施するとともに、令和5年度補正予算における補助金の増額では、移行にかかる財政支援が十分ではないことから、さらなる財政支援を講じるよう国に要望していきます。

## (2) 行政手続のデジタル化については、県民の利便性向上と事務処理の効率化に向けて、「行政手続デジタル化方針」に基づき、重点手続75手続の内、残りの9手続のデジタル化を完了させるとともに、電子納付の拡充を図るなど、引き続き、サービス内容の改善を進めていきます。

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 総務部

## 監査の結果

## 2 財務の執行に関する意見

## (1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

## ア 収入未済

① 収入未済額が令和 4 年度末現在 2,677,859,501 円あった。

(桑名県税事務所、四日市県税事務所、鈴鹿県税事務所、津総合県税事務所、  
松阪県税事務所、伊勢県税事務所、伊賀県税事務所、紀州県税事務所、自動車税事務所)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

## (1) 県税事務所における滞納整理

① 自動車税種別割については、納期内納付キャンペーンの実施やスマホ決済アプリ等のキャッシュレス納付の拡充など納税環境の整備に取り組みました。また、課税件数の多い自動車税種別割については、自動車の早期差押えとタイヤロック等の手法を活用し、現年度徴収率の向上を図りました。さらに、令和 5 年 11 月、12 月の 2 か月間を「差押強化月間」として、県内 8 か所の県税事務所が滞納整理の強化に取り組みました。

② 高額滞納事案（本税 30 万円以上）については、各県税事務所と税収確保課とのヒアリングを通じて、さまざまな角度から事案を検討し、早期の事案の完結をめざし、捜索や公売などの徴収手法も駆使するなど、効果的な滞納整理を実施しました。

## (2) 個人県民税対策

① 特別徴収義務者の指定の徹底を更に進めるため、昨年度に引き続き、県と市町で構成する「個人住民税に関する課題検討会」において、市町における特別徴収事務の円滑な推進と特別徴収義務者の滞納対策に関する諸課題の整理、検討を行いました。

② 三重地方税管理回収機構に対して、税務スペシャリストをはじめ専門性を有する県職員を派遣することにより、市町派遣職員が派遣元の市町に戻ってからも徴収部門で活躍できるよう人材育成に注力しました。また、同機構の徴収第二課においては、個人住民税をはじめとする市町の少額滞納事案を対象とした滞納整理を実施しました。

③ 個人県民税現年度対策の推進に向けて令和 2 年度に各県税事務所に設置した市町連携窓口（令和 5 年度から改称）において、市町と県税事務所間における滞納整理にかかる相談、研修会等の開催、差押強化月間の広報や共同滞納整理など、市町と県が連携を深め、地域の実情に応じた取組を進めました。

## 2 今後の方針（取組予定等）

## ア 収入未済

引き続き、県税事務所において高額滞納事案については早期着手・早期処分に努めるとともに、自動車税種別割については効率的かつ効果的な滞納整理を推進します。

また、令和 6 年度以降も県税事務所に設置された市町連携窓口を活用し、市町や三重地方税管理回収機構と連携した個人県民税対策の強化に取り組み、徴収率の向上につなげます。

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 総務部

監査の結果	
2 財務の執行に関する意見	(2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア その他の支出事務 ① 通信運搬費の事務処理誤りによる歳出戻入を行っていた。 (総務課)
講じた措置	
1 実施した取組内容 指定金融機関で使用できない振込書により支払い手続きを行ったことが原因であるため、経理担当者間で、振込書を用いて支払う際には指定金融機関での使用可否を確認するよう徹底しました。	
2 今後の方針（取組予定等） 担当者の異動があった際にも確実に事務を引き継ぐこととし、同様の事案が再度発生しないよう、適正な事務処理に努めます。	

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 総務部

## 監査の結果

## 2 財務の執行に関する意見

## (3) 財産管理等の状況

財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。

## ア 金品亡失（損傷）

① 非接触型検温システムの損傷（修繕額 110,000 円）

(秘書課)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

課内会議等で備品の適正な取り扱いに関する注意喚起を行うなどし、職員の意識の向上に努めました。

## 2 今後の方針（取組予定等）

職員の意識をさらに高めるため、今後も継続して注意喚起等を行い、物品の適正な管理に努めます。

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 総務部

監査の結果	
2 財務の執行に関する意見	(4) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 ① 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 10,505 円、相手 104,500 円) (伊勢県税事務所)
講じた措置	
1 実施した取組内容	所内で事故発生の情報共有を行い、注意喚起を行うとともに、所の定例会等で交通安全に対する啓発を行い、職員の安全運転意識の向上に努めました。
2 今後の方針（取組予定等）	引き続き、所内会議等の場で交通安全について注意喚起を行い、事故の未然防止に努めます。

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 政策企画部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

## (1) 高等教育機関との連携等による若者の県内定着の促進

若者の県内定着さらには地域を担う人材の確保に向けて始められた県立大学設置の検討については、令和3年度の有識者会議による検討や学びの需要調査等に引き続き、令和4年度には、具体的な大学像を設定したうえで、県内事業者へのアンケート調査やそれらを基にした費用対効果の試算を行うとともに、県内高等教育機関に対する定員増に向けた意向調査等が実施され、令和5年度に新たな有識者会議を設置し、その知見等を参考に判断を行うこととされた。

新たな大学の設置については、設立までに相当な期間を要すること、費用対効果の試算への評価、人口減少下での大学経営、大学の設置等に係る国の施策や県内の動向、新設以外の手法等さまざまな検討課題があることから、大学設置の目的を踏まえたうえで、それらについて総合的に検討し、判断をする必要がある。

このため、県立大学設置の検討については、人口減少対策が喫緊の課題であることも踏まえ、若者の県内定着につながるあらゆる視点に立ったさまざまな手法に視野を広げて、慎重に検討したうえで早期に判断されたい。

(政策企画総務課)

## 講じた措置

## 令和5年度

## 1 実施した取組内容

本県においては、年間の転出者数が転入者数を上回る社会減の状態にあり、転出超過数は近年4,000人前後で推移しています。その転出超過数の約8割を15歳～29歳の若者が占めており、進学や就職がその主要因と考えられます。

このようななか、平成27年度と平成29年度に全国の私立大学を対象に県内への大学誘致についての意向調査を実施しましたが、進出の可能性は極めて低いという結果になりました。

そのため、大学の誘致だけでなく、県自ら大学を設置することも若者の県内定着に向けた方策の一つになるのではと考え、令和2年度に県立大学の設置検討に着手し、令和3年度から本格的な検討を行ってきたところです。

令和3年度は、高校2年生及びその保護者を対象とした学びの需要調査、公立大学を中心とした先進事例調査などを行うとともに、「県立大学の設置の是非を検討するための有識者会議」を設置しました。有識者会議からは、県立大学の設置には必要性や有効性が一定あるが、さまざまな課題等に留意すべきとの報告をいただきました。

令和4年度は、令和3年度に実施した有識者会議の意見を踏まえて費用対効果の調査を行うとともに、県内高等教育機関に対する新学部・学科設置の意向調査等を実施しました。

令和5年度は、「県立大学設置の検討に係る有識者会議」を設置し、令和4年度に試算した費用対効果の試算への評価、国におけるデジタル・グリーン等の分野への学部再編や高度情報専門人材の確保に向けた支援強化の動向など、昨今の情勢変化を踏まえた議論を行っていただき、10月に報告書を提出いただきました。

## 2 取組の成果

- (1) これまでの県における検討内容や昨今の情勢変化も踏まえたうえで、専門的な知見を有する「県立大学設置の検討に係る有識者会議」において、大学新設によるメリット・デメリット等を比較検討し、多角的にご議論いただいた結果、「県立大学の新設については課題や懸念も多いことから、現時点では、県立大学の新設以外の選択肢をさまざま模索したほうが、三重県が目指す若者の県内定着に資するのではないか」との報告をいただきました。
- (2) 人口減少対策は喫緊の課題であり、みえ元気プランの7つの挑戦に掲げた「人口減少への総合的な対応」について、県の関係部局が連携しながら対策に取り組むうえでの指針となる「三重県人口減少対策方針」が令和5年8月に策定されたところです。

そうしたなかで、若者の県内定着に向けた方策の一つとして大学の新設を考えると、設置の効果が発現するのは約10年先となります。多大な費用をかけ、約10年先の効果を待つより、社会減の状況を改善するために、ジェンダーギャップの解消や人口還流の促進など、「三重県人口減少対策方針」を踏まえた若者の県内定着に向けた対策に注力するほうが、早期の効果発現が期待でき、大学の新設よりは費用もかからないと考えました。

(1)(2)から、県立大学設置の検討に着手してからの情勢変化や費用対効果を総合的に考えると、現時点において、県としては県立大学の設置以外の方策に注力することが、若者の県内定着を目指すうえで適当であると令和5年10月に判断しました。

## 令和6年度以降（取組予定等）

「県立大学設置の検討に係る有識者会議」からの報告書や「三重県人口減少対策方針」、議会からの意見を参考に、若者の県内定着に向けて産学官の連携を深めながら、①奨学金返還支援の充実、県内企業の魅力発信やマッチング支援の充実など、県外からの人口還流の促進及び県内の若者の就職・定着に向けた取組、②若者から選ばれる魅力ある働く場の確保・創出とジェンダーギャップの解消に向けた誰もが働きやすい職場環境づくりの推進、

③若者から選ばれる県内高等教育機関の魅力向上につながる取組への支援の3つの方向性により検討し、「三重県人口減少対策方針」によるさまざまな取組をはじめ、みえ元気プラン施策8-1（若者の就労支援・県内定着促進）を中心に関係部局が事業を実施し、若者の県内定着につなげていきます。

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 政策企画部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

## (2) 人口減少対策の推進

令和2年の国勢調査結果によると、本県の総人口は約177万人であり、平成27年からの減少率は2.51%とこれまで最大となるなど、本県の人口の減少は深刻な状況にある。令和4年度は、「三重県人口減少対策推進本部」（令和4年3月設置）に引き続き市町が参画する「みえ人口減少対策連携会議」を立ち上げるなど、人口減少対策に係る推進体制の強化を図っているが、近年は自然減が1万人を超えるなど人口減少が進み、令和5年8月1日現在の総人口は約173万人（三重県月別人口統計調査結果）となっている。

このため、令和5年8月に策定された「三重県人口減少対策方針」に基づき、結婚や子育ての支援、若者の働く場の確保、女性の働きやすい職場づくり、生活の利便性の向上、賑わいの創出、移住・Uターン促進等、集中的・効果的な対策に全庁をあげて取り組んでいるところである。

今後は、本県の人口の減少幅を緩やかにしながら、自立的かつ持続的な地域社会の発展につなげていくため、県民一人ひとりの多様な価値観や生き方を尊重することを基本に、引き続き先進的な事例・調査・分析の結果も活用しながら、市町をはじめとした多様な主体とも連携し、人口減少対策方針に基づく事業に取り組むとともに、司令塔として各部局の取組の進捗状況や成果を検証し改善するなど、人口減少対策を強力に推進したい。

(人口減少対策課)

## 講じた措置

## 令和5年度

## 1 実施した取組内容

本県の人口の減少幅を緩やかにしながら、自立的かつ持続的な地域社会の発展につなげていくため、県民一人ひとりの多様な価値観や生き方を尊重し、県の関係部局が連携しながら対策に取り組むうえでの指針となる「三重県人口減少対策方針」を策定し、当方針に基づき全庁を挙げて以下の取組を実施しました。

## (1) 「三重県人口減少対策アクションプラン」の策定

関係部局が令和6年度に実施する予定の取組をふまえ、「三重県人口減少対策方針」に基づく、令和8年度までの行動計画の策定に向けた検討を行いました。

## (2) 調査・分析

自然減・社会減それぞれのデータを用いた人口減少の状況の要因分析、ヒアリングやアンケートによる調査等を行うとともに、参考となる先進的な事例（島根県、熊本県）について調査を行いました。

## (3) 各主体との連携

各主体の実情をふまえ対策に取り組んでいくため、働く女性の意見を聞く「みえ働くサスティナラボ」や高校生の意見を聞く「みえU18会議」を開催するとともに、産学官の関係者が参加する「若者の県内定着・人口還流に向けた産学官連携懇話会」を設置し、第1回会議を開催しました。また、市町長や市町人口減少対策担当課との会議等により、課題や先進事例の共有及び「三重県人口減少対策方針」の策定に向けた意見交換を行いました。

## (4) 人口減少対策広域コーディネーターの設置

県内でも特に人口減少が著しい南部地域において、情報の収集や連携を強化するとともに、人口減少にかかる課題解決に効果的と考えられる具体的な対応や現行取組の改善等を行うことを目的とし、人口減少対策広域コーディネーターを4名設置しました。

## 2 取組の成果

「三重県人口減少対策方針」及び「三重県人口減少対策アクションプラン」を策定し、実施した調査・分析結果等をふまえた対策の検討を行いました。また、市町や企業、女性、高校生等から出た意見及び人口減少対策広域コーディネーターより得た改善案を、各部局の令和6年度当初予算における新たな取組の実施や既存の取組の改善・拡充につなげることができました。

## 令和6年度以降（取組予定等）

人口減少幅を緩やかにするため、「三重県人口減少対策方針」に掲げる、安心して子どもを産み育てることができる環境整備やジェンダーギャップ解消、人口還流の促進にむけた取組を、市町や企業等との連携を図りながら推進するとともに、新たな対策や改善につなげるため、人口減少の要因等にかかる調査・分析やヒアリング・アンケート、人口減少対策広域コーディネーターを活用した地域の課題解決に向けた取組を実施します。また、司令塔として人口減少対策の取組成果の検証や府内の総合調整を行い、より効果的な対策につなげます。

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 政策企画部

## 監査の結果

## 2 財務の執行に関する意見

## (1) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。  
ア 補助金等

## ① 【令和 4 年就業構造基本調査事務市町交付金】

- 年度内に概算払精算書を受理していなかったため、年度内に精算を行っていなかった。

(統計課)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

一部の市町で市町交付金の收支精算書の提出が翌年度の 4 月にあったことから、今回の事例を所属内で共有し、職員に年度内精算を行うよう周知徹底しました。また、市町へ市町交付金の收支精算書を年度内に提出するよう注意喚起を行いました。

## 2 今後の方針（取組予定等）

今後も継続して、職員に年度内精算を行うよう周知徹底するとともに、市町へ年度内に市町交付金の收支精算書を提出するよう注意喚起を行い、適正な事務処理に努めます。また、経理状況調査等により、市町へ適切な助言を行います。

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 地域連携・交通部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

## (1) 移住の促進

令和4年度における県及び市町の施策を利用した県外からの移住者数は577人であり、平成27年度以降、毎年度、前年度実績を上回る増加を続けているが、若者の県外への転出超過等により、令和4年の転出超過数は3,875人となっており、本県の社会減による人口減少は深刻な状況にある。

このため、本県への移住や定着を促進するため、令和5年8月に策定された「三重県人口減少対策方針」に基づき、市町や関係部局と連携し、引き続き、きめ細かな相談対応や仕事、住まい、暮らし等に関する情報発信の充実に努めるとともに、移住者の定着状況等を把握し、移住者を受け入れる態勢の充実や移住者が住み続けたいと思える地域づくりに取り組まれたい。

(移住促進課)

## 講じた措置

## 令和5年度

## 1 実施した取組内容

- ① 移住相談センターを中心とした、オンラインも積極的に活用したハイブリッドでの相談会等の実施により、移住希望者それぞれのニーズに応じた相談対応を充実させました。
- ② ホームページやSNSに加え、県の情報発信ツールを有効に活用した県内全市町の移住関連の情報発信や、県独自の移住フェアの開催、全国規模の移住フェアへの出展等を行うほか、和歌山県、奈良県との連携による事業を実施しました。
- ・新たな情報発信・交流の場づくり

移住希望者が、先輩移住者などが発信する県内地域の様々な情報を気軽に収集したり、その情報をきっかけに地域の人びとと交流できるよう、FacebookやInstagramを活用した情報発信・交流の場をつくり、移住の実現に繋げていきます。

Facebookグループ「日々三重」 参加状況：3月末 1,237名 Instagramフォロワー数：3月末 1,154名

## ・県独自の移住フェア

中京圏（名古屋市） 8/27（日）JPタワーNAGOYA 71組 95名

関西圏（大阪市） 11/12（日）OMMビル 73組 110名

## ・三重との継続的なつながりの創出

進学や就職を機に県を離れた方など県ゆかりの方々を対象に講座と交流会を実施しました。県内地域で魅力的な地域づくりなどに取り組んでいる方との交流により、三重の地域の魅力を再発見し、継続的につながるきっかけを作りました。

「DISCOVER LOCAL MIE」8/26（土）講座 大阪市内（対面・オンライン） 98名  
9/23（土）交流会 松阪市内（対面） 8名

## ・他県との広域連携による移住プロモーション

和歌山県、奈良県と連携し、関係人口の創出、多拠点居住及び移住定住の促進を図るため、紀伊半島移住プロモーションを実施しました。

実施主体：紀伊半島移住プロモーション事業実行委員会（三重県・奈良県・和歌山県で構成）

事業概要：紀伊半島の地域での新しい「働き方」「暮らし方」「関わり方」を体験したい人を対象に、プログラムを実施 ①地域との共創実践コース（三重県尾鷲市）8名 ②地域の即戦力育成コース（大台町・度会町）4名 参加

- ③ 市町や府内関係部局との会議や研修会を通じて、県と市町の連携を深めるとともに、移住促進に向けた課題や、移住者の定住に向けた交流会の実施状況などの情報共有を行いました。また、移住支援事業については、前年度と同程度の件数が活用されています。令和6年3月末14件（前年同期12件）

## 2 取組の成果

上記の取組を実施したところ、令和5年度1月末現在（令和5年4月1日から令和6年1月31日）の県および市町の施策を利用した県外からの移住者数の県内合計は、435人でした。※前年同期312人

## 令和6年度以降（取組予定等）

- ・移住者のニーズに沿った効果的できめ細かな相談対応が必要であることから、転職希望者など新たな層をターゲットとした相談会やセミナーなどを実施し、相談機会の充実を図ります。
- ・企業と連携した暮らしの魅力PRや、関西圏・中京圏における県独自の移住フェアの開催、マスマディアやSNSを活用した情報発信を市町と連携して実施するとともに、移住交流ポータルサイトの機能向上を図り、情報発信を強化します。
- ・引き続き、市町の担当者会議等を通じて移住者の定着に向けた課題の把握や、移住者と地域をつなぐ人材の育成に取り組むとともに、新たに定住に向けてお試し住宅の整備に取り組む市町や県外からの移住者の空き家リフォーム支援を実施し、移住者を受け入れる態勢の充実に取り組みます。また、東京23区在住者等の地方への移住を後押しする移住支援事業について、引き続き、市町と連携し実施します。

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 地域連携・交通部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

## (2) 地籍調査事業の促進

地籍調査は、土地をめぐる行政活動・経済活動全ての基礎データを築くものであるが、本県における地籍調査の進捗率は全国的にみても大きく立ち遅れおり早急な取組が求められている中で、国の予算の制約や市町における人的資源の不足等により、令和4年度における地籍調査の実施面積は5.4 km<sup>2</sup>と、第7次国土調査事業十箇年計画（令和2年度～11年度）に基づく県計画における目標値7.0 km<sup>2</sup>を下回っており、毎年度目標が達成されていない。

地籍調査の遅れは、円滑な土地利用や今後発生が懸念される大規模災害時の迅速な復旧・復興等に支障をきたすおそれがあることから、地籍調査の進捗率が低い市町や地籍調査を休止している市町に対して重点的に働きかけを行うとともに、国の予算の確保、優先度が高いと考えられる地域の重点化、効率的な地籍調査手法の導入等により、市町において効果的・効率的に地籍調査事業が進むよう支援されたい。

(水資源・地域プロジェクト課)

## 講じた措置

## 令和5年度

## 1 実施した取組内容

効率的・効果的な地籍調査の推進に向けて、市町を対象とした研修会等の開催や、関係部局等との調整を行うとともに、制度改善や予算確保のため国への要望活動を行いました。

- ① 地籍調査の進捗を図るうえで、法務局、財務事務所をはじめ、公有財産管理者や公共事業を所管する部署との連携を円滑に進めるために三重県地籍調査連絡会議を開催し、管轄する法令の解説や留意事項について情報共有しました。
- ② 国、県、市町の約60名の実務担当者に対し、県主催の研修を5月9日に開催し、地籍調査に関する最新法令知識の習得や、実務能力の向上を図りました。
- ③ 県として提言・要望活動を行うとともに、東海ブロック国土調査推進連絡協議会（7月19日）、全国国土調査関係課長会（9月11日）、三重県国土調査推進協議会（11月9日）として、国に対して予算確保や制度拡充に向けた要望活動を行いました。
- ④ 県土整備部が実施する事業の測量成果を国土調査法第19条第5項の指定申請するため、県土整備部とともに、中部地方整備局と調整を行いました。
- ⑤ 県自ら地籍調査の進捗を伸ばしていくために、引き続き、国土調査法第19条第5項の指定申請の試行を行い、国交省の審査を経て、不動産登記法第14条第1項地図として法務局へ送付を行う予定です。
- ⑥ 林地の地籍調査を促進するため、農林水産部が実施する航空レーザー測量や森林組合が実施する森林境界明確化事業の成果の活用について、調整を行いました。
- ⑦ 地籍調査を休止している市町等に対しては、中部地方整備局用地部幹部職員と県幹部職員が市町の首長等幹部職員を訪問し、地籍調査に係る理解向上、地籍調査の再開を促しました。

## 2 取組の成果

みえ元気プランのKPI（重要業績評価指標）の令和5年度の目標値（新たに地籍調査の効率化に取り組んだ市町の割合 40% 8市町／20市町）については、達成しました。（50% 10市町／20市町）

## 令和6年度以降（取組予定等）

- ① 市町に対して、新技術の導入や国直轄事業の成果を活用した地籍調査などを推進するよう、普及啓発や情報提供を行うことで、市町の理解や協力が得られるよう努めます。また、国に対しては、予算確保や市町が活用しやすい制度拡充に向けた要望活動を継続的に行っていきます。
- ② 引き続き、南海トラフ地震等の大規模災害時に備えた防災・復旧対策の推進や、インフラ整備の円滑化など優先度が高いと考えられる地区に重点を置いて取り組むとともに、これまで調査が進んでいない林地での調査や、公共事業で得られる測量成果の活用を図るため、関係部局と一層の連携を図っていきます。また、市町等を対象とした研修会やヒアリング等を通じて効率的な手法の更なる活用を継続的に働きかけることで、市町と連携して効率的・効果的に推進します。
- ③ 地籍調査を休止している市町等に対しては、引き続き、県幹部職員が首長等市町幹部職員を訪問し、地籍調査に係る理解向上、地籍調査の再開を促すとともに、地籍調査の実施に向けた課題等を担当者レベルで調整を行います。

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 地域連携・交通部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

## (3) 生活交通の確保及び活性化

地域公共交通については、人口減少等の影響による移動需要の縮小に加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大や燃料価格等の高騰により、鉄道、バス等の交通事業者は厳しい経営状況にあり、JR関西本線については、令和4年4月にJR西日本によって、地域における移動手段の確保を議論するために課題を共有したいとして公表された輸送密度2,000人未満の路線に該当していることから、地域鉄道や在来線等の利用促進が課題となっている。また、高齢化が進む郊外型団地や交通不便地域において、自動車等の交通手段を持たない高齢者や通学者等のための移動手段の確保が課題となっている。

このため、国、関係府県、沿線市町、地域住民、交通事業者等と連携し、持続可能な公共交通の確保・充実に向け、利用者の裾野を拡大するための事業の実施等、地域鉄道や在来線等の利用促進や利便性向上に取り組まれたい。また、交通不便地域等においては、モデル事業をはじめとした本格運行につながる取組を支援していくことにより、地域の実情に応じた新たな移動手段の確保に取り組まれたい。

(交通政策課)

## 講じた措置

## 令和5年度

## 1 実施した取組内容

関西本線整備・利用促進連盟や三重県鉄道網整備促進期成同盟会の活動を通じて、関西本線や紀勢本線などJR在来線の利便性向上等に向けた要望活動や利用促進策に取り組みました。

また、県、亀山市、伊賀市、JR西日本を構成員とする関西本線活性化利用促進三重県会議において、地域住民に現状を共有するためのパンフレットの配布を実施するとともに、沿線企業等と連携した通勤モニター事業や潜在需要調査を実施し、調査結果を踏まえた利便性向上や利用促進に向けた取組を検討しました。

さらに、利用者の安全性、利便性の向上を図るために、国や沿線市町と連携して、鉄道事業者が実施する施設整備等に対して支援を行いました。

高齢者が運転免許証を自主返納できる環境づくりや、通学をはじめとする若者移動ニーズへの対応に向けて、市町等と連携し、交通不便地域における移動手段の確保に取り組んでいます。

令和5年度は、通院や買い物等の日常生活のために必要な移動手段の確保に向けた取組として5つの取組をモデル事業として選定しました。本年度の取組の成果と課題をふまえ、実証事業の継続や本格運行への移行など、令和6年度の取組について各市町がそれぞれの状況に応じて検討を進めています。

また、国（中部運輸局）、県、市町の交通政策担当課長による合同勉強会を4市町で開催し、市町が抱える課題を共有するとともに、国が持つ知見やノウハウも活用し、解決に向けた方策の検討を進めました。

さらに、地域の実情やニーズの把握を行うため、市町が開催する地域懇談会に参加し、高齢者等の声を直接聞き取る取組を進めており、令和5年9月3日には志摩市主催の地域懇談会に参加しました。

## 2 取組の成果

関西本線活性化利用促進三重県会議で決定した取組を、県・沿線市・事業者が連携して取り組むことで、関西本線の維持・活性化を図りました。

移動手段の確保に向けた各取組により、県民の日常生活の利便性が向上するとともに、県内市町で移動手段確保に取り組む機運醸成が進んでいます。

## 令和6年度以降（取組予定等）

地域鉄道や在来線等の利用促進や利便性向上等にむけた要望活動に引き続き取り組むとともに、令和5年度の調査結果を踏まえ、関西本線活性化利用促進三重県会議を構成する沿線市や事業者等と連携し、利便性向上、利用促進に向けた実証事業等を実施します。

県民の移動手段の確保に向け、市町の地域懇談会に可能な限り参加して地域の実情やニーズの把握に努めるとともに、市町等の移動サービス導入に向けた取組について、令和6年度は予算を増額し、調査から実証事業、定着まで切れ目なく支援します。さらに、これまで実施してきたモデル事業の成果や課題をまとめたマニュアルを活用し、横展開を図ることで、移動手段の確保に取り組む地域の拡大を図っていきます。

## 様式1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 地域連携・交通部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

## (4) 競技スポーツ及び地域スポーツの推進

三重とこわか国体での天皇杯・皇后杯の獲得に向けて、選手やチームの強化、指導者の養成など競技力の向上に計画的に取り組んできた結果、国体の成績や全国大会の入賞数は着実に向上している。また、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向け新たな競技施設が整備されるとともに大会運営に携わる競技役員等の人材が育成されるなど、多くの「スポーツ資源」が各地域に残された。

しかしながら、これまで積み上げてきた競技力を一過性のものとすることなく、維持・向上を図っていく必要があるとともに、選手の強化活動を支援しているパラアスリートについては、専門のコーチや同じレベルの練習パートナーの不足が課題となっている。

このため、引き続きこれまで培ってきたノウハウを活用するとともに、新しい知識や技術を取り入れながら選手、チームに対する支援や優れた指導者の養成を行うことにより安定的な競技力を確保するとともに、パラアスリートについては、個々の選手の状況に応じた効果的で細かな支援に努められたい。

また、各地域のスポーツ資源を有効に活用し、誰もが日常的にスポーツにふれ親しむ機会の拡充や健康づくり、スポーツを通じたまちづくりなどに取り組まれたい。

(競技力向上対策課、スポーツ推進課)

## 講じた措置

## 令和5年度

## 1 実施した取組内容

- ① 令和5年特別国民体育大会（鹿児島国体）での男女総合成績10位台前半（11位～15位）をめざし、競技力向上対策本部を中心に、ジュニア・少年選手、成年選手、指導者といったターゲットごとに強化策を立て、計画的かつ戦略的に選手の活動を支援してきました。
- ② 鹿児島国体の予選会にあたる東海ブロック大会は特に強豪揃いであるため、突破率が上がるようブロック大会に向けた強化活動を集中的に支援してきました。
- ③ 中長期的な観点から本県の競技力を安定的に維持するには、選手の可能性を引き出す優れた指導者の養成が不可欠です。このため、指導者の資質及び指導力の向上や指導者を指導する指導者（コーチデベロッパー）の養成に取り組みました。
- ④ 一定の競技レベルを有し、国際大会や全国大会で活躍が期待されるパラアスリート13名を指定し、その強化活動に要する費用を支援しました。
- ⑤ 「レガシーを活用したみえのスポーツ支援事業補助金」を活用し、大規模大会等を誘致した市町・競技団体や、スポーツ教室等を開催しスポーツの機運醸成を図った競技団体等に対する支援を実施しました。
- ⑥ スポーツ推進月間における「みえのスポーツフォーラム」において、トップアスリートによるトークセッションや、ボッチャなどのスポーツ体験会を実施しました（令和5年9月2日 参加者約300名）。また、すべての人びとがスポーツ・レクリエーション活動を楽しめるよう「みえスポーツフェスティバル」を開催しました。（9月、10月を中心計60種目開催）

## 2 取組の成果

- ① 令和5年特別国民体育大会での男女総合成績は15位となり、みえ元気プランのKPI（重要業績評価指標）の目標（11位～15位）を達成しました。
- ② パラアスリートの全国大会の入賞数は、令和5年度はKPIの目標38件に対し、29件となりました。
- ③ 三重とこわか国体・三重とこわか大会のレガシーを活用し、スポーツを通じたまちづくりに取り組んだ件数（累計）は、令和5年度はKPIの目標24件に対し、累計32件となり、目標を達成しました。  
参考：R4年度16件、R5年度：16件
- ④ 「みえのスポーツフォーラム」や「みえスポーツフェスティバル」などを通じて、すべての人々がスポーツにふれ親しむ機会の拡充を図ることができました。

## 令和6年度以降（取組予定等）

- ① 令和6年第78回国民スポーツ大会での男女総合成績10位台前半（11位～15位）をめざし、引き続き競技団体の行う強化活動を支援します。
- ② 次代を担うジュニア選手の育成が不可欠であることから、選手やジュニアクラブ等を指定し、強化に要する費用を支援するなど、ジュニア選手の強化に取り組みます。
- ③ トップアスリートや指導者の県内定着をめざし、引き続き、県内企業と連携した選手等への就職支援に取り組みます。
- ④ 優れた指導者の養成のため、「チームみえトップ指導者養成事業」において、資質及び指導力の向上を図るとともに、令和4～5年度にかけて養成したコーチデベロッパー（指導者の指導者）を指導者養成講座において活用し、取組の充実を図ります。
- ⑤ 競技力向上対策本部をけん引役とし、これまで培ってきた競技力向上のノウハウを生かし、「みえ元気プラン」で設定した目標達成に取り組みます。
- ⑥ 国際大会や全国大会で活躍できるよう、引き続きパラアスリートの強化活動を支援していきます。
- ⑦ 市町、競技団体などが行う大規模大会等の誘致・開催、競技種目を定着させるための普及イベント等の開催、人材育成などについて、「レガシーを活用したみえのスポーツ支援事業補助金」等により支援し、スポーツの振興やスポーツを通じたまちづくりにつなげます。

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 地域連携・交通部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

## (5) 南部地域の活性化の推進

南部地域では、若者の流出等による人口減少が大きな課題となる中、地域の活性化に向け、南部地域活性化基金の活用により市町等が連携して行う取組を支援してきたが、近年は活用額が減少している。また、市町における関係人口創出の動きの中で、県による「度会県プロジェクト」は令和4年度末で終了した。

このため、引き続き、市町をはじめ、関係部局や団体、民間企業等と連携を図りながら、南部地域活性化基金を有効に活用し、定住の促進や若者の働く場の確保など安心して暮らし続けることができる地域づくりをより効果的に進めるとともに、南部地域ならではの特色ある資源を磨き上げるなどにより、引き続き「関係人口」の創出・深化に取り組まれたい。

特に、東紀州地域においては、令和6年の熊野古道世界遺産登録20周年を見据え、熊野古道伊勢路沿道の市町や（一社）東紀州地域振興公社等、さらには近隣県とも連携し、「拠点滞在型観光」を推進するための受入環境整備や観光情報の発信など観光誘客に取り組むとともに、新たな担い手の確保など持続可能な熊野古道の保全体制の構築に取り組まれたい。

(南部地域振興企画課、東紀州振興課)

## 講じた措置

## 令和5年度

## 1 実施した取組内容

- ① 令和6年度の南部地域活性化基金事業の構築に向けて、より効果的な取組とするため、具体的な事業ごとに7つの検討会を設け、県がコーディネート機能を果たしながら、市町の事業担当者とともに延べ14回の協議を行いました。
- ② 関係人口の創出・深化に向け、鳥羽市及び大紀町において、南部地域出身の学生等による地域課題解決型フィールドワークを実施するとともに、南伊勢町の滝をテーマとして、地域の人びとが滝マニアとともに観光コンテンツとしての磨き上げに取り組みました。
- ③ 熊野古道伊勢路に係る「拠点滞在型観光」を推進するための受入環境整備については、伊勢路沿道周辺の宿泊施設に対して、外国人観光客の受入対応や観光情報提供機能を発揮できるよう研修を実施しました。また、観光情報の発信については、SNSを用いた外国人観光客向けの情報発信を実施したほか、和歌山県田辺市本宮町及び新宮市にPRコーナーを設け、中辺路からの観光誘客を図りました。
- ④ 持続可能な熊野古道の保全体制の構築については、「熊野古道協働会議」の分科会を開催し、持続可能な保全体制づくりについて、関係者と検討を行いました。また、「案内等表記ガイドライン」に基づき、市町や保全団体等が実施する道標等整備に対し、補助金の交付による支援を行いました。

## 2 取組の成果

- ① 令和6年度の基金事業については、空き家バンクの登録推進や南部地域での田舎暮らし体験ツアー実施など、新たな3事業を含む8事業（延べ12市町が参画）を構築しました。
- ② 地域課題解決型フィールドワークを実施した鳥羽市及び大紀町では、学生自らが提案の実現に取り組むことで地域への愛着を一層深めることができたほか、観光コンテンツとしての磨き上げに取り組んだ南伊勢町では、地域住民が滝をめぐるツアーを企画・実施するなど住民による主体的な活動につながりました。
- ③ 熊野古道伊勢路の受入環境整備については、「伊勢路アルベルゲ」の参加事業者53者に対し、研修を実施することで、各事業者の外国人観光客の受入対応の向上や、観光情報提供機能の強化につながりました。また、SNSによる英語の観光情報を発信したことで、外国人観光客の誘客促進に寄与しました。
- ④ 「熊野古道協働会議」の分科会においては、持続可能な保全体制づくり工程表に沿って、令和11年の世界遺産登録25周年までに伊勢路全域で持続可能な保全の仕組みを構築するため、伊勢路全体の保全を統括する組織や担い手確保・資金確保等について、関係者が具体的な意見交換を行いました。また、「案内等表記ガイドライン」に基づき、大台町及び大紀町地内において道標の整備を実施しました。

## 令和6年度以降（取組予定等）

- ① これまで以上に市町や関係部局と連携し、南部地域活性化基金を活用しながら、若者の定着や人口還流、働く場の創出につなげる地域産業の活力向上、関係人口の創出・深化などによる南部地域らしい賑わいの創出に取り組みます。
- ② 東紀州地域においては、令和6年の熊野古道世界遺産登録20周年において、関係市町や（一社）東紀州地域振興公社、奈良県、和歌山県とも連携し、イベントの開催や観光情報の発信等を通じた誘客に取り組むほか、熊野古道伊勢路を良好な状態で未来へ継承していくため、関係団体と連携し、次世代の担い手や活動資金の確保のための取組を進め、持続可能な保全体制の構築を図ります。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 地域連携・交通部

監査の結果

2 財務以外の事務の執行に関する意見

事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 県内市町の令和4年度普通会計当初予算の概要に係る公表資料に誤りがあった。

(市町行財政課)

講じた措置

1 実施した取組内容

市町の当初予算等に関する調書について、骨格予算・暫定予算額と肉付け後の当初予算額を区別して記入するよう様式を見直すとともに、前年度予算額のチェックを徹底しました。

また、複数名でのチェックを徹底すること等について、所属内で注意喚起を実施しました。

2 今後の方針（取組予定等）

引き続き、上記の取組により適正な事務処理に努めていきます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 地域連携・交通部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。  
ア 収入未済

① 収入未済額が令和 4 年度末現在 110,675 円あり、前年度と比べて 110,675 円増加していた。

(桑名地域防災総合事務所)

講じた措置

1 実施した取組内容

令和 4 年 4 月 18 日電気供給契約相手方の破産管財人に破産債権届出書及び相殺通知書を送付し、3 月分の電気料金を弁償金の一部に充当しました。

令和 5 年 10 月 20 日に破産管財人から配当額 0 円の配当額確定通知が届き、令和 5 年 11 月 24 日に開催された債権者集会（任務終了計算報告集会）後、裁判所により同日付けで破産手続の終結が決定されたことから、不納欠損処分の手続きを行い、令和 6 年 2 月 5 日に 110,675 円を不納欠損としました。

2 今後の方針（取組予定等）

不納欠損としたため、特になし。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 地域連携・交通部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。  
ア その他の支出事務

- ① 手数料の事務処理誤りによる歳出戻入を行っていた。 (松阪地域防災総合事務所)  
② 消耗品費の二重払い等の事務処理誤りによる歳出戻入を 2 件行っていた。 (紀南地域活性化局)

講じた措置

1 実施した取組内容

- ① 支出審査時に払込書の十分な確認が行われていないことから、所属内で事例を共有し、改めて、出納員や副務者など複数員によるチェックを徹底するようしました。 (松阪地域防災総合事務所)  
② 指摘のあった支払い時の事務処理誤りについて、課内で共有のうえ注意喚起を実施し、複数員によるチェックの徹底を図りました。 (紀南地域活性化局)

2 今後の方針（取組予定等）

- ① 引き続き上記の取組により適正な事務処理に努めています。 (松阪地域防災総合事務所)  
② 引き続き適正な事務処理に努めています。 (紀南地域活性化局)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 地域連携・交通部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 ① 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 187, 946 円) (南勢志摩地域活性化局) ② 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 148, 214 円、相手 550, 000 円) (南勢志摩地域活性化局)
講じた措置
1 実施した取組内容 所属長から職員に対し、運転の際には細心の注意を払い、再発防止に取り組むよう厳重注意を行ったほか、所属全職員に出納局実施の交通安全研修を受講させました。また、ゆとりを持った出張行程を設定する、同乗者がいる場合には安全確認を協力して行うなど、常に安全運転を心掛けるよう注意喚起を行いました。 なお、②に関しては、業務内容から普段使用しない全長の長い公用車（トラック）を運転した結果、発生した事故であることから、令和 5 年度から防災対策部より予算措置を受け、当該業務を一部委託することで運転頻度を減らしております。
2 今後の方針（取組予定等） 引き続き、会議や交通安全研修などあらゆる機会を通じて職員の交通安全に対する意識の向上を図り、交通事故の未然防止に努めます。

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 防災対策部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

## (1) 防災意識の醸成と効果的な防災情報の提供

南海トラフ地震の近い将来の発生が想定されている中で、激甚化する風水害による被害は全国的に多発しているが、「防災に関する県民意識調査」では、「東日本大震災発生時には防災意識を持ったが、時間の経過とともに危機意識が薄れつつある」と答えた県民の割合は、令和元年度は30.7%であったが、2年度は34.8%、3年度は35.3%、4年度には51.5%になるなど、防災意識の低下が懸念されている。

このため、市町やみえ防災・減災センター等と連携し、次代の地域防災を担う若者をはじめとした防災人材の育成を図るとともに、実践的な防災訓練や啓発イベントに加え、防災研修等のさまざまな機会において災害に関する記録映像を活用するなどにより、防災意識の醸成に取り組まれたい。

また、同調査によると、「防災みえ.jp」を「知らない」と回答した人の割合は、令和2年度は40.0%であったものが、令和4年度には45.5%となるなど認知度が下がってきている。近年は、テレビ、ラジオだけでなくインターネットやSNS等の多様なツールで防災情報が提供されているが、「防災みえ.jp」は、多言語に対応しているとともに、情報を必要とする人に向けたメールやSNS等によるプッシュ型の通知が可能となっている。

このため、必要な情報が必要とする人に迅速かつ正確に提供されるよう、県内における災害・避難情報等の収集に努めるとともに、「防災みえ.jp」の操作性や利便性の向上を図るなど、その特長も生かし、効果的な防災情報の提供に取り組まれたい。

(災害対策推進課、地域防災推進課)

## 講じた措置

## 令和5年度

## 1 実施した取組内容

## (1) 防災人材の育成・地域の防災活動への支援

県と三重大学が共同で設置している「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」において、「みえ防災コーディネーター育成講座」(みえ防災塾)を毎年度開講しています。令和5年度からは、自主防災組織の中で活躍していただく防災人材を増やしていくことを目的に、地元の自主防災組織から推薦を受けた方の優先応募枠を新たに設けました。

また、県内の大学生や高校生を対象とした「みえ学生防災啓発サポーター養成講座」を令和4年度に引き続き開講し、防災に関する知識を学ぶための座学に加え、東日本大震災被災地でのボランティアやこれまで学んだ知識を使って一般募集した子どもたちとともに防災キャンプを行うなどの体験型学習プログラムを実施し、これから地域の防災活動の担い手育成に取り組みました。昨年度の養成講座を修了したサポーターたちは「みえ学生防災啓発サポーター『みえ まもりたい』」として、自分たちで考えた企画で地域のイベント等に参画するとともに、InstagramやX(旧Twitter)などSNSを活用して他の若者に向けて情報発信を行いました。

さらに、防災対策部内に配置した4名の防災技術指導員が、市町や自主防災組織、企業等からの要請を受けて、タウンウォッチング、地区や個人の避難計画作成、防災訓練や避難所運営訓練の実施等への支援を行いました。

(地域防災推進課)

## (2) 啓発イベントの実施

風水害や地震・津波に係るシンポジウムの開催や広報誌等を通じた啓発に加え、これまでの取組では啓発の機会が少なかった方々への啓発を実施するため、令和5年7月から令和6年2月にかけて、特に家族連れが多いショッピングモール等での防災啓発イベント「三重県防災フェス」を開催しました。これまでの啓発イベントは、大雨や地震・津波からの避難促進、消防団や国民保護などに対する理解促進、住宅耐震化の促進等、テーマ別にそれぞれ実施してきましたが、スケールメリットを生かして相乗効果を高めるため、「三重県防災フェス」では、これらのテーマについて一体的に啓発を行いました。

また、来場者により関心を持っていただけるよう啓発手法を工夫し、県独自のわかりやすいチラシの配布や映像資料の活用、気象実験、住宅耐震化に係る振動実験、災害用伝言ダイヤル体験、起震車による地震体験などの体験型啓発、消防団や海上保安庁の制服試着、各ブースでの啓発内容にちなんだクイズラリーを実施しました。

(地域防災推進課)

## (3) 防災情報等の収集・提供

県内における災害・避難情報等は、防災情報プラットフォームを活用し、各市町等から災害・避難状況等の情報を収集し、災害対策本部にて必要な対策を実施するとともに、市町や防災関係機関、報道機関等に迅速に情報提供を行っています。また、県民に適切な避難行動を促すために、「防災みえ.jp」ホームページをはじめ、登録制メールやX、LINE、Yahoo!防災速報など多様なツールを用いて気象に関する情報を提供しています。

「防災みえ.jp」などの利用促進を図るため、より幅広い層の方々に知ってもらえるよう、システムの概要やQRコードを記載したチラシを大型商業施設での防災イベント等で配布したほか、登録制メール及びSNSで配信する防災情報等に「防災みえ.jp」のアドレスを掲載するなど様々な機会をとらえて啓発に取り組みました。また、「防災みえ.jp」については、県内の外国人居住者の状況をふまえ、より多くの外国人に活用していただけるよう、日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語のページに加え、令和5年3月に新たにベトナム語、タガログ語のページを追加しました。登録制メールについては、令和5

年度の同調査で、多くの方がプッシュ型で受け取りたい情報と回答している、「気象情報」、「地震に関する情報」、「避難情報」及び「河川情報」について配信しています。

さらに、線状降水帯等による大雨に関する気象情報をいち早くお知らせし、早期の避難への備えを促すことができるよう、令和6年3月に「線状降水帯等の大雨に関する情報」を登録制メールに追加しました。

(災害対策推進課)

## 2 取組の成果

### ① 防災人材の育成・地域の防災活動への支援

「みえ防災コーディネーター育成講座」を修了した45名を「みえ防災コーディネーター」に認定しました。また、「みえ学生防災啓発サポートー養成講座」を修了した13名を「みえ学生防災啓発サポートー」に認定しました。さらに、防災技術指導員については、防災講話や避難訓練、避難所運営マニュアルや地区的避難計画の作成支援など令和6年3月末までに122件の地域の防災活動への参画・支援を行いました。

(地域防災推進課)

### ② 啓発イベントの実施

令和5年9月に「みえ風水害対策の日シンポジウム」、12月に「みえ地震・津波対策の日シンポジウム」を開催するとともに、令和5年7月から令和6年2月にかけて県内5か所の商業施設で「三重県防災フェス」を開催し、あわせて約1,600人の方に来場いただきました。来場いただいた方からは「本日のイベントに参加し、災害への備えはとても大切だと感じた」「今後もこうした啓発イベントがあれば家族や友人に参加を勧めたい」といった声をいただきました。

(地域防災推進課)

### ③ 防災情報等の収集・提供

登録制メールの登録者数およびSNSの利用者数は、前年と比べて、メール登録者数が1,558人、LINEのお友達登録者数が816人増加し、Xのフォロワー数は1,816人減少しましたが、県が防災情報を提供しているツール全体としての利用者数は558人増加しました。

(災害対策推進課)

種別	令和5年3月末時点	令和6年3月末時点
登録制メール登録者数	42,234人	43,792人
Xフォロワー数	10,175人	8,359人
LINEお友達登録者数	19,901人	20,717人
計	72,310人	72,868人

## 令和6年度以降（取組予定等）

### ① 防災人材の育成・地域の防災活動への支援

引き続き、防災人材の育成や活用、防災技術指導員の派遣による地域の防災活動を支援します。

(地域防災推進課)

### ② 啓発イベントの実施

引き続き、県民の防災意識向上に向けた防災イベントの実施など地域防災力の向上に取り組みます。

(地域防災推進課)

### ③ 防災情報等の収集・提供

「防災みえ.jp」などの利用促進を図るため、「防災みえ.jp」などを紹介したチラシを各種防災イベント等で配布することに加え、より幅広い層の方々に知っていただける機会が増えるようなSNSの活用や配布方法の工夫など効果的な周知方法を検討し、その普及に取り組みます。

また、三重県独自の防災アプリを開発し、防災気象情報や避難所情報等の必要な情報を発信します。

引き続き、県民の皆さんに適切な避難行動を促すことができるよう、様々なツールを活用して、防災情報の提供に取り組みます。

(災害対策推進課)

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 防災対策部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

## (2) 消防団の消防力の充実・強化への取組

南海トラフ地震の近い将来の発生が想定されており、また激甚化する風水害による被害が全国的に多発している状況の中で、災害や非常事態の発生時において地域防災力の中核を担う消防団については、役割は拡大するとともに、地域住民の期待は高まっている。

しかしながら、人口減少・高齢化の進展、被雇用者数の増加などにより、団員数は減少するとともに、若年消防団員が減少し、平均年齢も上昇してきている。

このため、市町や三重県消防協会と連携し、事業者への理解も求めながら、若年層の団員確保に注力するとともに、被雇用者や消防団OB、女性や学生等について、広報や大規模災害時などに活動や役割を限定した機能別消防団員制度を活用し確保するなど、裾野を広げる取組を積極的に進めることで、市町における消防団の消防力の充実・強化に取り組まれたい。

(消防・保安課)

## 講じた措置

## 令和5年度

## 1 実施した取組内容

## ① モデル的な市町の取組（事業）への支援

各市町が実施する消防団活動の普及啓発及び入団促進に関する取組のうち、他市町でも効果が期待できる取組をモデル事業として採り上げ、水平展開を行うことで、県内全域における消防団の充実・強化を図りました。

## ② 広報媒体等を活用した情報発信

マスメディアや電子広告媒体を用いて、消防団員募集に関する情報発信や消防団協力事業所の取組内容を紹介して、世代を問わず広く県民に対し、消防団活動への認知度を向上すべく周知を図りました。

## ③ 被雇用者の入団促進に向けた取組

消防団の入団促進に向け、近年割合が増加している被雇用者が入団しやすい環境整備を促進するため、消防団協力事業所に向けた施策の検討を進めています。

## 2 取組の成果

## ① モデル的な市町の取組（事業）への支援

令和5年度に市町が取り組んだモデル的な事業として、

- ・学生機能別消防団員が行う普及啓発及び入団促進事業【津市・桑名市】
- ・消防フェアにおける入団促進事業【四日市市・南伊勢町】
- ・小中学校の防災教育（小型ポンプの放水体験等）【熊野市・明和町】

がありましたので、各市町へ情報提供して水平展開を図っています。

## ② 広報媒体等を活用した情報発信

令和5年度は、総務省消防庁が実施する「消防団の力向上モデル事業」を活用して、

- ・高校野球三重大会開催中に消防団員募集にかかるテレビCM（スポット）の放映（計50回）
- ・消防団協力事業所（4事業所）がラジオ番組に出演して活動内容等をリポート形式で紹介
- ・近鉄主要駅（桑名、四日市、白子、津）に設置されたデジタルサイネージにおいて消防団員募集にかかる動画の放映

を実施しました。

## ③ 被雇用者の入団促進に向けた取組

「消防団入団促進施策府内検討会」の検討結果を踏まえ、令和5年度から

- ・防災対策部が実施する企画提案コンペにおいて、評価の加点項目に消防団協力事業所の追加
- ・中小企業金融対策事業における「防災・減災対策支援資金」の保証料の軽減措置
- ・「指定管理者募集要項」の「指定管理者（応募者）に協力を求める県の施策」の例に「市町消防団への協力」の明示
- ・「物件関係における総合評価一般競争入札試行要領」に定める総合評価の方法について、評価基準表【一般】（標準例）のうち、技術評価の企業要件にある「地域社会貢献活動」の例に「市町消防団への協力」の明示を実施しています。

## 令和6年度以降（取組予定等）

消防団員の減少を抑えるため、消防団活動の普及啓発を行うとともに、若者や女性、被雇用者等の幅広い層に向けた入団促進、地域コミュニティと一体となった取組や活動環境の改善に向けた取組を行う市町への支援により団員のモチベーションの維持・向上を図ることで、入団促進と退団抑制に繋げます。

また、企業等に対し消防団活動の理解・協力を呼びかけるとともに、理解・協力に取り組む市町に対し支援を行います。

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 防災対策部

監査の結果	
1 事業の執行に関する意見 (3) 市町における防災・減災対策に対する支援 市町における防災・減災対策については、これまで、地区防災計画や津波避難計画さらには避難行動要支援者の個別避難計画等の作成支援を行っている。また、市町の図上訓練等については、訓練内容の企画・立案や運営等の支援に取り組むとともに訓練に参加するなど連携強化等にも取り組んでいるが、災害時において県と市町が一体となった災害対策活動を行うためには、平常時からの切れ目のない連携が必要である。 このため、令和4年12月に総括支援員等を新たに設けるなど体制を強化した三重県災害対策本部緊急派遣チームについては、地域防災総合事務所及び地域活性化局とも連携し、大規模災害発生時に被災市町のニーズ把握等の機能を十分果たせるよう、継続的な研修及び実効性のある訓練等に取り組まれたい。 また、避難を必要とする全ての人が適切に避難できるよう、津波避難タワーや避難路等の津波避難施設の整備、夜間等の避難が困難な状況にあっても確実に避難できる体制の確立などの避難対策について、令和5年3月に策定した「三重県防災・減災アクションプラン」に基づきハード、ソフトの両面から着実に支援を進められたい。	
(災害即応・連携課、地域防災推進課)	
講じた措置	
令和5年度 1 実施した取組内容 ① 緊急派遣チームへの研修及び訓練の実施 令和5年度から本格運用を開始した現体制での緊急派遣チーム登録職員に対する研修は、各市町担当職員との顔合わせを兼ねた集合研修と、防災情報システムの操作研修の2種類の研修を実施しました。 集合研修は、緊急派遣チームの担う役割についての認識を深めるとともに、地域防災総合事務所及び地域活性化局職員や市町担当職員と一緒に、実際に派遣される市町のハザードマップ等を用いながら状況予測型図上演習を行うことで、担当職員間の顔の見える関係を構築するなど、実効性のある研修を実施しました。 防災情報システムの操作研修では、実際の防災情報システムへの入力作業を訓練環境で実施し、操作練度の向上も図りました。 また、9月に実施した第1回県総合図上訓練においては、全29市町の緊急派遣チームを実際に派遣（15チームは市町へ派遣、14チームは県地域庁舎へ派遣）して訓練に参加したほか、各市町が実施する図上訓練等に緊急派遣チーム登録職員が地域防災総合事務所及び地域活性化局職員とともに参加するなど、運用体制の強化や練度の向上を図りました。	
(災害即応・連携課)	
② 市町が実施する避難対策の取組への支援 県では、発生の切迫性が高まっている南海トラフ地震や、頻発・激甚化している豪雨災害等の大規模災害に備え、県民の命と暮らしの安全・安心を守るため、地域減災力強化推進補助金による財政支援を通じて、市町の避難の取組を支援しました。 特に今年度からは、地震発生から津波到達までに時間的猶予がない地域の住民が確実に避難できるよう、財政事情等により整備が十分でない市町の津波避難施設等の整備に対して、重点的な支援を開始しました。 具体的には、理論上最大クラスの南海トラフ地震において、概ね15分以内に30cmの津波の浸水が始まる市町が取り組む津波避難タワーなどの津波避難施設や避難路整備等に対して地域減災力強化推進補助金を交付する制度を創設しました。	
(地域防災推進課)	
2 取組の成果 ① 緊急派遣チームへの研修及び訓練の実施 台風第7号接近時の令和5年8月14日から15日にかけて、尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町及び紀宝町へ情報連絡員10名を派遣し、市町の被害状況や要請事項等の情報収集を行い、その情報をもとに排水ポンプ車を派遣するなど、市町の災害対応を支援しました。	
(災害即応・連携課)	
② 市町が実施する避難対策の取組への支援 地域減災力強化推進補助金では、住民の適切な避難行動につなげ、命を守るために、「自然災害への理解促進」、「防災情報の適切な伝達」、「避難行動につながる『共助』の取組の促進」の取組と環境整備を補助対象としています。 令和5年度においては、ハザードマップの作成、風水害に関する研修会の開催、一人ひとりの避難計画の作成とともに地域での避難対策を検討する「Myまっぷラン」のワークショップ等の開催などのソフト対策への支援や、県民の適切な避難行動を促進する環境整備として津波避難施設、避難路、蓄電式避難誘導灯の整備に取り組む市町に対し補助金を交付し、市町の避難対策が進みました。	
(地域防災推進課)	
令和6年度以降（取組予定等） ① 緊急派遣チームへの研修及び訓練の実施 引き続き、地域防災総合事務所及び地域活性化局とも連携し、訓練や実災害への派遣を通じて、運用体制の強化や練度の向上を図ります。	
(災害即応・連携課)	
② 市町が実施する避難対策の取組への支援 引き続き、地域減災力強化推進補助金の活用を促進し、市町の取組を支援し、避難を必要とする全ての人々が適切に避難できるよう取組を進めます。	
(地域防災推進課)	

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 医療保健部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

## (1) 医療分野の人材確保

本県の人口 10 万人あたりの医師数は、令和 2 年 12 月末現在で 231.6 人（全国 35 位）と全国平均の 256.6 人を下回っており、診療科別では、麻酔科、救急科等が全国最下位となっている。厚生労働省が設定した医師偏在指標では、本県は「医師少数都道府県」とされ、また、東紀州圏域は「医師少数区域」に分類されているとともに、三重県医師確保計画では局所的に医師が少ない地域を「医師少数スポット」と定めている。

このため、医師については、引き続き、医師修学資金の貸与等により県内医療機関で勤務する医師数の確保に取り組むとともに、三重県地域医療支援センターの「キャリア形成プログラム」の運用を促すことなどにより、「医師少数スポット」を含めた地域偏在及び診療科偏在の解消に取り組まれたい。

一方、本県の人口 10 万人あたりの看護師数は、令和 2 年 12 月末現在で 1,009.2 人（全国 35 位）と全国平均の 1,015.4 人を下回っており、看護職員の離職率も増加している。

このため、看護職員については、引き続き、働きやすい職場環境づくりに取り組み、人材確保、定着促進、離職率改善等を図るとともに、三重県ナースセンターでの就業斡旋や届出制度「とどけるん」の周知と活用により、潜在看護職員の復職促進に努められたい。

(医療人材課)

## 講じた措置

## 令和 5 年度

## 1 実施した取組内容

- ① 医師の確保については、「三重県医師確保計画」に基づき、県内の医師不足地域等で医師として一定期間勤務することにより貸与額を返還免除する三重県医師修学資金の貸与を実施するとともに、三重県地域医療支援センターのキャリア形成プログラムの活用などを働きかけました。また、地域医療対策協議会や医師派遣検討部会において、医師の偏在解消に向けた検討を行いました。
- ② 看護職員の確保については、看護職員修学資金貸与制度を活用し、看護学生の県内就業の促進を図りました。また、三重県ナースセンターでは免許保持者による届出制度「とどけるん」を周知し、ナースセンターへの登録を促すとともに、ハローワークにおける移動就労相談や再就職に向けた無料の就業斡旋、復職に対し必要な研修等を実施しました。

働きやすい職場環境づくりに向けた支援については、三重県医療勤務環境改善支援センターにおいて、勤務環境等の改善に向けた医療機関の自主的な取組を支援するとともに、看護職員をはじめとした医療従事者が安心して働き続けられるよう、病院内保育所の運営支援を行いました。

(医療人材課)

## 2 取組の成果

- ① 三重県医師修学資金貸与について面接等による選考のうえ、47 人に新規貸与を行った結果、貸与者の累計が 907 人となりました。また、新専門医制度については、臨床研修 2 年目の医師修学資金貸与者に対し、三重県地域医療支援センターのキャリア形成プログラムの活用などを働きかけた結果、県内の専門研修プログラムに登録した専攻医数は、89 人（令和 5 年度研修開始）となりました。
- ② 三重県看護職員修学資金制度の運用により、令和 5 年度は新たに 23 人に貸与を行いました。また、三重県ナースセンターにおいて、就業斡旋や研修等を実施した結果、381 人（令和 6 年 2 月末現在）が就職しました。

三重県医療勤務環境改善支援センターにおいて、医療機関からの相談に延べ 218 件（令和 6 年 2 月末現在）対応しました。また、病院内保育施設の運営に対する支援を行うため、病院内保育所 27 施設に対して運営補助を行いました。

(医療人材課)

## 令和 6 年度以降（取組予定等）

- ① 「三重県医師確保計画」に基づき、医師修学資金貸与制度の運用や、三重県地域医療支援センターにおいて地域枠医師や医師修学資金貸与者に対するキャリア形成支援と医師不足地域への派遣調整を一体的に進めるなど、医師の総数確保や偏在解消に取り組みます。
- ② 三重県看護職員需給推計の結果をふまえ、看護職員修学資金貸与制度の運用や、三重県ナースセンターへの登録促進等により、看護職員の総数確保や、偏在解消に係る取組を進めるとともに、病院内保育所の設置や運営支援等により勤務環境の改善を推進し、看護職員の定着の促進に取り組みます。

(医療人材課)

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 医療保健部

監査の結果	
1 事業の執行に関する意見	
(2) 介護施設サービスの充実及び介護人材の確保	
<p>介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数は、令和3年度の178人から令和4年度は96人に減少しているが、特別養護老人ホームの整備定員数は令和5年度末の目標11,384床に対し令和4年度末で10,882床となっており、施設建設費の高騰や介護人材の不足等により、「みえ高齢者元気・かがやきプラン」(令和3年3月)の計画どおりに進んでいない。</p> <p>また、令和4年度の県内有効求人倍率は、全業種が1.40倍のところ介護分野に限ると4.09倍と高く、介護関係職の求人充足率はわずか10.1%となっている。介護人材需給推計によると、団塊の世代が75歳以上となる令和7年には、更に供給不足が見込まれるなど介護人材確保は喫緊の課題である。</p> <p>このため、施設サービスの必要性が高い高齢者に、良質な福祉・介護サービスが提供されるよう、引き続き、地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等の整備に係る支援、福祉人材センター運営事業等による介護人材の安定的な確保や資質の向上、ICTや介護ロボットの導入等による業務の効率化等、関係機関と連携して取り組まれたい。</p>	
(長寿介護課)	
講じた措置	
令和5年度	
1 実施した取組内容	
<p>(1) 介護施設サービスの充実のため、次の取組を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホームの入所に当たって、「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」に沿った適切な入所決定が行われるよう、25施設の調査を実施し、指針の適切な運用について助言等を行いました。</li> <li>・介護保険事業支援計画に基づく施設整備の促進のため、令和4年度に選定した令和5年度整備対象事業者に対し適正に施設整備が施工されるよう助言・指導等を行いました。また、令和6年度の整備計画の募集に際しては、施設整備を予定している事業者を対象に説明会を開催しました。</li> </ul> <p>(2) 介護人材の確保と資質の向上のため、次の取組を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県福祉人材センターにおいて、無料職業紹介や就職フェアの開催、求人と求職のマッチング支援、小中高校生等への福祉・介護の魅力発信、介護職員初任者研修の開催による資格取得支援と就職支援、潜在的有資格者の掘り起こし、介護未経験者に対する入門的研修、小規模事業所へのアドバイザー等の派遣、働きやすい介護職場応援制度の運用などの取組を実施しました。</li> <li>・社会福祉施設職員の資質向上を図るために、社会福祉研修センター事業に対し補助を行いました。</li> <li>・介護福祉士養成施設や福祉系高校で介護福祉士資格の取得をめざす学生の修学資金、実務者研修受講資金、離職した介護人材の再就職準備金、他業種から転職する際に必要な就職準備金の貸付事業を実施し、新たな人材の参入促進と離職した人材の呼び戻しを図りました。</li> <li>・経済連携協定(EPA)に基づき入国した外国人介護福祉士候補者に対して、日本語学習等の支援を行いました。</li> <li>・外国人技能実習生等の介護技能向上のための集合研修を実施し、円滑に就労・定着できるよう支援しました。</li> <li>・介護福祉士資格の取得をめざす外国人留学生向けに介護施設等が整備する奨学金制度を支援しました。</li> <li>・地域医療介護総合確保基金を活用した三重県介護従事者確保事業費補助金により、多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・待遇の改善に取り組む市町・介護関係団体を支援するとともに、介護施設等におけるICTや介護ロボットの導入を支援しました。また、介護人材確保・定着に向けて、行政や職能団体、事業者団体との連携を図るため、介護人材確保対策連携強化協議会を開催しました。</li> <li>・介護現場における多様な働き方導入モデル事業を実施するとともに、三重県福祉人材センターに介護助手等普及推進員を配置し、介護助手の導入等により介護現場において多様な働き方が可能となるよう取り組みました。</li> <li>・介護職員の待遇改善に向けて、介護職員待遇改善加算等の新規取得を促進するため、介護サービス事業所向けの研修会の開催や、社会保険労務士等による個別訪問に取り組みました。</li> </ul>	
(長寿介護課)	
2 取組の成果	
<p>(1) 特別養護老人ホームへの調査の実施によって、入所基準の適切な運用を促すことができました。</p> <p>介護保険事業支援計画に基づき、令和5年度は、特別養護老人ホーム1施設(創設80床)の施設整備が行われています。</p> <p>(2) 福祉・介護人材確保のために就職フェアを4回開催し、求職希望者延べ247人、求人法人延べ158法人に対してマッチング支援を行いました。</p> <p>外国人留学生向けに介護施設等が整備する奨学金制度について、外国人留学生102人(令和6年1月末時点)を対象として補助を行いました。</p> <p>ICTや介護ロボットの導入を希望する195事業所に対し、三重県介護従事者確保事業費補助金の交付決定を行いました。</p> <p>介護職員待遇改善加算等の新規取得を促進するため、介護サービス事業所向けの研修会を2回開催するとともに、社会保険労務士等による個別訪問を19回行いました。</p>	
(長寿介護課)	

令和6年度以降（取組予定等）

① 特別養護老人ホームの入所に当たっては、施設サービスを受ける必要性が高い方が優先的に入所できるよう、引き続き施設に対する調査を実施し、「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」の適切な運用を促していきます。

整備計画の募集に当たっては、事業者に対する説明会の開催や施設基準に関する助言などの支援を行なうほか、介護人材の確保の見込みについて確認を行うことにより、介護保険事業支援計画に基づく施設整備を推進していきます。

② 介護人材の確保と資質の向上のため、若者や離職者等への取組を引き続き実施していきます。また、元気な高齢者、外国人等の多様な人材の介護分野への参入や定着を図る取組を実施していきます。

令和5年度に実施した外国人介護人材受入実態調査事業のアンケート結果を踏まえて、外国人介護人材の確保に係る取組を実施していきます。

介護現場の生産性向上のため、介護施設等におけるICTや介護ロボットの導入支援を引き続き実施していきます。

令和6年度介護報酬改定により見直される介護職員処遇改善加算等への移行や新規取得を促進するため、介護サービス事業所向けの研修会の開催や社会保険労務士等の専門家派遣、相談窓口設置の支援を行います。

また、介護職員の処遇改善を図るため、国の補正予算を活用して、介護サービス事業所等に対して介護職員処遇改善支援補助金を交付します。

(長寿介護課)

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 医療保健部

監査の結果	
1 事業の執行に関する意見	(3) 感染症対策の推進
<p>令和4年6月からの新型コロナウイルス感染症第7波においては「B.A.5対策強化宣言」を発出し、10月からの第8波では「医療ひつ迫防止アラート」を発出するなど、県民や事業者に基本的な感染対策の徹底を呼びかけるとともに、三重県検査キット配布・陽性者登録センターの設置、社会的検査や無料検査の実施、ワクチン県営集団接種会場の設置、患者受入病床の増床や宿泊療養施設の増室等、各種体制の整備が図られた。</p> <p>これらの取組もあり、新規感染者数や病床使用率等が減少傾向となり感染状況が落ち着く中で、令和5年5月から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたが、今後の新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症の拡大については予断は許されず、また、令和4年12月に成立した改正感染症法により、「三重県感染症予防計画」については、新興感染症に対応するため令和5年度末までに改定することが求められている。</p> <p>このため、5類感染症への変更後において、再び社会に混乱が生じることのないよう予防・検査・医療提供等、流行状況に合わせた万全の体制を構築するとともに、新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組や課題を踏まえ、三重県感染症予防計画の改定を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(感染症対策課、感染症情報・検査プロジェクトチーム、医療体制整備・調整プロジェクトチーム、宿泊・自宅療養プロジェクトチーム)</p>	
講じた措置	
令和5年度	
<p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 感染症法上の位置付けが5類感染症に変更された令和5年5月8日以降、医療提供体制や入院調整、各種公費支援等、適切な経過措置を講じながら段階的に移行を進めました。</li> <li>② 外来対応医療機関（いわゆる発熱外来）については、県ホームページ等で案内するとともに、対応できる医療機関の拡大に向けて取り組みました。</li> <li>③ 病床確保については、4~9月は最大591床の病床を確保しました。10月以降は感染拡大時には病床を確保し、感染が拡大していない平時には通常医療と同様に確保病床によらない入院受入れを進めました。</li> <li>④ 入院調整については、令和5年5月8日以降は医療機関間における調整を原則とし、みえ入院調整支援システムを通じた入院受入れ可能な医療機関の情報提供等の支援を行うとともに、医療機関間での調整が不調となった場合に、県が調整の支援を行いました。</li> <li>⑤ クラスター対策については、集団感染等のリスクが高い高齢者施設等の従事者を対象とした社会的検査を継続するとともに、高齢者施設等で集団感染が発生した場合には、感染症の専門家と協力しながら必要に応じて感染対策指導を実施しました。</li> <li>⑥ 発熱時等の受診相談については、引き続き、「受診・相談センター」を設置しました。</li> <li>⑦ 発生動向の把握については、定点医療機関による定点把握での週1回の公表を行うとともに、ゲノム解析についても、県内の医療機関の協力のもと実施しました。</li> <li>⑧ 市町が行うワクチン接種の円滑な実施に向けて情報提供や調整等を行うとともに、ワクチン接種に関するコールセンターを、引き続き設置しました。</li> <li>⑨ 改正感染症法に基づき、各関係団体等で構成する「感染症対策連携協議会」での意見等をふまえて、「三重県感染症予防計画」の改定を進めました。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(感染症対策課、感染症情報・検査プロジェクトチーム、医療体制整備・調整プロジェクトチーム、宿泊・自宅療養プロジェクトチーム)</p> <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 令和6年4月からの通常の医療提供体制等の完全移行に向け、激変を緩和しました。</li> <li>② 関係団体の協力も得ながら、外来対応医療機関に未指定の医療機関に対し新規意向調査を実施するなど、対応できる医療機関の拡大に向けて取り組みました。（R5.4.1時点：693医療機関⇒ R6.3.31時点：806医療機関）</li> <li>③ 確保病床による患者の受入を原則としていましたが、10月以降は病床確保によらない患者の受入を原則とし、在院者（入院患者）が増加した際に、重症患者数の推移等の状況に応じて、適正に病床を確保しました。（10月以降最大78床）</li> <li>④ 医療機関間にて入院調整が円滑に行われるとともに、県において入院調整の支援（1件）を行いました。</li> <li>⑤ 社会的検査（5月7日までPCR検査69,620件、5月8日以降の抗原定性検査1,090,142件）を実施し、感染者の早期発見やクラスター発生の未然防止を図るとともに、クラスター発生時には感染拡大の防止を図るなど、クラスターに適切に対処しました。</li> <li>⑥ 「受診・相談センター」において、外来対応医療機関の案内や健康相談等に適切に対応しました。（相談対応件数：18,026件、うち受診・健康相談13,829件：R6.3.31時点）</li> <li>⑦ 発生動向の把握やゲノム解析を行い、県民への情報発信や注意喚起等に活用しました。</li> <li>⑧ 希望する方が安心して接種できるよう、ワクチン接種ポータルサイト等にて情報発信を行うとともに、「ワクチン接種ホットライン」および「ワクチン副反応相談窓口」において、相談等に適切に対応しました。（接種相談件数：2,138件、副反応相談件数：1,282件：R6.3.31時点）</li> </ul>	

⑨ 令和6年3月に「三重県感染症予防計画」を改定し、平時から新興感染症の発生・まん延に対応可能な保健・医療提供体制の構築に取り組みました。

(感染症対策課、感染症情報・検査プロジェクトチーム、  
医療体制整備・調整プロジェクトチーム、宿泊・自宅療養プロジェクトチーム)

令和6年度以降（取組予定等）

令和5年度末で新型コロナの特別対応は原則終了となり、令和6年4月以降は通常の医療提供体制へ完全移行となります。医療提供体制のひつ迫や制度変更による混乱が生じないよう、県独自の対応として、感染状況（県内病院全体の在院者数）の把握や電話相談窓口等を当面の間継続します。

(感染症対策課、感染症情報・検査プロジェクトチーム、  
医療体制整備・調整プロジェクトチーム、宿泊・自宅療養プロジェクトチーム)

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 医療保健部

監査の結果	
1 事業の執行に関する意見	(4) 生きづらさを抱える人の支援体制づくり 令和4年3月に策定した「三重県ひきこもり支援推進計画」においては、「ひきこもり地域支援センター」（以下「センター」という。）は、精神保健に係る専門相談、支援者のスキルアップ、関係機関とのネットワークづくり等を担う機関として位置づけられ、ひきこもり当事者や支援者からの専門的な相談に応じるとともに、正しい知識や対応方法を学ぶ家族教室や支援者向けのスキルアップ研修を実施している。また、市町や関係機関で構築する「ひきこもり支援ネットワーク会議」を設け、事例検討会等を開催するなど、支援に係る関係機関との連携強化や機能の充実を図っている。 当事者は、相談機関に自ら相談に赴くことが難しく、当事者やその家族を早期に相談機関につなげる必要があるが、センターの周知が不足していること、身近な相談機関である市町や関係機関とセンターの連携が十分でないこと、「ひきこもり支援ネットワーク会議」等における課題共有や方向性の検討が不十分であることなどから、センターにおける相談件数は他の都道府県に比べ少なく、相談者が必要な支援サービスにつながりにくい状況にある。 このため、センターの周知を図るとともに、「ひきこもり支援ネットワーク会議」を有効に活用し事例検討会を重ねるなど市町や関係機関との関係づくりを強化し、必要に応じて市町等職員による当事者への訪問にセンター職員が同行するなど、相談体制の充実に取り組むことにより支援体制の強化に努められたい。 (健康推進課)
講じた措置	
<u>令和5年度</u>	
1 実施した取組内容	令和4年度に設置した「多職種連携チーム」による支援を継続して実施するとともに、市町等において対応が困難な場合には、必要に応じてセンター職員が市町や関係機関の職員と同行訪問するなど、連携して継続的な支援に取り組みました。また、令和5年7月からは、ひきこもりに関する専門電話相談の日数や時間を拡充するなど相談体制の強化を図りました。 センターの周知については、ホームページやSNSでの案内やリーフレットを各関係機関に配布して周知を行いました。また子ども・福祉部と連携して、市町のひきこもり支援担当者等との意見交換を実施し、センターの取組内容や相談体制について説明を行うとともに、センターで実施する各種研修会、ネットワーク会議においても相談窓口周知のためのチラシを配布しました。 「ひきこもり支援ネットワーク会議」については、北勢・南勢の2地域で地域別ネットワーク会議を開催し、年度末には県全体を対象としたネットワーク会議を開催しました。 (健康推進課)
2 取組の成果	多職種連携チームによる支援の結果、「家族が安心することで本人の表情が柔らかくなり、徐々に家族との会話ができるようになった」、「ほとんど自室で過ごしていたが家事の手伝いができるようになった」、「自分の気持ちを話すことができた」などの声をいただいているところです。 また、相談体制を拡充し、センターの周知を行った結果、令和5年度の相談件数は令和4年度と比較して増加傾向にあります。 「ひきこもり支援ネットワーク会議」では、事例検討を通じて各地域における課題共有や支援の方向性の検討を行い、ひきこもり当事者や家族への支援に携わる関係機関の連携強化・支援体制の充実につながりました。 (健康推進課)
<u>令和6年度以降（取組予定等）</u>	
引き続き、子ども・福祉部と連携して、ひきこもり支援の取組の周知をしていきます。また、「ひきこもり支援ネットワーク会議」において、今後も事例検討や情報共有を重ねるなど、市町や関係機関との顔の見える関係づくりを強化していきます。 (健康推進課)	

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 医療保健部

監査の結果	
2 財務以外の事務の執行に関する意見	事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。
(1) 委託業者による個人情報の漏えい事案があった。	(長寿介護課)
(2) 新型コロナウイルス感染症に係る死亡者数の公表に誤りがあった。	(感染症情報・検査プロジェクトチーム)
(3) 新型コロナウイルス感染症に係る陽性者の調査と公表に漏れがあった。	(感染症情報・検査プロジェクトチーム)
(4) 県広報紙の記載内容に誤りがあった。	(薬務課)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
(1) 委託業者に対してメール送信する場合は、送信前にダブルチェックを実施したうえで、BCCでの送信を行うよう再度指導を徹底するとともに誤送信防止システムの導入等の検討も含め、再発防止対策を講じるよう指導しました。	(長寿介護課)
(2) 患者情報プロジェクトチームから毎日全保健所へ翌日に公表する死亡事例の有無について電話で確認するとともに、医療体制整備・調整プロジェクトチームへ退院者の退院理由の確認を行うこととしました。	(感染症情報・検査プロジェクトチーム)
(3) システムに入力された発生届を見逃した事例があったことから、とりまとめ結果を各保健所と共有し、各保健所において複数名でのチェック体制をとるなど、基本的なチェックを実施するとともに、発生届の移管を受けた保健所が対応を漏らした事例があったことから、各保健所と患者情報プロジェクトチーム間の連絡は、県の共有データベースシステムを通して行う方法に改めました。	(感染症情報・検査プロジェクトチーム)
(4) 「新型コロナウイルス感染症に感染された方の献血可能時期」の記載について、原稿を作成する際に根拠となる厚生労働省の通知からの転記を誤り、その後の校正作業においても、通知との突合及び関係機関への確認が十分に行われなかったことが原因と考えられます。このことから、原稿作成・校正時には根拠資料との突合、関係機関との密な連携、記事にかかる事業の担当者以外の職員を含めた複数名体制での確認等を行うなど記事内容の確認の徹底を図り、再発防止に努めました。	(薬務課)
2 今後の方針（取組予定等）	
(1) 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。	(長寿介護課)
(2) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたことに伴い、死亡事例の把握・公表が行われなくなりましたが、今後とも公表資料については、内容等を十分に確認していきます。	(感染症情報・検査プロジェクトチーム)
(3) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたことに伴い、感染者の全数把握・公表が行われなくなりましたが、今後とも公表資料については、内容等を十分に確認していきます。	(感染症情報・検査プロジェクトチーム)
(4) 同様の事案が再度発生しないよう、引き続きチェック体制の強化や職員への周知徹底を図り、適正な事務処理に努めます。	(薬務課)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 医療保健部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(1) 収入に関する事務	
	収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
ア 収入未済	
① 収入未済額が令和4年度末現在 10,653,234円であった。	(医療人材課、長寿介護課、津保健所、保健環境研究所)
② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。	(健康推進課、医療人材課、感染症対策課)
講じた措置	
2 実施した取組内容	
ア 収入未済	
①② (看護師養成貸付金返還金)	
・医療保健部債権管理マニュアルに基づき、回収促進に取り組みました。	
・部長を会長とする「医療保健部所掌未収金対策会議」を開催し、債権処理計画（未収金の回収・整理目標）を決定、公表しました。	
・決定した債権処理計画に基づき、計画的な債権回収に努めました。特に徴収強化月間には、電話、文書による催告の強化や連帯保証人に対する催告を行い未収金の回収と新たな未収金の発生防止に努めました。	
・期限までに納付を行えなかった債務者に対して面談、訪問を行い、改めて納期限を設定したうえ、返還計画書を作成し、計画的な債権回収に努めました。	(医療人材課)
① (高齢者住宅整備資金貸付金元利収入)	
・医療保健部債権管理マニュアルに基づき、回収促進に取り組みました。	
・決定した債権処理計画に基づき、計画的な債権回収に努めました。特に、徴収強化月間には、電話、文書による催告の強化を行い、未収金の回収に努めました。	(長寿介護課)
①② (被爆者健康管理手当返還金)	
・平成31年4月より債務者に対し電話にて返還交渉を実施していましたが、令和2年3月から、架電するも不通により連絡が取れない状況となり、債権処理計画の回収目標を達成できませんでした。	(津保健所、健康推進課)
①② (雑入(違約金))	
・債権者集会における財産状況報告書により、破産者が有する資産の換価業務が完了したことを確認しました。その後、違約金1,275,856円のうち配当金390,969円が収納され、令和5年12月5日官報により、破産手続が終結したことを確認しました。未収金の残金884,887円については令和6年2月7日付けて不納欠損処理を行いました。	(保健環境研究所、感染症対策課)
3 今後の方針（取組予定等）	
ア 収入未済	
①② (看護師養成貸付金返還金)	
・「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」、「三重県公債権の徴収に関する条例」及び「医療保健部債権管理マニュアル」に基づき、未収金の適切な回収・整理による管理を行います。	
・医療保健部所掌未収金対策会議において年度当初に債権処理計画を立て、この計画に基づき計画的に、催告、督促、訪問徴収等を行い、未収金の発生防止と減少に努めます。	
・債務者や連帯保証人が死亡している債権については、相続関係を調査し、催告対象者を拡大していきます。	
・滞納している債務者に対して、分割納付等により返済計画書の作成を指導し、計画的な債権回収を図っていきます。	(医療人材課)
① (高齢者住宅整備資金貸付金元利収入)	
・「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」及び「医療保健部債権管理マニュアル」に基づき、未収金の適切な回収・整理を行います。	
・引き続き、債権の適正な管理に努めています。	(長寿介護課)
①② (被爆者健康管理手当返還金)	
・債権処理計画の回収目標を達成すべく、住民票の写し等により債務者の現住所を確認し、状況に応じて訪問による返還交渉も検討していきます。	(津保健所、健康推進課)
①② (雑入(違約金))	
・引き続き、債権の適正な管理に努めています。	(保健環境研究所、感染症対策課)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 医療保健部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(2) 支出に関する事務	支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
ア 業務委託	<p>① 【結核接触者健康診断等業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 執行伺いを作成していなかった。</li> <li>・ 予定価格を作成していなかった。</li> <li>・ 随意契約理由が適切でなかった。</li> </ul> <span style="float: right;">(松阪保健所)</span>
② 【薬物相談ネットワーク整備事業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 執行伺いを作成していなかった。</li> </ul> <span style="float: right;">(こころの健康センター)</span>
③ 【医師派遣業務委託】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査日及び検査員の記録がなかった。</li> </ul> <span style="float: right;">(こころの健康センター)</span>
④ 【バイオクリーン・バイオセーフティ設備及び排気燃焼装置保守点検業務委託】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 執行伺いを作成していなかった。</li> </ul> <span style="float: right;">(保健環境研究所)</span>
⑤ 【三重県保健環境研究所清掃業務委託】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債務負担行為を適切な時期に設定していなかった。</li> </ul> <span style="float: right;">(保健環境研究所)</span>
イ 補助金等	
① 【三重県新型インフルエンザ等患者入院医療機関等施設・設備整備事業補助金】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査日及び検査員の記録がなかった。</li> </ul> <span style="float: right;">(感染症対策課)</span>
ウ その他の支出事務	
① 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。	(保健環境研究所)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
ア 業務委託	<p>① 事業担当課及び経理担当課で、「契約事務の手引き」を再度確認しました。令和5年度の契約については、会計規則に基づいた事務処理を行いました。</p> <span style="float: right;">(松阪保健所)</span>
② 薬物相談ネットワーク整備事業にかかる協働事業委託の執行については、契約の手続きを熟知していなかったことから当該事案が発生したため、協働事業委託の手続きについての取り扱いを職員同士で確認し理解したうえで実施しました。	(こころの健康センター)
③ 医師派遣業務委託にかかる検査日及び検査員の記録については、新たに「検査記録調書」を作成し、検査の実施及び検査員の確認を実施しています。	(こころの健康センター)
④ 委託業務の実施にあたって、見積書提出依頼の伺いを執行伺いとして扱っていました。見積書の徴収は、執行伺いを行うことによりはじめて行うことができるものであることを会計事務の手引きで再度確認し、課内で共有をしました。	(保健環境研究所)
⑤ 当該案件については、12月補正予算で債務負担行為追加の補正を行っていましたが、議決を待っていては契約事務が間に合わないことから、契約準備行為により議決前に契約手続きを開始していました。債務負担行為の設定を行うものについては、契約準備行為の対象となっていないため、契約準備行為を実施することが出来ないことを会計規則運用方針で確認し、課内で共有しました。	(保健環境研究所)
イ 補助金等	
① 課内及び関連補助金の担当者に対し検査日及び検査員の記録の必要性を周知するとともに、記載漏れがないかどうかすべての文書の再確認を行いました。	(感染症対策課)
ウ その他の支出事務	
① 産業廃棄物等の収集運搬及び処分にかかる業務委託において、落札決定後に業者が一部の廃棄物についての収集運搬の許可を得ていないことが判明したため入札を中止しました。落札決定の際に提出された許可証の内容を十分に確認しなかったことが原因であるため、複数人での確認を徹底するとともに、課内で事例を共有し再発防止に努めました。	(保健環境研究所)
2 今後の方針（取組予定等）	
ア 委託業務	
① 複数の職員によるチェックにより、適正な事務処理に努めます。	(松阪保健所)
② 協働事業委託の執行にかかる手続きについては、取り扱いの手続きを職員同士で確認し、理解したうえで、手続きを実施していきます。	(こころの健康センター)
③ 医師派遣業務委託の検査日及び検査員の記録については、「検査記録調書」を用いて、検査日及び検査員の記録確認を徹底していきます。	(こころの健康センター)
④ 引き続き適切な事務処理に努めます。	(保健環境研究所)
⑤ 総合評価方式による入札案件など手続きに長期間を要するものについては、債務負担行為の設定を適切な時期に行い、適正な事務処理に努めます。	(保健環境研究所)
イ 補助金等	
① 引き続き、課内及び関連補助金の担当者に対し必要性の周知徹底を行うとともに、副務者によるダブルチェックや定期確認を行うことで再発防止を図ります。	(感染症対策課)

ウ その他の支出事務

- ① 同様の事案が発生しないよう、引き続きチェック体制の強化や職員への周知の徹底を行い、適切な事務処理に努めます。  
(保健環境研究所)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 医療保健部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	(3) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 ① 物損事故 (物損額：県 108,350 円)
講じた措置	
1 実施した取組内容	所内職員に事故が発生したことの情報共有を行い、公用車運転による出張の際には、安全運転の声掛けを行っています。また、コンプライアンス・ミーティングにおいて、「交通法規を遵守するために所属として心掛けることについて」の意見交換を行い、安全運転の向上に努めました。 (伊勢保健所)
2 今後の方針（取組予定等）	引き続き、所内会議などで交通安全への意識向上を図りながら、出納局等が実施する交通安全研修に積極的に参加します。また、公用車は県有財産であるため、適切な公用車の管理に努めます。 (伊勢保健所)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 医療保健部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (4) その他 財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ① 金品亡失（損傷）報告書の提出が遅延していた。 (松阪保健所) ② 年度当初に行う支出負担行為に必要な決裁を受けていなかった。 (保健環境研究所)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 本件については、備品の不具合と認識していた事案が、後に修理が必要な金品の損傷であることが判明し、金品亡失（損傷）報告書の提出が遅れました。他の所属の金品亡失（損傷）の発生事例を所属内で共有し、所内研修の中で発生防止策を話し合いました。 (松阪保健所) ② 複数年契約における年度当初の負担行為書の決裁がもれています。決裁が必要であることを会計事務の手引きにより再度確認し、課内で共有しました。 (保健環境研究所)
2 今後の方針（取組予定等） ① 金品亡失（損傷）が少しでも疑われる備品の不具合が発生した際には、事実確認を行い、適正な事務処理に努めます。 (松阪保健所) ② 引き続き適切な事務処理に努めます。 (保健環境研究所)

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 子ども・福祉部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

## (1) 生きづらさを抱える人の支援体制づくり

ひきこもり支援については、令和4年3月に策定した「三重県ひきこもり支援推進計画」に基づき、「ひきこもり支援ネットワーク会議」を中心に、相談支援の充実や強化、アウトリーチ支援員の増員、ひきこもり支援ハンドブックの作成、SNS等を活用した理解促進に向けた情報発信等を行っている。

しかしながら、県内のひきこもり状態にある人は、内閣府の調査結果を基に単純推計すると約2万人と考えられるが、令和3年度に実施した民生委員・児童委員へのアンケート結果では1,270人となっているなど実態の把握が難しく、相談支援機関等の必要な支援サービスにつながりにくい状況にある。ひきこもり期間が長期間になるほど社会とのつながりを取り戻すことが一層困難になることから、潜在的なひきこもり当事者へのアプローチを含む早期の対応が求められるとともに、地域社会におけるひきこもりに対するマイナスイメージや偏見が根強く存在していることからも、ひきこもりに関する理解の促進や支援の取組を含めた普及啓発等を行う必要がある。

このため、支援を必要とする人を早期に相談機関等につなげられるよう、引き続き実態の把握に努めながら、福祉、保健、医療、雇用、教育等の分野を超えた相談機能の連携、情報の発信、居場所の提供等、切れ目のない支援体制の充実を図るとともに、ひきこもりに対する偏見等の払拭や理解の促進等に一層取り組まれたい。

(地域福祉課)

## 講じた措置

## 令和5年度

## 1 実施した取組内容

「三重県ひきこもり支援推進計画」に基づき、県全体における切れ目のないひきこもり支援体制の充実を図るとともに、県民の皆さんのがひきこもりに対する正しい理解を深めることにより、ひきこもり支援に関する社会全体の機運醸成につなげることを目的に、市町や関係団体等との意見交換や情報共有により実態把握に努めつつ、以下の取組を実施しました。

## (1) 「ひきこもり支援フォーラム」の開催

「三重県ひきこもり支援推進計画」の趣旨等を周知するとともに、ひきこもりに関する正しい理解を促進するため、県民の皆さんを対象にした「ひきこもり支援フォーラム」を開催しました。(9月3日(伊勢市)、参加者500名)

また、本フォーラムで参加者から寄せられた講師に対する質問のうち、時間の都合上回答できなかった質問について、改めて講師からお答えいただく「ひきこもり支援フォーラム特別編」を開催しました。(11月7日(オンライン開催)、参加者54名・動画視聴回数70回)

## (2) 医療従事者向け「ひきこもり支援セミナー」の開催

医療機関とひきこもり当事者やその家族との関わり方や、支援機関との連携について考えるための医療従事者向けひきこもり支援セミナーを開催しました。(10月29日、参加者33名)

## (3) 「みえひきこもり安心サポートライン」による情報発信

ひきこもり当事者やその家族をはじめ、県民の皆さんが必要な情報を得られるよう、SNSを活用した「みえひきこもり安心サポートライン」を定期的に配信し、相談支援機関の取組やイベント等に関する情報発信を行いました。※登録者数:360名(令和6年3月末時点)

## (4) 「ひきこもり支援連携調整会議」の開催

市町における相談支援体制の充実に向けて、支援機関相互のノウハウの共有や困難事案に関する事例検討を行う会議として、市町や社会福祉協議会等職員が参加する「ひきこもり支援連携調整会議」を開催しました。

※第1回:8月25日、参加者29名、第2回:3月5日、参加者37名、第3回:3月22日、参加者18名

## (5) ひきこもり支援体制整備の加速化推進補助金の交付

市町における相談支援体制の充実・強化を加速するため、支援体制を新たに整備する市町に対する財政支援を行いました。(国1/2、県1/4、市町1/4)(令和5年度補助対象:伊勢市、明和町)

## (6) アウトリーチ支援員による相談支援

三重県生活相談支援センターにアウトリーチ支援員を2名配置し、当事者やその家族を対象に、伴走型支援によるアウトリーチを主体とした支援を行いました。

※令和5年度支援件数:272件(うち面談訪問等252件、同行支援20件)(令和6年3月末時点)

## (7) オンライン会議アプリを活用した電子居場所の開設

当事者が社会とつながるきっかけとなるよう、市町等と連携し、既存のオンライン会議アプリを利用した電子居場所を5団体で開設しました。(各団体月1回程度開催)

※延べ参加者数454名(令和6年3月末時点)

(地域福祉課)

## 2 取組の成果

子ども・福祉部における上記取組に加え、教育委員会による不登校児童生徒等のための夜間学級体験教室の取組や、伊勢市、鳥羽市、いなべ市における「ひきこもり地域支援センター事業」の実施など、様々な分野や主体による支援体制の充実や機運醸成に向けた取組が進んでいます。

(地域福祉課)

令和6年度以降（取組予定等）

ひきこもり支援フォーラムの開催等を通じたひきこもり支援に関する社会全体の機運醸成等に取り組むとともに、住んでいる地域にかかわらず必要な支援を受けられる広域的な支援体制の整備に試行的に取り組みます。また、これまでの取組状況や課題等を検証したうえで、今後の取組方向等をまとめた次期「三重県ひきこもり支援推進計画」を策定します。

(地域福祉課)

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 子ども・福祉部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

## (2) 生活困窮者の生活保障と自立支援

生活保護開始件数については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中令和4年度は、生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金や総合支援資金の特例貸付等の生活困窮者に対する支援もあり微増であったが、食料品や電気料金などの度重なる物価の上昇の影響等もあり、令和5年度に入ってからは前年を上回る状況が続いている。

また、特例貸付の償還が令和5年1月から本格的に開始されたが、償還の免除や猶予の適用を受けた件数は、償還対象の約3割（令和5年6月末）となっており、借入世帯の生活状況が再び悪化することが懸念されている。

このため、引き続き生活再建に支援が必要な借受人には、一人ひとりの実情に応じたきめ細かな支援に努めるとともに、自立相談や就労準備などの自立や就労に向けた各種支援事業を効果的に行うことにより、生活困窮者等の個々の状況に応じた適切な支援に取り組まれたい。

(地域福祉課)

## 講じた措置

## 令和5年度

## 1 実施した取組内容

生活保護に至らない生活困窮者に対して、生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援機関（相談窓口）として「三重県生活相談支援センター」を設置（三重県社会福祉協議会に委託）し、県所管地域（多気町を除く14町）を対象に、複合的な課題を抱えた方の相談にも幅広く応じるなど、関係機関と連携し、生活困窮者の自立支援に取り組みました。

## (1) 生活困窮者自立相談支援事業

物価高騰等の影響が長引く中、三重県生活相談支援センターに寄せられる生活に困窮する人からの相談に対し、相談者一人ひとりの状況に応じた丁寧な相談支援（住居確保給付金など利用可能な支援サービスの実施、生活福祉資金特例貸付の償還にかかる借受世帯へのフォローアップ等）に取り組みました。

※三重県生活相談支援センター新規相談件数：183件（令和6年3月末時点）（令和4年度：215件）

## (2) 住居確保給付金の支給

生活困窮者自立支援制度に基づき、住居を失う恐れのある方へ家賃相当額（上限あり）を支給する住居確保給付金の支給を行いました。

※支給件数（県所管分）：9件（令和6年3月末時点）（令和4年度：7件）

## (3) 生活福祉資金特例貸付の借受世帯に対するフォローアップ

生活福祉資金特例貸付の償還に関する相談支援の取組を強化するため、令和5年3月に相談支援員1名を増員し、借受世帯へのフォローアップの取組を強化しました。

※三重県生活相談支援センターにおける相談支援員数：6名

(地域福祉課)

## 2 取組の成果

- 令和5年度の住居確保給付金の支給実績（県所管の14町対象）は、9世帯に対し、925,400円の支給となりました。（参考：令和4年度 7世帯 846,000円）
- 三重県生活相談支援センターへの新規相談件数は、令和2年度に541件（対前年比約4.6倍）と急増し、令和3年度は335件、令和4年度は215件、令和5年度は183件（3月末時点）と、徐々に減少しているものの、依然として多くの相談が寄せられています。そのため、引き続きコロナ禍以降に充実させた相談支援体制を維持し、相談者に寄り添った丁寧な聴き取りを行うとともに、各種支援制度利用等の助言を行いました。また、ひきこもり状態にある方など生きづらさを抱える方に対しては、アウトリーチ支援員2名による丁寧な相談支援を行いました。
- 相談者に対し、ハローワークでの相談や企業見学への同行支援を実施したほか、生活保護受給者等就労自立促進事業を利用してハローワークと連携した就労支援を行いました。（当該事業を利用しての就労支援実施者数：13名）
- 生活福祉資金特例貸付に係る償還免除・猶予決定件数は、令和6年2月末時点で7,333件（36.7%）であり、償還が困難な状況にあるなど生活再建に向けて特に支援が必要と考えられる借受人に対し、県・市町社会福祉協議会と各自立相談支援機関が連携し、個々の状況に応じた支援に取り組みました。

(地域福祉課)

## 令和6年度以降（取組予定等）

- 令和5年1月から特例貸付の償還が本格的に開始されており、同貸付の借受人に対する生活再建に向けた支援の充実に取り組むとともに、さまざまな課題を抱える生活困窮者からの相談に対し、アウトリーチ支援の充実を図りながら、関係機関と連携して引き続き丁寧な相談支援に取り組みます。
- 住居を失った方又は失う恐れのある方に対し、引き続き、住居確保給付金を支給し、関係機関等と連携しながら、自立に向けた支援に取り組みます。

(地域福祉課)

## 様式1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 子ども・福祉部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

## (3) 障がい者に対する虐待防止と差別解消

障がい者に対する虐待については、市町や障害者福祉施設等の職員に対する専門研修をはじめ未然防止に向けた取組を行っているが、令和3年度の障がい者虐待に関する相談・通報・受付等の件数は134件で、そのうち虐待と認定された件数は前年度から3件増加の46件と増加傾向にある。

このため、引き続き、専門研修等により理解の促進と資質の向上を図るなど、虐待の未然防止や対応力の強化に取り組まれたい。また、虐待が発生した施設等に対しては、施設が作成した改善計画に基づく改善状況を定期的に把握し、適切な指導に努められたい。

また、障がい者の差別解消については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年4月施行）や「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」（平成31年4月全面施行）において、不当な差別的取扱いの禁止や合理的な配慮の提供が規定されたことから、広く普及啓発に取り組むとともに、専門相談員を配置して差別事案に関する相談体制を整えている。

しかしながら、相談件数は僅かな状況であるとともに、事業者において努力義務にとどまっていた合理的配慮の提供が令和6年4月から義務化されることから、一層の周知が必要となっている。

このため、障がい者の権利擁護に向け、障がい者に対する理解の促進や社会的障壁の除去の重要性についてさまざまな機会をとらえて普及啓発に取り組むとともに、全ての事業者において合理的配慮の提供が行われるよう周知、啓発の取組を進められたい。

(障がい福祉課)

## 講じた措置

## 令和5年度

## 1 実施した取組内容

## (障がい者に対する虐待防止に向けた取組)

市町職員や施設職員等の理解促進と資質の向上を図るため、下記のとおり研修を実施しました。

## ① 三重県障害者虐待防止・権利擁護研修

共通講義 11/6～11/26（インターネットによる動画視聴により実施）

市町及び障害者虐待防止センター職員コース 2/2（三重県社会福祉会館）

障害福祉サービス事業所管理者等コース

第1部 1/24～2/14（インターネットによる動画視聴により実施）

第2部 A日程：2/16（三重県社会福祉会館）、B日程：2/21（四日市市文化会館）

## ② 三重県強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）

4/21～3/16に24回

※「研修の意義（行動障害と虐待防止）」について講義

## ③ 三重県強度行動障害支援者養成研修（実践研修）

4/22～3/29に24回

※「危機対応と虐待防止（関係機関との連携）」について講義

また、虐待が発生した事業所に対しては、虐待が起こった状況、原因と課題、今後の虐待防止策等を聞き取り、再発防止に向けた助言・指導を行ったうえで、改善項目を事業所に示し、文書で改善計画の提出を求めています。改善計画の提出後は、原則6カ月程度ごとにモニタリング調査を実施して改善状況を確認するとともに、必要に応じて特別監査を行うなど適宜、指導を行っています。

さらに、障がい者虐待の問題に関する専門性を強化し、対応力の向上を図るため、学識経験者、医療、司法、福祉の各分野の関係者等で構成される専門家チーム会議を開催し、虐待（疑いも含む。）事例について分析・評価を行い、専門的助言を得て、事業者への改善指導につなげました。

・専門家チーム会議 1回開催

## (障がい者の差別解消に向けた取組)

「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の普及啓発を進めるとともに、令和元年度から障がい者差別解消専門相談員を設置し、障がい者、障がい者の家族、その他関係者からの差別事案に関する相談に丁寧に対応しており、障がい者の差別の解消に取り組んでいます。

また、啓発イベントとして「こころのバリアフリーセミナー」を開催し、参加者が実際の相談事例を踏まえたグループワークを行い、合理的配慮について理解を深めることができます。

さらに、障害者差別解消法の一部改正により、これまで努力義務であった事業者の「合理的配慮の提供」が令和6年度から義務化されることから、「合理的配慮の提供」についてのより一層の普及・啓発を図ることを目的として、令和5年度、新たに障がい者差別解消啓発推進員を設置し、事業者に対してアウトリーチによる啓発活動を展開し、障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重の実現に向けて取り組みました。

(障がい福祉課)

## 2 取組の成果

(1) 研修等の実施により、市町職員や施設職員等の意識の醸成と資質の向上ができました。また、専門家チーム会議による専門的助言を得ながら、虐待が発生した事業所へのモニタリング調査を実施し、改善状況の確認及び適宜指導を行うことで、発生要因の改善や、適切な虐待防止策の実施を促進しました。

- (2) 令和5年度新たに設置した障がい者差別解消啓発推進員は、県内事業者を直接訪問し、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の内容や合理的配慮の提供の具体例について、周知・啓発を行いました。  
(障がい福祉課)

令和6年度以降（取組予定等）

- (1) 引き続き、専門家チームの活用により障がい者虐待に関する事業所指導を強化するとともに、研修等の実施により市町職員や施設職員等の資質向上に取り組むことで、障がい者に対する虐待の未然防止を図ります。また、強度行動障がいを有する障がい児者を支援する施設等を集中的に訪問等してコンサルテーションを実施し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を行うことで、適切に対応できる支援スキルを持つ人材を育成し、施設職員等による虐待を未然に防止します。
- (2) 今後も、「障害者差別解消法」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の周知・啓発に努めるとともに、丁寧な相談対応を行うことにより、障がいの有無にかかわらず誰もが尊重し合いながら共生する社会の実現に努めていきます。  
(障がい福祉課)

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 子ども・福祉部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

## (4) 少子化対策の推進

少子化対策については、これまで「第二期 希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（令和2年3月策定）に基づき、合計特殊出生率を希望出生率である1.8台に引き上げることをめざし、ライフステージに応じた切れ目ない取組を進めてきたが、令和4年度の合計特殊出生率は1.40と前年度より0.03ポイント減少し、低下傾向が続いている。

主な要因は、婚姻数の減少のほか、子育てに関する経済的な負担、仕事との両立、保育所等の受け皿の未整備といった子育ての環境に関するものであり、早急な対策が求められている。

このため、令和5年8月に策定した「三重県人口減少対策方針」に基づき、関係部局が連携しながら効果的な少子化対策に取り組むとともに、県民の子育てに対する安心感を醸成するため、令和5年度に創設した「みえ子ども・子育て応援総合補助金」により、子ども・子育て施策の主たる担い手である市町の創意工夫を凝らした事業を支援するなど、子育てに関するさまざまな環境の整備に努められたい。

また、令和5年4月1日時点の保育所待機児童数は103人と前年同時期に比べて39人増加しているなど、保育所や放課後児童クラブ等の子どもを預けられる受け皿の整備は急務となっている。

このため、市町の施設整備に対する支援を適切に実施するとともに、保育士等キャリアアップ研修制度による保育士の処遇改善をはじめ、保育支援者の雇用やICTの活用などによる離職防止、潜在保育士の就労相談や研修などにより、保育士や放課後児童支援員等の人材確保に努められたい。

(少子化対策課、子どもの育ち支援課)

## 講じた措置

## 令和5年度

## 1 実施した取組内容

## (1) 関係部局と連携した少子化対策の推進

「第二期 希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づく令和4年度の取組について、外部委員の意見を聴きながら、関係部局とともに成果と課題を整理し、スマイルレポートとして公表しました。また、令和5年度事業の実施にあたっては、「出会い支援」における多様性への配慮や「みえ子ども・子育て応援総合補助金」の事前審査など、関係部局と連携・協力して取組を進めました。

## (2) 出会いの支援

みえ出逢いサポートセンターのサテライト拠点を南勢地域に新設するとともに、県内3地域に専属のコンシェルジュを配置して、相談支援や市町等との連携を強化しました。また、結婚を希望する方同士のマッチングをボランティアで担う「みえの縁むすび地域センター」を養成・認定し、サポートのネットワーク活動を通じて、結婚を希望する方の「1対1の引き合わせ」を取り組みました。

## (3) 市町における子ども・子育て事業の支援

「みえ子ども・子育て応援総合補助金」を創設し、市町が地域の実情に合わせ、創意工夫を凝らして新たに実施する（拡充を含む）子ども・子育て支援事業に対して補助を行いました。 (少子化対策課)

## (4) 待機児童対策

待機児童対策については、そのすべてが低年齢児（0～2歳児）であり、保育士を多く配置しなければならないことから、保育士・保育所支援センターによる就労相談などの保育士確保の支援、私立保育所等への低年齢児を受け入れるための保育士の加配の補助、保育補助者の活用やICTの導入などの保育所等の職場環境の改善の支援、保育士をめざす学生への修学資金貸付事業への補助などを行いました。

また、市町の施設整備に対し、補助金の交付に必要となる申請書類の記載内容に誤りがないか、必要な書類がそろっているか審査を行うなど、市町に対する支援を行いました。

さらに、「三重県放課後児童クラブ整備費補助金」により、市町の実施する放課後児童クラブの施設整備を支援しました。 (子どもの育ち支援課)

## 2 取組の成果

## (1) 市町と連携した出会いの場の創出や、「みえの縁むすび地域センター」による「1対1の引き合わせ」を実施しました。

## &lt;主な成果&gt;（累計 令和6年3月末時点）

- 市町と連携した出会いの場の創出 参画市町：26 開催日数：18日 参加人数：278人

- 1対1の引き合わせ サポーター認定者数：72人 引き合わせ利用者数：279人 引き合わせ数：210組

## (2) 「みえ子ども・子育て応援総合補助金」により、市町が独自に実施する子ども・子育て事業を支援しました。

## &lt;主な成果&gt;

- 交付実績：26市町53事業（3億244万1千円） ※申請数：26市町103事業（7億4,952万5千円） (少子化対策課)

## (3) 保育士等の資質を向上させ、処遇改善の加算となるキャリアアップ研修を8分野のすべてでオンラインによるe-ラーニング研修としました。（キャリアアップ研修修了者2,356人） (子どもの育ち支援課)

令和6年度以降（取組予定等）

- (1) 令和5年度に実施した「三重県子ども条例」に基づく調査結果や、国のことども大綱の内容をふまえるとともに、子ども・若者の意見を聴きながら、子どもスマイルプランに代わる新たな計画として「三重県こども計画」（仮称）の策定に取り組みます。
- (2) 「みえの縁むすび地域センター」の活動を広げながら、結婚を希望する方同士の「1対1の引き合せ」に引き続き取り組むとともに、「みえ子ども・子育て応援総合補助金」により継続して市町を支援することで、地域の子ども・子育て支援の充実を図ります。  
(少子化対策課)
- (3) 保育士の離職防止および保育所等の勤務環境改善を進めるため、新たに私立保育所等に対して、専門家などによるアウトリーチの相談支援等を行います。また、保育士確保のために保育士の就業継続研修や処遇改善につながるキャリアアップ研修、修学資金貸付等を引き続き実施していきます。

(子どもの育ち支援課)

## 様式1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 子ども・福祉部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

## (5) 児童虐待の防止

令和4年度の児童虐待相談対応件数は2,408件と前年度に比べ261件増加しており、過去最多となっていました中、児童虐待への対応については、児童福祉司や児童心理司等の専門職の増員により体制を強化するとともに、A Iを活用した児童虐待対応支援システム（A i C A N）の導入により対応の迅速化や業務の効率化等を図ってきたが、令和5年5月に虐待による死亡事案が発生した。

このため、引き続き、児童虐待への対応に向け、専門人材の育成に努めながら、目視による安全の確認、リスクに応じた判断力の強化、関係機関との連携強化等の抜本的な見直しに取り組むとともに、A Iの活用のあり方も含め、死亡事案の検証を行うために設けられた第三者委員会から出される意見等を踏まえ、徹底した再発防止策に取り組まれたい。

(子ども福祉・虐待対策課)

## 講じた措置

## 令和5年度

## 1 実施した取組内容

中勢児童相談所が関与していた4歳の女児（以下「本児」という。）が令和5年5月26日に死亡し、同年6月29日に本児の母親が傷害致死容疑で警察に逮捕され、7月20日に傷害致死罪で起訴されました。

県としては、「児童本人の安全を目視で確認すること」や「状況変化に応じた一時保護を含む対応の検討」ができるいなかつこと及び関係機関と連携が不十分であったことが課題であると考え、まず速やかに児童相談所が主担当となっている在宅指導中の全ての児童の状況を目視で確認しました。

あわせて、令和5年7月4日に①有識者等で構成する第三者による「検証委員会」、②検証委員会の活動を全局的に支援する「サポートチーム」、③再発防止策の着実な実行に向けて知事をトップに全局的な対策を検討する「検討会議」を設置しました。

## ① 三重県児童虐待死亡事例等検証委員会（2023年津事例）

大学教授や医師（児童精神科医）、弁護士等が構成委員となり、専門的な見地から本事案が発生した背景や原因の分析、対応における問題点や課題等の検証、再発防止に向けた方策の検討が行われ、3月29日に結果を取りまとめた報告書が知事に提出されました。（7月14日から令和6年3月8日までのべ15回開催）

## ② 三重県児童虐待死亡事例等検証委員会サポートチーム（2023年津事例）

検証委員会による分析及び検証が円滑に実施されるよう、検証委員会の事務局（子ども・福祉部）と連携し、関係部局がサポートを行いました。

## ③ 三重県児童虐待防止対応検討会議（2023年津事例）

知事をトップとして、検証委員会の検証結果をふまえた再発防止策を検討するとともに、直ちに実施すべき対策についても全局をあげて検討しました。

第1回検討会議を7月11日に開催し、検証結果を踏まえて再発防止策の実施について検討を行い、7月21日に開催した第2回検討会議において、再発防止策の具体的取組方法をとりまとめました。

## （当面の再発防止策）

## ○児童本人の安全を対面で確認することの徹底

- 児童相談所がかかる児童については、児童相談所や市町をはじめとする関係機関において、児童本人への対面による観察を基本として安全確認を行っています。
- また、見守りの頻度について3か月に1回以上としていた事案について、保育所等に登園していない事案については、1か月に1回以上に変更し、県内児童相談所及び市町要保護児童対策地域協議会等関係機関において安全確認を実施しています。

## ○一時保護の機会を逃さないリスク再評価の実施

- 家庭環境や児童の状況に変化が生じた場合においても、リスク再評価を実施することとしました。

## ○リスク評価にかかる総合判断力の強化

児童相談所の全職員が今回の事例を自分事として捉え、どのような対応ができたかを考える機会となるよう、各児童相談所単位で、本事例を題材としたリスク評価の研修を実施しました。

- 児童相談センター 8月17日
- 北勢児童相談所 8月28日、30日
- 鈴鹿児童相談所 8月29日
- 中勢児童相談所 7月4日、8月27日、29日、9月7日
- 南勢志摩児童相談所 8月22日、29日
- 伊賀児童相談所 8月23日
- 紀州児童相談所 8月29日

また、今後も児童相談所で開催する各種会議において、過去の検証事例や困難事例の研修を行います。児童

相談所職員の総合判断力や現場対応力の強化のための研修についても、その内容や実施方法を検討し実施していきます。

#### ○関係機関との連携強化による安全確認体制の構築

- ・検討会議に参加の関係部局が所管している関係機関に向けて、安全確認の徹底について8月7日付で依頼文書を送付し、協力を呼び掛けました。
- ・あわせて、国からも「保育所等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（周知）（令和5年8月4日付け こ成保123・こ支虐117 こども家庭庁成育局長・こども家庭庁支援局長通知）」が発出されています。

#### (児童相談体制の強化)

児童の死亡事例を受けた再発防止策を速やかに実行するため、令和5年8月21日付で児童相談体制を強化（3名増員）しました。

#### ○児童本人の安全を対面で確認することの徹底 2名増員

- ・北勢児童相談所

新たに1か月に1回以上の安全確認が必要となる事案（約60件）のうち、約6割を占める北勢児童相談所に職員1名を増員しました。

- ・児童相談センター

各児童相談所（北勢を除く）が実施する対面による安全確認に対して支援を行うとともに、全児童相談所における安全確認の状況を定期的に確認のうえ助言等を行うため、児童相談センターに職員1名を増員しました。

#### ○リスク再評価や、リスク評価にかかる総合判断力の強化に向けた児童相談所の支援 1名増員

- ・各児童相談所が行う一時保護の機会を逃さないリスク再評価や、リスク評価の実践的な研修など総合判断力強化に向けた取組を速やかに実行できるよう、児童相談所を支援するため、子ども福祉・虐待対策課に職員1名を増員しました。

(子ども福祉・虐待対策課)

#### 2 今後について

令和6年3月29日、三重県児童虐待死亡事例等検証委員会（2023年津事例）において検証結果として出された提言に対して検討会議で対応策を検討し、確実な再発防止策を講じていきます。

これらの取組により、二度とこのような事案が発生しないよう、全庁をあげて再発防止に取組みます。

(子ども福祉・虐待対策課)

#### 令和6年度以降（取組予定等）

- ・令和5年5月に発生し児童相談所が関与していた児童の死亡事案を受け、再発防止策を徹底していくとともに、引き続き、児童相談所をはじめとした児童相談体制の強化を図り、児童虐待の防止に向けた取組を進めます。
- ・児童虐待の防止に向け、保護者支援プログラムの周知や、保護者支援プログラムを実施できる児童福祉に関わる職員等の育成を行うなど、親子関係の再構築に係る体制を強化します。

(子ども福祉・虐待対策課)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 子ども・福祉部

## 監査の結果

## 2 財務以外の事務の執行に関する意見

事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。

- (1) 保存期間満了前及び三重県公文書等管理審査会の意見聴取前に公文書を誤廃棄していた。  
(紀北福祉事務所)
- (2) 保存期間満了前及び三重県公文書等管理審査会の意見聴取前に公文書の誤廃棄が3件あった。  
(紀南福祉事務所)
- (3) 業務委託先による個人情報の漏えい事案があった。  
(児童相談センター)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

- (1) 当事案は、公文書ファイルを保管するスペースを確保するため、書庫の整理を行った際に、公文書の保存期間に対する認識が誤っていたことから、書庫にある公文書ファイルを保存期間が満了した廃棄可能なものと思い込み、保存期間満了前の公文書ファイルを廃棄した事案です。  
再発防止に向けて、会計年度任用職員を含む全職員に対して、改めて公文書管理に関するルールを周知徹底するとともに、文書廃棄の際は、文書管理担当者等が立ち合い、複数の職員で確認しながら実施することとしました。  
(紀北福祉事務所)

- (2) 所属長が、会計年度任用職員を含む全職員に対して、公文書管理に関するルールを定期ミーティング等の場で周知徹底し、危機管理意識向上研修等においても公文書管理を議題に研修を行いました。

また、文書廃棄の際は、文書管理担当者等が立ち会い、総務担当職員も含め複数の職員で確認しながら実施しました。  
(紀南福祉事務所)

- (3) 県において、業務委託先に対して事実確認を行うとともに、発生日に当事者に対してお詫びとメールの削除依頼を行うよう指示しました。

業務委託先は、指示を受けて、当事者に対して電話及びメールにより謝罪、メールの削除依頼をし、全員から承諾を得られました。なお、本件の個人情報漏洩事案による被害の報告はありませんでした。

再発防止に向けて、改めて個人情報の厳重な管理の徹底を図るとともに、特にメール操作については、職員間の態勢を整え、送信前に複数職員による確認（ダブルチェック）を行ったうえで、B C Cで送信するよう指導を徹底しました。  
(児童相談センター)

## 2 今後の方針（取組予定等）

- (1) 引き続き、各職員への継続的な注意喚起を通じて、適切な公文書管理について周知徹底を図るとともに、公文書の適正な管理に努めます。  
(紀北福祉事務所)
- (2) 引き続き、公文書の適正な管理と再発防止に努めます。  
(紀南福祉事務所)
- (3) 同様の事案が発生しないよう、引き続き適正な管理、使用について注意喚起を行い、再発防止に努めています。  
(児童相談センター)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 子ども・福祉部

## 監査の結果

## 3 財務の執行に関する意見

## (1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

## ア 収入未済

① 収入未済額が令和4年度末現在 537,493,252 円あり、前年度と比べて 4,363,109 円増加していた。

(障がい福祉課、

子ども福祉・虐待対策課、津保健所、伊賀保健所、北勢福祉事務所、多気度会福祉事務所、  
紀北福祉事務所、紀南福祉事務所、児童相談センター、国児学園、子ども心身発達医療センター)

## ② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。

(地域福祉課、障がい福祉課、子ども福祉・虐待対策課)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

## ①②

- ・部長を会長とする「子ども・福祉部所掌未収金対策会議」を開催し、債権処理計画（未収金の回収・整理の目標）を決定・公表し、収納促進に取り組みました。
- ・決定した債権処理計画に基づき、計画的な徴収に努めました。特に徴収強化月間には、電話、文書による催告及び自宅への訪問の強化や、連帯保証人に対する催告を実施することなどにより、未収金の発生防止と徴収に努めました。
- ・未収債権管理徴収事務支援員を配置し、地域機関の職員とも連携し、滞納者の現状把握、未収金の徴収に努めました。
- ・地域機関においても、所内未収金対策会議などを開催し、未収金の徴収を計画的に進行管理するとともに、関係部署が情報共有しながら連携して徴収に取り組みました。
- ・債務者の生活状況を勘案し、分納等の対応を行うことにより、納付が滞らないように取り組みました。
- ・新たな未収金の発生と増加を防ぐため、面談を行い相手方の状況を確認し、一括での納入が難しいと思われる場合は、分納を提案する等、早期の解消に努めました。
- ・催告状の返戻等に対して、所在調査や相続調査を実施し、適正な債権管理を図りました。
- ・徴収強化月間を設定し、電話、文書による催告及び自宅への訪問の強化に努め、債務者等の現状把握を行うとともに未収金の納付交渉を実施しました。

(地域福祉課、

障がい福祉課、子ども福祉・虐待対策課、津保健所、伊賀保健所、北勢福祉事務所、多気度会福祉事務所、  
紀北福祉事務所、紀南福祉事務所、児童相談センター、国児学園、子ども心身発達医療センター)

## 2 今後の方針（取組予定等）

## ①②

- ・「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」、「三重県公債権の徴収に関する条例」に基づき、未収金の適切な回収・整理による管理を行います。
- ・子ども・福祉部所掌未収金対策会議において年度当初に債権処理計画を立て、この計画に基づき計画的に、催告、督促、訪問徴収等を行い、未収金の発生防止と減少に努めます。
- ・未収債権管理徴収事務支援員を引き続き配置し、未収金の徴収に努めます。
- ・未収金担当者会議や研修会を行い、債権管理の適切な執行を周知徹底します。
- ・地域機関においても、所内未収金対策会議などを開催し、未収金の適切な管理・徴収を図ります。
- ・一括での納入が難しいと思われる場合は、分納を提案・説明する等、未収案件の削減に努めます。

(地域福祉課、

障がい福祉課、子ども福祉・虐待対策課、津保健所、伊賀保健所、北勢福祉事務所、多気度会福祉事務所、  
紀北福祉事務所、紀南福祉事務所、児童相談センター、国児学園、子ども心身発達医療センター)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 子ども・福祉部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

① 【児童虐待進行管理モニター強化事業（中勢児童相談所管内）業務委託】

・ 予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていた。

・ 予定価格調書の予定価格が積算設計金額を上回っていた。

(児童相談センター)

イ 補助金等

① 【三重県交通施設バリアフリー化設備モデル整備事業費補助金】

・ 交付申請書提出期日を定めていなかった。

(地域福祉課)

ウ その他の支出事務

① 手数料の支払額誤りによる歳出戻入を行っていた。

(紀北福祉事務所)

講じた措置

1 実施した取組内容

ア 業務委託

三重県会計規則等、契約や支出に関する取り扱いを職員が熟知していなかったことが原因であり、適正な事務処理が徹底されるよう周知しました。

また、予定価格の積算根拠となる設計金額の作成にあたっては、担当者及び副務者による複数でのチェックを徹底するようにしました。

(児童相談センター)

イ 補助金等

市町との協調補助が県の補助要件となっており、市町の予算が補正予算対応となる場合など、事業によって交付申請が可能となる時期が一律ではないことも多いため、期日を定めず、条件の整った事業から交付申請を受理していました。

今後は、市町の予算化の状況等を考慮し、適切な交付申請書提出期日について、場合によっては事業ごとに個別に設定し、事業者に通知を行っていきます。

(地域福祉課)

ウ その他の支出事務

支出命令事務にかかる相手方からの請求額について、預貯金照会件数等の検査確認が不十分であったことによる支出額誤りでした。

複数の職員によりその内容確認を行うなど、チェック体制の強化を図りました。

(紀北福祉事務所)

2 今後の方針（取組予定等）

ア 業務委託

引き続き、適正な事務処理に努めます。

(児童相談センター)

イ 補助金等

令和6年度事業について、市町の予算化の状況等を把握し、適切な交付申請書提出期日を設定したうえ、事業者への通知を行っていきます。

(地域福祉課)

ウ その他の支出事務

引き続き、適正な事務執行に努めます。

(紀北福祉事務所)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 子ども・福祉部

## 監査の結果

## 3 財務の執行に関する意見

## (3) 交通事故

職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。

① 物損事故 (負担割合：県 80%、相手 20%)

(物損額：県 321,077 円、相手 91,498 円) (北勢福祉事務所)

② 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%)

(物損額：県 0 円、相手 325,710 円) (児童相談センター)

③ 物損事故 (負担割合：県 10%、相手 90%)

(物損額：県 372,724 円、相手 102,600 円) (児童相談センター)

④ 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%)

(物損額：県 229,545 円、相手 0 円) (児童相談センター)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

① 事故発生後、所属内で情報を共有し、安全運転の徹底について注意喚起を行うとともに、運転者に交通安全研修へ参加させ、安全運転意識の向上を図りました。 (北勢福祉事務所)

②～④

交通事故の防止対策として、継続的に、以下の取組を推進しました。

- 運転者が作成した交通事故再発防止レポートにより、所属内会議等で情報を共有し、安全運転の徹底について注意喚起を行いました。

- 心理的な焦りによる確認不足や目測誤りが原因となる事故が多いことから、雨天時や車移動の出張者が多い日、緊急対応のための出発前など、所属長が意識的に声掛けを行い、安全運転の確保に努めました。

- 三重県交通安全研修センターにて実施される「子ども・福祉部交通安全研修」に、交通事故を起こした職員は原則、日常業務や通勤など自動車を運転する機会が多い職員にも参加を促し、11名が参加。運転適性検査や事故防止教養等により、交通安全意識の向上を図りました。

- 出納かわら版による各部局での金品亡失の取組状況について、所属でも行えることは、積極的に取り入れるよう周知を図りました。 (児童相談センター)

## 2 今後の方針（取組予定等）

① 引き続き、所属内会議等、あらゆる機会を通じて交通事故防止に関する注意喚起を行い、適切な公用車の運転に努めるとともに、交通安全研修への積極的な参加を促します。 (北勢福祉事務所)

②～④

交通事故の未然防止に向け、職員の安全運転意識を高揚し、適正な取扱いを徹底するためには、継続的な取組が必要であることから、引き続き、意識啓発や注意喚起に取り組んでいきます。 (児童相談センター)

## 様式1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 環境生活部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

## (1) 交通安全対策の推進

令和4年の交通事故死者数は前年に比べ2人減少の60人となり、4年連続減少し記録が残る昭和29年以来の最少記録を更新したが、人口10万人あたりの死者数は全国ワースト7位（前年6位）の状況である。

その中で、交通事故死者数のうち65歳以上の高齢者は、前年より1人増加の41人、構成率は前年より3.8ポイント増加の68.3%と死者数の約7割を占めているとともに、飲酒運転による人身事故件数は前年より14件増加の42件と新型コロナウイルス感染症拡大以前の状況に戻りつつある。

近年、全国における交通事故全体に占める自転車関連事故の割合が高まっていることを踏まえて、自転車損害賠償責任保険等への加入の義務付けなどが行われたが、民間損害保険会社による全国調査では、本県の加入率は54.2%で全国平均の63.5%を大きく下回っている。さらに、令和5年4月の道路交通法改正により、自転車を利用する全ての人に乗車用ヘルメットの着用が努力義務化された。

このため、引き続き関係機関と連携を図り、三重県交通安全条例等に基づく広報啓発をはじめ、特に高齢者及び自転車が当事者となる交通事故対策に重点を置いた交通安全教育の実施や飲酒運転の根絶に向けた取組を強化するとともに、自転車損害賠償責任保険等の加入率の向上や自転車利用者へのヘルメット着用等について、学校行事や商業施設での広報活動等を通じてより効果的な啓発に取り組まれたい。

(くらし・交通安全課)

## 講じた措置

## 令和5年度

## 1 実施した取組内容

- ① 交通安全意識の高揚と交通マナーの向上を図るため、「三重県交通対策協議会」の構成機関・団体（122機関）と連携・協力し、四季の交通安全運動等を通じて、「高齢者と子どもの交通事故防止」や、「横断歩道での歩行者優先の徹底」、「飲酒運転等の根絶」、「自転車ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底」などについて、ラジオ・新聞等により効果的な広報を展開しました。
- ② 三重県交通安全研修センターでは、高齢者向けの身体能力の変化を自覚できる研修や教職員向けの自転車交通安全教育指導者研修をはじめ、幼児から高齢者、指導者など対象に応じた参加・体験・実践型による交通安全教育に取り組みました。
- ③ 高齢者や交通弱者（歩行中・自転車乗用中）に関する交通事故防止対策については、スタントマンによる交通事故再現により、その危険性を疑似体験させる自転車交通安全教室や、高齢者向けに、安全運転サポート車の乗車体験会を開催しました。
- ④ 飲酒運転根絶に向けて、警察など関係機関・団体との連携により、規範意識定着のための教育及び知識の普及・啓発を行いました。また、再発防止については、飲酒運転違反者に対するアルコール依存症に関する受診促進や「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」等において飲酒運転違反者等への指導や助言を行いました。
- ⑤ 自転車損害賠償責任保険等への加入義務については、加入状況の把握に努めるとともに、警察など関係機関・団体との連携やWEB広告などにより周知を行いました。
- ⑥ 自転車利用者のヘルメット着用等の啓発については、着用状況の把握に努めるとともに、四季の交通安全運動や各種広報媒体による、警察など関係機関・団体との連携により、各種イベントを活用した啓発を行いました。

(くらし・交通安全課)

## 2 取組の成果

- ① 交通死亡事故は長期的には減少傾向にありますが、令和5年の死亡事故件数は前年に比べ2件増の61件、死者数は6人増の66人になりました。その中で、65歳以上の高齢者は33人と前年と比べ8人の減少、全死者に占める割合も50%と対前年を18.3%下回るとともに、交通弱者（歩行中・自転車乗用中）の交通死亡事故は25人で、前年と比べて4人減少しました。
- ② 三重県交通安全研修センターでは、利用者3,862人（対前年+485人）、指導者養成・資質向上講座受講者1,334人（対前年+207人）、高齢者研修受講者427人（対前年+135人）と実績が向上しました（令和6年3月末現在）。
- ③ 高齢者や交通弱者（歩行中・自転車乗用中）に関しては、自転車交通安全教室の開催（2回）を通して、ヘルメット着用の重要性など、自転車を安全利用するための交通ルールの周知を図りました。また、高齢者に対する安全運転サポート車の乗車体験会（2回）により、その機能を正しく理解する機会を提供しました。
- ④ 飲酒運転根絶に向けて、県SNS（2回）・県政だより（1回）やラジオ（1回）、道路電光表示板による注意喚起、大学祭や大型商業施設等での啓発（7回）、コンビニ等でのステッカー・ポスター掲出などの周知・啓発を重点的に行い、飲酒運転防止意識の醸成を図るとともに、飲酒運転違反者等への指導・助言（令和6年3月末現在108件）を行いました。飲酒運転事故件数は、令和4年より10件減少し、32件となりました。
- ⑤ 自転車損害賠償責任保険等の加入義務の啓発については、県政だより（1回）で周知するとともに、WEB広告では66万回の再生がありました。また、令和6年2月に発表された民間保険会社による自転車損害賠償責任保険等の加入率の全国調査によると、本県の加入率は61.2%と前年を7ポイント上回りましたが、全国平均68.2%には7ポイント及びませんでした。
- ⑥ 自転車利用者のヘルメット着用等の啓発については、県政だより（1回）やテレビ（1回）による広報や、

高校の文化祭や商業施設等での啓発（13回）を行い、着用の重要性や着用の努力義務化について周知を図りました。  
(くらし・交通安全課)

令和6年度以降（取組予定等）

- ① 四季の交通安全運動等を通して、交通事故実態に基づき設定する運動の重点を中心とした、交通事故防止や交通ルールの遵守等に係る効果的な広報啓発活動を展開します。
- ② 三重県交通安全研修センターにおいては、参加・体験・実践型の研修や地域や職域の指導者育成に取り組みます。
- ③ 交通死亡事故の特徴として、高齢者や交通弱者（歩行中、自転車乗車中）の占める割合が約4割と未だ高い傾向にあることから、横断歩道での歩行者優先や自転車の安全利用など重点テーマを設け、効果的な広報を展開します。
- ④ 飲酒運転の根絶に向け、規範意識の定着のため、重点的に啓発等に取り組むとともに、再発防止対策が重要なことから、アルコール依存症に関する受診の促進や適切な相談対応を行っていきます。
- ⑤ 自転車損害賠償責任保険等への加入義務の啓発については、加入状況の調査結果をふまえながら、関係機関・団体との連携やWEB広告の活用等により広報啓発に取り組み、加入促進を図ります。
- ⑥ ヘルメット着用を含む自転車の安全利用に向けては、ヘルメットの着用状況の把握に努めつつ、関係機関・団体と連携しながら、四季の交通安全運動を通じた広報や各種イベントでの啓発、三重県交通安全研修センターでの交通安全教育に取り組んでいきます。

(くらし・交通安全課)

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 環境生活部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

## (2) 人権が尊重される社会づくりの推進

人権が尊重される社会づくりの推進については、「三重県人権施策基本方針」（平成27年12月改定）及び「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（令和2年3月策定）に基づき、差別や人権侵害を受ける当事者の立場に立った人権施策を推進しており、令和5年4月には「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づく相談・紛争解決体制が整備され、相談対応を迅速かつ的確に行うため、人権センターに弁護士等のアドバイザーが配置されている。

そうした中で、近年は、インターネットやSNS上のプライバシーの侵害や個人等への誹謗中傷、性的指向・性自認に関する人権侵害等の新たな人権課題が発生している。

このため、引き続き国や市町をはじめさまざまな主体と連携・協働し、効果的な啓発や研修等を実施するとともに、条例を踏まえた相談体制等の充実や相談窓口職員の資質向上に努め、差別を解消し、人権が尊重される社会づくりを推進したい。

また、インターネット等の利用については、関係機関と連携し、特に若年層を中心により効果的な啓発活動に努めるとともに、引き続き、インターネット等への差別的な書き込みの監視を行い、人権侵害にあたる書き込み等を早期に発見し、管理者等に対して削除要請を行うなどの取組を推進されたい。

(人権課)

## 講じた措置

## 令和5年度

## 1 実施した取組内容

① 啓発等については、国や市町をはじめさまざまな主体と連携・協働し、商業施設等での移動人権啓発やスポーツ組織と連携した啓発イベント等を実施するとともに、人権センターを活用したイベント・講演会を実施しました。また、県庁報紙、テレビ、ラジオ等の各種媒体での啓発や差別をなくす強調月間（11/11～12/10）においては、電車内広告や国・市町とともに主要駅での街頭啓発を行いました。

② 相談体制等の充実や相談窓口職員の資質向上については以下の取組を行いました。

(1) 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、相談対応を迅速かつ的確に行うため、人権センターに課長級の職員を配置するとともに、弁護士や臨床心理士を配置し、職員を対象にアドバイスを実施しました。（弁護士10日（センター6日・地域庁舎4日）、臨床心理士24日（センターのみ）（令和6年3月末現在）

(2) 相談機能を有する公的な相談機関18機関によるネットワーク会議を開催し、情報共有や意見交換を通して相談機関相互の連携強化、相談員同士の関係の構築を図りました。（令和5年5月29日開催）

(3) 県内各種相談機関の相談員を対象としたスキルアップ研修を12回開催し、相談員の資質向上を図りました。（総参加者759名）

(4) 人権センターの職員及び相談員を対象に、臨床心理士による研修や、個々の職員、相談員のニーズに基づく個別研修等を行い、相談対応のブラッシュアップを図りました。（臨床心理士による研修：4日 個別研修：7講座を延べ9人受講）

③ インターネット等を用いた差別的な書き込みの防止に向けた啓発については、SNS広告（LINE）による動画啓発やテレビコマーシャルでの啓発を行いました。

④ インターネットを通じて行われる不当な差別などの人権侵害行為については、年間を通じてモニタリングを実施し、サイト管理者に対して187件の削除要請を行いました（令和6年3月末現在）。また、モニタリングや削除要請の方法、市町の取組等を学ぶ研修会を令和6年2月に実施しました。

(人権課)

## 2 取組の成果

① 差別をなくす強調月間（11/11～12/10）を中心に、さまざまな機会を通じて人権啓発や研修を実施し、不当な差別をはじめとする人権問題の解消に向け、正しい理解と認識を広めました。

② ネットワーク会議の開催により、相談機関相互の連携強化、相談員同士の関係の構築が図られました。スキルアップ研修を開催し、相談員の資質向上が図られました。

職務遂行上の法的な疑問点や、心理学に基づく知識や技術について、弁護士や臨床心理士からアドバイスを受けることにより、より適切な相談対応ができるようになりました。

③ LINEによる啓発については、表示回数4,910,844回、クリック数35,558回（10月28日～12月28日）ありました。テレビコマーシャルは、三重テレビの15秒スポット放送を22回実施しました。

④ モニタリング事業により削除要請を行ったもののうち、63件の書き込みが削除されました（令和6年3月末現在）。

(人権課)

## 令和6年度以降（取組予定等）

① 引き続き、国や市町、関係団体と連携・協働しながら、さまざまな機会を通じて人権啓発や研修を実施し、不当な差別をはじめとする人権問題の解消に向けて取り組みます。

② ネットワーク会議、スキルアップ研修、弁護士や臨床心理士によるアドバイス、臨床心理士による研修等を引き続き実施し、相談体制等の充実や相談窓口職員の資質向上を図ります。

- ③ 引き続き、LINE等を用いたインターネットでの啓発など、若年層をターゲットとした啓発活動に努めます。
- ④ インターネット上の人権侵害に対し、差別的な書き込みのモニタリングを実施するとともに、インターネット上の人権侵害の実態把握や削除要請の方法について、県・市町職員等を対象に説明会を開催します。  
(人権課)

## 様式1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 環境生活部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

## (3) ダイバーシティの推進

ダイバーシティ社会の推進については、「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」（平成29年12月）を策定し、ダイバーシティの考え方の浸透を図る取組を進めており、特にLGBTをはじめとする多様な性的指向や性自認については、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」（令和3年4月）が施行され、県民向けの啓発イベントの実施や「みえにじいろ相談（電話・SNS）」の開設とともに、「三重県パートナーシップ宣誓制度」（令和3年9月）の運用、サービスが利用できる機関・事業者等の拡充が図られている。

そうした中で、国においては、国や自治体、企業、学校に対して、性的指向やジェンダー・アイデンティティの多様性に関する理解の増進を求める「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（令和5年6月）が施行され、国民への知識の着実な普及や相談体制の整備等が図られることとなった。

県民の理解がまだ十分とはいえない中で、当事者が偏見を持たれたり、社会生活上の制約を受けたりすることがないよう、県民一人ひとりが性の多様性について理解し、お互いに多様な生き方を認め合うことができる社会をめざし、引き続き、国の動向や全国の先進的な取組も踏まえるなど、一層の県民への普及・啓発や相談体制の充実等に努められたい。

(ダイバーシティ社会推進課)

## 講じた措置

## 令和5年度

## 1 実施した取組内容

- ① 性の多様性に理解の増進に向けて、条例やパートナーシップ宣誓制度等について各種広報媒体を活用して周知を行いました。
- ② 性の多様性に関する県民向けの啓発として、「性の多様性について知り、考える演劇（記録映像の上映）＆トークイベント」を実施しました。（令和6年1月）
- ③ 企業における性の多様性に関する理解増進、誰もが働きやすい職場環境づくりをすすめるため、企業向けLGBTQ研修「企業における性の多様性に関する取組のヒント～誰もが働きやすい職場づくりをめざして～」を実施しました。（令和6年2月）
- ④ 性の多様性に関する相談窓口「みえにじいろ相談」を設置し、電話（月2回）およびSNS（月2回）による相談に対応しました。

また、当事者等が意見交換や情報収集ができる交流会を行いました。（令和5年7月、9月、令和6年1月、2月）

- ⑤ パートナーシップ宣誓制度で利用できるサービスの拡充について、市町や民間事業者に働きかけをしました。

(ダイバーシティ社会推進課)

## 2 取組の成果

- ① 条例・パートナーシップ宣誓制度について、県の広報誌やメディア等を活用して県民向けに周知しました。広報紙「県政だより みえ」1回、テレビ番組「県政だより みえ」1回
- ② 多様な性のあり方に関わる理解が広がるよう、演劇（記録映像）の上映およびLGBTQ等当事者によるゲストトークを実施しました。参加者からは、性の多様性に関する新たな気づきや理解が深まったという意見がありました。（令和6年1月開催、会場参加44名、オンライン参加57名）
- ③ 企業向けLGBTQ研修として、性の多様性に関する基礎知識、SOGIハラスメントの事例、企業が取り組むべき社内施策や環境整備等についてオンライン研修を実施しました。（令和6年2月開催 34人参加）
- ④ 性の多様性に関する相談「みえにじいろ相談」を行いました。（電話相談件数82件、SNS相談件数18件いずれも令和6年3月末現在）

また、相談でいただいた声をふまえ、全国の先進的な取組を参考に、当事者等の交流会では、「LGBTQ当事者の医療に関すること」をテーマとして医師をゲストに招き、医療に関する相談ができる機会を設けました。

- ⑤ 住居をはじめとしてパートナーシップ宣誓制度で利用できるサービスが拡充しました。公営住宅については、前年度から2市町増加し、三重県及び公営住宅を持つ全ての県内市町（25市町）で利用が可能になりました。

(ダイバーシティ社会推進課)

## 令和6年度以降（取組予定等）

- ① 「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」に関する国の動向をふまえ、市町や関係機関と連携しながら、県民向けのイベントや、企業向けの研修を実施し、性の多様性に関する理解を広げるための取組を進めます。
- ② 性の多様性に関するさまざまな悩みに対応する「みえにじいろ相談」の運用や、当事者の居場所づくりを目的とした交流会を開催し、当事者支援の充実を図ります。
- ③ パートナーシップ宣誓制度により利用できるサービスの拡充を図るとともに、広域的な自治体間連携を進めていきます。

(ダイバーシティ社会推進課)

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 環境生活部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

## (4) 産業廃棄物不法投棄等の未然防止策の徹底

令和4年度に新たに確認された産業廃棄物の不法投棄量は前年度に比べ479トン減少の509トンと大幅に改善しているものの、不法投棄件数は53件と前年度に比べ19件増加しており、依然として不法投棄が後を絶たない状況にある。また、過去に発生した産業廃棄物の不適正処理事案に係る行政代執行は「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」（以下「産廃特措法」という。）に基づく国の財政的支援を受けられる期限である令和4年度末までに全て事業が完了したが、行政代執行費用に係る収入未済額は、令和4年度末現在で約75億8,000万円と前年度末に比べ約4億8,000万円の増加となっている。

このため、産業廃棄物処理業者等が不適正処理を行わないよう監視・指導を強化するとともに、排出事業者が責任を持って適正処理を行うよう、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく排出事業者責任の普及啓発、電子マニフェスト制度及び優良認定処理業者制度の活用促進等に取り組まれたい。また、自動運用型ドローン、スマートフォンによる通報システム等新たな技術を活用し不法投棄等の未然防止、早期発見に取り組まれたい。

また、産廃特措法に基づく財政的支援を受けた事案については、事業終了後においても引き続き、定期的なパトロールによる状況確認や水質モニタリング等に取り組まれたい。

(廃棄物対策課、廃棄物監視・指導課)

## 講じた措置

## 令和5年度

## 1 実施した取組内容

① 排出事業者の処理責任を徹底するため、環境技術指導員による排出事業者への訪問を行い、排出事業者責任の普及啓発、電子マニフェスト及び優良認定処理業者制度の活用促進に取り組みました。

また、排出事業者が優良認定処理業者に処理を委託しやすい環境を整備するため、産業廃棄物処理業者に向けて『優良産廃処理業者認定制度認定取得の手引き』を県ホームページで公開するとともに、業界団体を通じて周知を行いました。

② 産廃特措法に基づく財政的支援を受けた4つの事案について、定期的なパトロールによる状況確認、水質モニタリング等を実施しました。

(廃棄物対策課)

③ 不法投棄の早期発見・是正のため、これまでの取組に加え、機動的な運用が可能な小型ドローンの導入やスマートフォンを用いた通報を可能とする「スマホ110番」の周知、自動運用型ドローンの監視手法での活用検討を進めるなど、活動の拡充を図りました。併せて、解体工事に係る関係機関・団体との連絡調整会議を継続して行い、建設系廃棄物について意識共有を図りました。

(廃棄物監視・指導課)

## 2 取組の成果

① 電子マニフェスト活用率は、平成27年度実績より28.7ポイント増加し、78.2%となりました（令和4年度実績値）。また、優良認定処理業者の件数は、令和4年度末から44件増加し、491件となりました（令和6年3月末現在）。

② 産廃特措法に基づく財政的支援を受けた4つの事案について、新たな不法投棄や生活環境保全上の支障等の発生がないことを確認しました。

(廃棄物対策課)

③ 通報制度の広報として、FM放送、バスマスク広告等を実施した結果、廃棄物監視・指導課に寄せられた県民からの通報件数は148件です。（過去3年間の通報件数：令和2年度166件、令和3年度144件、令和4年度139件）。通報いただいた事案については、即座に現場確認、改善指導等を実施し、大規模事案となることの未然防止に努めました（なお、発見された不法投棄件数は、令和2年度40件、令和3年度34件、令和4年度53件、令和5年度40件）。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反した事業者等に対しては、改善命令2件、事業停止6件、事業許可取消7件、施設許可取消1件の行政処分を行いました。

(廃棄物監視・指導課)

## 令和6年度以降（取組予定等）

① 排出事業者の処理責任を徹底するため、引き続き電子マニフェスト及び優良認定処理業者制度の活用を促進し、廃棄物処理にかかる県民の安全・安心を確保します。また、排出事業者が優良認定処理業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備するための取組を進めます。

② 産廃特措法に基づく財政的支援を受けた4つの事案について、生活環境保全上の支障等が生じていないことを確認するため、引き続きモニタリング等の実施により、地域住民の安全・安心を確保していきます。

(廃棄物対策課)

③ これまでの取組を継続するとともに、ドローン・監視カメラ等DX技術を活用した監視手法を進めていくことで、効果的・効率的な監視・指導に繋げるとともに、悪質な違反者に対しては、行政処分等厳正な対処を継続していくことにより、不法投棄の早期発見・早期是正に取り組んでいきます。（廃棄物監視・指導課）

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 環境生活部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

## (5) R D F 焼却・発電事業の終了に伴う市町等への支援等

R D F 焼却・発電事業の終了に伴う対応としては、新たなごみ処理体制への移行に向けて関係市町等が設置した検討会等へ参画するとともに、市町間の調整、技術的支援、さらには「ポストR D Fに向けた施設整備等補助金」による施設整備等に対する支援を進めている。また、事業の総括については、企業庁と連携して、「R D F 焼却・発電事業の総括」を取りまとめている。

今後も引き続き、市町等に対し技術的支援や施設整備等に対する支援を的確に行うとともに、ごみ処理行政に混乱を招くなど市町との信頼関係を大きく損ねることとなった合意形成のプロセス、市町等に生じさせた重い財政負担や労力、それらを含めた事業の構築等の過程における課題等、R D F 焼却・発電事業の検証で得られた教訓等を将来にわたり継承されたい。

(資源循環推進課)

## 講じた措置

## 令和5年度

## 1 実施した取組内容

① 関係市町等が新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、関係市町が設置する新たなごみ処理施設整備に向けた検討会へ参画するなどの技術的支援を引き続き行いました。

また、関係市町等がポストR D Fへの移行に向けて実施した施設整備等に対して、平成30年度に創設した県単独の補助制度「ポストR D Fに向けた施設整備等補助金」を運用しました。

② 事業の総括については、企業庁と所要の調整を行い、令和5年3月に最終報告書を取りまとめ、同年6月、関係市町等に配付しました。

R D F 焼却・発電事業の検証で得られた教訓等を将来にわたり継承するため、環境系の新任職員を対象とした研修を行いました。

(資源循環推進課)

## 2 取組の成果

① 新たなごみ処理体制の整備に関して、関係市町等が開催する下記委員会に参画するなど、技術的支援を行いました。

- ・東紀州環境施設組合（尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町）

- ・東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会〔実績：4回（9月、10月、12月、1月）〕

- ・伊賀市、名張市

- ・伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理施設整備基本構想検討委員会〔実績：2回（10月、12月）〕
- ・また、ポストR D F補助金の対象となる事業はありませんでした。

② 企業庁の安全祈願行事に参列するとともに、環境系の新任職員を対象とした研修を開催し20人（延べ人数）が受講しました。

- ・環境担当新任職員オリエンテーション（令和5年4月28日開催：14人）

- ・三重県環境行政教訓継承プログラム（令和5年8月18、19日開催：6人）

(資源循環推進課)

## 令和6年度以降（取組予定等）

① 関係市町等が新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、引き続き関係市町が設置した検討会等へ参画するなどの技術的支援を行います。

関係市町等がポストR D Fへの移行に向けて実施する施設整備等に対して、「ポストR D Fに向けた施設整備等補助金」により財政支援を行います。

② 引き続き、環境系の新任職員を対象とした研修を開催し、R D F 焼却・発電事業の検証で得られた教訓等を将来にわたり継承してまいります。

(資源循環推進課)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 環境生活部

監査の結果
2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 多目的ホール使用料に係る徴収誤りがあった。 (人権センター)
講じた措置
1 実施した取組内容 三重県人権センター条例における多目的ホール使用料の減免規定に関する職員の理解が十分でなかったことから当該事案が発生したため、減免規定の再確認、複数人によるチェックを徹底し、再発防止を図りました。 また、利用者に減免規定を知っていただけるよう、県ホームページに記載している料金表に減免規定を追記するとともに、使用許可申請者に提出いただく事業計画書について、減免を受けられる場合の記載例を追記しました。 (人権センター)  2 今後の方針（取組予定等） 引き続き、使用料の徴収にあたっては、減免規定に基づき根拠となる資料の確認を徹底するとともに、複数人によるチェックを行い、再発防止に努めます。 (人権センター)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 環境生活部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 ① 収入未済額が令和4年度末現在 7,579,701,073円あり、前年度と比べて 483,061,901円増加していた。 (廃棄物対策課)
講じた措置
1 実施した取組内容 a 産業廃棄物の不適正処理に係る行政代執行費用 産業廃棄物の不適正処理に係る行政代執行費用は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の8の規定により実施した対策事業に要した費用であり、その徴収については、行政代執行法の規定を準用し、国税滞納処分の例により徴収できることとなっています。このため、令和5年度においても、引き続き、原因者(滞納者)の財産調査を行うとともに、面談等による生活状況の把握に努め、納付指導を行いました。 (廃棄物対策課)
b 民法第702条「管理者の費用償還請求権」に基づく事務管理費用 令和5年度は、徴収停止を行った日から3年を経過した日以後においても徴収停止事由があると認められることから、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例第14条第1項第1号に基づき当該債権を放棄し不納欠損処分を行いました。 (廃棄物対策課)
2 今後の方針（取組予定等） a 産業廃棄物の不適正処理に係る行政代執行費用 代執行費用の費用求償について、引き続き滞納者の財産調査等を行い、換価可能な資産の把握に努めるとともに、滞納者と面談を行い、分納誓約を履行するよう指導します。また、財産調査等の状況を踏まえ、可能な限り分納額を引き上げるよう指導します。 (廃棄物対策課)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 環境生活部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア その他の支出事務 ① 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。 (廃棄物対策課)
講じた措置
1 実施した取組内容 入札中止事案の内容や原因を課内で共有するとともに、価格等の算定内容について複数の職員による確認を徹底し再発防止に努めました。 (廃棄物対策課)
2 今後の方針（取組予定等） 同様の事案が発生しないよう、引き続きチェック体制の強化や職員への周知の徹底を行い、適切な事務処理に努めます。 (廃棄物対策課)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 環境生活部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。 ア 公有財産の管理 ① 教育財産の貸付に係る教育財産使用許可（貸付）台帳を整理していなかった。 (美術館)
講じた措置
1 実施した内容 台帳を作成するとともに、今後遺漏の無いよう指摘があった事項について周知のうえ注意喚起を図りました。 (美術館)
2 今後の方針（取組予定等） 所属内ミーティング等であらためて財産管理の知識や理解の向上を図り、複数人によるチェックを徹底するなど、適正な事務処理及び再発防止に努めます。 (美術館)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 環境生活部

## 監査の結果

## 3 財務の執行に関する意見

## (3) 財産管理等の状況

財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。

## イ 金品亡失（損傷）

① 帯電防止型エアラインマスクの紛失（損害額 198,760 円）

(廃棄物対策課)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

当所属が保有する物品の所在の共有を図ることを目的とした課内会議を実施し、所属内全職員で全ての物品の存否及び保管場所の再確認を行いました。また、今後は担当者間による物品の引継ぎの徹底を図るとともに、年度当初に所属内における保有物品の所在の共有を図り、物品の適切な管理を徹底します。

(廃棄物対策課)

## 2 今後の方針（取組予定等）

同様の事案が発生しないよう、引き続き適正な管理について注意喚起を行い、再発防止に努めていきます。

(廃棄物対策課)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 環境生活部

## 監査の結果

## 3 財務の執行に関する意見

## (4) 交通事故

職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。

① 物損事故 (物損額：県 649,399 円廃車)

(保健環境研究所)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

当該職員には厳重注意のうえ、所内定例会議やミーティング等により安全運転に対する啓発、注意喚起を行うことにより、職員の安全運転意識の向上を図りました。また、出納局会計支援課主催の交通安全講習会に全員が参加しました。

(保健環境研究所)

## 2 今後の方針 (取組予定等)

引き続き、ミーティング等において、交通事故防止について注意喚起を行うことで、職員の安全運転への意識を高め、交通事故防止に努めます。

(保健環境研究所)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 環境生活部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	(5) その他 財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ① 金品亡失（損傷）報告書の提出が遅延していた。
講じた措置	
1 実施した取組内容	金品を亡失（損傷）した際には、速やかに報告するように所内定例会議等で周知しました。 (保健環境研究所)
2 今後の方針	引き続き、金品亡失（損傷）と認められるものは速やかに報告を上げるよう徹底します。 (保健環境研究所)

## 様式1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 農林水産部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

## (1) 農業経営体の経営発展と県産農産物の安定供給

日本の食料自給率は、米の消費が減少するなどの食生活の変化により、長期的に減少傾向で推移してきたが、近年は、輸入依存度が高い小麦、大豆、油脂類等の食料や肥料・飼料等の生産資材の価格高騰により、食料安定供給上のリスクが高まってきており、本県の状況も同様と考えられる。

一方、本県の農業は、耕地の多くを水田が占め、主食用米の栽培を中心に行われているが、国内需要の減少や販売価格の低迷、燃油や資材価格の高騰等により、農業経営体の経営が厳しくなるとともに、就業者の減少や高齢化が進んでいることから、将来的には県産農産物の供給量の減少が懸念される。

このため、社会情勢をはじめ、国や世界の動向を注視しつつ、令和2年3月に策定した「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」の進捗状況等を踏まえながら、新規就業者の確保・育成や定着の促進、需要に応じた農産物の供給と研究開発、スマート農業技術の導入、肥料・飼料の国内資源利活用の推進、担い手への農地の集積・集約化、生産基盤の整備等、農業経営体の経営発展と県産農産物の安定供給に引き続き取り組まれたい。

(担い手支援課、農産物安全・流通課、農産園芸課、畜産課、農業基盤整備課)

## 講じた措置

## 令和5年度

## 1 実施した取組内容

## ① a 新規就業者の確保に向けて、以下の取組を実施しました。

- ・県内での就業・就職フェアの開催、県外での就農相談会等へブース出展を行うとともに、新規就農にあたって関係する情報を一元化したポータルサイトを新たに作成しました。
- ・農業大学校において、学校見学会やオープンキャンパスを開催し、学生の確保に努めました。
- ・「みえ農業版MBA養成塾」では、農業ビジネス人材の育成に向けた研修プログラムの実施、及び塾生確保に向けた広報活動を行いました。
- ・新規就農者の経営の早期安定に向け、国の事業を活用し、就農準備や営農開始に必要な施設・機械の導入を支援しました。

b 化学肥料から、畜産農家が供給する家畜排せつ物等由来の有機質肥料への転換を進めるために、地域の畜産農家と耕種農家が連携して行う堆肥の製造及び活用の取組を推進しました。

c 農業研究所及び畜産研究所において、農業者等に活用（移転）され、新たな商品やサービスの開発につながる技術や品種等の研究開発を実施しました。

d 担い手への農地の集積・集約化に向けて、農地中間管理事業による利用権設定を推進しました。

e 農林水産支援センターに農業経営等に関する相談窓口を設置し、農業経営体の法人化や事業承継等の支援の他、中小企業診断士等の専門家派遣等を行いました。

(担い手支援課)

## ② a 農業者の経営改善を支援するため、農業経営近代化資金の融資枠を拡大（資材枠15億円設置）し、施設整備等に必要な資金の借入に対して利子補給を行うとともに、保証料を全額免除する支援を措置しました。

b 県内の卸売市場を経由する県産農産物の安全・安心な流通を確保するため、開設者や市場関係事業者への指導・監督を行うとともに、三重県地方卸売市場を県内他市場のモデル的な市場として機能向上等に取り組みました。

c 肥料の国内資源利活用の推進に繋がる活動として、化学肥料・化学合成農薬を低減した栽培方法や有機農業について、取組面積に応じた定額支援（環境保全型農業直接支払交付金）を取り組みました。

(農産物安全・流通課)

## ③ 需要に応じた農産物の供給について、水田農業では、消費動向を踏まえ、主食用米の生産量の目安(125,791トン)を情報提供し、主食用米の生産を進めるとともに、麦や大豆等への作付転換を促し、安定的な供給に向けて取り組みました。伊勢茶では、新たな需要を創出する商品やサービスの開発支援に取り組むとともに、観光のシーンで「伊勢茶マイボトルキャンペーン」を通じた消費拡大を進めるとともに、海外の需要に応じて、ドバイ等への販売促進に取り組みました。野菜では、消費者ニーズに応える園芸産地形成を促進するため、「多気町有機農業推進協議会」に参画し、有機農業の取組拡大に向けて推進しており、地元のキノコ工場の廃菌床を活かした堆肥づくりの実証を行いました。果樹では、柑橘について生産振興への意欲醸成を図るため、本県において24年ぶりとなる「第63回全国カンキツ研究大会」を開催しました。研究大会の視察会場となる園地では、「みえ紀南1号」における気象データと連動したマイクロスプリンクラーを設置し、スマート農業技術の実証成果を周知しました。

(農産園芸課)

## ④ 「飼料の国内資源利活用の推進」については、重点事業「飼料の自給体制構築事業」において、飼料用トウモロコシの生産体制の構築や、食品副産物のエコフィードとしての利用拡大を推進することにより、畜産用飼料の自給率向上を目指す取組を開始しました。

(畜産課)

## ⑤ 効率的かつ安定的な農業経営を実現するためには、担い手への農地集積・集約化による生産コストの削減や高収益作物への転換等を促進することが重要であることから、「三重県農業農村整備計画」（令和2年3月策定）に沿って、ほ場の大区画化や農業用水路のパイプライン化等の生産基盤の整備と保全管理に取り組みました。

(農業基盤整備課)

## 2 取組の成果

- ① a 県内の就業・就職フェア参加者のうち 4 名が就農体験研修等に参加し、うち 1 名が就農しました。農業大学校では、養成課程の学生 38 名を確保し農業の実践教育を進め、「みえ農業版MBA養成塾」では、2 名の塾生を確保し、農業ビジネス人材の育成を図りました。さらに、就農希望者に対して、国の事業を活用し、資金の助成（18 名）や必要な施設・機械の導入支援（11 名）を行いました。
- b 志摩市の畜産農家（1 戸）と水稻農家（6 戸）が連携し、堆肥の製造と活用を行う体制を構築しました。
- c 農業及び畜産研究所が取り組んだ研究開発成果のうち、イチゴの新品種「うた乃」や熊野地鶏のヒナの安定生産技術の開発など、新たに 25 件の商品やサービスの開発に繋がりました。
- d 担い手への農地の集積・集約化に向けて、県が関係機関と連携のうえ、地域における農地中間管理事業を推進した結果、令和 5 年度は 779ha（令和 6 年 1 月末現在）の実績につながりました。
- e 農業経営等に関する相談窓口において、経営体の法人化や事業承継等の支援（20 件）、中小企業診断士等の専門家派遣（13 件）を行い、経営体の経営発展に向けて支援をしました（令和 5 年 12 月末現在）。（担い手支援課）
- ② a 農業経営近代化資金の利子補給承認額は対前年度比 2% 増の約 21 億円で、そのうち資材枠は約 13.9 億円と 66% を占めました。厳しい経営環境が継続する中、経営の改善に必要な資金が低利子で融通され、経営の維持安定に貢献しました。
- b 県内の卸売市場への指導・助言を 13 か所実施しました。また、三重県地方卸売市場の必要な施設改修として、卸売場棟照明灯の LED 化や市場内電気設備改修工事等を実施しました。
- c 堆肥施用などの取組を幅広く支援した結果、取組面積が 282ha（令和 4 年度）から 349ha（令和 5 年度）に拡大しました。（農産物安全・流通課）
- ③ 需要に応じた農産物の供給について、水田農業では、主食用米の生産は 124,700 トンとなり生産量の目安の範囲内に収まるとともに、県産麦、大豆の生産においては、過去最高の作付面積（麦：7,550ha、大豆：4,610ha）を更新しました。伊勢茶では、新たな需要の創出につながる新商品・新サービスを開発するとともに、観光客に向けて「伊勢茶マイボトルキャンペーン」を PR しました。伊勢茶の輸出については、昨年度対比で 297% の輸出量となりました。野菜では、多気町のキノコ工場の廃菌床を活かした堆肥づくりが進みました。果樹では、「第 63 回全国カンキツ研究大会」を開催し、533 人の参加がありました。県育成品種「みえ紀南 1 号」やスマート技術の導入等を紹介し、産地振興への気運醸成を図りました。（農産園芸課）
- ④ 飼料用トウモロコシの生産・利用技術の確立に向け、県研究機関及び現地農家において、水田における栽培実証試験及び飼料利用実証試験を行いました。また、県内の食品事業者（約 100 社）及び畜産農家（約 50 戸）へのアンケートにより、エコフィード飼料の発生状況及び利用意向を把握するとともに、有望な飼料について飼料分析調査を行いました。（畜産課）
- ⑤ 担い手への農地集積・集約化等による生産コストの削減や高収益作物への転換を進めるため、ほ場整備（9 地区）やパイプラインの整備（14 地区）に取り組むとともに、農業用施設の長寿命化を図るため、機能保全計画の策定（2 地区）や機能保全対策工事（9 地区）に取り組みました。（農業基盤整備課）

## 令和 6 年度以降（取組予定等）

- ① a 県内外での就業・就職フェア等を通じ新規就農者の確保に努め、農業大学校や「みえ農業版MBA養成塾」において、就農希望者の知識や技術の習得を促します。また、就農希望から就農直後、就農定着の各段階において必要な支援を行っていきます。
- b 県内各地域で畜産農家と耕種農家が連携する取組を進め、肥料の自給体制構築を図っていきます。
- c 開発した技術や品種等が活用され、新たな商品やサービスにつながる研究開発を進めていきます。
- d 農地中間管理事業の活用を推進し、担い手への農地の集積・集約化を進めていきます。
- e 農業経営等に関する相談窓口において、農業経営体の法人化や事業承継等の支援や中小企業診断士等の専門家派遣による支援を行います。（担い手支援課）
- ② a 農業経営近代化資金では、引き続き、農業者が経営継続や経営改善に必要な資金を借り入れる際の利子の負担軽減を図るとともに、過年度の資材枠の借入れに対し、保証料（0.47%）を全額免除します。
- b 県内の卸売市場を経由する生鮮食料品の安全・安心な流通を確保するため、開設者や市場関係事業者への指導・監督と安定運営に向けた情報提供などに取り組みます。また、三重県地方卸売市場を県内他市場のモデル的な市場として施設設備の維持や改修に計画的に取り組みます。
- c 環境保全型農業の堆肥施用の取組は、国内資源の利活用に繋がることから、未実施の市町についても個別に支援内容を周知し、国や市町と連携しながら、取組を一層推進していきます。（農産物安全・流通課）
- ③ 需要に応じた農産物の供給について、水田農業では、引き続き、消費動向を踏まえ、主食用米の生産量の目安を情報提供し、主食用米の生産を進めます。また、麦、大豆等の生産拡大を進め、安定的な供給に向けて取り組みます。伊勢茶では、新商品や新サービスの開発を支援するほか、「伊勢茶マイボトルキャンペーン」の定着化を図るとともに、伊勢茶の特長の発信に力を入れ、消費者に選ばれる伊勢茶の環境づくりに取り組みます。また、海外需要については、引き続き、大手旅行業者と連携した販売促進に取り組みます。野菜では、堆肥を使用した多気町産の農産物を学校給食に提供する等、地産地消に取り組みます。果樹では、令和 6 年度より重点事業を活用し、生産基盤強化に取り組みます。また、輸出拡大に向けて、輸出先国の検疫規制への対応や、輸送過程のロス果軽減の課題解決に取り組みます。（農産園芸課）
- ④ 引き続き、飼料用トウモロコシの生産・利用実証を進めるとともに、県内のエコフィード飼料の調査及び畜産農家とのマッチングを進めます。また、これらにより得られた知見をもとに、濃厚飼料の 50% を自給できるモデル農家を育成します。（畜産課）

⑤ 引き続き、担い手への農地集積・集約化等による生産コストの削減や高収益作物への転換を進めるため、  
ほ場整備やパイプラインの整備に取り組むとともに、農業用施設の長寿命化を図るため、機能保全計画の策  
定や機能保全対策工事に取り組む予定です。  
(農業基盤整備課)

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 農林水産部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

## (2) 林業の振興と森林づくり

森林は、水源のかん養、土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止等、多面的な機能を有している中で、森林が県土面積の6割以上を占め、その約6割が人工林である本県において、林業は欠かすことができない産業である。

県内の森林資源の大半が本格的な利用期を迎えており、豊かな森林資源の利用を促進して林業の活性化を図る必要があるが、長期にわたる木材需要の変化や減少、木材価格の低迷等により、森林所有者の経営意欲が減退するとともに、担い手の高齢化や後継者不足が進み、適正な管理が行われていない森林が増加するなど、森林の公益的機能の低下が懸念されている。

このため、森林資源の循環利用による安定的な木材生産と持続的な林業経営が行われるとともに、森林の有する多面的機能が今後も維持され続けるよう、人材の育成や定着の促進、災害に強い森林づくり、適正な森林管理、林業の成長産業化、県産材の利用の促進等に引き続き取り組まれたい。

また、令和6年度から課税される国の森林環境税に関しては、導入の目的を踏まえ、その必要性や活用について引き続き県民の理解を得られるよう努められたい。

(森林・林業経営課)

## 講じた措置

## 令和5年度

## 1 実施した取組内容

- a 人材の育成や定着の促進のため、首都圏等での就業相談会や、高校生を対象とした職場体験研修を開催し、新規就業者の確保に向けた取組を行うとともに、「みえ森林・林業アカデミー」において、既就業者を対象とした3つの基本コースや市町職員向け講座を開催しました。
- b 災害に強い森林づくりについては、「みえ森と緑の県民税」を活用し、災害緩衝林の整備に取り組むとともに、流域の防災機能強化を図る森林整備やライフライン沿いの事前伐採等に取り組む市町への支援を行いました。
- c 森林の経営管理や森林環境譲与税等を活用した森林整備を促進するため、「みえ森林経営管理支援センター」による市町への巡回指導や職員向けの研修会の開催など、市町の支援に取り組みました。
- d 林業の成長産業化について、林業のスマート化を一層進めるため、ICT技術を活用した生産性の向上や労働安全性の改善に向けた取組の支援、「みえスマート林業推進協議会」を通じたスマート技術の現場実証に取り組みました。
- e 県が整備する公共建築物の木造・木質化のほか、中大規模木造非住宅建築物の設計への支援、県産材のPR活動を行うとともに、「みえの木建築コンクール」などを開催し県産材の利用促進に取り組みました。
- f 森林環境税について、県民に広く周知し理解を得るために、「みえ森と緑の県民税」とは使途や目的を区分し有効活用していることについて、県ホームページや県政だよりに掲載し、情報発信を行いました。

(森林・林業経営課)

## 2 取組の成果

- a 首都圏での就業相談会、高校生を対象とした職場体験研修などを開催し、新規就業者の確保に取り組みました。(参加者162名) また、「みえ森林・林業アカデミー」において、基本3コースに25名が受講、市町職員向け講座に10市町の11名が受講、専門技術などを学ぶ選択講座に計114名が受講するなど、林業・木材産業の人材育成を行いました。
- b 災害緩衝林の整備(28箇所)に取り組むとともに、流域の防災機能強化を図る森林整備(12市町)やライフライン沿いの事前伐採(10市町)等に取り組む市町への支援を行いました。
- c 「みえ森林経営管理支援センター」にアドバイザーを配置し、県内29市町への巡回指導や相談対応を行うとともに、森林経営管理制度等に関する市町職員向け研修会を2回開催しました(7月、2月)。その結果、新たに1市が森林経営管理制度に基づく取組を開始し、計21市町となりました。
- d 林業のスマート化に向け、5事業体に対して、ICT技術を活用する測量機器の導入を支援するとともに、「みえスマート林業推進協議会」において、スマート技術を活用した施業に関する情報共有やスマート林業の現場実証などを行いました。
- e 1件の中大規模木造非住宅建築物の設計支援を行うとともに、県立美術館における県産材を使用した木質化のリフォーム、木材関係団体と連携して県産材のPR活動(県内5回、東京都2回)の実施、「みえの木建築コンクール」などを開催し、県産材利用の意識の醸成を図ることができました。
- f 県広報誌および三重テレビ「県政だよりみえ」において、「森林環境譲与税」と「みえ森と緑の県民税」の棲み分けや取組内容について紹介するなど、税に関する周知を図りました。

(森林・林業経営課)

## 令和6年度以降(取組予定等)

- a 引き続き、林業への就業を希望する方や高校生を対象とした就業セミナー、林業体験ツアー、就業相談会等を開催するとともに、「みえ森林・林業アカデミー」における講座の運営を行い、林業人材の確保・育成に取り組みます。
- b 「みえ森と緑の県民税」を活用し、災害緩衝林の整備に取り組むとともに、流域の防災機能強化を図る森林整備やライフライン沿いの事前伐採等に取り組む市町への支援を行います。
- c 森林の適正な管理が一層進むよう、「みえ森林経営管理支援センター」による市町への支援内容を充実させ

るなど、市町ごとの進捗状況や課題に応じた適切な人的・技術的な支援に取り組みます。

- d スマート林業の現場実装を加速化するため、各地域の林業事業体におけるＩＣＴ技術の精通者の育成や、「みえスマート林業推進協議会」を通じたスマート技術の横展開に取り組みます。
- e 県産材の利用拡大を図るため、木材関係団体と連携した県産材のＰＲや、中大規模木造非住宅建築物への設計支援に取り組むとともに、建築コンクールの開催などによる県民の木材利用に関する意識の醸成に取り組みます。
- f 森林環境税および森林環境譲与税への県民の理解促進を図るため、引き続き、その必要性や税を活用した取組内容についての情報発信に取り組みます。  
(森林・林業経営課)

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 農林水産部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

## (3) 水産資源の維持・増大と競争力のある養殖業の構築

本県の水産業は、多様な自然環境に恵まれ、海域ごとに特性の異なる豊かな漁場を有することから、地域の特色を生かした多種多様な漁船漁業や養殖業が営まれ、漁村地域の主幹産業として、全国有数の生産量を誇っている。

しかし、近年は、気候変動に伴う漁場環境の悪化により漁獲量や養殖生産量が減少するとともに、食生活の変化やコロナ禍による外食需要の減少等の影響で水産物の消費が低迷し、産出額は減少の一途をたどっている。加えて、就業者の減少や高齢化も進んでいる。

このため、水産業の成長産業化や持続的な発展により、水産物の安定的な供給が行われるよう、新規就業者の確保・育成や定着の促進、他部局や関係機関とも連携した漁場環境の改善による水産資源の回復、漁場環境の変化に適応する養殖種苗の生産や養殖技術の開発、需要の回復に向けた販路拡大等に引き続き取り組まれたい。

(水産振興課、水産基盤整備課)

## 講じた措置

## 令和5年度

## 1 実施した取組内容

- ① 新規就業者の確保・育成等について、地域の漁業関係者が運営する漁師塾における研修への支援、本県の漁業等についてオンラインで学べる「みえ漁師 S e e d s」の運営及び充実を図りました。
- ② 他部局や関係機関とも連携した漁場環境の改善による水産資源の回復について、水産生物の生息場として重要な藻場・干潟の造成に取り組むとともに、流域下水処理場で実施する栄養塩類管理運転の効果検証のための調査を行いました。
- ③ 漁場環境の変化に適応するため、高水温に強い品種や高水温に適応した養殖管理技術の開発に取り組みました。
- ④ 需要の回復に向けた販路拡大について、大都市圏の量販店における県産水産物フェアの開催や海外への販路拡大に向けた商談機会の創出に取り組みました。

(水産振興課、水産基盤整備課)

## 2 取組の成果

- ① 漁師塾の短期研修では、計 12 名が参加し、うち 1 名が就業しました。また、「みえ漁師 S e e d s」では、オンラインで漁業者に直接質問や相談ができる仕組みを整備したほか、県内漁業紹介動画 5 本、座学動画 5 本を製作・掲載し、三重県の漁業やその魅力を広く発信することができました。
  - ② 県内 7 工区において藻場・干潟の造成（藻場 2.00ha）に取り組むとともに、漁業者を中心とした活動組織が行う藻場・干潟の保全活動（23 組織）を支援しました。
- 「きれいな伊勢湾の再生」に向けた取組では、栄養塩類管理運転を行う流域下水処理場 2 か所の周辺海域を調査し、水質や水産生物などの管理運転の効果検証に必要なデータを収集しました。

- ③ 真珠養殖では、I C T ブイによる海水温等のリアルタイム配信、S N S 等を活用した漁場環境や有害赤潮の情報提供、「アコヤタイムライン」による飼育管理の徹底により、夏季の稚貝へい死率は 14% と、大量へい死前と同水準に回復しました。

魚類養殖では、遺伝子解析により高水温や病気に強い遺伝的特性を持つマハタ親魚を特定できました。また、養殖用飼料にショウガ粉末を添加することで、免疫機能（中和抗体値）の向上やへい死を低減できる知見が得られました。

黒ノリ養殖では、S N S を活用した栄養塩類情報の提供、I C T ブイによる海水温や赤潮等のリアルタイム配信、生産者に収穫のタイミングを促す「色落ちアラート」の発出などにより、適正な養殖管理を促進した結果、生産不調であった一昨年漁期よりも生産が順調に推移しました。

- ④ 大都市圏の量販店等 267 店舗での県産水産物フェアやマレーシア及びシンガポールでの商談機会の創出を行った結果、量販店との継続的な取引（4 件）や現地輸入商社との商談の成立（3 件）につながりました。

(水産振興課、水産基盤整備課)

## 令和6年度以降（取組予定等）

- ① 新規就業者の確保・育成等に向け、漁師塾における研修への支援や「みえ漁師 S e e d s」での漁業就業に関する情報発信に取り組むとともに、専門家派遣による漁業現場の就労環境改善に取り組みます。
- ② 漁場環境の改善による水産資源の回復に向けて、引き続き、他部局や関係機関と連携しながら、藻場・干潟の保全・再生や「きれいな伊勢湾の再生」に向けた取組を進めます。
- ③ 漁場環境の変化に適応する養殖業の構築に向け、真珠、カキ、魚類、藻類それぞれの養殖において、高水温に強い品種や高水温に適応した養殖管理技術の開発等に取り組み、現場への普及をめざします。
- ④ 需要の回復に向けた販路拡大に向けて、引き続き、県産水産物フェアの開催やマレーシア等の現地での商談機会の創出に取り組みます。

(水産振興課、水産基盤整備課)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 農林水産部

監査の結果	
2 財務以外の事務の執行に関する意見	事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。 (1) 個人情報の漏えい事案があった。
講じた措置	
1 実施した取組内容	今回の事案については、本来、データが入力されていない状態のファイルを送信すべきところ、データが入力されたファイルを十分なチェックを行わずに送信してしまったことが原因です。所内課長会議等において、メール送信にかかる注意喚起を行い、情報セキュリティーの周知とメール誤送信防止のチェックの徹底を図りました。
2 今後の方針（取組予定等）	再発防止のため、メール送信時に添付ファイルの内容について誤りがないか確認するとともに、個人情報を含むファイルを添付する場合は、複数人による十分なチェックを行ったうえで送信するようルールを徹底します。

## 様式1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 農林水産部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(1) 収入に関する事務	
収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 収入未済	
① 収入未済額が令和4年度末現在 70,652,429円であった。	(扱い手支援課、農産物安全・流通課、水産振興課)
② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。	(扱い手支援課、農産物安全・流通課、森林・林業経営課、水産振興課)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
①②	
a 農業改良資金貸付金及び違約金	
生活困窮や債務者本人の死亡により未収金が発生している5名（令和5年度当初未収金合計 35,871,003円）の債務者に対して、電話催告24回、文書催告6回、訪問・面談1回を行い、回収に努めました。	
回収目標達成に向け、取り組んだ結果 848,000円を回収しました。	(扱い手支援課)
b 新規就農者総合支援事業費補助金及び延滞金	
生活困窮や所在不明により未収金が発生している2名（令和5年度当初未収金合計 2,997,487円）の債務者に対して、電話催告1回、文書催告1回、訪問・面談1回、所在調査1回を行い、回収に努めました。	
回収目標達成に向け、調査を行った結果、所在不明者について直近の所在地が判明しました。	(扱い手支援課)
c 旧三重県中央卸売市場施設使用料・旧三重県中央卸売市場電気水道料	
生活困窮から未収金（令和5年度当初 4,645,236円）が発生しているため債務者の状況に応じて債権管理を実施しました。そのうち 3,629,622円については催告活動（訪問4回、文書送付1回）を行ったものの回収には至らず、10月に時効が成立したため、不納欠損を行いました。	
令和5年度目標については、210,117円を設定し、少額納付による回収を進めました。催告活動（電話3回、訪問1回）の結果、137,117円を回収し、60,000円は上記の不納欠損を行いました。	(農産物安全・流通課)
d 林業・木材産業改善資金貸付金及び違約金	
令和4年度当初の未収金 469,946円全額については、令和4年度中に私債権の放棄による不納欠損処理を行いました。	(森林・林業経営課)
e 沿岸漁業改善資金貸付金及び違約金	
沿岸漁業の経営改善等を目的とした貸付金の債権について、延滞者への催告（電話4回、書面4回）や所在不明者の所在等調査（1回）を実施しました。また、延滞者の死亡が判明したため、相続人調査を実施しました。	
回収目標達成に向け、取り組んだ結果、未収金 27,138,703円のうち、484,000円を回収しました。	(水産振興課)
2 今後の方針（取組予定等）	
①②	
a b 生活困窮から未収となっている債務者については、継続して電話及び文書催告、訪問・面談等により近況把握を実施し回収に努めます。また、債務者本人が死亡した案件については、相続人への訪問・面談等により回収に努めます。また、所在が判明した債務者については、訪問・面談を実施し回収に努めます。	
目標達成に向け、債権管理マニュアルに基づいた適切な債権管理を進めます。	(扱い手支援課)
c 残りの債権については、債務者の経済状況等を考慮しつつ、債権管理マニュアルに基づき適切な債権管理を推し進めていきます。また、目標達成に向けた催告活動等を行っていきます。	(農産物安全・流通課)
d 令和5年度の未収金はありません。	(森林・林業経営課)
e 三重県債権管理マニュアルに基づき、催告・回収に努めています。	(水産振興課)

様式1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置）部局名 農林水産部

## 監査の結果

## 3 財務の執行に関する意見

## (2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

## ア 業務委託

## ① 【みえ森林ワークブック作成業務委託】

- ・予定価格算定に係る積算根拠が適切でなかった。

(林業研究所)

## イ 補助金等

## ① 【団体営ため池等整備事業費補助金】

- ・履行確認の記録がなかった。

(伊賀農林事務所)

## ウ その他の支出事務

## ① 補助金の事務処理誤りによる歳出戻入を行っていた。

(桑名農政事務所)

## ② 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。

(津農林水産事務所)

## ③ 事務処理誤りによる開札後の入札中止が2件あった。

(伊勢農林水産事務所)

## ④ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。

(中央家畜保健衛生所)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

## ア

① 当該業務委託に係る予定価格の設定にあたり見積書の微取が1者であったため、予定価格の設定においては、1者だけでなく2者以上から見積書を微取するなどして見積比較を行い、適正な予定価格を設定するよう周知徹底をしました。

(林業研究所)

## イ

① 概算払いした補助金について、履行確認はしていたが、支出負担行為（兼整理）書に履行確認日と検査員の氏名の記録をするべきところ認識不足により記録がされてなかつたため、所内会議において、会計規則別表第3（第133条関係）を配布し、係る規定を周知徹底するとともに、e-ラーニングなどによる研修受講を促しました。

(伊賀農林事務所)

## ウ

① 補助金の支払において、交付対象者からの請求書によらず支出調書にて概算払いを行ったため、歳出戻入により支払額を返納いただきました。会計規則や補助金等交付要領等を十分に理解していなかつたことが要因であり、関係職員に対して支出事務に関する研修会を実施し、その上で当該事案の検証を行うなど、再発防止に努めました。

(桑名農政事務所)

② 工事の積算システムの操作を誤り、月2回土日完全週休2日制工事を発注する場合に行う補正が正しく行われなかつたことから予定価格が過少積算となっていました。再発防止のため、違算内容を事務所で共有・周知するとともに、積算段階において「週休2日制の補正」に関するチェックを追加し、複数職員によるチェック体制の強化を図りました。

(津農林水産事務所)

③ 工事の積算誤りと委託業務の積算資料の表記誤りにより入札を中止したため、今回の案件を職員間で情報共有するとともに、改めて複数職員によるチェック体制の見直しとチェックリストの拡充を行い、再発防止に努めました。

(伊勢農林水産事務所)

④ 開札後に、見積書比較価格を誤って入力したことが判明したため入札を中止しました。今回の案件を職員間で情報共有するとともに、開札時の入力内容について改めて複数人による確認を徹底しました。

(中央家畜保健衛生所)

## 2 今後の方針（取組予定等）

## ア

① 引き続き、上記の取組により適正な事務処理に努めます。

(林業研究所)

## イ

① 補助金等の概算払いにおいて、履行確認を行った者が支出負担行為（兼整理）書に確認日と検査員氏名を記入（または押印）することを徹底するとともに、総務企画課職員が記録されていることを確認することとしました。

(伊賀農林事務所)

## ウ

① 引き続き、再発防止に向けて職員の意識向上を図り、会計規則等を遵守して適正な事務処理に努めます。また、会計事務研修会に積極的に参加し、職員の知識の向上に努めます。

(桑名農政事務所)

②～④ 引き続き、再発防止に向けて職員の意識のさらなる向上とチェック体制の強化を図り、適正な入札の執行に努めています。

(津農林水産事務所、伊勢農林水産事務所、中央家畜保健衛生所)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 農林水産部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	(3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。 ア 金品亡失（損傷） ① 自動撮影カメラ 2 台及び付属品の盗難（損害額 19,080 円） （農業研究所）
講じた措置	
1 実施した取組内容	野外設置の獣害調査用自動撮影カメラが盗難されたことから、警察に被害届を提出するとともに、カメラの設置方法及び場所など盗難防止策を見直し、新たに設置地区関係者が異変を発見した際の連絡体制についても構築しました。また、改めて全職員に対して物品等の盗難について注意し、県有財産の適正な管理・使用に意識を高めるよう注意喚起を行いました。 （農業研究所）
2 今後の方針（取組予定等）	引き続き、物品等県有財産の適正な管理・使用に意識を高めるよう周知徹底を図ります。 （農業研究所）

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 農林水産部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(4) 交通事故	
職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。	
① 物損事故 (物損額：相手 103,878 円) (四日市農林事務所)	
② 物損事故 (物損額：相手 244,882 円) (松阪農林事務所)	
③ 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 199,430 円、相手 266,975 円) (伊勢農林水産事務所)	
④ 物損事故 (物損額：県 0 円廃車) (尾鷲農林水産事務所)	
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 当該事故は、駐車場で公用車のドアを開ける際に、突風が吹いたことから隣に駐車していた車にドアが接触したものであり、風が吹くことの予見が極めて難しい状況下で発生した事案ですが、当該職員に対して何事にも周囲の状況を確認して慎重に行動するとともに、更なる安全運転の徹底をするよう厳重に指導・助言を行いました。また、所内会議において発生した事故の状況を共有し、交通事故防止及び県有備品や金品の適正な管理について、職員に対し再徹底するよう指示するとともに、副所長が講師となって「交通安全講習」を開催して、所内職員の交通安全意識向上にも取り組みました。 (四日市農林事務所)	
② 職員が公用車で橋を渡る際、対向車とすれ違ったため道路の左側に寄せたところ、ガードレールに接触し、公用車の側面を擦ってしまいました。当該職員に対して、安全運転を徹底するよう厳重注意をするとともに所内課長会議において注意喚起を行いました。また、全職員を対象に交通安全研修を実施して交通安全の啓発に取り組みました。 (松阪農林事務所)	
③ 出張途中に坂道で急停止した前方の車に衝突したものであり、当該職員及び同乗者には安全運転について、厳重注意をするとともに令和 4 年 10 月に庁舎で実施された安全運転研修を受講させました。また、所内の会議において、事例報告し、注意喚起をするとともに、月初めに安全運転についてのポイントやニュースについて周知を図ることにより、所内全職員に交通安全意識の一層の高揚と安全運転の指導徹底に努めました。 (伊勢農林水産事務所)	
④ 出張途上において、法定速度内で走行していたものの、道路上に飛び出した小動物を回避した際にガードパイプに接触したものであり、事故発生後ただちに本事案を所属内で共有し、公用車での出張の際は十分な注意を払い交通事故を起こさないよう所属内職員全員に注意喚起するとともに、職員の交通安全意識向上のため、毎月 1 回の交通安全研修を実施しました。 (尾鷲農林水産事務所)	
2 今後の方針（取組予定等）	
①～④ 引き続き、所内会議や交通安全研修等あらゆる機会を通じて、職員に対し、安全運転に関するより一層の意識向上を図り、交通事故の発生防止に努めています。また、走行中以外にも自然現象によって予期せず車両等が接触する可能性があることから、慎重に行動するよう注意喚起を継続し、交通安全意識の向上に努めています。	
(四日市農林事務所、松阪農林事務所、伊勢農林水産事務所、尾鷲農林水産事務所)	

様式1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置）部局名 農林水産部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	(5) その他 財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ① 会計事務自己検査で、後期検査を実施していなかった。
講じた措置	
1 実施した取組内容	会計事務自己検査の実施時期を把握していなかったため、後期検査を予備監査までに実施していませんでした。三重県会計規則及び三重県会計事務自己検査要綱を確認しました。経理業務は農業研究所基盤技術研究室総務調整課に一元化されているため、検査等のスケジュールを共有して確認し、事務の漏れがないよう再発防止に努めました。
2 今後の方針（取組予定等）	引き続き経理に関する業務のスケジュール及び内容について、病害虫防除所と農業研究所基盤技術研究室総務調整課で共有・確認します。

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 雇用経済部

監査の結果	
1 事業の執行に関する意見	(1) 時代の変化に対応した経済対策の推進 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されるなど、日常生活がコロナ前の状況に戻るとともに経済が緩やかに持ち直しつつある中、コロナ禍からの回復を後押しするため、県内事業者に対し、借換えの促進等の金融支援や生産性向上に向けた経営支援、取引機会や販路の拡大といった支援を進めてきた。 不安定な国際情勢や円安等、複合的な要因による原材料の高騰や製品の供給不足等が続く中、世界的なカーボンニュートラルの流れや、経済安全保障面でのサプライチェーンの国内回帰など、国内外の社会経済情勢は変化し、本県の基幹産業である自動車関連産業のEV化への対応や、サプライチェーン全体でのCO2削減、変革に対応できる人材の育成等が課題となっている。 このため、引き続き、市町、経済団体、金融機関等の関係者と連携し、「ゼロエミッションみえ」プロジェクトにより成長産業育成や競争力強化を推進するとともに、中小企業・小規模企業の生産性向上や業態転換等を支援するなど、社会経済情勢の変化に対応した経済対策を進められたい。 (雇用経済総務課、雇用対策課、障がい者雇用・就労促進課、県産品振興課、新産業振興課、中小企業・サービス産業振興課、産業イノベーション推進課、企業誘致推進課)
講じた措置	令和5年度 1 実施した取組内容 (社会経済情勢の変化に対応した経済対策) ① 県内の景気動向判断、効果的な産業振興及び雇用対策の施策を進めるにあたっての基礎資料とするため、県内企業等を対象とした三重県事業所アンケートを実施しました。 (雇用経済総務課) ② 県内5地域に設置した「みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会」において、中小企業・小規模企業の振興や中小企業・小規模企業が抱える課題の把握および取組の共有等を行うとともに、中小企業・小規模企業に関する団体、市町等に対する施策の周知・広報等に取り組みました。(中小企業・サービス産業振興課) ③ 大阪・関西万博を契機に国内外から注目が集まる好機を生かし、三重県の魅力を最大限発信していくため、大阪市内の2か所(道頓堀、梅田)に期間限定の情報発信拠点(三重テラス in 大阪)を設置し、関西圏における効果的なプロモーション方法の検証を行いました。 (県産品振興課) ④ エネルギー価格等が高騰する中であっても、その影響に対応するとともに、従業員の賃上げに結び付けようとする中小企業・小規模企業の取組を支援する「エネルギー価格等高騰対応(賃上げ型)生産性向上・業態転換支援補助金」等を行いました。 (中小企業・サービス産業振興課) ⑤ 長期化する物価高等の影響やゼロゼロ融資の返済本格化により、厳しい経営環境にある中小企業・小規模企業の資金繰りを支援するため、「セーフティネット資金・リフレッシュ資金(伴走支援型特別保証)」の保証料無料化を実施しました。 (中小企業・サービス産業振興課) ⑥ 中小企業・小規模企業の競争力強化に繋げるため、展示会や個別商談会を開催することにより、販路開拓の支援を行いました。 (中小企業・サービス産業振興課) ⑦ 事業者数の減少などの課題に直面している県内伝統産業について、昨今の原材料価格の高騰によりさらに厳しい状況におかれていることから、事業継続を支援するため、県独自の支援金制度を創設しました。 (県産品振興課) ⑧ 新しい時代を見据えた工業研究所の機能強化と施設整備を行うための検討を実施しました。 (新産業振興課) ⑨ 誰もが働きやすい職場環境や柔軟な働き方を実現するため、アドバイザーの派遣や「みえの働き方改革推進企業」登録表彰制度等の取組を進め、県内企業への働き方改革の普及を図りました。 (雇用対策課) ⑩ 外国人労働者が安心して働くことができる職場環境づくりを進める取組として、技能実習制度の最新情報を盛り込んだ説明会や就職準備セミナー等を実施し、企業や求職者を支援しました。 (障がい者雇用・就労促進課)  (市町、経済団体、金融機関等の関係者との連携) ① 市町や商工団体、観光協会等と連携して三重の魅力の効果的な発信を促進するため、地域別懇談会を開催しました。※第1回:6月29日(web開催)、第2回:11月16日(伊賀・四日市)、17日(尾鷲)、20日(津・伊勢)、第3回:3月12日(web開催) (県産品振興課) ② 半導体関連産業の集積を図り、投資を促進していくために、県内の関連産業へ人材を供給できる仕組が必要であることから、「みえ半導体ネットワーク」のもとで、产学研連携により人材育成や共同研究、企業支援に取り組みました。 (企業誘致推進課) ③ スタートアップ支援の取り組みを加速させ、三重発スタートアップを創出することを目的とし、産学官等の県内外の関係機関が一体となった支援体制「みえスタートアップ支援プラットフォーム」を設立しました。 (産業イノベーション推進課) ④ 令和5年5月に、産業、食、巡礼道の取組を推進するため、知事ミッションとして、スペインを訪問しました。また、令和6年1月に、産業、物産、観光の取組を推進するため、知事ミッションとして、タイを訪問しました。 (企業誘致推進課) ⑤ ゼロゼロ融資等を利用する中小企業・小規模企業が借入を順調に返済し、事業を発展的に継続できるよう、

三重県信用保証協会にコーディネーター10名を配置し、金融機関・商工団体等と連携して経営改善の取組を伴走支援しました。また、この取組を一層強化するため、信用保証協会及び県内5金融機関（百五、三十三、桑名三重、北伊勢上野、紀北）と「財務改善に向けた伴走支援の連携・協力に関する覚書」を締結（R5.10.26）しました。

物価高騰によるコスト高の影響を適正に価格転嫁できず、経営に支障が生じている中小企業・小規模企業を支援するため、三重県信用保証協会にサポート窓口を開設（R5.11.13）し、相談・アドバイス等を行うコーディネーター3名を新たに配置しました。  
（中小企業・サービス産業振興課）

（「ゼロエミッションみえ」プロジェクトによる成長産業育成や競争力強化の推進）

- ① EV化の影響を受ける自動車部品サプライヤーの業態転換や事業再構築、新産業創出等を推進するため、県内自動車関連企業を対象に、国等の多角的な支援に繋げるためのコンサルティング事業を実施しました。  
（新産業振興課）
- ② 自動車関連部品のサプライチェーン（SC）を構成する複数の事業者が連携して製品単位でのCO<sub>2</sub>排出量（CFP）を算定・削減するための取組を支援する実証事業を実施しました。  
（新産業振興課）
- ③ 県内ものづくり中小企業等を対象に、カーボンニュートラル（CN）対応の重要性とデータに基づくエネルギー生産性向上の手法について学ぶ人材育成講座を実施しました。  
（新産業振興課）
- ④ 令和5年3月に策定した2050年の四日市コンビナートの将来ビジョン（グランドデザイン）に基づき、企業間連携によるプロジェクト創出等に向けて、「四日市コンビナートカーボンニュートラル化推進委員会」（事務局：四日市市）等を開催しました。  
（新産業振興課）
- ⑤ 国が再生可能エネルギーの切り札の一つとして位置付ける洋上風力発電について、情報収集及び情報提供を行いました。  
（新産業振興課）

（中小企業・小規模企業の生産性向上や業態転換等の支援）

- ① エネルギー価格等が高騰する中にあっても、その影響に対応するとともに、従業員の賃上げに結び付けようとする中小企業・小規模企業の取組を支援する「エネルギー価格等高騰対応（賃上げ型）生産性向上・業態転換支援補助金」等を行いました。  
（中小企業・サービス産業振興課）

## 2 取組の成果

（社会経済情勢の変化に対応した経済対策）

- ① 三重県事業所アンケートを実施し、足元の景気動向や業況、企業が抱える課題等を取りまとめ、次年度当初予算事業、取組を検討するための基礎資料として活用しました。  
（雇用経済総務課）
- ② 令和5年10月から12月にかけて県内5地域において「みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会」を開催し、中小企業・小規模企業において課題となっている事業承継や人材確保・活用等について各構成機関の取組等を共有し、今後の対応等に向けて意見交換等を行いました。  
（中小企業・サービス産業振興課）
- ③ 三重テラス in 大阪（道頓堀11/17～11/30、梅田1/12～1/28）には計3,902人が来場し、三重県の魅力を体験いただくとともに、アンケート調査等により、物産や観光に対するニーズや傾向の把握を行い、万博開催年に向けた関西圏でのプロモーションの強化に向けた検証を行いました。  
（県産品振興課）
- ④ 「エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金」を1回、同補助金の賃上げ型を2回、合わせて3回の公募を実施し、合計570件の交付決定を行い、各補助事業者の生産性向上や業態転換等の前向きな取組につながりました。  
（中小企業・サービス産業振興課）
- ⑤ 中小企業・小規模企業が経営の安定に支障をきたすことがないよう、引き続き、「セーフティネット資金・リフレッシュ資金（伴走支援型特別保証）」の保証料を無料化し、切れ目のない資金繰り支援を行いました。「セーフティネット資金・リフレッシュ資金」など新型コロナ・物価高騰対応融資の実績は、令和6年2月末の累計で5,831億円を超える保証承諾が三重県信用保証協会において行われました。  
（中小企業・サービス産業振興課）
- ⑥ 令和5年4月から令和6年3月末までに展示会2回、個別商談会6回を開催するとともに、大規模展示会への出展支援1回を行い、のべ82社の販路開拓を支援しました。  
（中小企業・サービス産業振興課）
- ⑦ 国指定伝統的工芸品または県指定伝統工芸品の製造事業者のうち、原材料の価格高騰の影響を受け70事業者に対し県独自の支援金（1事業者10万円・定額）を支給し、事業継続を支援しました。  
（県産品振興課）
- ⑧ 「三重県工業研究所の機能強化・施設整備にかかる基本構想」を令和6年3月に策定しました。  
（新産業振興課）
- ⑨ 働き方改革アドバイザーを12社派遣し、「令和5年度みえの働き方改革推進企業」として156社を登録しました。  
（雇用対策課）
- ⑩ 外国人労働者が働きやすい職場環境づくりに向けた企業向けセミナーを3回（参加企業219社）、個別相談会（参加企業9社）、外国人向け就職準備セミナー（参加者232人）を実施しました。  
（障がい者雇用・就労促進課）

（市町、経済団体、金融機関等の関係者との連携）

- ① 三重テラスの運営、大阪・関西万博、関西事務所、県産品販売促進など、県の取組について市町や商工団体、観光協会等と情報共有や意見交換を行うことで、各事業の推進にあたっての連携の強化につながりました。  
（県産品振興課）
- ② 人材育成に係る具体的な取り組みを協議する人材育成部会をこれまで3回（5月、7月、1月）開催するとともに、10月23日には日本の半導体研究の第一人者である東京大学の黒田教授を講師に招くセミナーを開

催しました。

(企業誘致推進課)

- ③ 県内外の 49 機関からなるみえスタートアップ支援プラットフォームを立ち上げ、スタートアップカンファレンスを 3 回開催し、計 280 名が参加しました。令和 6 年 3 月末時点で参画機関数は 73 機関に拡大しています。  
(産業イノベーション推進課)
- ④ スペインミッションでは、県内市町とともに訪問し、バスク自治州政府との間で確認書に署名するなど連携を促進しました。タイミッションでは、経済団体や企業からなる経済団とともに訪問し、産業、物産、観光のトップセールスを行いました。  
(企業誘致推進課)
- ⑤ ゼロゼロ融資等の金融支援を受け過剰債務を抱えた中小企業・小規模企業が、借入を順調に返済できるよう、金融機関・商工団体等と連携し経営改善の取組を伴走支援しました。令和 6 年 2 月末時点で、新規支援先 247 者を含む事業者に対して延べ 1,285 回訪問し、このうち 156 者に専門家派遣を行いました。  
取引価格適正化窓口においては、令和 6 年 2 月末時点で、47 者に対して延べ 116 回訪問し、このうち 18 者に専門家派遣を行い、価格交渉に役立つ原価計算手法の習得等を支援しました。

(中小企業・サービス産業振興課)

(「ゼロエミッションみえ」プロジェクトによる成長産業育成や競争力強化の推進)

- ① E V 化等に伴い業態転換等を検討している県内自動車関連中小企業 3 社に対して、市場動向や自社技術の分析等に関するコンサルティング支援を行いました。  
(新産業振興課)
- ② 県内自動車関連中小企業 3 社 (S C 2 件) に対し、CFP 算定、省エネ診断等の支援を行いました。  
(新産業振興課)
- ③ 全 8 回の C N 人材育成講座を実施し、県内ものづくり中小企業等 20 社 35 名が参加しました。  
(新産業振興課)
- ④ 推進委員会を 2 回開催するとともに、新たに 4 部会（うち「水素・アンモニア拠点化検討部会」「広域・多業種連携部会」は県主導）を設置し、計 6 部会（計 8 回開催）において検討を行いました。  
(新産業振興課)
- ⑤ 洋上風力発電のポテンシャルを有する 4 市町に対しヒアリングを行うとともに、洋上風力発電施設が景観へ与える影響を検討する際の情報として、3D イメージデータを作成しました。また洋上風力発電の先進地を視察し (5/11、12 秋田県、7/25、26 新潟県)、施設設置による効果や課題など必要な情報収集を行いました。  
(新産業振興課)

(中小企業・小規模企業の生産性向上や業態転換等の支援)

- ① 「エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金」を 1 回、同補助金の貸上げ型を 2 回、合わせて 3 回の公募を実施し、合計 570 件の交付決定を行い、各補助事業者の生産性向上や業態転換等の前向きな取組につながっています。

(中小企業・サービス産業振興課)

#### 令和 6 年度以降（取組予定等）

社会情勢の変化が激しい現状をふまえ、事業所アンケートを継続して実施し、県内企業の実態を把握するとともに、企業及び関係団体の声に耳を傾けて、三重県の産業政策及び雇用政策を進めてまいります。

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 雇用経済部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

## (2) 首都圏営業拠点「三重テラス」を活用した三重の魅力発信

首都圏営業拠点「三重テラス」は、平成30年度から令和4年度までの第2ステージをとおして約220万人が来館しており、その間に三重の魅力の効果的な情報発信をはじめとして、「三重ファン」の積極的な拡大、県産品の販路拡大や誘客の増加に取り組んできたが、三重テラスの成果を評価する4つの指標のうち、三重の魅力体験者数をはじめとする2指標が3年連続目標値を下回り、第2ステージの総括評価においては、東京事務所との役割分担を含めた運営体制の見直しや、財政負担軽減などが課題とされていた。

令和5年度からの第3ステージでは、第3ステージ運営方針に基づき、三重テラスの拠点機能を更に強化するため、新たにマネジメント業務を委託し、首都圏と本県のさまざまな関係者のつながりを促進するコミュニケーションマネージャーや観光・総合案内コンシェルジュを配置するとともに、対面販売やテストマーケティングの場を常設することとし、三重らしさを演出するための改装を行い、令和5年9月16日にリニューアルオープンした。

このため、第2ステージでの総括評価における課題を含め、第3ステージ運営方針に基づく取組の効果を検証しながら、首都圏における三重の魅力発信拠点として効果的な三重の情報発信に努めるとともに、関係者のつながりを促進するなど、本県への人の流れを作るためのインフラとして最大限活用されたい。

(県産品振興課)

## 講じた措置

## 令和5年度

## 1 実施した取組内容

首都圏営業拠点「三重テラス」は、三重の豊かな自然・歴史・文化・食など、様々な魅力発信の拠点として、また、首都圏と三重県の関係者が交流しつながる場として、さらなる進化を遂げるため、新たなサービスや機能を追加し、令和5年9月16日にリニューアルオープンして第3ステージの運営を開始しました。

## (リニューアル概要)

三重テラス1階のショップでは、食品や工芸品等、県内各地の県産品を取り揃え、多様な三重の魅力をアピールするとともに、対面販売やテストマーケティングにより県内事業者が直接商品の魅力を発信するなど、商品のプラッシュアップにつながる取組も強化しています。

また、レストランでは、県内各地の郷土料理をアレンジするなどしたオリジナルメニューにより、旬の県産食材や地域の食文化の魅力を体感できる飲食を提供しています。

加えて、新たに1階に設置した総合案内カウンターでは、経験豊富なコンシェルジュが常駐し、三重の観光や移住などの情報提供や問い合わせにワンストップで対応しています。

2階のコミュニケーションスペースは、引き続き市町や事業者等のイベント開催の場として活用するとともに、三重県ゆかりの方や三重に関心を持つ方などが利用できるコワーキング機能を追加しました。ここでは、コミュニケーションマネージャーが中心となり、コワーキングの利用者や三重県関係者等をつなぎ、交流を促進するとともに、三重ファンが興味のあるテーマで集まるプロジェクト「三重テラス部活動」を始動するなど、三重ファンなどによるコミュニティが形成され、持続的かつ自発的な活動につながるよう、取り組んでいます。

## (第3ステージ成果指標)

第3ステージ運営方針に基づく取組の効果を検証するため、成果指標を設定しました。

第2ステージ(平成30年度～令和4年度)において三重テラスの成果を評価する指標として、「①三重の魅力体験者数」「②商品開発・販路拡大件数(累計)」「③メディア掲載件数」「④三重ファン連携取組数(累計)」の4指標を設定してきました。過去の成果と継続して検証できるよう、これらの4指標は、第3ステージにおいても引き続き成果指標として設定しています。

第3ステージにおいては、三重の魅力発信の拠点機能のさらなる強化および関係者が「つながる」ことの促進をめざすことから、これらの実績を評価する指標として、「④三重ファン連携取組数(累計)」の中で「三重ファンコミュニティが実施したイベント・プロジェクト件数」を新たに設定しました。

## (東京事務所との役割分担を含めた運営体制の見直し)

東京事務所は、首都圏において、政・官・民のネットワークを構築し、国や他の自治体、本県に関係のある各種団体等との連絡調整を行うとともに、県政に関係のある情報や資料の収集、提供、調査等を行う役割を担っています。

一方、三重テラスは、首都圏における本県の営業拠点として、三重県の認知度向上に向けた情報発信や本県への誘客、県産品の販路拡大等の活動を総合的に推進する役割を担っています。

さらに、令和5年度からは、三重テラスのマネジメント業務を民間事業者に委託していることから、委託事業者と県の役割分担もふまえつつ、東京事務所のネットワークを活用して情報発信を行うなど、連携することにより、高い相乗効果が得られるよう取り組んでいます。

## (財政上の負担軽減)

第3ステージでは、三重テラスの効率的かつ効果的運営に向けて、県職員が担っているイベント企画運営業

務等における、さらなる専門性と継続性を確保し、より効果的な三重の魅力情報の発信とネットワークづくりを行うため、イベントの企画・運営支援業務や観光・総合案内業務等を新たに外部委託しました。

これらの業務は、「物販・飲食業務」とは異なり、事業を運営する事業者に収益が見込めないことから、新たに委託料が発生しますが、県職員の人事費や事務経費などの見直しを行うことにより、第2ステージの5年間と第3ステージを比べてトータルで費用削減を図ることとしています。

## 2 取組の成果

(第3ステージ成果指標)

指標① 三重の魅力体験者数

令和5年度目標：131,000人 3月末時点実績：118,133人

指標② 商品開発・販路拡大件数（累計）

令和5年度目標：184件 3月末時点実績：205件

指標③ メディア掲載件数

令和5年度目標：76件 3月末時点実績：109件

指標④-1 魅力発信件数（累計）

令和5年度目標：160件 3月末時点実績：201件

指標④-2 三重ファンコミュニティが実施したイベント・プロジェクト件数（累計）

令和5年度目標：5件 3月末時点実績：7件

## 令和6年度以降（取組予定等）

今後も、より多くのお客様に三重の魅力を体験し、三重とつながっていただけるよう、ショッピングやレストラン、イベントなどの機能を組み合わせ、全館あげて魅力発信に取り組むとともに、三重の歴史・文化・食などストーリー性のある企画やコワーキング等を通して、首都圏と三重県の様々な関係者の交流を促進してまいります。

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 雇用経済部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

## (3) 定住促進、人口還流に資する産業活動の活性化と働く場の充実

新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5類感染症に変更されるなど、日常生活がコロナ前の状況に戻るとともに経済が緩やかに持ち直しつつある中、本県における人口の社会減は近年は4,000人前後で推移し、その約8割が進学や就職時に県外に移動する若者であり、特に20代前半の女性の転出超過数は同年代男性の約2.5倍となっており深刻な状況にある。

令和5年8月に策定された「三重県人口減少対策方針」では、「人口の還流」が重要な視点とされるとともに、求職者のニーズと働く場とのミスマッチの解消や、中小企業・小規模企業の高付加価値化、女性の働きやすい職場づくりの支援等の取組方向が示されていることから、企業誘致、生産性向上、労働環境の整備といった産業政策や雇用政策が人口の社会減対策において果たす役割は大きい。

このため、同方針に示された取組方向に沿って各施策を推進するとともに、誰もが安心して働くことができる企業の情報発信や育成、誘致を行うなど、社会減対策という視点も入れた産業政策と雇用政策を、国、市町、企業等とも連携し、総合的に推進されたい。

(雇用経済総務課、雇用対策課、障がい者雇用・就労促進課、県産品振興課、新産業振興課、中小企業・サービス産業振興課、産業イノベーション推進課、企業誘致推進課)

## 講じた措置

## 令和5年度

## 1 実施した取組内容

## (若者の働く場の確保)

① 企業投資促進制度の活用やワンストップサービスの提供などにより、成長産業分野への投資やマザーワーク化、スマート工場化、研究開発施設など高付加価値化や拠点機能の強化につながる投資、本社機能の拡充にかかる投資を促進しました。また、ものづくり基盤技術の高度化や付加価値の高いサービスの提供などに取り組む中小企業・小規模企業の設備投資を促進しました。 (企業誘致推進課)

② スタートアップ支援の取り組みを加速させ、三重発スタートアップを創出することを目的とし、産学金官等の県内外の関係機関が一体となった支援体制「みえスタートアップ支援プラットフォーム」を設立しました。 (産業イノベーション推進課)

③ 「おしごと広場みえ」の就労支援サービスが十分に受けられなかつた県外学生などに対して、オンラインで提供できるシステムを整備しました。 (雇用対策課)

④ 若者等の地域への定着につなげるため、協力しながら採用活動に取り組む地域の中小企業グループに対して、その採用活動や人材育成の取組への支援を行いました。 (雇用対策課)

## (女性の働きやすい職場づくりの支援)

① 正規雇用や再就職を希望する女性一人ひとりのニーズにあわせたスキルアップ研修などによるキャリアアップ支援を行うとともに、女性専用相談窓口での相談対応にも取り組みました。 (雇用対策課)

② SNS (Instagram) を活用した多様な働き方により活躍する女性の事例発信や、セミナーの開催などにより情報発信を行いました。 (雇用対策課)

## (県外大学卒業生等に対する県内就職促進)

① 就職支援協定締結大学の拡大に取り組むとともに、保護者等への働きかけなど県の就職支援情報等を発信しました。また、協定締結大学以外にもフリーペーパーなど多様なチャネルを活用した情報発信を行いました。 (雇用対策課)

② 成人を祝う会での情報発信に加え、夏休みや冬休みなど県外学生の帰省時を捉えた合同企業説明会等を行いました。 (雇用対策課)

## (関係人口・交流人口の拡大)

① テレワークを促進するため、経営者や人事総務担当者を対象に、労務管理やシステム導入等に関する研修会や情報通信事業者との交流会を実施しました。 (雇用対策課)

② ワーケーションの推進に向けて、市町・事業者等との情報交換、受け入れ体制やプログラムのプラッシュアップを図るとともに、関係者間のネットワークを作ることで、共同プロジェクトに取り組む契機や、ワーケーション受け入れの自走可能な仕組づくりをめざしました。 (県産品振興課)

③ 三重県にゆかりのある方や関心を持つ方など、様々な関係者の交流の場としてコワーキングを設置しました。コワーキングの利用や様々なイベントなどをきっかけとして、コミュニティが形成され、持続的かつ自発的な活動につながるよう取り組みました。 (県産品振興課)

## (人口減少対策に関連する取組)

① 効果的な産業振興及び雇用対策の施策を進めるにあたっての基礎資料とするため、県内企業等を対象とした三重県事業所アンケートを実施しました。 (雇用経済総務課)

② 企業投資促進制度の活用やワンストップサービスの提供などにより、成長産業分野への投資やマザーワーク化、スマート工場化、研究開発施設など高付加価値化や拠点機能の強化につながる投資、本社機能の拡充にかかる投資、県南部地域における地域資源を活用した産業への投資を促進し、地域における働く場の創出・

確保を推進しました。

(企業誘致推進課)

- ③ 県内中小企業等を広く対象とし、幅広い基礎的なナレッジ研修を実施しました。また、「みえDX推進ラボ」を中心とした産学官の連携により、地域課題の解決や産官学各層のDX推進を支援しました。

(産業イノベーション推進課)

- ④ 県内の主要産業の競争力を維持・強化し、将来にわたり雇用の場を確保できるよう、自動車関連企業及びコンビナート企業に対する支援を実施しました。

(新産業振興課)

- ⑤ エネルギー価格等が高騰する中にあっても、その影響に対応するとともに、従業員の賃上げに結び付けようとする中小企業・小規模企業の取組を支援する「エネルギー価格等高騰対応（賃上げ型）生産性向上・業態転換支援補助金」等を行いました。

(中小企業・サービス産業振興課)

- ⑥ 高年齢者雇用の実践事例を紹介する事業所向けセミナーや求職者向けセミナー等を実施するとともに、障がい特性に応じて多様な働き方ができるよう短時間雇用やテレワークのアドバイザー派遣等を実施しました。

(障がい者雇用・就労促進課)

- ⑦ 企業向けに企業向けセミナー、個別相談会を開催するとともに、県内企業への就職を支援するため、留学生を含む外国人を対象に求職者向けセミナー、就業体験、企業見学会等を実施しました。

(障がい者雇用・就労促進課)

## 2 取組の成果

(若者の働く場の確保)

- ① 企業投資促進制度の活用やワンストップサービスの提供などにより、令和5年度の県内への投資額は515億円、立地誘致件数は26件となりました。また、本県におけるものづくり基盤技術の高度化等を促進するため、中小企業高付加価値化投資促進補助金を公募し、計6社の交付決定を行いました。

(企業誘致推進課)

- ② 県内外の49機関からなるみえスタートアップ支援プラットフォームを立ち上げ、スタートアップカンファレンスを3回開催し、計280名が参加しました。令和6年3月末時点で参画機関数は73機関に拡大しています。

(産業イノベーション推進課)

- ③ 利用登録から就職までの一貫したオンラインサービスを提供するシステム整備を行いました(3月中旬開始)。

(雇用対策課)

- ④ 協力しながら採用活動に取り組む地域の中小企業グループのうち、3グループに対して採用活動や人材育成の取組を支援しました。

(雇用対策課)

(女性の働きやすい職場づくりの支援)

- ① 正規雇用や再就職を希望する女性のキャリアアップ研修に234人が受講しました。

(雇用対策課)

- ② 多様な働き方により活躍する女性の事例についてInstagramで発信(7月開始)、女性が安心して働くことができる環境づくりに取り組む先進企業の経営者の事例等を紹介するセミナー(3回実施)を開催しました。

(雇用対策課)

(県外大学卒業生等に対する県内就職促進)

- ① 新たに県外大学2校と就職支援協定を締結(大阪商業大学8/24、佛教大学3/1)するとともに、県外大学(2大学)の保護者宛広告付きハガキを送付しました。また、学生が作成するフリーペーパーでの就職支援情報の発信(2回実施:12月号、2月号)を行いました。

(雇用対策課)

- ② 成人を祝う会での「おしごと広場みえ」登録等の二次元バーコード付きチラシの配布、お盆、冬休みの帰省時を捉えた合同企業説明会を開催(2回実施)しました。

(雇用対策課)

(関係人口・交流人口の拡大)

- ① テレワーク導入を検討している企業向けに、研修会を4回実施するとともに、企業同士の交流を目的とした交流会を3回実施しました。

(雇用対策課)

- ② ワーケーションの推進に向けて、既存モデルプランのブラッシュアップ(いなべ市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市)や新規受入地へのサポート(松阪市、熊野市)、関係人口拡大等にかかる県内キーパーソンのネットワークづくり(つながりづくりイベント6回:いなべ市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、名張市、尾鷲市)を実施し、関係人口拡大等につながりました。

(県産品振興課)

- ③ 三重ファンが興味のあるテーマで集まるプロジェクト「三重テラス部活動」を開始しました。1月末までに5つの部が活動を開始するなど、新たなコミュニティ形成につながりました。

(県産品振興課)

(人口減少対策に関する取組)

- ① 三重県事業所アンケートを実施し、企業が抱える課題等を取りまとめ、次年度当初予算事業、取組を検討するための基礎資料として活用しました。

(雇用経済総務課)

- ② 企業投資促進制度の活用やワンストップサービスの提供などにより、令和5年度の県内への投資額は515億円、立地誘致件数は26件となり、働く場の創出に寄与しました。

(企業誘致推進課)

- ③ 全18回のナレッジ研修を実施し、延べ620名が参加しました。また、「みえDX推進ラボ」においてマッチングイベントや総会・セミナーを実施し、延べ309名が参加しました。

(産業イノベーション推進課)

- ④ EV化等による業態転換等を検討している県内中小企業3社に対するコンサルタント支援、自動車関連部

品サプライチェーン（S C）を構成する県内中小企業3社（S C2件）に対する製品単位CO<sub>2</sub>排出量の算定等の支援、「四日市コンビナーとカーボンニュートラル化推進委員会」等における企業間連携によるプロジェクト創出等の検討（推進委員会2回、部会8回）を実施しました。 （新産業振興課）

⑤ 「エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金」を1回、同補助金の貸上げ型を2回、合わせて3回の公募を実施し、合計570件の交付決定を行い、各補助事業者の生産性向上や業態転換等の前向きな取組につながっています。 （中小企業・サービス産業振興課）

⑥ 高齢者雇用の実践事例セミナーや求職者向けセミナー等を開催（参加者380人、参加企業150社）とともに、障がい者の短時間雇用やテレワーク導入に向けてアドバイザー派遣等の支援を実施しました。（短時間51社、テレワーク11社） （障がい者雇用・就労促進課）

⑦ 外国人材の受入体制の整備を進めるため、企業向けに説明会や就職準備セミナー等を実施するとともに、求職者向けに求職者向けセミナー、就業体験、企業見学会等を実施しました。（参加者79人、参加企業228社） （障がい者雇用・就労促進課）

令和6年度以降（取組予定等）

三重県人口減少対策方針をふまえつつ、ジェンダーギャップの解消、人口還流の促進、人口減少社会への対応等に向けて、三重県の産業政策及び雇用政策を進めてまいります。

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 雇用経済部

## 監査の結果

## 2 財務以外の事務の執行に関する意見

事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 基礎級技能検定合格証書の実技試験科目に記載漏れがあった。 (障がい者雇用・就労促進課)

(2) 2021年工場立地動向調査結果の公表に誤りがあった。 (企業誘致推進課)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

(1) 外国人技能実習制度に基づき三重県知事名で発行している基礎級技能検定合格証書について、令和4年度に発行した合格証書に、記載すべき項目である「実技試験の試験科目」が漏れていきました。

実習生に対しては、監理団体を通じ新しい合格証書と謝罪文をお送りするとともに、発行済みの合格証書の回収を行いました。

また、実習生の受け入れ企業及び監理団体に対しては電話による謝罪を行いました。

(障がい者雇用・就労促進課)

(2) 複数職員によるチェック体制を強化するとともに、当該調査に関する集計シートを作成し、チェック時に活用しました。 (企業誘致推進課)

## 2 今後の方針（取組予定等）

(1) 合格証書発行の事務処理を行う際は、関係法令も含めて根拠等を確認し、相手方に送付する前には、作成した合格証書についても複数名で記載項目についての確認を徹底します。

また、担当者変更時などの事務引継ぎにあたっては、事務の手順だけではなく、電子ファイルの保存場所なども含めて正確に行います。 (障がい者雇用・就労促進課)

(2) 集計シートを活用しながら、今後も複数職員によるチェック体制を継続して、チェック機能を強化していきます。 (企業誘致推進課)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 雇用経済部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 ① 収入未済額が令和4年度末現在 2,492,757,265円であった。 (雇用経済総務課、障がい者雇用・就労促進課、中小企業・サービス産業振興課) ② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 (障がい者雇用・就労促進課、中小企業・サービス産業振興課)	
講じた措置	
1 実施した取組内容 ①② ※意見②の債権処理計画の目標未達成は、(b)、(c)、(d)が対象となります。	
(a) 光熱水費負担金 電話連絡及び訪問等により債務者の状況を確認のうえ、継続的な債権回収事務を行いました。 (雇用経済総務課)	
(b) 中小企業従業員住宅家屋貸下料 現時点で未収金の残っている2件のうち、1件については和解条項に基づき、他1件については納付誓約書に基づき、それぞれ返済を求めています。定期的に電話での督促に加え、債務者宅へ赴き、直接面談を行うなど訪問督促も実施しました。 また、目標額の設定については、債務者から提出された納付誓約書に基づくほか、和解案件については、履行期限までに完納できるよう、残額と支払期限までの残り月数を勘案して設定しています。 貸し付けを行った2社はすでに倒産しており、連帯保証人も死亡しているため、現在は親族が日々の生活の中で工面し返済を行っているところですが、生活困窮により計画どおりに納付されなかつたことから、目標達成には至りませんでした。 引き続き、電話及び訪問による督促により計画的な債権回収に努めます。(障がい者雇用・就労促進課)	
(c) 新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金返還金、(d)飲食店等事業継続支援金返還金 「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」に基づき、電話連絡、文書周知、訪問等を隨時繰り返し実施することにより債権の回収を進めました。 (中小企業・サービス産業振興課)	
(e) 中小企業高度化資金 「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」に基づき適正に債権管理・回収を実施するとともに、「都道府県の債権管理に関する対応指針」に基づき債権分類を行い、適切な債権管理を実施しました。 また、債権回収会社であるサービスと委託契約を結び、高度な法的判断等の必要な案件について、回収業務を委託しました。 (中小企業・サービス産業振興課)	
(f) 中小企業設備近代化資金 適切に回収目標の設定を行うとともに、債務者回収会社であるサービスに債権回収業務を委託し、債務者別処理方針を策定のうえ債権管理・回収に取り組みました。なお、当該貸付金については、新規貸付を行っておらず、新たな未収金は発生していません。 (中小企業・サービス産業振興課)	
2 今後の方針（取組予定等） ①② ※意見②の債権処理計画の目標未達成は、(b)、(c)、(d)が対象となります。	
(a) 光熱水費負担金 今後も引き続き、提出された誓約書に基づいて確実に納付されるよう電話連絡、訪問等を行い、計画的な債権回収に取り組んでいきます。 (雇用経済総務課)	
(b) 中小企業従業員住宅家屋貸下料 今後も、定期的に電話による督促に加え、訪問による督促も実施するなど、納入が滞らないよう管理していくきます。 (障がい者雇用・就労促進課)	
(c) 新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金返還金、(d)飲食店等事業継続支援金返還金 引き続き、「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」等に基づき、適正に債権管理・回収を進めるとともに、回収困難案件については弁護士への委任や、支払督促等の手段を活用して、回収の促進を図ります。 (中小企業・サービス産業振興課)	
(e) 中小企業高度化資金 「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」等に基づき、適正に債権管理・回収を行います。具	

体的には、「都道府県の債権管理に関する対応指針」に基づき、「正常先」、「再生支援先」、「回収処理先」に債権分類を行い、適切な債権管理・回収を実施していきます。

正常先については、組合・組合員企業等を積極的に訪問し、経営状況の把握を行い経営改善の取組を支援していきます。また、延滞の未然防止の観点から、単年度、複数年度の条件変更により、企業の体力回復を図るための対策を講じます。

再生支援先については、定期的に訪問し、経営状況の把握を行うとともに、返済状況を見守りながら、継続的な経営支援を実施し、返済額の増額を図っていきます。

回収処理先については、競売、任意売却等により担保物件の処分を進めるとともに、必要に応じて弁護士等へ回収業務、法的措置等の委託を行っていきます。また、連帯保証人の資産調査等を実施して返済能力を考慮した保証債務の履行を求めていきます。

回収困難な先については、債権回収会社であるサービスセンターと債権回収業務に関して委託契約を結び、引き続き債権管理・回収をより強固に行っていきます。  
(中小企業・サービス産業振興課)

(f) 中小企業設備近代化資金

債権回収会社であるサービスセンターに債権の管理・回収業務を委託し、債務者別処理方針を策定のうえ債権管理・回収に取り組みます。  
(中小企業・サービス産業振興課)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 雇用経済部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア その他の支出事務 ① 事務処理誤りによる歳出戻入を行っていた。 (産業イノベーション推進課) ② 光熱水費の支払額誤りによる歳出戻入を行っていた。 (関西事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 指定金融機関で使用できない振込書により支払い手続きを行ったことが原因であるため、経理担当者間で、振込書を用いて支払う際には指定金融機関での使用可否を確認するよう徹底しました。 (産業イノベーション推進課)  ② 所属内で本件事項を共有し、改めて、支出審査時には副務者及び複数人によるチェックを徹底するようにしました。 (関西事務所)  2 今後の方針（取組予定等） ① 担当者の異動があった際にも確実に事務を引き継ぐこととし、同様の事案が再度発生しないよう、適正な事務処理に努めます。 (産業イノベーション推進課)  ② 引き続き複数人による確認を行い、適正な事務処理に努めていきます。 (関西事務所)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 雇用経済部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	(3) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 ① 物損事故 (物損額：県 110,000 円) (計量検定所) ② 物損事故 (物損額：県 110,110 円) (工業研究所) ③ 物損事故 (物損額：県 0 円、相手 300,239 円) (工業研究所)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 事故が発生した当日に、当該職員に対して、交通事故の発生防止及び事故に遭わないための自覚の重要性などについて注意喚起を行うとともに、金品の適正な管理について指導を行いました。	全職員に、総務部及び出納局が発出した「金品の適正な管理についての依命通知」等を示すとともに、過去に出納局に報告された、金品亡失・損傷の状況と原因を事例として取り上げ、金品の適正管理に関する指導を実施しました。
また、当所は、検定・検査等により公用車を使用する機会が多いことから、より一層の慎重な運転と交通事故防止へ取り組むよう、強い注意喚起を行いました。	事故発生後の所内会議において、資料を用いた「無理な運転を行わないための 6 つのゆとりを持つこと」の重要性、津地域職員交通安全研修の内容、「飲酒運転 0 (ゼロ) を目指す条例」「駐車場での事故防止のポイント」などを議題として取り上げ、職員の交通安全意識の向上に努めました。令和 5 年度の所内会議においても同様に交通安全、事故の未然防止についての研修を行いました。
また、コンプライアンス研修の場において、金品の適切な管理の観点から公用車運転時の事故防止、事故防止のために後進時に同乗者が確認・誘導することの重要性を再周知しました。	(計量検定所)
②③ 所属内で事故発生の情報提供を行い、注意喚起を行いました。また、所内会議で交通安全に対する意識啓発、注意喚起を行うとともに、ミーティング等で安全運転や再発防止等についての意見交換を行い職員の交通安全に対する意識の向上を図りました。	なお、③については、公用車の後進中の接触事故であるため、公用車 2 台にバックモニターを設置し、公用車後進中における後方確認について改善を行いました。
2 今後の方針（取組予定等）	① 引き続き、所内会議等を通じて、金品亡失、交通安全及び公用車の安全運転に関する研修を行うとともに、出張時に公用車をバックで発進等する時は、同乗する職員が必ず車外で安全を確認・誘導してから乗車し、車を発進することを徹底することにより、再発防止に努めていきます。
	(計量検定所)
②③ 引き続き所内会議や研修等の場で公用車運転時の交通安全について注意喚起を行い、職員の交通安全に対する意識の向上を図り、交通事故の未然防止に努めます。	(工業研究所)

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 観光部

監査の結果	
1 事業の執行に関する意見	
(1) 観光産業の振興	
<p>県内の観光産業が新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、国内誘客では、全国旅行支援事業の実施等による県内旅行需要の喚起や、県内での周遊促進等に取り組むとともに、海外誘客では、WebやSNS等による情報発信、海外レップ（営業代理人）と連携した誘客プロモーション等に取り組んできている。</p> <p>こうした中、令和4年の県全体の観光消費額は前年比707億円増の4,269億円と回復傾向にあるものの、外国人延べ宿泊者数については、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策が令和4年10月に緩和され、4.9万人と前年比3.2万人の増加となつたが、「みえ元気プラン」の令和4年度の目標値を大きく下回っている。</p> <p>このため、大阪・関西万博や次期式年遷宮等も見据え、市町、観光関連事業者及び観光地域づくり法人（DMO）等と連携し、拠点滞在型観光の推進、戦略的な観光マーケティング、国内・インバウンド誘客、さらには人材の確保、域内調達等の取組を一層展開することにより持続可能な観光地づくりに取り組まれたい。</p> <p>また、現在の「三重県観光振興基本計画」は令和5年度が計画の最終年度となるため、これまでの取組の検証を行うとともに、観光産業の振興が明記された「三重県人口減少対策方針」（令和5年8月）の視点も取り入れて必要な見直しを進められたい。</p>	
(観光総務課、観光戦略課、観光振興課、観光誘客推進課、海外誘客課)	
講じた措置	
令和5年度	
1 実施した取組内容	
<p>次期三重県観光振興基本計画の策定に向け、持続可能な観光地づくりに取り組む重要性の高まりや、データに基づいた観光マーケティングの必要性、観光産業の生産性向上や人材確保・育成・定着など、三重県の観光の現状や課題を整理し、三重県議会、三重県観光審議会、観光関係団体、市町、DMO等からいただいたご意見や、三重県人口減少対策方針の視点、パブリックコメント等を踏まえ、検討を進めました。</p>	
(観光戦略課)	
<p>みえ観光の产业化推進委員会において、コロナ禍の長期的な影響を受ける県内観光産業の早期回復に向け、旅行割引や体験施設の利用促進、高速道路を活用した周遊促進など、旅行需要や観光地での消費を喚起するための様々な取組を実施しました。また、首都圏等大都市圏において交通広告の掲出等の情報発信やみえ応援ポケモン「ミジュマル」を活用した周遊促進を実施するなど、強力な誘客促進プロモーションを行いました。</p>	
(観光誘客推進課)	
<p>旅行者の滞在時間や宿泊日数のさらなる増加を図るため、三重ならではの特別感のある体験コンテンツの磨き上げやガイド人材の確保・育成、観光資源を生かした周遊ルートの整備に取り組む地域や事業者の支援を進めました。また、観光地経営の核となるDMOの司令塔機能の強化に向けた検討や支援を行うとともに、旅行者にとって快適な受入環境を整備するなど、持続可能な観光地づくりに取り組みました。</p>	
(観光振興課)	
<p>インバウンド誘客については、コロナ禍から急回復する訪日外国人観光旅行者を確実に取り込むため、海外レップ（営業代理人）による現地旅行会社へのセールス、SNS等オンラインを活用し、日本政府観光局（JNTO）とも連携した海外への情報発信、海外現地でのプロモーション、海外から大阪・関西万博等への訪問を検討する外国人旅行者を対象としたプロモーション等に取り組みました。また、観光消費額の増加を図るために、高付加価値旅行者の誘致やMICE誘致・産業観光の推進等に取り組みました。</p>	
(海外誘客課)	
2 取組の成果	
<p>「みえの観光振興に関する条例」に基づき、次期三重県観光振興基本計画を策定しました。また、計画の実効性を高めるため、令和6年度アクションプランの策定に着手しました。</p>	
(観光戦略課)	
<p>県で実施している「観光客実態調査」・「みえポアンケート」や、観光庁が実施している「宿泊旅行統計調査」のデータについて、分析しやすいようにビジュアライズ化し、観光統計データサイトに公開しました。</p>	
(観光戦略課)	
<p>全国旅行支援「おいでよ！みえ旅キャンペーン」を令和5年7月21日まで実施した結果、延べ約240万人の方にご利用いただき県内観光地での消費を促進しました。また、みえ応援ポケモン「ミジュマル」を活用したデジタルスタンプラリーでは、約4,700名の方にご参加いただき、旅行者の県内周遊を促進しました。</p>	
(観光誘客推進課)	
<p>体験・アクティビティを実施する事業者（35者）を対象に、専門家及び旅行商品のバイヤーの伴走型支援による「三重ならでは」の観光資源を活用した体験・アクティビティの造成・磨き上げや事業者を対象としたガイドスキルアップ研修（参加者50名）を実施することで、県内の観光コンテンツの充実を図りました。また、旅行会社と連携したOTAへの掲載促進や滞在型旅行商品の造成・販売、首都圏向けのキャンペーン、イベントの実施といったプロモーション等により県内地域での旅行者の長期滞在を進めました。</p>	

宿泊施設・観光施設の改修や二次交通の充実など受入体制強化を図るため、20事業者に1.7億円の補助金を交付し、3本の周遊モデルルートを構築しました。

県内4つの地域DMOに対してハンズオン支援等を行うとともに、地域連携DMOとして全県を所管する三重県観光連盟の機能強化に係る検討を行いました。また、県内で4回のバリアフリー観光の研修を実施するとともに、ヘリコプターによるアクセス向上・周遊性向上の検証のため、ヘリコプター運航実証に取り組みました。  
(観光振興課)

中部国際空港の復便の遅れなどにより、県内を訪問する外国人旅行者の回復が遅れている中、現地プロモーションやオンラインを活用した情報発信等に積極的に取り組んだ結果、三重県を含む旅行商品が造成されて実際にツアーが実施されるなど、着実な成果が得られました。また、高付加価値旅行者層の誘致に取り組んだ結果、旅行会社とのコネクション構築や業界誌への記事掲載、ツアーの造成などの成果に結びつきました。産業観光の説明会を開催した結果、三重県産業観光推進協議会に新たに企業が入会するなど受入企業のすそ野が広がりました。  
(海外誘客課)

人材不足により客室稼働率が下がるなどの影響が出ている宿泊事業者に対し、三重県としては初の試みとなる宿泊事業者の人手不足を解消することを目的とした人手不足対策に関するセミナー及び宿泊事業者と求職者をマッチングする宿泊事業者特化型の合同企業説明会を実施しました。セミナーに参加した事業者は、津会場で19者、伊勢会場で22者となり、宿泊事業者特化型合同企業説明会は1月に東京、2月に大阪で開催し、求職者の参加はそれぞれ10人、26人でした。  
(観光戦略課)

#### 令和6年度以降（取組予定等）

三重県観光振興基本計画と令和6年度アクションプランに基づき、「質が高く、持続可能な観光地づくり」、「戦略的な観光誘客」、「魅力的な観光産業の確立」を施策の柱として、観光振興に取り組んでいきます。  
(観光戦略課)

これまでの事業成果等を検証のうえ、首都圏等から誘客を促進するための戦略的プロモーションの展開や、みえ応援ポケモン「ミジュマル」を活用した取組、熊野古道世界遺産登録20周年や2025年大阪・関西万博の開催を契機とした県内誘客促進など、本県への誘客および県内観光地での周遊・消費促進に向けた戦略的な取組を実施します。  
(観光誘客推進課)

三重県の特徴的な観光資源を生かした滞在型の観光コンテンツの開発や宿泊施設等の高付加価値化改修、食文化の発信等により、販売提供体制の構築や地域プランディングに取り組む意欲のある地域DMO等をハード、ソフトの両面から支援します。また、国内外の旅行者が快適かつ便利に滞在できる環境を整えるため、バリアフリー観光の推進や高付加価値旅行者向けのヘリコプター活用のための検討を進めるとともに、熊野古道伊勢路におけるインバウンドを含めた受入環境の充実や外国クルーズ船の誘致・受入体制の強化などに取り組むほか、新たに上質な宿泊施設の誘致に向けた適地調査等に取り組みます。  
(観光振興課)

海外からの高付加価値旅行者の誘致を進めるため、効果的なプロモーションや広域での誘客に取り組むとともに、産業観光のさらなる推進、地域への経済波及効果が高い国際会議をはじめとするMICEの誘致等に取り組みます。また、大阪・関西万博やF1日本グランプリなど、大規模イベントを目的に来訪する外国人旅行者や、ゴールデンルートを周遊する外国人旅行者の誘致に取り組みます。加えて、令和6年度からアジア市場等からの外国人観光旅行者誘致業務を行う三重県観光連盟と連携し、プロモーションの強化に取り組みます。  
(海外誘客課)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 観光部

## 監査の結果

## 2 財務以外の事務の執行に関する意見

事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。

(1) 委託業者による個人情報の漏えい事案があった。

(観光誘客推進課)

(2) 委託業者によるシステム障害事案があった。

(観光誘客推進課)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

(1) 委託事業者から、メールアドレスが流出した可能性のある送信先に対し、架電等により謝罪およびメールの削除依頼を行いました。

再発防止策として、メール誤送信対策ソフトの適切な運用や、メール送信時におけるトリプルチェックの実施体制の構築などを行いました。 (観光誘客推進課)

(2) システム障害により不利益が生じた利用者に対応できるよう、委託事業者によるコールセンターの開設や補償を行いました。

システム障害が委託事業者的人為的なミスであったことから、委託事業者において手順のマニュアル化等に加えて、誤操作防止機能をシステムに実装するなどの対策を実施しました。 (観光誘客推進課)

## 2 今後の方針（取組予定等）

(1)(2) 課内会議等で定期的な注意喚起を図るとともに、委託事業者に対して再発防止策の実施状況を確認するなど、再発防止に努めます。 (観光誘客推進課)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 観光部

## 監査の結果

## 3 財務の執行に関する意見

## (1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。  
ア 収入未済

- ① 収入未済額が令和 4 年度末現在 5,396,466 円あった。
- ② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。

(観光総務課)

(観光総務課)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

① 債権は、サンアリーナ使用料 1 件であり、債務者の死亡を受けて、相続関係の調査を行ったところ、相続放棄 3 名及び居所不明 1 名（平成 20 年 3 月に住民票を職権消除）という結果で、相続人は確認されませんでした。居所不明 1 名について、税外未収金に係る徴収強化月間に合わせ、あらためて令和 5 年 12 月に戸籍の附票を請求し、新たな住民票の作成が無く、引き続き居所不明であることを確認しました。

(観光総務課)

② 令和 4 年度は上記による法定相続関係の調査が実施中であったため 100,000 円を回収目標に設定していましたが、調査結果をうけ、回収困難な債権と判断したため、令和 5 年度の回収目標は 0 円としました。

(観光総務課)

## 2 今後の方針（取組予定等）

債権の時効が成立する令和 8 年 3 月までの間、居所不明の 1 名について定期的に戸籍の附票を請求し、新たな住民票の作成がないか確認を行っていきます。

(観光総務課)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 観光部

## 監査の結果

## 3 財務の執行に関する意見

## (2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。  
ア 業務委託

- ① 【魅力的な観光地づくり補助金事業運営業務委託】  
・ 予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (観光戦略課)
- ② 【三重県観光マーケティングプラットフォーム利活用支援業務委託】  
・ 予定価格算定に係る積算根拠が適切でなかった。 (観光戦略課)
- ③ 【三重県観光マーケティングプラットフォーム参画促進等及び人材育成業務委託】  
・ 予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。  
・ 物件関係落札停止措置に係る報告をしていなかった。 (観光戦略課)
- ④ 【C P P と連携した観光コンテンツ整備委託業務】  
・ 予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (海外誘客課)
- ⑤ 【三重県情報発信コンサルティング業務委託】  
・ 予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (海外誘客課)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

①③④⑤ 予定価格算定に係る積算根拠が明確になっているか、決裁時等において複数の職員でチェックを行うこととし、また、課内でこの事案を共有し注意喚起を行いました。 (観光戦略課、海外誘客課)

② 再発防止に向け、過去の類似事業における実績や参考見積の単価を参考に、適切な単価で積算を行いました。 (観光戦略課)

## 2 今後の方針（取組予定等）

①③④⑤ 引き続き予定価格算定時には積算根拠を作成する必要があることを課内で共有し、再発防止に努めます。 (観光戦略課、海外誘客課)

② 引き続き、適切な単価での積算に努めます。 (観光戦略課)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 観光部

## 監査の結果

## 3 財務の執行に関する意見

## (3) 財産管理等の状況

財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。

ア 金品亡失（損傷）

① 倉庫の鍵の紛失

（観光誘客推進課）

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

倉庫に搬入出作業を行うなど、鍵を利用する際は、作業前、作業途中、作業終了時に鍵および施錠の確認をするとともに、鍵の保管方法についても、落ちやすいポケットにいれるのではなく、カバン等に入れて持ち歩くよう周知しました。

（観光誘客推進課）

## 2 今後の方針（取組予定等）

利用する際には、鍵や施錠の確認等を引き続き実施するとともに、職員に対して定期的な注意喚起を図ることで再発防止に努めます。

（観光誘客推進課）

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 観光部

## 監査の結果

## 3 財務の執行に関する意見

## (4) 交通事故

職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。

① 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%)

(物損額：県 461,542 円廃車、相手 1,255,850 円)

(治療費等：県 0 円、相手 16,080 円)

(観光振興課)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

事故の原因や今後の防止策を話し合い、本人に対して注意するとともに、課内でも公用車を運転する際の注意喚起を行いました。

## 2 今後の方針（取組予定等）

引き続き、課内ミーティングで公用車を運転する際の注意事項などを話し合い、再発防止に努めます。

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 観光部

## 監査の結果

## 3 財務の執行に関する意見

## (5) その他

財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

① 金品亡失（損傷）報告書の提出が遅延していた。

(観光振興課)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

再発防止策として、事の大小にかかわらず速やかに報告するとともに、その際の手続きを課内で確認しました。

(観光振興課)

## 2 今後の方針（取組予定等）

引き続き、金品亡失と認められるものは速やかに報告を上げるよう努めます。

(観光振興課)

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 県土整備部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

## (1) 水災害に負けない強靭な国土づくりの推進

気候変動の影響に伴う降雨量の増大が、土砂災害や河川の氾濫等の災害リスクを高めることが懸念されているため、国の「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づく「5年後の達成目標（令和3年度～7年度）」を毎年改定し、河川堆積土砂の撤去や堤防整備、砂防堰堤等による避難所等の保全といった災害対策を強力かつ計画的に進めている。

しかしながら、これらの治水対策は長い年月や多大な費用を要するため、目標対策完了年の令和7年度末でも対策完了率が50%に満たないものもあり、ハード面の治水対策を行うだけでは十分な対策となっていない。

このため、引き続き河川堆積土砂の撤去、堤防やダム整備等、「5年後の達成目標」実現に向けて計画的に着実に取り組むとともに、河川流域全体のあらゆる関係者が一体となって水災害リスクの軽減に取り組む「流域治水プロジェクト」を推進することとし、圏域ごとの取組内容の拡充や具体化を進められたい。

また、「危機管理型水位計」、「簡易型河川監視カメラ」等ICT技術を活用した機器設置を拡充し、水災害リスクや土砂災害のおそれのある状況をリアルタイムに情報発信するなど、住民の安全な避難行動を促すためのわかりやすい情報提供とその普及に努められたい。

(河川課、防災砂防課)

## 講じた措置

## 令和5年度

## 1 実施した取組内容

「5年後の達成目標（令和3年度～7年度）」の実現に向けて、河川堆積土砂の撤去、河川堤防やダム整備等の治水対策や砂防堰堤整備等の土砂災害対策を着実に進めるとともに、水系または圏域単位で策定した「流域治水プロジェクト」を推進するため国・県・市町等で構成される流域治水協議会を開催し、取組状況の確認や取組内容の更新を行いました。

特に河川管理者以外の取組を促進するため、農林水産部が実施している「流域治水対策等検討会」に参加して「田んぼダム」や「ため池の利活用」についての意見交換を実施したほか、県民の皆さんに流域治水の取組を理解して頂くため周知啓発の取組を進めました。

法的枠組みを活用して流域治水を推進するため、令和5年3月に特定都市河川に指定した中村川・波瀬川・赤川において、具体的な取組内容を定める「流域水害対策計画」の策定に向けた取組を進めました。

住民の安全な避難行動を促すためのわかりやすい情報提供とその普及のため、今年度は大雨による土砂災害発生の危険度情報や土砂災害警戒区域等が確認できる「土砂災害情報提供システム」の情報更新を行うとともに、「土砂災害情報提供システム」の周知ポスターを作成・配布し広く住民への普及啓発に努めました。

また、水災害のおそれのある状況をリアルタイムに情報発信するために「河川DX中期計画」に基づき危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの増設を進めました。

(河川課、防災砂防課)

## 2 取組の成果

国の「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」や「緊急浚渫事業」の予算を活用して、河川改修、砂防施設整備や堆積土砂撤去を進めるとともに、流域治水協議会を令和5年7月5日、他5回開催し、「流域治水プロジェクト」の進捗状況の確認と更新を行いました。

流域治水の取組の理解促進を図るために、県庁の県民ホールにおいて、令和5年10月23日から27日までの期間、農林水産部や気象台と連携してパネル展を開催しました。

特定都市河川に指定した中村川・波瀬川・赤川における「中村川・波瀬川・赤川流域水害対策計画」を策定するため、流域水害対策協議会を令和5年7月27日及び令和6年3月25日に開催し、計画策定に向けた取組を進めました。

また、「河川DX中期計画」に基づき危機管理型水位計1基、簡易型河川監視カメラ16基を増設し、「土砂災害情報提供システム」については、周知ポスターを令和5年9月から10月にかけて県内全域の市町や公立の小中学校を対象に約700枚配布するとともに、土砂災害警戒区域約260箇所の追加・更新をしました。

(河川課、防災砂防課)

## 令和6年度以降（取組予定等）

「5年後の達成目標（令和3年度～7年度）」に基づき河川改修、砂防施設整備や堆積土砂撤去などを計画的に推進します。

「流域治水プロジェクト」に位置付けた取組を着実に進めため、定期的に流域治水協議会を開催するとともに、河川管理者以外の取組を進めるための周知啓発に努めます。

引き続き、「中村川・波瀬川・赤川流域水害対策計画」に基づく取組を進めます。

また、「河川DX中期計画」に基づく危機管理型水位計と簡易型河川監視カメラの増設や「土砂災害情報提供システム」の情報更新を行います。

(河川課、防災砂防課)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 県土整備部

監査の結果	
2 財務の執行に関する意見	(1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 ① 収入未済額が令和4年度末現在 90,413,604円あり、前年度と比べて 1,691,610円増加していた。 (港湾・海岸課、住宅政策課、桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、尾鷲建設事務所)  ② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 (道路管理課、河川課、港湾・海岸課)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
①～②	a 【行政代執行費用】 当債権は、廃船撤去にかかる行政代執行費用です。債務者は、令和元年9月から分割納付を開始しており、これまでに、1,130,000円を納付しています。 面談や電話にて、債務者の生活状況の確認を行いました。また、財産調査を行いましたが、未収金に充当できる財産は確認できませんでした。 なお、令和5年度債権処理計画(回収対象)の目標額240,000円に対し、令和6年3月末現在の実績額は180,000円でした。今後も債権回収に努めていきます。 (港湾・海岸課)
b 【県営住宅使用料等】	新たな滞納金の発生防止と収入未済額の減少を目的に、入居者とその連帯保証人に対して、電話や文書で督促するとともに、嘱託員による定期的な個別訪問を実施しました。また、高額滞納にならないように、適宜、職員と嘱託員が夜間・休日に個別訪問し、入居者の経済状況を把握し納付を指導しました。 県営住宅を退去した入居者とその連帯保証人については、定期的に住所や生活保護受給状況を把握するとともに、適宜、財産調査を実施しました。また、電話や文書による督促を通じ、確実な分割納付を促しました。 これらの取組により、令和4年度末現在11,152,753円あった過年度収入未済額は、令和6年3月末現在で9,921,630円まで縮減しました。 また、令和5年度債権処理計画(回収対象)の目標額(県営住宅使用料等)1,201,644円に対し、令和6年3月末現在の実績額は1,212,823円であり、目標は達成できました。 (住宅政策課)
c 【道路管理費負担金、河川使用料等】	債務者に対して、督促状の送付、電話や訪問による催告を繰り返し行うなど、粘り強く未収金の徴収に努めました。 令和5年5月2日付け事務連絡で未収金対策についての通知文書を、道路管理課、河川課、防災砂防課、港湾・海岸課の連名で発出し、早期納付に向けた取組を依頼しました。また、令和5年12月を未収金解消のための徴収強化月間とし、債務者への電話催告、訪問、預金調査などを実施し、債権回収に努めました。 (道路管理課、河川課、港湾・海岸課、桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、尾鷲建設事務所) これらの取組により、令和4年度末現在13,414,582円あった過年度収入未済額は、令和6年3月末現在で12,001,004円に縮減しました。 (桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、尾鷲建設事務所)
2 今後の方針(取組予定等)	なお、令和5年度債権処理計画(回収対象)の目標額6,997,562円に対し、令和6年3月末時点の実績額は、649,094円であり、粘り強く未収金の徴収に努めましたが、目標は達成できませんでした。 (道路管理課、河川課、港湾・海岸課)
①～②	a 今後も、分割納付が確実に継続されるよう、債務者の動向を注視していきます。 なお、分割納付期間においても定期的に財産調査を行い、未収金に充当できる財産が発見された場合は適正に対処していきます。 (港湾・海岸課)
b 令和5年度と同様、新たな滞納金の発生防止と収入未済額の減少を目的に、入居者やその連帯保証人に対し、電話や文書で督促するとともに、嘱託員による定期的な個別訪問を実施します。 また、高額滞納防止のため、職員と嘱託員による夜間・休日の個別訪問により、入居者の経済状況を把握し、個々の入居者に応じた納付指導を行っていきます。 退去した入居者とその連帯保証人については、引き続き、住所や生活保護状況を把握するとともに、必要に応じ、財産調査を行っていきます。 (住宅政策課)	

c 引き続き、収入未済額の縮減に向け、未収金解消のための強化月間を設定するなど、債権回収の強化を図るとともに、占用許可時等に債務者へ期限内納付を依頼するなど、発生防止に向けた取組や預金差押えを進めていきます。

(道路管理課、河川課、港湾・海岸課、桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、尾鷲建設事務所)

様式1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置）部局名 県土整備部

## 監査の結果

## 2 財務の執行に関する意見

## (2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

## ア その他の支出事務

- ① 事務処理誤りによる開札後の入札中止があつた。
- ② 事務処理誤りによる開札後の入札中止があつた。
- ③ 手数料の事務処理誤りによる歳出戻入を行っていた。
- ④ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があつた。
- ⑤ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があつた。

(河川課)

(鈴鹿建設事務所)

(伊勢建設事務所)

(熊野建設事務所)

(中南勢流域下水道事務所)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

① 積算条件を記載した「積算参考資料（本工事費内訳表）」に使用した積算基準が最新版であることを明示していくなかったことから、応札者によって使用した積算基準が異なり、積算結果に差異が生じていることが判明したため、入札を中止しました。

このことについて、課内での情報共有と注意喚起を行い、検算時には積算条件と「積算参考資料（本工事費内訳表）」の記載内容のチェックを徹底し、再発防止に努めました。(河川課)

② 工事に係る予定価格事後公表の入札案件において、開札時に入札金額が予定価格を上回る金額となつたため再度内容について確認したところ、積算参考資料に明示した登録単価と異なる積算単価で設計計上されていることが判明したため、入札を中止しました。

このことについて、事務所内で情報を共有し、検算時のチェックを徹底することで再発防止に努めました。(鈴鹿建設事務所)

③ 郵便局専用の払込書による振込手続きを行つたため、銀行で処理できない旨の連絡がありました。これにより、出納局から改めて支払手続きを行う旨を受け、重複した処理となるため歳出戻入が発生しました。

このことについて、払込書による振込不能を防ぐため、銀行対応が可能な払込書であるとの確認を複数職員により実施することを徹底し再発防止に努めました。(伊勢建設事務所)

④ 入札公告（別表）に入札時提出書類である建設キャリアアップシステム事業者登録確認書の記載が漏れており、且つ落札候補者の建設キャリアアップシステム事業者登録がなされていなかつたため、入札を中止しました。

このことについて、入札公告入力作業時に、複数の職員によるチェックリストに基づいた提出書類の確認を徹底し、再発防止に努めました。(熊野建設事務所)

⑤ 工事に係る入札案件において、最低制限価格を下回る応札があつたため、設計書を精査したところ、設計書と積算参考資料に齟齬があることが判明しました。応札者に対して正確な積算情報を提供していなかつたことから、入札を中止しました。

このことについて、当該事案を事務所内で周知するとともに、チェックを確実に実施して、再発防止に努めました。(中南勢流域下水道事務所)

## 2 今後の方針（取組予定等）

①～⑤ 同様の事案が再度発生しないよう、引き続きチェック体制の強化や職員への周知の徹底を行い、適切な事務処理に努めます。

## 様式1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置） 部局名 県土整備部

## 監査の結果

## 2 財務の執行に関する意見

## (3) 貢産管理等の状況

財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び再発防止に努められたい。

## ア 公有財産の管理

- |                                |            |
|--------------------------------|------------|
| ① 普通財産の貸付に係る管財課長への報告を行っていなかった。 | (港湾・海岸課)   |
| ② 道路管理瑕疵による事故が発生していた。          | (桑名建設事務所)  |
| ③ 道路・河川管理瑕疵による事故が3件発生していた。     | (四日市建設事務所) |
| ④ 道路管理瑕疵による事故が3件発生していた。        | (鈴鹿建設事務所)  |
| ⑤ 道路管理瑕疵による事故が3件発生していた。        | (津建設事務所)   |
| ⑥ 道路管理瑕疵による事故が発生していた。          | (伊勢建設事務所)  |

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

- ① 指摘のあった事項について、管財課長へ報告するとともに、今後遗漏が無いよう注意喚起を行いました。  
(港湾・海岸課)

- ② 県管理国道の仮設切り回し道路上での管理瑕疵案件であり、道路舗装面からはく離したアスファルト片により車両底部を損傷しました。事故発生後直ちに事故現場の舗装修繕を行いました。  
(桑名建設事務所)

- ③ 道路管理瑕疵の原因となった道路沿いの樹木等の伐採を行うとともに、同様に道路沿いで管理瑕疵の恐れのある個所について、事故防止の観点から伐採等を行いました。また、河川管理瑕疵の原因となった未舗装の河川管理用通路における陥没個所について工事で対応しました。なお、事務所職員に対して出張等に際しては、三重県が管理する道路を優先して利用し、また県管理河川の諸施設を含め異常を発見した際は直ちに是正又は管理課・保全課に連絡するように周知しました。  
(四日市建設事務所)

- ④ 道路パトロールにおける穴ぼこ補修の際には、合材がしっかりと穴ぼこに収まるように強く押し固めるよう職員に徹底しました。  
・事故箇所周辺に自生する木竹について、道路敷内の木竹をすべて伐採しました。  
・乗入れ口部分の歩道を道路面と同じ高さになるように擦り付け舗装を行い、段差を解消しました。  
(鈴鹿建設事務所)

- ⑤ 道路側溝のグレーチング蓋が横にずれ、歩行者が負傷した案件については、蓋がずれないよう固定するとともに侵入防止の視認性を高めるためラバーポールを設置しました。倒木による2件については直ちに樹木等の伐採を行うとともに、再発防止のため変状の有無を確認し事前伐採を実施しました。  
(津建設事務所)

- ⑥ 山間部のパトロール時は、枯れ木や垂れ枝等に、より注意を払いパトロールを実施しました。  
(伊勢建設事務所)

## 2 今後の方針（取組予定等）

- ① 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き適切な事務処理に努めています。  
(港湾・海岸課)

- ②～⑥ 同様の事案が発生しないよう、引き続き道路パトロール等を実施するとともに、道路並びに河川の計画的な維持管理に努めています。  
(桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、伊勢建設事務所)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 県土整備部

監査の結果	
2 財務の執行に関する意見	(3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び再発防止に努められたい。 イ 金品亡失（損傷） ① 公用車の損傷（修繕額 146,256 円） (四日市建設事務所)
講じた措置	
1 実施した取組内容	日常の道路パトロールにおいて、道路の通行に支障となる倒木のおそれがある樹木や道路に張り出している幹・枝の伐採を行っていますが、伐採作業中に、切断した枝が落下して公用車に接触したことから損傷しました。やむを得ず緊急的に伐採作業を実施する必要がある場合は、道路上の安全や周囲の状況を確認後、幹や枝をロープで固定する、伐採による落下想定地点を避けた位置に車両を停止する、安全対策を図るなど、一連の作業手順を共有したうえで作業に入ることを職員に周知しました。 (四日市建設事務所)
2 今後の方針（取組予定等）	同様の事案が発生しないよう、引き続き、適正な管理、事故防止に向けた注意喚起を行い、再発防止に努めています。 (四日市建設事務所)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 県土整備部

## 監査の結果

## 2 財務の執行に関する意見

## (4) 交通事故

職員の不注意による公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。

① 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%)

(物損額：県 44,770 円、相手 231,274 円) (営繕課)

② 物損事故 (物損額：県 132,737 円)

(桑名建設事務所)

③ 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%)

(物損額：県 0 円、相手 323,038 円) (鈴鹿建設事務所)

④ 人身事故 (負担割合：県 100%、相手 0%)

(物損額：県 710,532 円廃車、相手 1,494,880 円) (鈴鹿建設事務所)

(治療費等：545,943 円) (松阪建設事務所)

⑤ 物損事故 (物損額：県 385,505 円)

(松阪建設事務所)

⑥ 物損事故 (物損額：県 223,377 円)

(松阪建設事務所)

⑦ 物損事故 (負担割合：県 20%、相手 80%)

(物損額：県 85,800 円、相手 108,242 円) (伊勢建設事務所)

⑧ 物損事故 (物損額：県 444,114 円)

(伊賀建設事務所)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

①～⑧ 発生した事故は、バック中の事故が多かったことから、バックの際の同乗者による誘導を周知徹底するとともに、以下の取組を行いました。

## a 管理職等からの呼びかけ

職員が公務で外出する際に、管理職等が安全運転の呼びかけを行い、注意不足による事故の防止を図りました。

## b 「無事故・無違反チャレンジ 123」への参加

交通マナーの向上と交通事故防止を目的として、運転免許を取得している 3 名でチームを組み、お互いに安全運転を呼びかけながら 123 日間の無事故・無違反に挑戦する「無事故・無違反チャレンジ 123」に 127 チーム 381 名の職員が参加し、交通安全意識の向上を図りました。

## c 交通安全講習会等への参加

交通安全講習会等に延べ 462 名の職員が参加し、安全運転意識の向上を図りました。

## d 過去の事故に関する傾向の分析及び注意喚起

県土整備部における過去 5 年間の交通事故の発生状況について、事故形態及び発生時間帯等から傾向の分析を行い、「県土整備部における交通事故の現状」として取りまとめ、職員間で情報共有を図りました。

## e メールマガジン「交通安全通信」の発信

県土整備部における事故の発生状況及び事故の発生防止策等に関する情報をメールマガジン「交通安全通信」として発信することにより、交通事故防止に関して注意喚起するとともに、出納局主催の交通安全講習会の受講を促しました。

## f 啓発DVDの視聴

公務中に加害事故又は自損事故を起こした職員に対して、交通安全に関する啓発DVDを視聴することを義務付け、再発防止を図りました。

## 2 今後の方針（取組予定等）

①～⑧ 引き続き安全運転の周知徹底と、「無事故・無違反チャレンジ 123」や交通安全講習会等への参加を通じた交通事故防止に関する注意喚起等を進め、交通事故の発生防止に取り組んでいきます。

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 県土整備部

## 監査の結果

## 2 財務の執行に関する意見

## (5) その他

財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

① 三重県公共工事設計積算システムの改定作業に誤りが生じていた。 (技術管理課)

② 金品亡失（損傷）報告書の提出が遅延していた。 (近畿道紀勢線推進プロジェクトチーム)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

① 三重県公共工事設計積算システムの改定作業において、委託先のチェックが十分でなかったことから誤りが生じました。このため、委託先の作業手順の見直しをさせるとともに、発注者も含めた複数人による確認の徹底などチェック体制を強化し、誤りの再発防止に努めました。 (技術管理課)

② 所属の職員全員で金品亡失（損傷）時における取り扱いを確認するとともに、事案が発生した場合は速やかに報告書を提出するよう周知徹底を図りました。 (近畿道紀勢線推進プロジェクトチーム)

## 2 今後の方針（取組予定等）

① 同様の事案が発生しないよう、引き続きチェック体制の強化に取り組むことで、適正な事務処理に努めていきます。 (技術管理課)

② 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き職員への注意喚起を行い適切な事務処理に努めます。 (近畿道紀勢線推進プロジェクトチーム)

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 出納局

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

## (1) 物品の適正管理

令和4年度における金品亡失（損傷）の発生件数は179件と、前年度の157件と比較して22件増加しており、依然として公用車の事故や職員の不注意等によるパソコンの損傷が多数発生していることから、今まで以上に効果のある取組を進める必要がある。

このため、職員一人ひとりの県有財産に対する管理意識の向上を一層図りながら、効果のあった取組事例を調査し各所属や職員に対して共有するほか、金品亡失（損傷）防止に効果が期待できる装置や物品の活用、マイボトル普及の取組との連携等を検討するなど、有効な対策を講じられたい。

(会計支援課)

## 講じた措置

## 令和5年度

## 1 実施した取組内容

- (1) 金品亡失の減少に向けては継続的な注意喚起が必要なため、年度当初に、総務部長や教育長との連名で通知を行うとともに、毎月配信している「出納かわら版」にて2か月に一度、具体的な亡失（損傷）事例や傾向を紹介し、同様事例の発生防止を呼びかけたほか、令和5年6月には、改めて各部局長からも実効的な改善策の検討を行うよう依頼しました。
- (2) 当事者意識の醸成を促す取組として、令和5年9月、職員一人ひとりが「自分事」として捉えられるよう、新たに総務部と連携してコンプライアンス・ミーティングのテーマに設定し、全職員が金品亡失の防止について意見交換を行いました。
- (3) 新任班長等研修や会計事務研修（地域別研修を含む。）では、コンプライアンスに関する研修の中で、金品亡失（損傷）を発生させた場合の職員の損害賠償責任及び公金意識の重要性に触れ、金品亡失（損傷）防止にかかる意識向上を図りました。
- (4) 効果的な取組を水平展開することで減少につなげていけるよう、様々な機会を通じて収集した各所属の取組事例を全所属に提供するとともに、それらを参考に、これまで以上に有効な対策を講じるよう依頼しました。特に、他部局でも簡単に対応できる取組（損傷した車両の写真掲示、蓋付きカップの使用推進、蛍光テープによる後退時における障害物の視認性向上など）については、出納かわら版で写真等も併せて掲載し、多くの部局で取組が進むよう促しました。
- (5) 公用車の事故を減少させるため、外部講師による交通安全講習会を開催し、交通事故の責任と影響、発生要因とヒューマンエラー、類型別対策、危険予測及び安全運転に必要な技能について講義をしていただき、職員の運転技術や交通安全意識の向上に努めました。（9～10月に8回実施）

## 2 取組の成果

令和5年度の金品亡失（損傷）報告件数は189件となり、前年度から10件の増加となりました。

今年度は、新たに総務部と連携し当事者意識の醸成を促す取組や、各部局における取組事例の調査及び共有の取組を実施したところですが、パソコンの件数については減少に転じ一定の成果が見られたものの、公用車等の件数は依然として多い結果となりました。

## 令和6年度以降（取組予定等）

令和5年度においても、依然として職員の不注意による金品亡失（損傷）が発生しており、継続的な取組が必要であることから、引き続き事後検査、各種研修等の機会を利用し、金品の適正な管理を指導していきます。特に、発生件数の多い公用車の事故、パソコンの損傷については、発生状況や傾向等の情報を提供し、注意喚起を行います。

また、職員一人ひとりが自分事として捉え、意識を高めていく取組を継続していきます。

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 企業庁

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

## (1) 持続可能な事業経営について

水道事業及び工業用水道事業においては、「三重県企業庁経営計画（平成29年度～令和8年度）」並びに水道施設及び工業用水道施設の改良計画（以下「経営計画等」という。）を近年の全国的な浸水被害、土砂災害被害及び長時間停電の発生状況、国の「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」等を踏まえて令和4年3月に改定し、これにより主要施設等の耐震化や老朽化した施設・設備の更新に加え、浸水対策、土砂災害対策及び長時間停電対策に取り組んでいる。

しかしながら、近年の電気料金の高騰等により営業費用は増大し、令和4年度の純利益は、水道事業では令和3年度の約3億9,491万円から約7,111万円に、工業用水道事業では同じく約3億8,934万円から約9,040万円に、それぞれ大幅な減少となり、令和5年度予算では純損失を計上するなど、経営環境は厳しさを増す状況となっている。

今後も安全で安心な水道用水と良質な工業用水を安定して供給していくため、引き続き経営計画等に基づき、耐震化、老朽化対策、風水害対策等に取り組むとともに、エネルギー価格の動向や脱炭素化の進展等の環境変化を踏まえ、効率的な経営の下での公正で妥当な料金の設定、さらには将来の水需要に応じた施設規模や配置の適正化の検討に取り組むことにより、健全な事業経営の確保に努められたい。

(水道事業課、工業用水道事業課)

## 講じた措置

## 令和5年度

## 1 実施した取組内容

三重県企業庁経営計画（平成29年度～令和8年度）、水道施設改良計画（平成29年度～令和8年度）及び工業用水道施設改良計画（平成29年度～令和8年度）（以下、「経営計画等」という）に基づき、主要施設や管路の耐震化、老朽化対策、風水害対策等を実施しました。

また、「三重県地球温暖化対策総合計画」が国の削減目標を踏まえ令和5年3月に改定されたことを受け、企業庁の水道事業、工業用水道事業において、より一層の温室効果ガス排出の削減を目指すべく、「三重県企業庁地球温暖化対策推進計画（仮称）」の令和6年度の策定に向けて検討を進めました。

(水道事業課、工業用水道事業課)

## 2 取組の成果

## ・水道事業

主要施設については、高野浄水場の2浄水処理施設の耐震補強工事を実施するとともに、沈砂池（多気町）と長谷調整池の耐震化に向けた詳細設計を実施しました。

管路については、特に液状化が想定される地域に埋設されている被害率の高い管路など、約3.3kmの布設替工事を実施し、耐震化を進めました。

風水害対策については、浸水対策及び土砂災害対策として、鈴鹿導水ポンプ所、勢和加圧ポンプ所、導水ポンプ所（多気町）の対策工事を実施するとともに、北勢水道事務所管理本館など6施設の詳細設計等を実施しました。長時間停電対策として、桑名加圧ポンプ所及び嬉野加圧ポンプ所について非常用発電設備の更新に合わせた対策工事を実施するとともに、多気浄水場及び高野浄水場について非常用発電設備の更新に合わせた対策工事を令和7年度の完成に向けて着手しました。

## ・工業用水道事業

主要施設については、木造取水所取水ポンプ井の耐震補強工事を実施しました。

管路については、重要度の高い主要幹線など約1.2kmを更新し、老朽化対策にあわせて耐震化を進めました。風水害対策については、浸水対策として、長太加圧ポンプ所と大口配水池の浸水対策工事を実施しました。

(水道事業課、工業用水道事業課)

## 令和6年度以降（取組予定等）

水道事業及び工業用水道事業において、引き続き令和4年3月に改定した「三重県企業庁経営計画（平成29年度～令和8年度）」（以下「経営計画」という。）のもと、以下のとおり施設改良等を着実に実施していきます。

耐震化については、浄水場等の主要施設や管路の対策を進めていきます。また、老朽化対策については、電気・機械設備や布設年度が古い管路、制水弁等の更新を進めていきます。

浸水・土砂災害対策については、主要施設のうち、対応が必要な15施設において対策工事を進めていきます。また、長時間停電対策については、非常用発電設備の更新時に燃料貯蔵タンク容量の增量に取り組んでいきます。

施設規模や配置の適正化については、施設・設備を更新する際に、水需要の動向などを踏まえ、合理的な施設規模、配置等での更新を検討していきます。

近年の電気料金の高騰等により厳しさを増す経営環境に対し、適切な保守点検と損傷が軽微である早期段階において予防的修繕を行う予防保全型維持管理を実施し、可能な限り施設・設備の延命化を図るとともに、新規企業債の発行抑制に努めることで支払利息負担を軽減し、事務的経費についても精査するなどして、引き続き経費節減に努めています。

令和5年度に引き続き、今後も安全で安心な水道用水と良質な工業用水を安定して供給していくため、経営計画に基づく施設改良等に加え、現在進めている経営改革において、技術系職員の人材確保や若手職員への技術継承に取り組むとともに、脱炭素化の進展等の環境変化についても、事業経営への影響を把握したうえで、効率的な経営による適正な料金設定（水道：令和6年度見直し予定、工業用水道：令和7年度見直し予定）の下、適切

に対応し経営基盤の強化に努めています。

(水道事業課、工業用水道事業課)

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 企業庁

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

## (2) R D F 焼却・発電事業の終了と今後の課題について

R D F 焼却・発電事業については、R D F 焼却・発電施設撤去工事を令和 5 年 3 月 10 日に完了したことから、それらの費用の事業収支への反映や県議会をはじめとした関係者からの意見等を踏まえ、「R D F 焼却・発電事業の総括」を取りまとめている。

令和 3 年 1 月から進めてきた同施設の撤去工事の完了により、電気事業については、これまで実施してきた全ての事業が終了したことから、令和 5 年 3 月 31 日をもって廃止し残余財産は県に引き継いだが、R D F 焼却・発電事業の収支は最終的に約 62 億円の累積赤字となった。

今後は、ごみ処理行政に混乱を招くなど市町との信頼関係を大きく損ねることとなった合意形成のプロセス、市町等に生じさせた重い財政負担や労力、それらを含めた事業の構築等の過程における課題、さらには情報開示のあり方、安全対策等、R D F 焼却・発電事業の検証で得られた数々の反省と教訓を将来にわたり継承するための取組を的確に進められたい。特に、尊い人命が失われた R D F 貯蔵槽爆発事故を風化させることなく、全ての事業において「安全」を最優先とした運営を進められたい。

(企業総務課)

## 講じた措置

## 令和 5 年度

## 1 実施した取組内容

企業庁では、経営にあたっての行動基軸として「安全・安心を事業運営の根底に置くこと」を明記した「三重県企業庁経営計画」に基づき、事業運営にあたっています。

① 企業庁の新規採用・新任研修において、R D F 貯蔵槽爆発事故の反省と教訓を題材の一つとして実施しました。

開催日：令和 5 年 6 月 16 日

参加者：新規採用・新任職員（令和 4 年度及び令和 5 年度）25 名

② R D F 焼却・発電事業において発生した R D F 貯蔵槽爆発事故を風化させることなく、安全で安定な事業運営を誓う機会として、毎年 8 月 19 日に開催している安全祈願行事を継続しました。

開催日：令和 5 年 8 月 19 日

参加者：副知事、企業庁及び環境生活部（幹部職員及び中堅若手職員）ほか 53 名

③ R D F 焼却・発電事業における事故の反省と教訓について、経緯や爆発事故に至るまで及び事故後の対応に関する当時の映像や O B 職員による証言等をとりまとめた映像資料等により振り返る、企業庁独自のコンプライアンス研修を全所属で実施しました。

開催日：令和 5 年 11 月 21 日～12 月 11 日

(企業総務課)

## 2 取組の成果

取組を通して、企業庁の全職員が R D F 焼却・発電事業を振り返り、R D F 貯蔵槽爆発事故が発生した事実を認識するとともに反省と教訓を共有しました。

(企業総務課)

## 令和 6 年度以降（取組予定等）

今後も、安全祈願行事を継続するとともに、企業庁独自のコンプライアンス・ミーティングの実施などにより、事故が発生した事実を風化させることなく、反省と教訓を将来にわたり継承し、全ての事業において「安全」を最優先とした運営を進めていきます。

(企業総務課)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 企業庁

## 監査の結果

## 2 財務の執行に関する意見

## (1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。  
ア 収入未済

① 収入未済額が令和4年度末現在 5,756,306 円あり、前年度と比べて 253,356 円増加していた。  
(工業用水道事業課、北勢水道事務所)

② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。  
(工業用水道事業課)

③ 督促状の送付が遅延していた。  
(北勢水道事務所)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

## ・収入未済額のうち 5,500,000 円について

①② 給水予定企業の給水施設に係る工事負担金であり、令和2年12月18日に債務者の破産手続が開始され、破産管財人による手続が進められていることから、債権者集会に出席し、破産手続の進捗状況等の情報収集を行いました。  
(工業用水道事業課)

## ・収入未済額のうち 253,356 円について

① 工業用水道ユーザー1社分の工業用水道料金であり、令和4年9月27日に代理人弁護士より自己破産申立手続準備の通知、同年11月14日には裁判所より破産手続開始の通知がありました。当該債務者の破産手続中（令和4年11月14日開始、5年12月14日終結）に開催された破産管財人による財産状況報告集会（令和5年2月、6月、9月、12月開催）へ参加し、清算状況の把握に努めましたが、令和5年12月14日に当該ユーザーの破産手続きの廃止決定がなされ、令和6年1月16日付けで当該ユーザーの商業・法人登記簿の登記が閉鎖されていることを、閉鎖事項全部証明書で確認しました。当該ユーザーの資産については、財団債権（公租公課、労働債権）への充当のみで、普通破産債権である当庁の工業用水道料金の回収は不可能となりました。以上により、当該ユーザーの清算が結了し債務が消滅したことを確認したため、三重県企業庁会計規程第36条の規定に基づき令和6年2月20日付けで不納欠損処分を行いました。

③ 電話督促を行っていましたが、文書での督促状の送付が遅延したため、督促状の送付を徹底しました。  
(北勢水道事務所)

## ・収入未済額のうち 2,950 円について

① 土地使用料であり、収入未済額が取立てに要する費用に満たないと認められることから、令和3年度に「三重県公債権の徴収に関する条例」第12条第3号に基づく徴収停止手続を行いました。  
(北勢水道事務所)

## 2 今後の方針（取組予定等）

①② 収入未済額のうち 5,500,000 円については、引き続き、債権者集会に出席し情報収集を行うとともに、「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」に従い、適正な債権管理に努めます。  
(工業用水道事業課)

①② 収入未済額のうち 2,950 円については、引き続き、「三重県公債権の徴収に関する条例」に従い、適正な債権管理に努めます。  
(北勢水道事務所)

③ 督促状の送付については、三重県債権管理マニュアルに沿って、事務処理が遅延することがないよう適切に対応していきます。  
(北勢水道事務所)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 企業庁

監査の結果	
2 財務の執行に関する意見	(2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 ① 【R D F 貯蔵槽爆発の教訓を生かすための映像作成に係る取材・編集等に係る業務委託】 ・契約書の記載内容に誤りがあった。
講じた措置	
1 実施した取組内容	当該記載内容誤りについて、同様の誤りが発生しないよう複数の職員で確認しながら業務を実施することとし、また、課内で当事案を共有し再発防止に努めました。 (企業総務課)
2 今後の方針（取組予定等）	引き続き、適正な事務処理に努めていきます。 (企業総務課)

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 病院事業庁

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

## (1) 令和4年度決算と次期中期経営計画の策定について

令和4年度病院事業会計については、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響で前年度に引き続き入院患者数は減少したものの診療単価の上昇により医業収益は増加したが、エネルギー価格の高騰等により医業費用も増加したため、医業損益は前年度と比べ約4,961万円悪化した。また、感染患者受入れのための病床確保に係る国からの交付金が大きく減少したため、純損益は、約5億2,304万円の黒字となったが、前年度に比べ約4億4,378万円悪化した。なお、累積欠損金は約73億円と依然として多額であるが、病院別では一志病院は約2,156万円まで減少している。

「三重県病院事業 中期経営計画（平成29年度～令和2年度）」については、令和4年度も引き続き計画期間を延長して単年度計画としているが、その成果目標の達成状況には改善が見られない。国からは「公立病院経営強化ガイドライン」が示されており、感染症対応における役割等、県立病院を取り巻く環境の変化への対応が求められる中で、地域医療構想等との整合を図りながら令和5年度中に「公立病院経営強化プラン」（次期中期経営計画）を策定することが求められている。

のことから、国からの交付金の減少が予想される中で、県立病院として新興感染症への対応等の必要な役割を果しながら、地域の医療ニーズに的確に応えていくことにより安定的な医業収益の確保を図り、計画の目標達成に向けて取り組むなど健全な経営に努められたい。また、中期的な観点から病院事業の経営を計画的に推進することで医療サービスが安定的かつ継続的に提供されるよう、次期中期経営計画を策定されたい。

(県立病院課)

## 講じた措置

## 令和5年度

## 1 実施した取組内容

経営の健全化を進めるにあたっては、病院長等を構成員とする毎月の会議等を通じて、成果目標に対する達成状況や課題を把握し、対応策等について協議・調整を行いました。

また、「公立病院経営強化プラン」として位置付ける次期中期経営計画については、地域医療構想調整会議等において関係機関等と協議するとともに、県議会においても、素案（10月）、中間案（12月）、最終案（3月）をそれぞれ報告しながら策定を進めました。

(県立病院課)

## 2 取組の成果

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、病棟の改修や病床機能の見直しを行うなど、地域の医療ニーズに対応した取組を実施しました。

また、次期中期経営計画については、国のガイドラインに基づき、地域医療構想や第8次医療計画、県立病院に求められる役割・機能等を十分に踏まえ、令和6年度から令和9年度までを計画期間とした計画を策定しました。

(県立病院課)

## 令和6年度以降（取組予定等）

新たに策定した中期経営計画に基づき、新興感染症への備えを含む新たな医療ニーズに対応しながら、県立病院としての役割・機能を担っていけるよう、成果目標の達成と健全な経営に努めていきます。

(県立病院課)

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 病院事業庁

監査の結果	
1 事業の執行に関する意見	(2) こころの医療センター
	<p>令和3年度に引き続き入院患者数の減少は続いているが、診療単価の上昇により医業収益は約1,559万円増加した。一方で、病床確保に係る国からの交付金の減少により医業外収益が約3億9,783万円減少したため、純損益は、約4億4,990万円と3年連続の黒字となったが、前年度に比べ約4億2,929万円悪化した。</p> <p>入院患者数が回復していないことや、国からの交付金の減少により今後の収益確保が難しくなっている中で、県立病院に期待される医療ニーズに対応していくため、平成30年度から進めている経営改善プロジェクトにおいて、病床管理の徹底や医療・福祉関係機関との連携強化等による医業収益の確保に取り組んでいることから、今後も引き続き経営改善に努められたい。また、医師不足が継続しているため、大学等への継続的な派遣要請や勤務医にとって魅力ある病院づくりを行うなど医師の確保に努められたい。</p> <p>今後も精神科医療の中核病院として、精神科救急・急性期医療及び認知症治療、依存症治療等の専門的医療を提供するとともに、「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という精神科医療の方向性を踏まえ、多様な医療ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供に努められたい。</p>
(県立病院課)	
講じた措置	
<u>令和5年度</u>	
1 実施した取組内容	<p>① 病病連携・病診連携や患者受入れの強化等の取組を通じて新規患者の確保を図り、経営改善に努めるとともに、若年層の医療ニーズへの対応や今後の新興感染症に備えるため、病棟の個室化とゾーニング対応が可能となる病棟改修を行いました。</p> <p>② 医師の確保のため、大学医局への継続的な働きかけやホームページでの公募等に取り組みました。また、専門医研修プログラムの基幹施設、連携施設となることにより、専攻医の受入れを図りました。</p> <p>③ 救急・急性期医療に取り組むほか、専門外来と専門病棟による効果的な治療を提供する認知症治療やアルコール依存症治療、専門性の高いプログラムを用いたギャンブル等依存症治療の充実、訪問看護・デイケア等の地域生活支援に取り組みました。</p>
(県立病院課)	
2 取組の成果	<p>① 入院患者数が増加（一日平均R4：187人→R5：204人（見込））しました。</p> <p>また、若年層の医療ニーズに対応した療養環境を整備するため、病棟改修を行うとともに、新興感染症の発生・まん延への備えを行いました。</p> <p>② 令和5年度当初に医師数が1名増加するとともに専攻医も5名確保することが出来ました。</p> <p>③ 認知症入院患者数及びアルコール依存症入院患者数が増加しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症入院患者数 一日平均R4：29.2人→R5：32.5人（見込）</li> <li>・アルコール依存症入院患者数 一日平均R4：15.8人→R5：21.7人（見込）</li> </ul>
(県立病院課)	
<u>令和6年度以降（取組予定等）</u>	
	<p>① 引き続き、病病連携・病診連携をはじめとする関係機関との連携強化等により患者数の回復に努め、経営改善を図ります。</p> <p>② 大学医局への継続的な働きかけやホームページでの公募に加え、精神保健指定医の資格取得機会の充実など、勤務医にとって魅力ある病院づくりを継続することにより、医師の確保に取り組みます。</p> <p>③ 今後も、県内の精神科医療における中核病院として、精神科救急の支援病院や認知症疾患医療センター、三重県アルコール依存症治療拠点機関、ギャンブル等依存症治療拠点機関等の役割を担っていきます。</p>
(県立病院課)	

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 病院事業庁

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

## (3) 一志病院

令和3年度に引き続き入院・外来患者数の減少は続いているが、診療単価の上昇により医業収益は増加した。一方で、給与費等の医業費用も増加したため純損益は前年度に比べ約2,574万円悪化したものの、約1億3,067万円の黒字となり平成25年度から10年連続の黒字となった。

新型コロナの影響等から患者数の減少が続いていることも踏まえ、今後も引き続き公立病院として必要な役割を果たしていくことができるよう、訪問診療等の在宅療養支援、住民健診等の予防医療の取組、情報通信技術の活用等、地域のニーズに沿った医療をより幅広く提供しながら収益の増加を図るなど健全な経営に努められたい。

また、地域の高齢化が進み、住民の医療ニーズがより一層高まっている中、総合診療医やプライマリ・ケアを担う人材育成に取り組むとともに、総合診療医を中心としたプライマリ・ケアの実践に取り組むなど、引き続き、地域に最適な医療サービスの安定的な提供に努められたい。

(県立病院課)

## 講じた措置

## 令和5年度

## 1 実施した取組内容

① これまで取り組んできた在宅療養支援等による医療の提供に加え、高齢化が進展し医療資源が十分でない津市白山・美杉地域の医療ニーズに対応するため、地域包括ケア病床を導入するなど、健全な経営に努めました。

② 総合診療医の育成拠点として、研修医や医学生を積極的に受け入れるとともに、院内に設置された「三重県プライマリ・ケアセンター」と連携して、プライマリ・ケアエキスパートナースを養成しました。

(県立病院課)

## 2 取組の成果

① 延べ患者数4,147人（見込）に対し、訪問診療や訪問看護等の在宅療養支援を行いました。また、保健・医療・福祉の地域内関係者のネットワーク構築を行うなど、地域に最適な医療サービスを安定的に提供した結果、経常損益は11年連続の黒字（見込）となりました。

② 研修医や医学生を延べ427人、看護実習生等を延べ336人受け入れるなど、地域医療を担う人材の育成に積極的に取り組みました。

(県立病院課)

## 令和6年度以降（取組予定等）

① 地域の診療所、消防機関、福祉施設など医療・介護・予防等の多職種との連携により、入院・外来患者の確保や入院患者の在宅復帰への支援、在宅療養サービスの提供に取り組むとともに、健康寿命の延伸に向けた予防医療を提供することにより収益の確保を図り、今後も健全な経営を進めていきます。

② 引き続き、三重大学等と連携して研修医や医学生を積極的に受け入れるなど、総合診療医の育成拠点施設としての役割を果たすとともに、「三重県プライマリ・ケアセンター」の機能が十分に発揮されるよう、研修会の開催など人材育成の面から積極的に支援していきます。

(県立病院課)

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 病院事業庁

監査の結果	
1 事業の執行に関する意見	
(4) 志摩病院	<p>志摩病院は、平成 24 年度から指定管理者制度により病院経営を行っており、令和 4 年度からは第 2 期指定管理期間に入っている。</p> <p>令和 3 年度に引き続き、新型コロナ対策として病床の確保、検査、ワクチン接種等に対応しつつ、地域のニーズに応じた診療機能の充実、医師の確保等に取り組んでおり、常勤医師の採用により婦人科診療を拡充しているが、入院患者数は新型コロナ発生以降、減少が続いている。</p> <p>第 2 期指定管理期間の「三重県立志摩病院の管理運営に関する基本協定」(以下「基本協定」という。)では、県内の診療機能の集約化・拠点化の状況を踏まえ必要な診療機能を確保するなど、良質で満足度の高い医療を安定的・継続的に提供することを求めていた。また、地域医療確保交付金制度により、診療機能が維持できるよう経営努力によってもなお不採算となる特定診療科を支援することとしている。</p> <p>このような状況を踏まえ、基本協定に基づき、志摩地域の中核的な医療機関として安定的・継続的な医療が提供されるよう、指定管理者と十分な連携を図り、二次救急医療等の診療機能の充実、医師の確保等に取り組むとともに、経営改善が着実に進められるよう、指定管理者に対する指導や支援を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(県立病院課)</p>
講じた措置	
<u>令和 5 年度</u>	
1 実施した取組内容	<p>指定管理者制度を導入している志摩病院においては、地域医師会、医療機関及び消防本部との連携をさらに推進するとともに、引き続き地域から求められる入院・外来・救急医療を提供しました。</p> <p>なお、指定管理者からは毎月、運営状況の聴き取りを行うとともに、定期的（年 2 回）に管理運営協議会を開催し、診療機能の維持・充実に向けた協議を行いました。</p> <p style="text-align: right;">(県立病院課)</p>
2 取組の成果	<p>特に救急患者の受入れが伸びており、それに伴い入院患者数も令和 4 年度対比で増加しました。</p> <p>また、地域医療支援病院やへき地医療拠点病院として地域医療の確保に貢献するとともに、回復期機能を担う地域包括ケア病棟の運用など、地域の中核病院として多様なニーズに対応しました。</p> <p style="text-align: right;">(県立病院課)</p>
<u>令和 6 年度以降（取組予定等）</u>	
<p>今後も、地域医療支援病院やへき地医療拠点病院、災害拠点病院としての役割を担いながら地域医療に貢献していくよう、引き続き、指定管理者に対して医師の確保を要請するとともに、病院事業庁としても指定管理者と共に三重大学に医師派遣を継続的に要請するなど、十分連携して診療機能の充実に努めていきます。</p> <p>また、基本協定に基づく管理運営協議会や毎月の業務聴取等を通じて、運営状況を常に把握するとともに課題等について協議・調整を行い、経営改善に取り組んでいきます。</p> <p style="text-align: right;">(県立病院課)</p>	

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 病院事業庁

監査の結果
2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。 (1) 安全確保が徹底されていなかったため、入院患者が負傷する事象があった。 (こころの医療センター)
講じた措置
1 実施した取組内容 入院患者が負傷した事象をふまえ、安全確保に係る情報伝達や対策等について体制整備を図りました。 また、一人ひとりのリスクコミュニケーション能力の向上、潜在リスクの顕在化と共有、根拠に基づく判断と行動ができる風土づくりを実践するとともに、危機管理研修での当該事例の振り返り、新規採用者研修での具体的な事例の共有等、事故の風化や同様の事故を防ぐための研修を実施しました。 (こころの医療センター)
2 今後の方針（取組予定等） 引き続き、上記の再発防止策を継続して実施していきます。 (こころの医療センター)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 病院事業庁

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(1) 収入に関する事務	
収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 収入未済	
① 収入未済額が令和4年度末現在 50,833,470 円あった。	(県立病院課、こころの医療センター、一志病院)
② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。	(県立病院課)
③ 督促状の送付が遅延していた。	(一志病院)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 過年度医業未収金の縮減に向けては、発生防止と回収の両面から対策を進めました。	
a 発生防止対策	
入院病棟、会計、地域支援室等において、患者の支払に関する情報の共有を徹底しながら、早期の対応（入院中の面談、公費負担制度の説明及び申請のサポート、早期支払の働きかけ等）を行うよう努めました。また、債務者からの支払がない場合、連帯保証人も含めた督促や弁護士法人への委託等を実施し、過年度未収金として発生しないよう、早期の回収に努めました。	
b 回収対策	
「三重県債権管理マニュアル」及び「医業未収金対策の指針」に基づき、文書、電話及び臨戸訪問等による連帯保証人を含めた督促・催告を継続的に行い、債権回収に努めました。	
また、回収困難な債権には、積極的に弁護士への回収業務委託を活用するとともに、委託先と情報共有を徹底することで、債務者等からの回収を進めることができました。	
なお、債務者の現状について面談等を通じて適時把握し、個々の事情に応じた福祉制度の活用の提案も隨時行いながら、粘り強く丁寧な回収に取り組みました。	(県立病院課、こころの医療センター、一志病院)
② 債権処理計画の回収目標額達成に向け、債務者等に対し文書及び電話等による督促・催告を継続して行いました。また、これらの督促等にも応じず、理由なく支払わない者に対しては、臨戸訪問を積極的に行うこととに加え、弁護士法人に回収業務を委託し、連携を図りながら回収に努めました。	(県立病院課)
③ 督促状の送付について、納付の時期の翌日から起算して2ヶ月以内に送付するよう確認し、定期的な送付を徹底しました。あわせて、複数の職員での確認を徹底し、再発防止に努めました。	(一志病院)
2 今後の方針（取組予定等）	
① 今後も未収金の発生を可能な限り抑制していくとともに、「三重県債権管理マニュアル」及び「医業未収金対策の指針」に基づいた対応を継続します。また、県立病院課と各病院で定期的に情報共有を図りながら必要な対策を実施することにより、債権回収に努めます。	(県立病院課、こころの医療センター、一志病院)
② 今後も継続して督促・催告を本人及び連帯保証人に対して行うことに加え、裁判所が債権者に代わって債務者に請求する制度（支払督促）の活用や、給与の差押えなどの強制執行を行います。また、回収業務を委託している弁護士法人とも連携を図りながら、債権回収に努めます。	(県立病院課)
③ 引き続き、関係規定の周知徹底や複数職員での確認を行い、適切な事務処理に努めます。	(一志病院)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 病院事業庁

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	(2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア その他の支出事務 ① 雇用保険料の算出誤りによる歳出戻入を行っていた。 (一志病院)
講じた措置	
1 実施した取組内容	業務について不明な点や曖昧な点がある場合は、他所属で同一業務を担当する職員や業務経験がある職員に助言を求め、確認を行いました。また、特にチェックを必要とする起案については、口頭や付箋で注意喚起を行い、複数職員で徹底した確認を実施して再発防止に努めました。 (一志病院)
2 今後の方針（取組予定等）	引き続き、他所属で同一業務を担当する職員等への確認や、複数の職員による確認を徹底し、適切な事務処理に努めます。 (一志病院)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 病院事業庁

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 人件費 人件費について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ① 扶養手当の事後確認を 6 件行っていなかった。 (一志病院) ② 住居手当の事後確認を 2 件行っていなかった。 (一志病院)
講じた措置
1 実施した取組内容 全ての事案について、遡って事後確認を行い、手当の支給に問題がないことを確認しました。 今年度の事後確認においては、担当者がそれぞれの職員に提出する必要がある書類を示すとともにチェック表を作成し、提出書類の漏れを防ぎました。また、提出された書類について不明な点が生じた場合は、県立病院課担当者に確認を行うとともに、起案時に複数の職員による確認を実施して、再発防止に努めました。 (一志病院)
2 今後の方針（取組予定等） 引き続き、複数の職員による確認を徹底するとともに、職員への関係規定の周知徹底を行い、適切な事務処理に努めます。 (一志病院)

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 教育委員会事務局

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

## (1) 服務規律の徹底

令和4年度の懲戒処分は、前年度の7人から2人増加し、盜撮行為や飲酒運転により2人が免職になるなど9人が処分されている。また、体罰により2人が戒告となっている。

これまで、「学校信頼向上委員会」における行動計画に基づいた取組や、不祥事事例に基づき原因や背景等について考えるコンプライアンス・ミーティングの実施、生徒アンケート調査による振り返りなどにより、コンプライアンス意識の向上を図ってきたが、体罰については、「指導の一環」とするなど誤った認識のもとでの事案が生じている。

このため、引き続き法令遵守及び服務規律の徹底等を図るとともに、体罰については、自らの行為の自覚につながる動画や心理療法プログラムの活用等、効果的な対策に取り組み、徹底した再発防止策に努められたい。

(教職員課)

## 講じた措置

## 令和5年度

## 1 実施した取組内容

- ① 各県立学校に設置した「学校信頼向上委員会」において、管理職と教職員が、児童生徒との関わり方や、教職員同士の関係性などを議論し、学校として取り組む事項を「信頼される学校であるための行動計画」に位置付け、校長のリーダーシップのもと、教職員一人ひとりが自分事として取り組みました。
- ② 年度当初、各学校において、常勤講師や非常勤講師等に対し、「講師等研修ノート」を配布し、教員としての心構えや服務等について、校長等が研修を行いました。また、令和3年度から、常勤講師等は、総合教育センター主催の「常勤講師等研修」を3年に1回は受講することとしており、受講した講師等に対し、受講後に講師等として勤務するにあたっての決意や心構えを記載したレポートを提出させました。
- ③ 4月から6月にかけて、新任校長・教頭研修をはじめ、年次別研修等をオンライン等で実施し、事例を示しながら服務規律の確保を図るとともに、コンプライアンス意識の向上を図りました。
- ④ 4月に警察や医療従事者の意見や当該校の取組などをふまえ作成した「わいせつ行為」を題材とした研修資料を活用し、各県立学校においてコンプライアンス・ミーティングを実施することにより、各事例に至った原因・背景や、不祥事を起こさないために必要なことは何かについて考える機会を設けました。1月に、ハラスメントへの理解を深め、児童生徒へのわいせつ行為とともに、特に体罰を未然に防ぐことをねらいとして作成した研修動画を、全教職員が視聴することにより、ハラスメントに対する認識や感度の向上を図りました。
- ⑤ 9月から10月にかけて、県立高等学校、県立特別支援学校高等部・中学部及び公立中学校の生徒を対象に、教職員によるわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査を実施し、1月に県教育委員会は、県立学校長会議において校長に対しアンケートの内容についての報告を行いました。それを受け、校長は、生徒が性的に不快感や嫌悪感を抱く教職員の身体接触や言葉がけは、教職員の意図にかかわらず、セクシュアル・ハラスメントに該当することを教職員に確認させ、生徒への関わり方について見直す機会を設けました。
- ⑥ 教職員の綱紀肃正及び服務規律の確保について通知し(6月、12月)、職員会議等において全教職員へ周知徹底を図りました。

## 2 取組の成果

- ① 学校信頼向上委員会において学校として取り組む事項を検討することにより、学校全体で、児童生徒との関わり方や教職員同士の関係性を見直す機会となりました。
- ② 常勤講師や非常勤講師に対して研修を実施することにより、服務規律の確保についての周知徹底と教育公務員としての意識の向上を促しました。
- ③ 新任校長・教頭研修において、コンプライアンス研修を行うことにより、学校における不祥事を未然に防止する体制づくりなどを考える機会となりました。また、教職6年次研修等において、不祥事の具体的な事例を取り上げ、対応策を考えることなどにより、服務規律の確保についての周知徹底と意識の向上を促しました。
- ④ コンプライアンス・ミーティング等において、研修資料にある事例に至った原因・背景や未然防止策について職員同士で話し合うことにより、服務規律の確保についての徹底と教育公務員としての意識の向上を促しました。ハラスメント研修動画の視聴により、各教職員のハラスメントに対する認識や感度の向上を促しました。
- ⑤ 全県立学校及び公立中学校において、教職員によるわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査の結果を職員会議等で教職員に提示し、教員は指導として身体接触や言葉がけをしているつもりであっても、生徒にとってはセクシュアル・ハラスメントと受けとられる場合があることを改めて確認しました。
- ⑥ 不祥事の根絶について、教職員一人ひとりが再認識するよう周知徹底を図りました。

令和6年度以降（取組予定等）

- ① 文書等による通知や県立学校長会議や市町等教育長会議等において具体的事例をとらえて、綱紀肅正及び服務規律の確保について周知徹底します。また、新たな研修資料を作成し、コンプライアンス・ミーティングを開催することにより、教職員が不祥事を自分事としてとらえ、不祥事の未然防止に取り組みます。
- ② 年次別研修等の研修内容を改善し、コンプライアンス、服務規律の確保について教職員に周知徹底します。
- ③ 県立学校において、学校信頼向上委員会をより機能的なものとし、各学校で策定した「信頼される学校であるための行動計画」を着実に実行することにより、不祥事の未然防止に取り組みます。
- ④ 教職員によるわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査を継続して実施するとともに、県教育委員会は児童生徒性暴力等に係る相談窓口を設置し、教職員による児童生徒性暴力等の根絶に向けた取組を進めます。

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 教育委員会事務局

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

## (2) 教職員の働き方改革の推進と人材確保

教職員の時間外在校等時間は増加傾向にあり、令和4年度においては、特に中学校における1人あたりの月平均時間外在校等時間は34.38時間（前年度30.65時間）であるとともに、月80時間以上の長時間労働者数は2,296人（前年度1,801人）であった。また、全国的に教員採用選考試験受験者数が減少する中、本県においても第1次選考試験受験者数は2,174人（前年度2,457人）と減少傾向にある。

総勤務時間の縮減については、これまで各学校で統一した取組として、定時退校日の設定、部活動休養日の設定及び会議時間の短縮等に取り組んできたが、コロナ禍以前の日常が戻りつつある中、教職員に係る負担も増加傾向にある。また、教職員の人材確保も喫緊の課題となっている。

このため、引き続きスクール・サポート・スタッフの適正な配置や部活動の地域移行等における地域人材の活用、ICTによる業務の効率化等を進めるとともに、令和4年度に実施した「学校における働き方改革の推進に係る取組状況調査票」の分析結果等を踏まえ、各学校の状況に応じた効果的な働き方改革に取り組まれたい。また、本県の働き方改革の取組状況や教職の魅力等を広く情報発信するとともに、試験実施方法の見直しを図るなどにより、人材の確保に努められたい。

(教職員課)

## 講じた措置

## 令和5年度

## 1 実施した取組内容

- ① 各種課題対応のための専門人材や地域人材の活用として、スクール・サポート・スタッフを昨年度に引き続きすべての公立学校に配置するほか、部活動指導員を172人（50人増）配置しました。加えて、スクールカウンセラー（68,557時間 4.4%増）および、スクールソーシャルワーカー（24,624時間 48.2%増）の配置時間を拡充しました。
- ② ICTを活用した教職員の業務の効率化については、会議や研修会等のオンライン開催やオンデマンドによる配信、ICTを活用したアンケートや調査、小テストの実施、保護者向けの連絡アプリの活用などの取組を進めるとともに、統合型校務支援システムや留守番電話導入、全ての高等学校への採点システムの導入などの環境整備にも取り組みました。
- ③ 校種、地域、各学校により総勤務時間縮減にかかる課題が異なることから、これまでの統一した取組に加えて、各学校の実情に応じた総勤務時間縮減に向けた取組を進めました。各学校の取組については、県教育委員会が行う学校における働き方改革の推進に係る取組状況調査票を活用して、課題を解決するための取組について検証し、効果的な取組については、事例集を活用して他校への拡大を図りました。
- ④ 国のガイドラインにおいて、県、市町に対して「地域移行について検討する協議会の設置」「推進計画等を策定し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者の理解と協力を得られるように取り組む」ことが求められていることから、「部活動のあり方検討委員会」を協議会として位置付け定期的に開催しました。本協議会に県関係課（教育委員会事務局：保健体育課、小中学校教育課、教職員課、地域連携・交通部：スポーツ推進課、競技力向上対策課、環境生活部：文化振興課）による作業部会を設け、12月に「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」を策定・公表しました。

また、地域クラブ活動への従事を望む公立小中学校教員の兼職兼業手続について、市町等教育委員会において、職員が地域クラブ活動に報酬を得て従事する場合の兼職兼業の許可が円滑になれるよう、許可基準等のモデルを作成しました。加えて、中学生を指導するために必要な資質を備えた指導者を養成するため、オンライン研修を実施しました。

- ⑤ 教員採用選考試験において、常勤講師等で前年度の第1次選考試験合格者及び正規教員経験者を対象とした第1次選考試験の免除、試験の早期化、小学校教諭を希望する大学3年生等を対象とした試験の実施などにより、幅広い資質・能力や経験を備えた人材の確保につなげました。

## 2 取組の成果

令和5年度の4月～令和6年1月における時間外在校等時間が月45時間を超える教育職員の平均人数とすべての教育職員に対する割合は、小学校で約649人（9.5%）、中学校で約1,122人（29.5%）、県立学校で約426人（9.6%）となりました。昨年度の同時期と比較すると、小学校と県立学校は減少したものの、中学校は増加しました。しかしながら新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業等がなく通常の状況であった令和元年度の同時期との比較では、小学校で53.6%減、中学校で31.0%減、県立学校で28.9%減となりました。

## 令和6年度以降（取組予定等）

令和6年度は、引き続き、専門人材・地域人材を活用した教職員の業務負担軽減、ICTを活用した業務の効率化、学校および教職員が担う業務の見直し、各学校の実情に応じた総勤務時間縮減の課題解決に向けた取組、部活動の地域連携・地域移行を含む部活動改革に取り組み、県教育委員会が行う働き方改革の取組状況調査において検証し、効果的な取組については、県全体への水平展開を図っていく予定です。

また、教職の魅力を伝えるガイダンスや説明会、情報発信の取組、大学と連携した取組、講師等の人材確保の取組、教員採用試験の見直し等に取り組み、教員の人材確保につなげます。

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 教育委員会事務局

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

## (3) 学力の向上

本県においては、「全国学力・学習状況調査」と併せ、県独自の「みえスタディ・チェック」のC B T化により、学習指導要領に基づき身につけるべき基礎学力習得の確認や学習習慣等の把握をはじめとして、児童生徒の学び直しや個々の状況に応じた学習ができる環境が整えられている。

令和4年度「全国学力・学習状況調査」の学習習慣や読書習慣等に関する質問紙調査結果によると、「平日・休みの日とも1時間以上勉強している」、「平日10分以上読書をしている」と回答した割合が、小中学生ともに全国平均を下回っていた。

これらの結果を踏まえ、児童生徒が学ぶことの楽しさを実感しながら積極的に自身の課題と向き合うことができるよう、I C Tを活用した基礎学力の定着や授業の改善、家庭と連携した学習習慣・読書習慣の確立、市町教育委員会と連携した課題の改善に向けた取組の確認・指導等により、学力の向上に努められたい。

(学力向上推進プロジェクトチーム)

## 講じた措置

## 令和5年度

## 1 実施した取組内容

## ① I C Tを活用した基礎学力の定着や授業の改善

- みえスタディ・チェックをC B Tで2回実施しました(4~5月、1~2月)。実施後すぐに、各児童生徒1人1台端末に正解、不正解を提示するとともに、正解の場合は、さらに難しい問題を、不正解の場合は学習内容を遡った問題を提供しました。
- みえスタディ・チェックの分析ツール(S-P表)や学習内容を遡った問題の操作方法と活用方法の説明動画を提供しました。
- 小学校第5学年及び中学校第2学年の児童生徒を対象として、国語、算数・数学の学習内容において、身に付けておかなければ最終学年の学習に影響を及ぼす基本問題等で構成したワークシート集「学-Viva!!セット第24弾」を1月に各学校に配付するとともに、児童生徒の1人1台端末にも提供しました。
- 小5・中2の児童生徒の1人1台端末に、国語、算数・数学の基礎的な問題「今日の1問」を2月初めから3月末まで提供しました。

## ② 家庭と連携した学習習慣・読書習慣の確立

- 学習習慣を身に付けるための家庭での取組等を記載したチラシを作成し、各市町教育委員会を通じて各学校(から保護者宛て)に配布、さらに広く県民に周知を図るため、県印刷物等配布協力先の商業施設においても12月と1月に配布しました。
- 家庭学習の習慣化を啓発する動画を更新し、「みえの学力向上県民運動」のホームページ及び県P T A連合会の公式アカウントに掲載しました。

## ③ 市町教育委員会との連携

- 市町教育委員会が作成した学力向上アクションプラン(市町の課題や具体的な取組方策)をもとに、市町教育委員会と取組状況について意見交換を行い、所管する各学校における「授業改善」「学習内容の定着」「学習習慣等の確立」の取組を進めました。
- 8月、12月の学力向上推進会議(対象:市町教育委員会指導主事等)において、学習内容の理解・定着に向けた取組や効果的な取組事例等を共有しました。
- 市町教育委員会主催の教職員を対象とした学力向上に係る会議や各学校の研修会において、県教育委員会指導主事等が要請を受けて、授業改善等について指導・助言を行いました。

## 2 取組の成果

- 学校は、みえスタディ・チェックをC B Tで実施し、実施終了後すぐに児童生徒の学習内容の定着状況や生活状況を把握し、授業改善や個に応じた指導、学習習慣等の確立について、早い段階から課題の改善に向けた取組を進めることができました。
- 児童生徒は、各自の1人1台端末から、解答状況に応じた問題等を取り組むことができ、つまずきの克服につなげることができました。
- 市町教育委員会や県P T A連合会と連携して、学校・家庭・地域が一体となった学習習慣等の確立に向け、保護者や地域に対し、家庭学習を習慣化する意識の向上を図ることができました。
- 各市町の取組状況を学力向上アクションプランで確認し、必要に応じて協議しながら、各市町の現状に応じた学力向上の連携した取組を進めることができました。
- 学力向上推進会議(対象:市町教育委員会指導主事等)では、授業改善への指導・助言に活用できる演習や、学習内容の理解・定着に向けた取組、市町の学力向上に向けた取組事例等を共有し、意見交換をすることができました。
- 県教育委員会指導主事が要請のあった市町教育委員会主催の研修会や学校の校内研修会等において、授業改善等について指導・助言を行うことで、市町や学校の課題の改善につなげることができました。(訪問回数:のべ80回)

令和6年度以降（取組予定等）

- ・みえスタディ・チェックをC B Tで継続して実施します。
- ・市町教育委員会や県P T A連合会等と連携し、学習習慣等の確立に向けた取組の推進を図ります。
- ・学力向上に向けて、市町教育委員会が作成する学力向上アクションプランに基づき、取組計画及び取組状況等について意見交換を行い、課題の改善に向けて協議します。

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 教育委員会事務局

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

## (4) 安全で安心な学びの場づくり

令和4年度における公立小中学校及び県立学校におけるいじめの認知件数は5,380件（前年度4,268件）、不登校児童生徒数は4,831人（前年度3,875人）であり、ともに大きく増加している。また、県立学校においてはいじめ重大事態が3件（前年度0件）認定されている。

いじめに関しては、早期に把握し早期に解決する必要があり、不登校児童生徒に関しては、状況が一人ひとり異なり、今後ひきこもりにつながる可能性もあることから、児童生徒の状況に応じて医療や福祉分野等の関係機関と連携した支援を行っていく必要がある。また、重大事態に関しては、早期の把握や解決に加え、事実の全容解明、事案への対処及び再発防止に向け調査を行う必要がある。

このため、いじめの深刻化や不登校の長期化の防止に向けては、引き続き学校、家庭、関係機関等と連携し、早期発見、早期対応に努めるとともに、教職員の対応力の向上、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との連携等による教育相談体制の充実に取り組まれたい。特に不登校については、県教育支援センター「こもれび」等の活用による学習及び社会的自立に向けた支援等を拡充されたい。

また、重大事態については、いじめ対策審議会から答申を受けた調査の進め方、重大事態と認定すべき時期、公表のあり方及び調査の実施主体についての答申内容を踏まえ対応を徹底させるなど、全ての児童生徒に対し安全で安心な学びの場づくりを推進されたい。

(生徒指導課)

## 講じた措置

## 令和5年度

## 1 実施した取組内容

- ① いじめの状況については、学校から教育委員会への報告が翌月になることから、対応の遅れが課題となっていました。この課題を解消し、早期対応につなげるため、令和5年度に、インターネットクラウドを用いて情報を共有する「いじめ対応情報管理システム」を構築しました。学校が、いじめの情報を認知後原則3日以内（土日祝除く）に本システムに入力し、学校と教育委員会がシステムを通じて情報共有することで、迅速かつ適切ないじめ問題への対応につなげます。また、中学校で起きたいじめの情報を高等学校に引き継ぐなど、進学先や転学先の学校への情報共有もできることから、校種を超えた児童生徒の安全・安心を守る取組が可能となります。
- ② 教職員の対応力の向上、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門家との連携等による教育相談体制の充実に向け、具体的な事例に基づいたいじめの早期発見や早期対応、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門家と連携した支援等について、参加教員がケースワークで話し合うなどして実践力を高める研修を、小中学校を対象に6回、県立学校を対象に1回実施しました。
- ③ 子どもたちが、社会では法律やルールに基づいて責任を負わなければならないことを学ぶことで、規範意識を高め、いじめをなくそうとする行動につなげられるよう、三重弁護士会の協力のもと弁護士によるいじめ予防授業を県内の小学校96校で実施しました。
- ④ 弁護士、医師、心理士、社会福祉士、大学教授が委員となるいじめ対策審議会を開催し、いじめの重大事態の調査の実施や調査結果を踏まえた提言を得ました。教職員がいじめや重大事態について、当事者意識をもって対応できるよう、県立学校長会議や生徒指導担当者が集まる会議等で、県立学校で発生した重大事態の事案内容や、調査委員会の調査結果で示されたいじめの認知や初期対応等の学校対応の問題点、再発防止策、重大事態の調査の進め方等を共有しました。
- ⑤ 県内の教育支援センターにSCとSSWを配置し、専門的な支援や訪問型支援を実施するとともに、不登校支援アドバイザーによる助言や教育支援センターからの要請に応じた訪問型支援を実施しました。
- ⑥ 令和5年4月に、高校段階の不登校の状況にある生徒への支援に当たる「県立教育支援センター『こもれび』」の本格的運用を開始するとともに、中高生を対象にオンラインを活用した居場所づくりを推進しました。
- ⑦ 有識者や学校関係者、市町教育支援センターや民間団体の関係者、SC、SSW等から、これまでの不登校児童生徒への支援策や関係機関との連携等について意見をいただく「不登校児童生徒支援推進検討会」を3回開催しました。

## 2 取組の成果

- ① 「いじめ対応情報管理システム」の構築にあたり、市町等教育委員会や県立学校長会、システム開発業者等の意見を集約し、効果的かつ学校等の負担軽減を考慮したシステムを構築することができました。なお、本システムは、令和6年度から運用します。
- ② いじめに関する研修会後のアンケートでは、すべての参加教員が「満足」「おおむね満足」と回答しており、いじめのとらえ方、初期対応について理解を深めることができました。
- ③ 弁護士によるいじめ予防授業により、児童が、いじめをなくしていくために自分に何ができるのか、何をすべきかなど、いじめの問題について主体的に考えることができました。
- ④ 県立学校で発生した重大事態の事案内容や調査委員会の調査結果を教職員に共有したことで、いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こりうるものであるとの意識が高まりました。
- ⑤ SC及びSSWが専門的な支援を行ったことにより、児童生徒が抱える問題や課題に対して、心理や福祉の面でサポートすることができました。

- ⑥ 県立教育支援センターは、49名の登録があり、登録者のそれぞれの状況に応じて関係機関とも連携を図りながら支援を行いました。また、オンラインを活用した居場所づくりでは、オンラインコンサートやヨガ等の体験活動も取り入れながら、72回実施し、のべ398名が参加しました。
- ⑦ 不登校児童生徒支援推進検討会でいただいた委員の意見を参考にして、不登校児童生徒への支援策や関係機関との連携等について整理することができました。

令和6年度以降（取組予定等）

- ① 「いじめ対応情報管理システム」の運用を開始するとともに、ネット上での不適切な書き込みを検索するネットパトロールを年間通して実施することにより、いじめの早期発見、早期対応を図ります。
- ② 保護者や学校からの相談に応じる「いじめ問題対応サポーター（校長経験者等）」を任用するとともに、複雑ないじめ事案等の学校の対応について指摘や助言を行う「いじめ対策アドバイザー（弁護士及び公認心理師又は臨床心理士）」を県立学校に派遣します。
- ③ 校内の空き教室等を活用した「校内教育支援センター」の設置促進に向けて、環境整備や指導員の配置に取り組みます。
- ④ 不登校の子どもたちの多様な学びの機会の確保に向けて、経済的理由により支援が必要な家庭に対し、フリースクールの利用料を支援します。

## 様式1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置） 部局名 教育委員会事務局

監査の結果	
2 財務以外の事務の執行に関する意見	事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。
(1) 公文書の紛失事案があった。	(教育政策課)
(2) 保存期間満了前の公文書の誤廃棄があった。	(教職員課)
(3) 県立学校において、生徒指導での体罰及び暴言があった。	(教職員課)
(4)～(8) 県立学校において、生徒指導での体罰があった。	(教職員課)
(9) 指定管理者による個人情報の漏えい事案があった。	(社会教育・文化財保護課)
(10) 指導要録の紛失事案があった。	(飯野高等学校)
(11) 三重県公文書等管理審査会の審査前公文書の誤廃棄があった。	(津西高等学校)
(12) 学校給食において、異物混入事案があった。	(聾学校)
(13) 学校給食において、異物混入事案があった。	(特別支援学校玉城わかば学園)
(14) 学校給食において、異物混入事案があった。	(くわな特別支援学校)
(15) 学校給食において、異物混入事案があった。	(特別支援学校東紀州くろしお学園)
(16) 個人情報の紛失事案があった。	(特別支援学校東紀州くろしお学園)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
(1) コンプライアンス・ミーティング等で、適切な文書管理、三重県公文書等管理条例の趣旨及び制度、公文書の不適正な取扱いに関する公表指針等について所属内職員に周知を図るとともに、公文書の適正な管理を徹底しました。	(教育政策課)
(2) コンプライアンス・ミーティング等で三重県公文書等管理条例の趣旨や公文書の適正管理について周知徹底しました。	(教職員課)
(3) 校長は、全職員に対して事案の周知を行うとともに、外部講師によるコーチングに係る研修会を全職員対象に行うことや、定期的に校長面談を実施し該当職員を指導すること等、再発防止に取り組みました。	(教職員課)
(4)～(8) 校長は、全職員に対して事案の周知を行うとともに、校内であらゆる機会をとらえ、職員に体罰の禁止をはじめとする服務規律の確保を徹底し、コンプライアンス・ミーティングやアンガーマネジメント研修を行う等、再発防止に取り組みました。	(教職員課)
(9) メール送信の際には必ず複数宛先欄を確認するとともに、強制BCC変換機能を導入し、個人情報の管理の徹底と、再発防止に取り組みました。	(社会教育・文化財保護課)
(10) 個人情報を含む重要な文書を整理・廃棄する際には、校長の監督のもと、複数の教職員により行うこととした。	(飯野高等学校)
(11) 当該事例を職員で情報共有するとともに、公文書管理規定の再確認を行いました。	(津西高等学校)
(12) 食材の袋の一部分が給食に混入したため、食材開封時の袋の確認及び食材の確実な洗浄を行うとともに、調理段階、配膳時には再度目視による確認を徹底しました。また、調理に携わる職員に対し研修を実施し、再発防止に努めました。	(聾学校)
(13) 食材（もやし）の入った袋の開封時に、袋が破損しビニール片が混入した事案であることから、調理業務委託業者に対して開封作業時における混入防止の工夫と点検の徹底及び調理員の危機管理意識の向上を図ることを要請し、再発の防止に努めました。	(特別支援学校玉城わかば学園)
(14) 調理委託業者に対し、異物混入の原因調査と食材の検収、調理作業時の目視による確認の徹底などを要請し、納入業者を変更し、再発防止に努めました。	(くわな特別支援学校)
(15) 調理委託業者による食材開封時の包装の確認、開封後の管理の徹底、調理及び配膳中の目視による異物混入の確認並びに衛生管理等の更なる徹底を要請し、再発防止に努めました。	(特別支援学校東紀州くろしお学園)
(16) スクールバスからの緊急時の連絡方法等の見直しを行い、個人情報が記載されている文書についてはスクールバスに一切置かないこととした。また、学校全体の児童生徒に関する個人情報の管理方法を改め、電子情報での保管を基本とし、印刷したものについては保存せず使用後に直ちに廃棄することを原則としました。	(特別支援学校東紀州くろしお学園)
2 今後の方針（取組予定等）	
(1) 引き続き条例の趣旨の徹底に努め、公文書の適正な管理を図ります。	(教育政策課)
(2) 引き続き条例の趣旨を徹底し、公文書の適正な管理に努めます。	(教職員課)
(3) 各県立学校の「学校信頼向上委員会」において、管理職と教職員が、児童生徒との関わり方や、教職員同士の関係性等を議論し、学校として取り組む事項を検討し、各学校の「信頼される学校であるための行動計画」に位置付け、校長のリーダーシップのもと、教職員一人ひとりが不祥事根絶を自分事として取り組むよう周知徹底します。	(教職員課)
(4)～(8) 体罰などの不祥事については、県立校長会議や市町等教育長会議等で注意喚起をし、教職員一人ひとりの服務規律を徹底するためコンプライアンス・ミーティング等の研修資料等を活用して各学校で体罰を根絶する取組を進めるよう周知徹底します。	(教職員課)

- (9) メール送信においては複数人による確認を行い、引き続きメール誤送信の防止について職員へ周知徹底を図ります。  
(社会教育・文化財保護課)
- (10) 同様の事案が発生しないよう、引き続き定期的に職員への注意喚起を行い、適正な公文書管理に努めます。  
(飯野高等学校)
- (11) 同様の誤廃棄が発生しないよう、引き続き公文書の廃棄手続きについて職員へ周知徹底を図るとともに、廃棄処理においては複数人による点検を行います。  
(津西高等学校)
- (12) 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き目視による確認を徹底するとともに、職員の異物混入に対する意識の向上を図り、再発防止に努めます。  
(聾学校)
- (13) 引き続き調理業務委託業者と連携し、安全・安心な給食の提供に努めます。  
(特別支援学校玉城わかば学園)
- (14) 引き続き調理委託業者と連携して再発防止に努めます。  
(くわな特別支援学校)
- (15) 引き続き調理委託業者と連携して再発防止に努めます。  
(特別支援学校東紀州くろしお学園)
- (16) コンプライアンス・ミーティングで個人情報の取扱いを取りあげて実施します。今後も繰り返し研修を行うとともに、個人情報の保管状況を定期的に確認します。  
(特別支援学校東紀州くろしお学園)

## 様式1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置） 部局名 教育委員会事務局

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	(1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
<b>ア 収入未済</b>	
① 収入未済額が令和4年度末現在 115,344,842円であった。 (教育財務課、福利・給与課、高校教育課、人権教育課、四日市工業高等学校、石薬師高等学校、稻生高等学校、飯野高等学校、津西高等学校、みえ夢学園高等学校、相可高等学校、宇治山田高等学校、伊賀白鳳高等学校、名張青峰高等学校、尾鷲高等学校、くわな特別支援学校)	
② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 (教育財務課、福利・給与課、高校教育課、人権教育課)	
③ 債権管理簿の整理をしていなかった。 (石薬師高等学校)	
④ 督促状の発付をしていなかった。 (石薬師高等学校)	
⑤ 督促状の発付をしていなかった。 (昂学園高等学校)	
<b>講じた措置</b>	
1 実施した取組内容	
① 【三重県高等学校等修学奨学金返還金】 電話や文書による催告、居宅訪問の実施のほか、債権回収業者に対して、112件（令和5年度）を新規委託しました。上記により回収に至らなかった者について、民事訴訟法に基づく支払督促申立てを5件、強制執行申立てを4件行いました。 (教育財務課)	
① 【雑入（三重県高等学校等修学奨学金返還金に係る費用及び遅延損害金）】 電話や文書による催告、居宅訪問の実施のほか、民事訴訟法に基づく支払督促申立てを4件、強制執行申立てを4件行いました。 (教育財務課)	
① 【雑入（恩給・扶助料過払い戻入）】 当該未収金は、受給者の死亡連絡が遺族から行われず、恩給が過払いとなったことにより発生したものですが、平成20年9月17日から、支払いに際して「住民基本台帳ネットワーク」を利用して受給者の生存状況を確認することにより、過払いの発生防止に努めています。引き続き債務者本人への訪宅・文書連絡により生活状況を調査し、定期的な納付を継続するとともに、生活状況が改善した場合は納付額を増額するよう勧奨を行いました。 (福利・給与課)	
①② 【雑入（退職手当返納金）】 当該未収金は元公立学校職員が退職した後、在職期間中に懲戒免職処分に相当する行為をしたことが判明して退職手当の返納を命じたことから発生したものです。督促に応じない債務者に対して自主返納は見込めないことから、弁護士事務所と事務委任契約を締結し、強制執行に向け、弁護士法に基づく財産調査等を行いました。 (福利・給与課)	
①② 【高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金】 この事案は債務者の転職や疾病等での収入減や物価高騰による経済的困窮が要因であり、債務者に対して電話や文書及び家庭訪問による聞き取りと催告を行い、未収金の回収に努めました。 (高校教育課)	
①② 【大学等進学資金貸付金返還金】【高等学校等進学奨励金返還金】 債務者に対して電話や文書、居宅訪問により督促を行うなど、返還を促し未収金の回収に努めました。 (人権教育課)	
①② 【高等学校授業料等】 電話や文書による催告、居宅訪問を実施しました。また、弁護士名による督促通知を2件、教育長名による最終催告を1件、民事執行法に基づく預貯金の差押えを1件行いました。 (教育財務課、四日市工業高等学校、石薬師高等学校、飯野高等学校、みえ夢学園高等学校、相可高等学校、伊賀白鳳高等学校)	
① 【学校体育施設使用料等】 未収金の納付が図られるよう、各学校体育施設担当者より電話や書類郵送による支払督促を行うようになるとともに、利用者がコンビニエンスストアで納入する際は、県への収納が完了するまでに時間を要することから、その期間を見据えた納期限とするよう助言しました。 (保健体育課、稻生高等学校、津西高等学校、宇治山田高等学校、名張青峰高等学校、尾鷲高等学校、くわな特別支援学校)	
① 【雑入（施設光熱水費使用料】 令和5年4月14日の納期限後に財務会計システムで収納が確認できなかったため、事業者の担当者に複数回電話連絡を行い、納付の確認と督促等を行いました。 (相可高等学校)	
③④ 督促状発付、債権管理簿作成もれのないよう三重県債権管理マニュアルの再確認をし、財務会計システムで随時収納状況の確認を行い、納期限内の納付が確認できない場合は相手方に電話で確認を行いました。 (石薬師高等学校)	
⑤ 文書や電話による催告をしていましたが、督促状を送付していなかったことから、複数人で収納状況を確認し、納期限経過後20日以内に督促状を送付することを徹底しました。 (昂学園高等学校)	

## 2 今後の方針（取組予定等）

## ①【三重県高等学校等修学奨学金返還金】

滞納者に対しては、電話や文書による催告、居宅訪問を継続して実施し、滞納期間が長期化している債権については、債権回収業者への委託、民事訴訟法に基づく支払督促の申立や預貯金等の差押えにより回収を図ります。  
(教育財務課)

## ①【雑入（三重県高等学校等修学奨学金返還金に係る費用及び遅延損害金）】

遅延損害金等の滞納者は元金にも多額の滞納がある場合がほとんどであることから、債務者の滞納状況を考慮しながら、元金の納付に支障がないよう回収を進めます。元金、遅延損害金双方の納付がない滞納者については、民事訴訟法に基づく支払督促の申立や預貯金等の差押えにより回収を図ります。  
(教育財務課)

## ①【雑入（恩給・扶助料過払い戻入）】

今後も住民基本台帳ネットワークを活用する等、こまめに生存確認を行い過払いの発生防止に努めます。また、収入未済の債権については債務者の生活状況を定期的に調査し、自主納付の継続及び納付額の増額について交渉を続けていきます。  
(福利・給与課)

## ①②【雑入（退職手当返納金）】

今後も債務者の状況把握を行うなど債権管理に努めるとともに、財産調査等において差押え可能な資産等を確認できた場合には、強制執行により回収を図ります。  
(福利・給与課)

## ①②【高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金】

「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」及び「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の滞納整理等に関する要綱」に基づき、債務者が在籍していた高等学校と連携しながら滞納者の現状把握を行うなど債権管理とともに、返還金の回収に努めます。  
(高校教育課)

## ①②【大学等進学資金貸付金返還金】【高等学校等進学奨励金返還金】

「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例及び同条例施行規則」及び「三重県高等学校等進学奨励金返還金等債権管理事務取扱要綱」に基づき債権管理を行うとともに、文書、電話、居宅訪問による督促を行い、収納促進に努めます。  
(人権教育課)

## ①②【高等学校授業料等】

長期の滞納者に対しては、定期的な住所確認を実施し、電話や文書による催告、居宅訪問のほか、弁護士への委任、民事訴訟法に基づく支払督促、民事執行法に基づく預貯金等の差押えにより早期の回収に努めます。また、分割納付中の者については、継続した納付を促し、新たな未収金が発生しないよう努めます。  
(教育財務課、四日市工業高等学校、石薬師高等学校、飯野高等学校、みえ夢学園高等学校、相可高等学校、伊賀白鳳高等学校)

## ①【学校体育施設使用料】

引き続き、利用者が期限内に収納が完了するよう適切な納期限を設定するとともに、早期の納入となるよう利用者に呼びかけるよう各校に周知徹底し、再発防止に努めます。  
(保健体育課、稲生高等学校、津西高等学校、宇治山田高等学校、名張青峰高等学校、尾鷲高等学校、くわな特別支援学校)

## ①【雑入（施設光熱水費使用料）】

出納閉鎖日までに、直接事業者に対して、納入通知書の送付確認及び納付期限の再確認をするなど、期限に納付が行われるように努めます。  
(相可高等学校)

③④ 引き続き上記取組内容を実施し、適切に督促状発付、債権管理簿作成を行います。  
(石薬師高等学校)⑤ 引き続き複数人で収納状況及び督促状の送付期限の確認を行い、適正な事務処理に努めます。  
(昂学園高等学校)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	(2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
ア 業務委託	ア 業務委託
① 【印刷業務】	・ 執行伺いを作成していなかった。 ・ 事業者選定に関し、競争入札等審査会の審査を受けていなかった。 (高校教育課)
② 【令和4年度「インターネットの適正利用に係る取組事業」に係る検索及び監視、電話相談等業務委託】	・ 契約伺いを作成していなかった。 (生徒指導課)
③ 【令和4年度2学年修学旅行に係る諸経費】	・ 契約伺いを作成していなかった。 ・ 契約相手方から見積書を徴収していなかった。 (四日市西高等学校)
④ 【修学旅行に係る職員分経費】	・ 執行伺いを作成していなかった。 ・ 契約相手方から見積書を徴収していなかった。 ・ 契約伺いを作成していなかった。 (菰野高等学校)
⑤ 【警備会社の監視センサー等の移設業務委託】	・ 契約伺いを作成していなかった。 (石薬師高等学校)
⑥ 【学校医業務委託】	・ 執行伺いを作成していなかった。 (飯南高等学校)
⑦ 【学校医業務委託】	・ 執行伺いを作成していなかった。 (昂学園高等学校)
⑧ 【汚水処理施設管理業務委託】	・ 予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (伊勢工業高等学校)
講じた措置	
1 実施した取組内容	① 今回の事案は入試業務の機密性にともなう対応で行き違いがあったため生じたものであり、今年度は同業務に係り、執行伺いを作成するとともに、競争入札等審査会において審査を受けました。 (高校教育課) ② 他の契約において「契約伺い」が適切に行われているか確認のうえ、再発防止のため、起案書作成時の注意事項を課会議で共有しました。 (生徒指導課) ③ 令和5年度の契約については、契約相手方から見積書を徴収するとともに、契約伺いを作成し、会計規則の規定に基づいた事務処理を行いました。 (四日市西高等学校) ④ 入学時より生徒会計による私費契約が先行して行われており、2年次における実際の旅行に際する教員の引率経費はそれに付随しての特命随意契約という認識であったが、指摘を受け別途起案による契約事務手続きを実施しました。 (菰野高等学校) ⑤ 契約事務の手引きを再度確認するとともに、当事案を所属内で共有しました。 (石薬師高等学校) ⑥ 契約事務の手引きを再度確認するとともに、当事案を所属内で共有しました。 (飯南高等学校) ⑦ 令和5年度の契約については、執行伺いを作成し、会計規則の規定に基づいた事務処理を行いました。 (昂学園高等学校) ⑧ 三重県会計規則第65条の規定及び会計規則運用方針(通達)に基づき、予定価格算定に係る積算根拠を設計書等へ明確に記載することとしました。 (伊勢工業高等学校)
2 今後の方針(取組予定等)	① 同業務は毎年実施する業務であるため、今年度と同様に執行伺いを作成するとともに、競争入札等審査会において、審査を受けるように徹底します。 (高校教育課) ② 引き続き取組を継続し、再発防止に努めます。 (生徒指導課) ③ 引き続き会計規則の規定に基づき、適正な事務処理を行うように努めます。 (四日市西高等学校) ④ 会計規則に基づいた適切な事務手続きを行います。 (菰野高等学校) ⑤ 引き続き会計規則の規定に基づき、適正な事務処理を行うように努めます。 (石薬師高等学校) ⑥ 複数職員によるチェック体制を強化し、再発防止に努めます。 (飯南高等学校) ⑦ 引き続き会計規則に基づき適正な事務処理に努めます。 (昂学園高等学校) ⑧ 引き続き予定価格算定に係る積算根拠を設計書等へ明確に記載するとともに、記載内容を職員間で確認し、再発防止に努めます。 (伊勢工業高等学校)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。  
イ 旅 費

① 【通級による指導に係る先進校視察】

- ・ 行程と異なる旅行命令を行っていた。

(高校教育課)

講じた措置

1 実施した取組内容

今回の事案は行き先を詳細に旅行命令書に記していないことが原因であった。旅行伺いの際に、行き先を詳細に記すよう、課内で注意を促し再発防止に努めました。

(高校教育課)

2 今後の方針（取組予定等）

旅行伺いの際に、行き先を詳細に記すよう徹底していきます。

(高校教育課)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	(2) 支出に関する事務
支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ウ その他の支出事務	
① 消耗品費の二重払い等による歳出戻入を2件行っていた。	(桑名高等学校)
② 学校運営費の支払額誤りによる歳出戻入を行っていた。	(桑名工業高等学校)
③ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。	(四日市農芸高等学校)
④ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。	(飯野高等学校)
⑤ 消耗品費の支払額誤りによる歳出戻入を行っていた。	(みえ夢学園高等学校)
⑥ 学校運営費の二重払いによる歳出戻入を行っていた。	(昂学園高等学校)
⑦ 学校運営費の支払額誤りによる歳出戻入を行っていた。	(宇治山田高等学校)
⑧ 消耗品費の事務処理誤りによる歳出戻入を行っていた。	(宇治山田商業高等学校)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 消耗品費の二重払、使用料及び賃借料の支払先誤りにより歳出戻入に至ったもので、より慎重に支出書類を確認するようにしました。	(桑名高等学校)
② 全国工業高等学校長協会会費について、会員となっている県立高等学校分を本校でとりまとめて支払いを行ったが、会員ではない学校分を件数に入れて誤って支払っていたため歳出戻入に至ったもので、以後複数の職員で確認しながら業務を実施し、再発防止に努めました。	(桑名工業高等学校)
③ 食品表示法上、栄養成分分析に必要な日数が、履行期限に反映されていないことが開札後に判明したため、入札中止となりました。仕様書作成にあたっては入札条件等の確認を複数で行うことを徹底し、再発防止に努めました。	(四日市農芸高等学校)
④ 入札業務を行う際は、複数の職員で確認しながら業務を実施し、再発防止に努めました。(飯野高等学校)	
⑤ 新聞代の支払いについて、業者から送られた請求書の内容に誤りがあることに気付かずに支払いを行ったため歳出戻入に至ったもので、より慎重に請求内容の確認を行うこととしました。(みえ夢学園高等学校)	
⑥ 二重払いとなった会費の納入は学校が単独ではなく、総合学科の代表校がまとめて納入することになりました。会費の納入方法が複数あるときには、より慎重に納入方法を確認することとしました。	(昂学園高等学校)
⑦ 財務会計システムで支払額を誤って入力していたため、複数の職員による確認を徹底しました。	(宇治山田高等学校)
⑧ 消耗品費の支払いについて、業者から送付された払込書が三重県指定金融機関で取り扱えないものと気づき、かず処理したものであり、より慎重に業者からの請求書類を確認することにしました。	(宇治山田商業高等学校)
2 今後の方針（取組予定等）	
① 引き続き支出書類の確認を徹底し、再発防止に努めます。	(桑名高等学校)
② 引き続き複数の職員による確認を徹底し、再発防止に努めます。	(桑名工業高等学校)
③ 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き取組を継続し、徹底に努めます。	(四日市農芸高等学校)
④ 引き続き複数の職員による確認を徹底し、再発防止に努めます。	(飯野高等学校)
⑤ 引き続き請求内容の確認を徹底し、再発防止に努めます。	(みえ夢学園高等学校)
⑥ 引き続き会費の納入方法の確認を徹底し、再発防止に努めます。	(昂学園高等学校)
⑦ 引き続き複数の職員による確認を徹底し、再発防止に努めます。	(宇治山田高等学校)
⑧ 引き続き請求書類の慎重な確認を実施し、再発防止に努めます。	(宇治山田商業高等学校)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

## 監査の結果

## 3 財務の執行に関する意見

## (3) 貢産管理等の状況

財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。

## ア 公有財産の管理

① 教育財産の貸付に係る教育財産使用許可（貸付）台帳を整理していなかった。（昂学園高等学校）

## イ 金品亡失（損傷）

① 公用車の損傷（修繕額 407,770 円）（四日市工業高等学校）

② パソコンの損傷（修繕額 118,683 円）（津高等学校）

③ パソコンの損傷（修繕額 109,080 円）（飯南高等学校）

④ パソコンモニター2台の紛失（損害額 36,300 円）（鳥羽高等学校）

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

## ア

① 台帳を作成し整理するとともに、教育財産規則について事務職員に周知しました。（昂学園高等学校）

## イ

① 校内での作業中に発生した損傷事故であるが公道であれば大きな事故に至った可能性もあったことから、当該職員には校内であっても十分注意して運転するよう指導しました。（四日市工業高等学校）

② 飲み物をキーボード上にこぼしたことが原因であったため、当該職員へ「パソコンがある付近で飲み物を飲まない」「蓋つきのものを使用するようにする」等注意するとともに、全職員に「机上の整理整頓」「飲み物の入ったカップ等の置き場所の適正管理」「パソコン付近での飲食を控えること」等、注意喚起を行いました。（津高等学校）

③ 飲み物をキーボード上にこぼしたことが原因であったため、当該職員に厳重注意を行うとともに、職員会議等で全教職員に対して、パソコン付近に飲み物を置かないよう注意喚起しました。（飯南高等学校）

④ ハード面においては、当該教室のカギ交換、モニター等へのワイヤーロックの徹底を行いました。また、ソフト面では、鍵の貸出・返却の時間を使用簿に正確に記入するとともに、使用前後の異常の有無の確認、使用後の速やかな施錠を徹底することとしました。さらに、日々の業務終了時には、管理責任者が鍵の返却確認を行うこととしました。（鳥羽高等学校）

## 2 今後の方針（取組予定等）

## ア

① 引き続き教育財産規則に基づき適正な事務処理に努めます。（昂学園高等学校）

## イ

① 他の職員も含め自動車の運転には校内であっても十分注意して運転するよう注意を喚起します。（四日市工業高等学校）

② 引き続き機会あるごとに全職員に対し注意喚起を行い、再発防止及び物品の適正管理に努めます。（津高等学校）

③ 引き続き機会あるごとに全教職員に対して注意喚起を行い、再発防止に努めます。（飯南高等学校）

④ 実施した取組内容を継続し、物品の適正な管理に努めます。（鳥羽高等学校）

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

## 監査の結果

## 3 財務の執行に関する意見

## (4) 交通事故

職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。

① 物損事故 (負担割合: 県 100%、相手 0%)

(物損額: 県 0 円、相手 118,580 円)

(生徒指導課)

② 物損事故 (負担割合: 県 100%、相手 0%)

(物損額: 県 200,000 円、相手 0 円)

(埋蔵文化財センター)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

① 再発防止のため、今後は公用車運転中に細心の注意を払うとともに、駐車時は同乗者も降車して安全誘導を行うこと、誘導時は受傷事故防止に注意することを課長から本人に指導しました。 (生徒指導課)

② 課長会議、課会議において、公用車の発進時・駐車時等は特に周囲の安全確認を徹底するよう注意喚起を行いました。 (埋蔵文化財センター)

## 2 今後の方針（取組予定等）

① 引き続き取組を継続し、再発防止に努めます。 (生徒指導課)

② 引き続き、課長会議、課会議において、公用車の安全運転の徹底を職員に注意喚起し、事故の防止に努めます。 (埋蔵文化財センター)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

## 監査の結果

## 3 財務の執行に関する意見

## (5) その他

財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- ① 金品亡失（損傷）報告書の提出が遅延していた。 (小中学校教育課)
- ② 金品亡失（損傷）報告書の提出が遅延していた。 (桑名高等学校)
- ③ 金品亡失（損傷）報告書の提出が遅延していた。 (四日市四郷高等学校)
- ④ 前渡資金で支出した現金を別口座に入金して支払処理を行っていた。 (稻生高等学校)
- ⑤ 金品亡失（損傷）報告書の提出が遅延していた。 (特別支援学校伊賀つばさ学園)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

- ① 所属の全職員に対し、物品の適正な管理について注意喚起を行うとともに、金品亡失（損傷）事案が発生した際には、速やかに報告を行うよう周知徹底しました。 (小中学校教育課)
- ② 金品亡失（損傷）報告書を提出する必要があることが職員に周知されていなかったため、全職員に対し、金品を亡失（損傷）した場合には速やかに管理職へ報告するよう周知しました。 (桑名高等学校)
- ③ 第一報（速報）となる報告を口頭で行い、正式な報告書の提出は修繕額の確定後に行うとした担当者の認識の誤りが報告書提出の遅延原因であったことから、修繕額が未確定の状況であっても発生後は直ちに速報として報告書を提出する必要があることについて、関係の職員に対し改めて周知を行いました。なお、以降に発生した金品亡失事案については、報告書の提出に遅延は生じていません。 (四日市四郷高等学校)
- ④ 当該現金は、金融機関において現金での振込が必要なため、振込手数料を前渡資金で支出したものですが、職員が支払いのため訪問した金融機関において、口座からの引き落としの方が振込手数料は安価になるととの助言を受けて、職員個人の口座に当該振込手数料を入金した上で口座からの引き落としによる振込を行ったことから、当該振込手数料に残金が発生しました。前渡資金での現金支出は特別な事情がある場合に限られていること、公金として受け取った現金を相手方に直接支払う前に職員の口座に入金した場合、受取人が異なってしまうこと等、県の会計規則において規定されている内容について、職員に周知を行いました。 (稻生高等学校)
- ⑤ 備品等を損傷したときは、金品亡失（損傷）報告書を提出する必要があることを再認識するとともに、全職員に対し、備品等を損傷した場合は、速やかに報告を行うよう周知しました。 (伊賀つばさ学園)

## 2 今後の方針（取組予定等）

- ① 引き続き物品の適正な管理について周知徹底し、金品亡失（損傷）事案が発生した際には、速やかに報告を行います。 (小中学校教育課)
- ② 引き続き機会あるごとに全職員に対し注意喚起を行い、適正な事務処理に努めます。 (桑名高等学校)
- ③ 金品亡失については発生後直ちに報告書の提出を行う必要があることを事務引継書等に明記するなどし、正しい事務処理が関係の担当者間で引き継がれるようにしていきます。 (四日市四郷高等学校)
- ④ 引き続き機会あるごとに全職員に注意喚起を行い、適正な事務処理に努めます。 (稻生高等学校)
- ⑤ 適切な物品管理に努めるとともに、損傷が生じた場合は直ちに報告書を提出します。 (伊賀つばさ学園)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 人事委員会事務局

監査の結果	
1 財務の執行に関する意見	(1) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 ① 【職員採用案内パンフレット作成及び発送業務委託】 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 執行伺いを作成していなかった。</li><li>・ 契約締結伺いを作成していなかった。</li></ul>
	(職員課)
講じた措置	
1 実施した取組内容	① 指摘のあった事項について適正な事務処理を徹底するとともに、局内で注意喚起を図りました。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 執行伺い起案後に行うべき作業を起案前に行っていたため、下準備を含む一切の作業を執行伺い起案後に行うよう、局内で注意喚起を行いました。</li><li>・ 契約締結伺いとして作成した起案の文言に不備があったため、起案時の確認体制について注意喚起を行いました。</li></ul>
2 今後の方針（取組予定等）	① 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。
	(職員課)

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 警察本部

監査の結果	
1 事業の執行に関する意見	
(1) 犯罪防止に向けた取組の推進と早期検挙	
<p>令和4年の「刑法犯」の認知件数は7,647件と前年に比べ237件増加しているが、検挙率は38.6%と前年に比べ7.6ポイント減少し全国平均の41.6%を下回っている。</p> <p>その中で、ストーカー・配偶者暴力事案は1,004件と前年に比べ35件減少しているものの1,000件を超えており、児童虐待による児童相談所への通告児童数も前年に比べ45人増加の769人、強制性交等や強制わいせつといった性犯罪も60件となるなど、依然として子どもや女性が被害に遭う事案が多発している。また、特殊詐欺による被害は、認知件数は前年より32件増加の142件、被害額は前年より約1億8,380万円増加の約3億7,630万円と、それぞれ前年を大きく上回っており、被害者の約8割が65歳以上の高齢者である。</p> <p>このため、早期検挙に向けて、高度化した通信指令システムや高度AI画像システム等の最新技術の有効活用などにより犯罪捜査を推進するとともに、子どもや女性に関する事案については、被害者等の安全確保のための緊急通報装置等の防犯機器の貸与や「子ども安全・安心の店」の拡充などにより、また、高齢者の特殊詐欺被害については、広報啓発を推進するとともに、声掛けシートなどを活用した金融機関やコンビニエンスストア等での積極的な声掛けなどの水際対策により、被害の未然防止・拡大防止に努められたい。</p>	
(生活安全部生活安全企画課、刑事部刑事企画課)	
講じた措置	
令和5年度	
1 実施した取組内容	
(1) 犯罪の防止	
<p>各地域の犯罪情勢を的確に分析し、分析により判明した課題解決のため、警察活動の強化に努めました。</p> <p>また、防犯ボランティア団体の自主防犯意識促進のため、防犯情報の提供や物品の支援を行ったり、通学路において登下校時の子供の見守り活動を行う「子ども安全・安心の店」の募集チラシを新たに作成したりしてさらなる拡充を図るとともに、各種防犯教室の実施等、地域住民や関係機関・団体と連携した安全安心なまちづくりに向けた取組を推進しました。</p>	
(2) 犯罪の早期検挙のための活動強化	
<p>悪質・巧妙化する犯罪に的確に対処するため、捜査支援分析機器、鑑定機器の整備などにより、科学捜査力の維持・向上を図り、重要犯罪をはじめ各種犯罪の早期検挙に取り組みました。</p>	
(3) 特殊詐欺対策の推進	
<p>高齢者が犯罪者グループ等からの電話を受けないようにするために、自動通話録音警告機の無償貸与や簡易型自動録音機の無償配付、NTTが実施しているナンバー・ディスプレイ及びナンバー・リクエストの高齢者等無償化の周知等を行いました。また、県民の警戒心・抵抗力を向上させるために、三重県にゆかりのある著名人を起用した発信力の高い広報啓発等を通じて、高齢者に対して具体的な特殊詐欺の手口について注意喚起を行うとともに、子供や孫世代に対して普段から連絡や相談を受けることができる環境を整えておくよう働き掛けを行いました。加えて、金融機関、コンビニエンスストア等と連携し、電子マネー購入時等において、声掛け支援シート等を用いた積極的な声掛けと警察への速やかな通報を依頼し、水際対策の強化に努めました。</p>	
(4) ストーカー・DV事案対策の推進	
<p>被害者やその家族等の安全確保を最優先に、関係法令を駆使した加害者の検挙、ストーカー規制法に基づく警告や禁止命令等による加害行為の防止及び一時避難先の公費負担や位置情報提供システムの貸与等の被害者に対する支援を行いました。</p>	
2 取組の成果	
(1) 犯罪の防止	
<p>令和5年中の刑法犯認知件数は、9,955件と、前年に比べて2,308件の増加となりました。</p> <p>「子ども安全・安心の店」は令和5年末時点、前年同期比で38事業所の増加となりました。</p>	
(2) 犯罪の検挙状況	
<p>令和5年の重要犯罪検挙率は77.6%（前年比-21.3ポイント、全国平均81.8%）で全国平均を4.2ポイント下回りましたが、重要窃盗犯検挙率は57.4%（前年比+18.8ポイント、全国平均51.4%）と、全国平均を6.0ポイント上回りました。</p>	
(3) 特殊詐欺対策の推進	
<p>金融機関、コンビニエンスストア、宅配事業者等の協力により、令和5年中、172件、約8,140万円の被害を水際で阻止していただきましたが、令和5年中の特殊詐欺被害件数は、274件で、前年に比べて132件の増加となり、被害額についても約7億760万円で、前年に比べて約3億3,120万円の増加となりました。</p>	
(4) ストーカー・DV事案対策の推進	
<p>令和5年中のストーカー事案の相談等件数226件（前年比-27件）中、42件（前年比+14件）を検挙し、37件（前年比+2件）の警告・禁止命令等を実施し、184件（前年比+13件）の支援を行いました。</p>	
<p>DV事案の相談等件数636件（前年比-115件）中、171件（前年比+77件）を検挙し、288件（前年比+58件）の支援を行いました。</p>	
<p>児童虐待事案の通告人数646人（前年比-123人）中、51件（前年比+25件）を検挙しました。</p>	

令和6年度以降（取組予定等）

引き続き、上記取組を実施して、犯罪の防止及び検挙力の向上に努めます。

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 警察本部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

## (2) 交通事故の発生抑止対策の推進

令和4年の交通事故死者数は前年に比べ2人減少の60人となり、4年連続減少し記録が残る昭和29年以来の最少記録を更新したが、人口10万人あたりの死者数は全国ワースト7位（前年6位）の状況である。

その中で、交通事故死者数のうち65歳以上の高齢者は、前年より1人増加の41人、構成率は前年より3.8ポイント増加の68.3%と死者数の約7割を占めているとともに、飲酒運転による人身事故件数は、前年より14件増加の42件と新型コロナウイルス感染症拡大以前の状況に戻りつつある。

また、高齢運転者が当事者となった死亡事故件数は前年より4件増加の23件となるとともに、横断歩道の平均停止率は前年より10.9ポイント増加の56.7%と改善傾向はあるものの、未だ半数近くが停止しない状況にある。

このため、引き続き関係機関と連携を図り、高齢者に対する交通事故対策や歩行者保護対策に重点を置いて取組を推進するとともに、飲酒運転をはじめとした悪質な交通違反を厳正に取り締まるなど、交通事故の発生抑止に取り組まれたい。

(交通部交通企画課)

## 講じた措置

## 令和5年度

## 1 実施した取組内容

## (1) 交通事故分析を踏まえた総合的な交通事故抑止対策の推進

令和4年中の死亡事故の特徴（高齢死者が約7割、交通弱者（歩行中・自転車乗用中）が約5割等）を踏まえ事故発生状況について多角的な分析を行い、時節及び地域の事故実態に基づいた諸対策を推進しました。

## (2) 高齢者対策

過去1年間に3回以上の交通事故を起こした70歳以上の運転者への個別指導や、関係機関・団体と連携し安全運転サポート車の普及啓発や免許証の自主返納制度の周知等を実施しました。また、毎月15日の高齢者交通安全の日に、商業施設や金融機関窓口等において交通事故防止及び特殊詐欺防止に関する啓発を実施したほか、各種シミュレーターを活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施しました。

## (3) 歩行者保護対策

## ア 効果的な広報啓発

ドライバーに歩行者保護を促す「ACTION38 キャンペーン」を推進するとともに、歩行者自らの安全な横断を促す「横断歩道“ハンドサイン”キャンペーン」では、シンボルマークの公募及び作成を行い、同キャンペーンの更なる周知・浸透を図りました。

## イ 歩行者の保護に指向した指導取締り

交差点・横断歩道等における横断歩行者等妨害等違反に対する取締りを重点的に行ったほか、可搬式速度違反自動取締装置（移動オービス）を活用した速度違反取締りを強化し、生活道路等において顕示効果の高い取締りを推進しました。

## (4) 飲酒運転根絶に向けた取組

12月1日の飲酒運転ゼロをめざす推進運動の日に商業施設等での啓発や、電光表示板を活用した広報活動のほか、緊急飲酒運転取締りでは大規模検問を実施するなど飲酒運転の根絶に向けた取組を推進しました。

## (5) 自転車の安全利用促進に向けた取組

シミュレーターを活用した自転車教室や、スケアード・ストレイト技法を用いた安全教育を行いました。また、悪質な自転車運転者に対する指導取締りを強化して遵法意識の向上を図ったほか、県内の高校生を「セーフティ・バイシクルリーダー」に委嘱し、ヘルメットの着用促進をはじめとする取組を推進しました。

## (6) 交通安全施設等整備の推進

交通の安全と円滑を確保するため、横断歩道2,200本の塗り替えなど交通安全施設等の更新・整備を推進しました。また、通学路等における歩行者等の安全な通行を確保するため、歩行者用灯器を増設したほか、道路管理者と連携し、四日市市常盤小学校地区及び菰野町竹成・永井地区に、「ゾーン30プラス」を整備するなど、計画的な交通安全施設等の整備に努めました。

## 2 取組の成果

令和5年中の交通事故死者数は、66人（前年比+6人）と5年振りに増加に転じたものの、コロナ禍前の過去5年（H27～R1）平均の事故死者数87人と比べると大幅に減少（-21人）し、さらに交通弱者（歩行中・自転車乗用中）の死者数は25人（前年比-4人）、高齢死者数は33人（前年比-8人）と減少しました。

死傷者数が増加する中、交通弱者（歩行中・自転車乗用中）のうち、高齢者の負傷者数は173人（前年比-2人）と前年を下回り、また、高齢者運転者の事故では、死者数が21人（前年比-2人）と減少しました。

交通指導取締りについては、令和5年中、横断歩行者等妨害等違反を4,962件（前年比+139件）、飲酒運転違反を303件（うち夜間222件）、速度違反11,304件うち移動オービスを用いて63件検挙しました。

さらに、令和5年度に県警察が実施した信号機のない横断歩道の平均停止率は57.9%と前年と比べ+1.2ポイント改善しました。また、自転車乗用車ヘルメット着用率の全国調査結果では、三重県は26.5%で、全国平均13.5%より高い水準となりました。

## 令和6年度以降（取組予定等）

引き続き、上記取組を実施して交通事故の発生抑止に努めます。

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 警察本部

監査の結果	
2 財務以外の事務の執行に関する意見	事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。
(1) 貸与された警察手帳の紛失事案が 2 件あった。	(警務部警務課)
(2) 職務中に交通事故を起こし警察署に報告をしなかった。	(警務部警務課)
(3) 部下職員に対するパワー・ハラスメント事案があった。	(警務部警務課)
(4) 泥酔者を保護した際に暴行を加え、傷害を負わせた。	(警務部警務課)
(5) 運転免許証記載事項変更届 104 件分を紛失した。	(交通部交通企画課)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
(1) 貸与された警察手帳の紛失事案	執務資料を発出して、警察手帳の携帯・保管方法について再徹底を図った上で、幹部による目視点検を行ったほか、給貸与品の適正管理について指導を行いました。
(2) 職務中に交通事故を起こし警察署に報告しなかった事案	全職員に対して、執務資料を発出して、法令の遵守、厳正な規律保持について指導を行うなどの職務倫理教養を行いました。
(3) パワー・ハラスメント事案	幹部職員を対象とした部外講師による講演会を開催したほか、警察署に対する巡回指導及びハラスメント防止教養などを行い、職員の意識向上を図りました。 また、職員に対して、ハラスメント相談窓口、ホットライン（相談窓口への専用電話回線）を周知し、職員がハラスメントに関する相談がしやすい環境づくりに努めました。
(4) 泥酔者を保護した際に暴行を加え、傷害を負わせた事案	本部関係所属による巡回業務指導を県下 18 警察署に対して実施したほか、全職員に対して、執務資料を発出して、本件事案の情報共有及び適正な保護業務の教養を行いました。
(5) 運転免許証記載事項変更届 104 件分を紛失した事案	受け渡しする公文書を明らかにするため送付文書のチェック方法を見直すとともに、他の書類との混在防止を徹底するため作業場所や梱包方法についても見直し、さらに複数人での相互確認を行うなど、再発防止の措置を講じました。
2 今後の方針（取組予定等）	引き続き、全職員に対する非事案防止教養を実施して、職務倫理や帰属意識の向上を図り、再発防止に努めます。

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 警察本部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	(1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 ① 収入未済額が令和 4 年度末現在 31,571,602 円であった。 (警務部会計課、交通部交通規制課、交通部交通指導課) ② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 (警務部会計課、交通部交通規制課、交通部交通指導課)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
【警察施設等の損壊に係る損害補償金】(警務部会計課、交通部交通規制課) 収入未済案件は、交通事故による信号機、大型道路標識の損壊と警察施設の損壊に係るもので、いずれの債務者も自動車保険に未加入で生活にも困窮していること等から一括弁済ができず、分割納付により弁済しています。 ア 交番、留置施設を損壊した債務者のうち、 鈴鹿警察署神戸交番損壊案件については、刑事収容施設に収容中のため債権回収ができず、収容先に収容状況の確認を行うなど所在調査に努めています。 松阪警察署留置施設損壊案件及び四日市南警察署諒訪交番損壊案件については、分割納付により弁済中です。 亀山警察署川崎駐在所損壊案件については、令和 5 年 12 月をもって完済となっています。 (会計課) イ 交通信号機、大型道路標識を損壊した債務者については、定期的に電話や訪問による催促、納付指導を行い、本人から提出された分割納付計画に従った納付方法により、債権の一部を回収しました。 (交通規制課)	
【放置違反金】(交通部交通指導課) ア 放置違反金未納の車両の使用者に対し、車検拒否・車両使用制限命令を受けることがあることを記載した放置違反金納付命令書を発出し、放置違反金の納付を求めました。 また、放置違反金納付命令書に従わない者に対して、車検拒否や滞納処分（財産の差押え）を行うことを記載した督促状を発出し、放置違反金の納付を求めました。 イ 督促状によっても納付しない者に対しては、督促状や滞納処分を行うこと等を記載した差押予告状を発出するとともに、夕刻や休日に電話催促や居宅訪問を実施し、放置違反金の徴収を行いました。 ウ 差押予告状によっても納付しない者に対しては、督促状の発出や夕刻・休日の電話催促や居宅訪問を行い滞納処分前の徴収を行いました。 エ 令和 5 年度中の滞納処分としては、1 件の搜索差押えを実施し、差し押された物品をインターネット公売に付して得た売却代金 16,100 円を放置違反金に充当しました。また、11 件の勤務先等に対する債権差押えを実施し、140,400 円（延滞金 32,400 円を含む）を差し押さえました。 オ 令和 4 年度末現在の放置違反金の未収額は、2,424,000 円でしたが、上記取組等により、過年度の未収金について 1,057,100 円を徴収しました。	
2 今後の方針（取組予定等） 引き続き、上記取組を実施して適正な事務処理に努めます。	

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 警察本部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
	支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
ア 業務委託	
① 【令和4年度津警察署エレベータ保守点検業務委託】	(津警察署)
・執行伺いを作成していなかった。	
② 【津警察署緑地維持管理業務委託】	(津警察署)
・執行伺いを作成していなかった。	
③ 【熊野警察署自家用電気工作物保安管理業務】	(熊野警察署)
・予定価格算定に係る積算根拠が適切でなかった。	
講じた措置	
1 実施した取組内容	
	【執行伺いを作成していなかった】(津警察署) 契約事務を担当する関係職員に対して、関係書類の作成時には、契約事務における関係規定をより慎重に確認するように指導するとともに、複数人で確認するよう改めました。
	【予定価格算定に係る積算根拠が適切でなかった】(熊野警察署) 契約事務を担当する職員に対して、予定価格算定の単価等は最新のものを使用し、その根拠等設計書に確実に記載若しくは疎明資料を添付するなど指導するとともに、関係書類は複数人で確認することを徹底しました。
2 今後の方針（取組予定等）	
	上記取組を継続するとともに、契約事務作業を行う際は、関係法令の確認を確実に行うなど、適正な事務処理に努めます。

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 警察本部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	(3) 財産管理等の状況
財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。	
ア 公有財産の管理	
① 自動販売機設置場所貸付に係る契約期間満了の通知を行っていなかった。	(名張警察署)
イ 金品亡失（損傷）	
① パソコンの損傷（修繕額 115,610 円）	(亀山警察署)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
ア 公有財産の管理	【自動販売機設置場所貸付に係る契約期間満了の通知を行っていなかった】(名張警察署) 担当者任せにせず、必ず複数の職員により処理状況や経過を確認しながら進めるよう徹底しました。
イ 金品亡失（損傷）	【パソコンの損傷】(亀山警察署) 所属内で情報共有し、パソコンを使用する際は周囲を確認するとともに、ノートパソコンを使用しない際は、パソコンの蓋を閉じる等、再発防止に努めました。
2 今後の方針（取組予定等）	引き続き、上記取組について意識の向上を図り再発防止に努めます。

## 様式1-2(財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 警察本部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(4) 交通事故	
職員の不注意による公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。	
① 物損事故	(負担割合：県100%、相手0%) (物損額：県200,413円、相手0円)
② 物損事故	(負担割合：県100%、相手0%) (物損額：県199,111円、相手0円)
③ 物損事故	(負担割合：県100%、相手0%) (物損額：県0円、相手169,557円)
④ 物損事故	(負担割合：県100%、相手0%) (物損額：県0円、相手169,114円)
⑤ 物損事故	(負担割合：県100%、相手0%) (物損額：県385,008円、相手0円)
⑥ 物損事故	(負担割合：県100%、相手0%) (物損額：県0円廃車、相手0円)
⑦ 人身事故	(負担割合：100%、相手0%) (物損額：0円、相手551,494円) (治療費等：0円、相手1,326,760円)
⑧ 物損事故	(負担割合：県100%、相手0%) (物損額：県196,570円、相手0円)
⑨ 物損事故	(負担割合：100%、相手0%) (物損額：373,160円、相手233,200円)
⑩ 物損事故	(負担割合：県100%、相手0%) (物損額：県0円、相手111,782円)
⑪ 物損事故	(負担割合：県100%、相手0%) (物損額：県0円、相手110,133円)
⑫ 物損事故	(負担割合：県100%、相手0%) (物損額：県286,980円、相手125,400円)
⑬ 物損事故	(負担割合：県100%、相手0%) (物損額：県0円、相手130,197円)
⑭ 物損事故	(負担割合：県100%、相手0%) (物損額：県181,500円)
⑮ 物損事故	(負担割合：県100%、相手0%) (物損額：県136,415円、相手127,600円)
⑯ 物損事故	(負担割合：県100%、相手0%) (物損額：県0円、相手123,200円)
⑰ 物損事故	(負担割合：県100%、相手0%) (物損額：県50,000円、相手77,422円)
⑱ 物損事故	(負担割合：県100%、相手0%) (物損額：県224,334円、相手0円)
⑲ 物損事故	(負担割合：県100%、相手0%) (物損額：県0円、相手222,400円)
⑳ 人身事故	(負担割合：県100%、相手0%) (物損額：県0円廃車、相手487,920円) (治療費：県0円、相手643,582円)
㉑ 物損事故	(負担割合：県100%、相手0%) (物損額：県40,700円、相手103,334円)
㉒ 物損事故	(負担割合：県100%、相手0%) (物損額：県0円廃車、相手391,366円) (治療費等：0円、相手37,217円)
㉓ 物損事故	(物損額：県267,993円)
㉔ 物損事故	(負担割合：県50%、相手50%) (物損額：県85,008円、相手166,000円)
㉕ 物損事故	(負担割合：県100%、相手方0%) (物損額：県0円、相手188,947円)
㉖ 物損事故	(物損額：県0円廃車)
㉗ 物損事故	(物損額：県116,743円)
㉘ 物損事故	(負担割合：示談中) (物損額：示談中)
㉙ 物損事故	(物損額：県352,638円)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

交通事故の防止対策として、次のとおり、交通事故の発生実態を踏まえた訓練、指導等を行うなど、継続的に各種取組を推進しました。

## (1) 車両運転技能認定制度の適正な運用

職員の運転技能の向上と交通事故の防止に資するため、警察車両を運転する際に必要とする車両技能認定の制度を適正に運用しています。また、車両技能認定を保持することが不適当と認める職員等に対しては、認定の取消し及び降級並びに運転技能の検証等を行い、厳正な対処を図りました。

## (2) 車両運転技能検査時における事故防止教養

車両運転技能検査時に、受検者に対し、コンプライアンス推進担当者による公用車事故の現状を踏まえた教養を実施したほか、各所属に対する巡回教養を実施しました。

各所属においても、発生した交通事故の形態に応じた運転技能訓練、同乗指導、安全教育を実施しました。

## (3) 適切な業務管理

日々、幹部が職員の勤務状況、健康状態等を確認し、公用車を運転する職員に対して、運転経路、気象条件等に応じた安全運転確保のための具体的指示を行っています。

## (4) 再発防止教育の実施

公用車による事故当事者やその同乗者を運転免許センターに召致し、事故防止教養等を行い、交通事故防止に対する職員の意識高揚を図ったほか、各所属においても、事故原因に基づいた指導及び訓練を実施しました。

## (5) 執務資料の発出

公用車事故に関する執務資料を作成し、事故の発生状況や形態等を周知するとともに、事故形態に応じた訓練・指導等を強化しました。

## 2 今後の方針（取組予定等）

引き続き、職員の安全運転意識の高揚を図るとともに、公用車事故の未然防止に努めます。

---

**監査委員公表第4号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、三重県知事から令和4年度包括外部監査の結果について措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定により次のとおり公表します。

令和6年5月10日

三重県監査委員	伊 藤 隆
三重県監査委員	中瀬 古 初 美
三重県監査委員	野 村 保 夫
三重県監査委員	伊 賀 恵

## 令和4年度 包括外部監査結果に対する対応結果

令和6年5月10日

二 画 沢 小 部

中 先

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
包括外部監査の意見及び指摘（要旨）		
テーマ：観光振興・観光関連事業に関する事務の執行について		
第1 施策番号別の監査の結果		
I 施策 251 南部地域の活性化		
1 豊かな自然の中で安心して楽しめる南部地域魅力発信事業費		
① 補助金実績報告書の添付書類の確認について【指摘】		
南部地域体験教育旅行促進事業費補助金において、実績報告書に添付された請求明細の金額よりその領収書等の金額の方が多いうものがあつた。補助額に変更はなかつたが、支払額の確認について瑕疵が無いようすべきである。	補助金額への影響がない場合であつても、請求明細の金額と領収の金額に差異がある場合は、速やかに再提出を求めて、適切に対処しました。	地域連携・交通部
② アンケート結果の活用と南部地域の魅力向上への取組について【意見】		
南部地域への体験教育旅行を実施した学校等へのアンケート結果では、満足度は高い結果となっていたが、コロナ収束後に南部地域への教育旅行を実施したいと回答した割合は半分以下だった。南部地域の魅力をさらに高めるための継続的取組が必要と考えられる。	教育旅行誘致に取り組む団体とも連携しながら、引き続き教育旅行の目的地として南部地域が選ばれるよう取り組みました。	地域連携・交通部
③ 県内教育旅行促進支援事業との関係について【意見】		
南部地域体験教育旅行促進事業補助金は、南部地域以外を目的地とする県内教育旅行促進支援事業支援金と比較すると、制度の趣旨・時期・補助額等がほぼ同じで、格別に南部地域を選んでもらうインセンティブに乏しい。別事業としたことにより、南部地域の活性化に寄与したか等々、実施結果の分析等により説明責任を果たす必要があると思われる。	実施結果を分析し、南部地域への教育旅行を実施する県内学校への支援を継続するとともに、令和5年度においては、県外学校に対する南部地域への教育旅行誘致を行うなど、教育旅行の目的地として南部地域が継続的に選ばれるよう取り組んでいます。	地域連携・交通部
④ 企画提案コンペ選定委員会について【意見】		
業務委託の企画コンペ選定委員会において、委員5名中1名が欠席していた。選定要領では、定数の3分の2以上の出席があれば問題ないが、より多様な意見を反映した選定ができるよう、欠席がある場合には、代理出席の方法を	今後は、選定委員への就任を依頼する際に、欠席する場合に備えて代理を確保します。	地域連携・交通部

とすることが望ましい。			
<b>II 施策 252 東紀州地域の活性化</b>			
<b>1 東紀州地域振興推進事業費</b>			
<b>① 負担金の決定方法について【意見】</b>	東紀州地域振興公社への負担金について、県として負担基準や考え方等に関する基本的事項を定めた規約等を整備することが望ましい。	県と東紀州地域5市町は、令和4年12月に、東紀州地域振興公社への負担金に関するそのぞれぞれの負担基準や考え方を協議のうえ書面で合意しました。	地域連携・交通部
<b>2 選ばれる東紀州地域を目指して産業活性化支援事業費</b>			
<b>① 補助事業の完了検査における確認漏れについて【指摘】</b>	県は、東紀州産業活性化事業推進協議会が実施する事業について事業費の半額を補助しているが、当該協議会の契約書において委託者が東紀州地域振興公社となつていても、請求書も公社宛てになつており、履行確認も公社検査職が行つていた。当該協議会事務局が公社内にあるため担当者が処理を誤ったといふことであつたが、県の補助事業の完了検査において見過ござされている。県としては、事務的なミスが補助金の不適切な支給に繋がらないように、補助事業の内容をより一層精査するとともに、チェック体制の強化を図るべきである。	県は、東紀州産業活性化事業推進協議会に対し、適切に補助事業を執行するよう改めて注意喚起を行い、チェック体制の強化や、会計書類の会計名ごとの明確な区分化など、改善策を確認しました。また、補助事業の内容を一層精査できるよう、完了検査を従来の一人体制から二人体制に強化します。	地域連携・交通部
<b>② 補助金交付先団体における業者選定手続の確認について【意見】</b>	東紀州産業活性化事業推進協議会が支払った委託料（8,789千円）。補助事業総額の77%）について、県の簿冊には、委託に関する業者選定資料またはその確認が行われた資料が記載していなかつた。補助事業の完了検査において、その内容を確認していることだが、確認した証拠書類を県の書類として残しておくことが望ましい。	これまでの完了検査では、契約書や支出関係書類の写しのみ提出を求めていましたが、今後、補助事業のうち金額の大きい契約については、業者選定資料等の写しの提出も求め、簿冊に編綴します。	地域連携・交通部
<b>③ 補助金交付先団体の規約について【意見】</b>	東紀州産業活性化事業推進協議会規約に条文上の齟齬（条項番号の不一致）が見られた。補助金の対象となる団体の規約について、県は確認を行い、指摘・訂正依頼を行うことが望ましい。	規約の条文上の齟齬について、令和4年8月に東紀州産業活性化事業推進協議会に指摘・訂正依頼を行い、訂正済みです。	地域連携・交通部
<b>④ 負担金の決定方法について【意見】</b>			

<p>「1 東紀州地域振興推進事業費 ① 負担金の決定方法について」の意見と 共通する。</p>	<p>県と東紀州地域5市町は、令和4年12月に、 東紀州地域振興公社への負担金に関するそれぞ れの負担基準や考え方を協議のうえ書面で合意 しました。</p>	<p>3 Easy Access to 東紀州！プロジェクト推進事業費</p> <p>① 負担金の決定方法について【意見】</p> <p>「1 東紀州地域振興推進事業費 ① 負担金の決定方法について」の意見と 共通する。</p> <p>県と東紀州地域5市町は、令和4年12月に、 東紀州地域振興公社への負担金に関するそれぞ れの負担基準や考え方を協議のうえ書面で合意 しました。</p> <p>② 令和3年度「吉野・高野・熊野の国」事業実行委員会負担金について【意見】</p> <p>奈良県は負担金交付要綱を作成しており、三重県においても交付要綱の整備 について検討することが望ましい。</p> <p>奈良県の例などを参考に、交付要綱を作成中で す。</p> <p>4 東紀州地域集客交流推進事業費</p> <p>① 契約保証金の免除にかかる契約実績の確認手続について【意見】</p> <p>熊野古道センター開連の修繕契約における契約保証金の納付免除について、 契約実績の有無や不格格業者かどうかを確認した書類を簿冊にファイルして おくことが望ましい。</p> <p>今後、契約保証金の納付免除にあたっては、契 約相手方となる業者が条件を満たしていること を確認した書類を簿冊に編綴します。</p> <p>5 熊野古道活用促進事業費</p> <p>① 熊野古道情報発信用ノベルティの現物数量の適切な管理と積極的な配布について【指摘】</p> <p>ノベルティを4品目現物確認したが、4品目の内2品目にについて現物の数量 が不一致であった。定期的に受払管理簿と現物を照合し、差異があつた場合は 原因を適時に調査すべきである。 また、購入以降配布された数量が少なく実地監査を行つた時点でも多数残つ ていたため、今後イベント開催時に積極的に配布することが望まれる。</p> <p>定期的に受払管理簿と現物を照合することと し、在庫管理を徹底します。 また、ノベルティは計画的かつ効果的に活用し ていきます。</p> <p>6 さあ出かけよう、熊野古道再発見旅事業費</p> <p>① 委託業務内容の変更について【意見】</p>
--	--	--

<p>熊野古道伊勢路プロモーション動画の撮影場所について、当初仕様書に記載されていた場所から変更されましたが、仕様書の変更是撮影終了後の変更契約まで行わなければならなかった。適時に変更契約を締結することが望ましい。</p> <p><b>② 企画提案コンペ選定委員会について【意見】</b></p>	<p>「I 施策 251 南部地域の活性化 1 豊かな自然の中で安心して楽しめる南部地域魅力発信事業費 ④企画提案コンペ選定委員会について」の意見と共に通する。</p>	<p><b>III 施策 331 世界から選ばれる三重の観光</b></p> <p>1 観光事業推進費</p>	<p><b>① 三重県観光客実態調査事業の履行確認について【指摘】</b></p> <p>当事業の委託業務完成報告書について、分析結果が記載されていない暫定版で履行確認が行われていた。コロナ禍のため調査日が遅い時期になつた影響もあるが、今後は最終の調査報告書を受領してから履行確認するべきである。</p>	<p>委託業務の履行確認を適切に実施するよう徹底しています。</p> <p>今後、契約期間内に事業が完了しない可能性がある場合には、最長3月31日まで契約期間を延長する変更契約を行ったり、どうしても年度内に完了しない場合は繰越手続きを行い複数年契約としたりするなど、適切な会計処理を実施します。</p> <p>なお、本事業に関しては、令和4年度調査から、調査報告書の期間を年度から暦年（1月～12月）で作成するよう改め、コロナ禍のような不測の事態が生じた場合でも年度内に調査報告書を完結できるように対応し、令和5年度調査も同様に対応を行いました。</p>	<p><b>② 三重県観光客実態調査事業の実施期間確保について【意見】</b></p> <p>当事業は統計調査であり、毎年、同程度の調査地点数・総サンプル数で行っていくことが望まれるが、コロナ禍により令和2年度に引き続き令和3年度も、調査地点数・総サンプル数の減少見直しが行われている。コロナ禍でやむを得なかつたと思慮されるものの、統計調査の有効性を担保できるよう、今後は不測の事態に対応したスケジュールを組んで事業を行えるようにすることが望ましい。</p>	<p><b>③ 三重県版バリアフリー観光推進事業の調査施設・調査結果の公表方法について【意見】</b></p>
--	--	---	--	---	---	---

<p>令和3年度にどの施設の調査が行われたのかわからづらい状況である。県のホームページにおいて、各年度の調査状況及び調査結果の公表場所を明らかにするとともに、委託先のホームページ上も、更新情報が適切に反映されるよう指導することが望ましい。</p>	<p>令和4年度の委託事業から、県ホームページ上で各年度において調査した箇所を明示するとともに、委託先のホームページにおいても、事業完了時までに更新情報を掲載するよう指導し確認しました。</p>	<p><b>2 安全・安心な観光地づくり推進事業費</b></p> <p><b>① 再委託の適切性の検証について【指摘】</b></p> <p>当事業における再委託の内容・金額は、県と市の事業を合算した委託契約となり、再委託承認申請書に記載された契約金額よりも再委託の契約金額の方が大きくなっていた。同種の事業の再委託だったとはいっても、県の再委託部分の内容・金額が不明確であるため、今後は別々の契約書にて再契約を結んでもらうなど県の再委託部分の内容・金額が明確になるよう委託事業者に依頼するべきである。</p> <p><b>② 実証事業の継続性の検討について【指摘】</b></p> <p>当事業を他の地域の参考となる事業とするためには、事業として収益性の安定化の目安となる取支見込み予測が重要となると考えられるが、委託事業者の事業報告書において数値での收支見込みの検討が記載されていない事業者があつた。事業の有効性の観点から考えると、根拠のある数値を用いて今後の收支見込みを検討するよう委託事業者に求めるべきであった。</p> <p><b>③ 外部有識者・専門家等の関与について【意見】</b></p> <p>当事業における企画提案コンペの選定委員は全員県職員であり、外部委員は選任されていない。当事業のように企画提案コンペの意義が大きいと考えられる場合には、専門知識を有する外部有識者等を委員に加えることが望ましいが、外部委員は地方自治法の附属機関に該当するため、設定にあたっては別途条例の手当が必要であるとのことであるため、外部委員選任が可能となるような措置をとすることが望まれる。</p> <p>また、現状においてもオブザーバーであれば選任できるため、積極的な活用を図ることが望ましい。</p> <p><b>④ 実証事業内容の追跡調査について【意見】</b></p>
---	---	--

<p>当事業の効果測定・分析については、委託事業者が事業報告書にて検証を行っているが、未だコロナ禍が旅行需要に影響しており、旅行者にとって安全・安心な観光地としての環境を整備できているかどうか、という事業目的の成果を検証するには長期的視点が必要であるため、今後何年かにわたり県として追跡調査していくことが望まれる。</p>	<p>今後、複数年にわたって効果検証が必要と考えられる事業を実施する際は、追跡調査に必要となる予算措置も含めて検討していきます。</p>	<p><b>3 県内宿泊事業者感染防止対策等支援事業費</b></p> <p><b>① 申請書の提出のない事業者への補助金支払について【指摘】</b></p> <p>親子間で代替わりがあった事業者からの申請において、実績報告時に提出された確定申告書により交付申請が前事業主名義で提出されたり直しを求め、必要書類の提出を受けた上で手続が進められていたが、前事業主からの申請を取り下げ、正しい事業者から新たに申請を求めるべきであった。</p> <p>また、申請時に確定申告書の提出を求めることで、営業実態を確認するべきである。</p> <p>今後、同様の事業を実施する際は、申請時に事業者自身で申請内容が適切であるかどうかを確認できるようチェックリストを充実させる等の仕組みを検討します。また、交付申請の段階で確定申告書や売上台帳などの提出を求め、営業実態の確認を行います。</p> <p><b>② 提出期限後の補助金請求書に基づく補助金支払について【指摘】</b></p> <p>交付要領で、請求書提出の期限を補助金額の確定日から14日以内と定めているものの、請求書が期限内に提出されていないものについて、補助金が支払われていた。実態は、請求書が提出されなければ、期限後であつたとしても補助金を支払うという方針であったことであるため、今後は実態に即した交付要領を作成するべきである。</p> <p>今後、同様の事業を実施する際は、補助金額の確定日からの期限ではなく、最終の期限を定める等の方法で支払いの遅延を防ぐとともに、作成した交付要領等に沿って適切に補助金事務を行います。</p> <p><b>③ 補助金交付申請時の書類の提出漏れについて【指摘】</b></p> <p>募集要項上で交付申請時に提出を求めていた誓約書が添付されていないものがあった。チェックリストでは問題無しとされていたが、提出がなかつたにもかかわらず問題無しとされていたのであれば、適切なチェックがされていかなかったといえる。</p> <p>また、県の担当者によると当時提出はあったものの紛失した可能性もあるとのことであるが、それであるならば書類の管理体制に問題があつたといえる。</p> <p><b>④ 実績報告時の書類の提出漏れについて【指摘】</b></p>
---	--	---

<p>募集要項上で、クレジットカードによる支払の場合、実績報告期限までに支払を終え、支払いが確認できる書類として、利用明細書及び通帳コピーの提出を条件としているが、通帳コピーが提出されていなかった。総合口座通帳であるため引き落としの事実を確認しながらも問題ないと判断したことであつたが、引き落とし前に口座を解約する可能性も考えられることから、通帳のコピーの提出を求めるべきであった。</p>	<p><b>⑤ 補助金申請に関する書類作成及び申請のサポート体制について【意見】</b></p> <p>申請件数が想定より少なかつた理由の一つが、書類作成が大変であり特に規模が小さい宿泊施設は高齢者の事業者が多く作成が困難であった点が考えられるとのことであった。</p> <p>今後、同様の補助金がある場合には、事業者がより申請しやすいように書類作成及び申請のサポート会場等の設置を検討することが望まれる。</p>	<p><b>⑥ 補助金申請及び申請のサポート体制について【意見】</b></p> <p>今後、同様の事業を実施する際は、ストップの項目の充実やダブルチェック体制等により募集要項等に沿つて適切に事務を行います。</p>
<p><b>4 宿泊事業者版みえ安心おもてなし施設認証制度運営事業費</b></p>	<p><b>① 委託金額の適切性の検証方法について【指摘】</b></p> <p>当事業の委託金額の企画料（事務経費）について、具体的な内容や算出根拠の記載がなく、県も詳細な資料の提出を求めていなかった。また、実際の認証申請件数は想定件数の約6割だったが、経費精算書は契約金額と同額が計上されており、企画料（事務経費）は増額されていた。認証にあたっては当初想定より作業が多かったことから一定の理由があつたとは考えられるが、委託金額の適切性を十分に検証していいたとはいえないと考えられる。</p> <p>今後は、委託事業者に対し、具体的な内容や算出根拠の記載のある資料の提出を求めるよう改善すべきである。</p>	<p>契約後、特段の事情の変化により業務内容に変更が生じた場合は、変更契約を締結した上で適切に事業を実施することに加え、その際に、金額の算出根拠を求めるこにより委託金額が業務に応じた積算となつていてるかの確認を徹底することします。</p>
<p><b>② ホームページ掲載の優秀20施設の選定方法について【指摘】</b></p>	<p>「あんしんみえリア」のホームページでは、特に優れた取組を実施しているような内容も掲載されていた。20施設の選定方法は、まず委託事業者に対し約1,200施設から40施設の選定を依頼し、その後、県と委託事業者が協議し40施設の中から20施設を選定している。</p> <p>しかし、選定の際の具体的な方法や選定過程の記録の資料はなく、事後的に検証できない状態であった。</p> <p>今後、特定の施設の利用促進につながるプロモーションを実施する場合には、選定過程を記録に残すべきである。</p>	<p>今後、同様の取組を行う際は、明確な選定基準を策定の上、委託事業者・県において選定の方法及び過程を記録することとします。</p>

### ③ 安全・安心な三重プロモーション業務の効果検証について【意見】

<p>「安全・安心な観光地 三重」のブランディングを定着させ、旅行需要を喚起するためにプロモーションを実施している。委託事業者から提出があつた業務実施報告書では、「あんしん みえリア」のホームページのページビュー数などの記録はあるものの、周知されるために十分な数値か否かといった検証・分析を実施していない。</p> <p>そのため、委託料が有効的に使われたのかどうかの検証や、ホームページを継続していくべきかどうかの判断ができる状態となっている。検証・分析を行なうことでプロモーションの効果検証をしていくことが望ましい。</p>	<p>当事業については、SNS を活用したプロモーションを実施しており、その効果検証は行っていたものの、ホームページのページビュー数にかかる検証には至っていないことから、今後、同様の取組を行なう際は、あらかじめ効果検証について委託業務の中に位置づけて実施するようにします。</p>
--	--

### ④ 企画提案コンペ選定委員会の委員等の互選記録と出席者数について【意見】

<p>選定委員会では、互選により委員長及び副委員長を決定しているが、誰に決定したかの記録は書面として残っていないから、今後は記録として書面に残しておくことが望ましい。</p> <p>また、企画提案コンペ選定委員会について、当日 1 名欠席していた。より多様な意見を反映した選定ができるよう、なるべく全員が出席できるよう業務の調整をするか、代理出席の方法をとすることが望ましい。</p>	<p>企画提案コンペ選定委員会における委員長及び副委員長の選任については、議事録として記録に残します。また、緊急等やむを得ない場合の欠席については、企画提案コンペ選定委員会委員内申書の変更を行い、競争入札等審査会会長へ当日代理となる選定委員の承諾を得ることで、全員が出席した状態での委員会開催に努めています。</p>
--	--

### ⑤ 「あんしん みえリア」のホームページの記載事項について【意見】

<p>ホームページでは認証施設を検索することができますが、感染対策の取組状況に加え、施設の外観写真や地図その他、住所や電話番号等の基本情報のみが記載されている状態であり、旅行需要の増加に繋がる工夫が十分ではない印象を受けた。費用対効果も考慮する必要はあるものの、各施設の URL を掲載すればスマートに施設の予約や情報入手ができる、より使いやすいホームページになると考えられる。</p>	<p>掲載項目を追加するには新たな費用が発生することから、今後のコロナウィルスの状況を踏まえて発信内容を検討していきます。</p>
---	---

## 5 県内観光事業者支援金

- ① 事業者が観光事業者支援金の申請書の申請書に添付した確定申告書で事業収入欄に記載がないケースについて【指摘】

<p>県内観光事業者支援金の申請書類のうち、確定申告書の事業収入欄が0で離所得の収入金額欄に記載がある民泊事業者があつた。離所得の収入金額がすべて宿泊事業の売上かどうかは不明であるにもかかわらず、全額宿泊事業の売上金額と推定したのはチェックが有効であったとは考えにくい。売上金額を確認するためには、確定申告書の収入金額欄に含まれる宿泊事業の月別 の売上金額及び費用明細を入手して、宿泊事業にかかる売上金額及び所得の確認をすべきであったと考える。</p>	<p>今後、同様の支援金事業を実施する際は、事業収入の算定がし難い場合、例えば、追加で宿泊者台帳もチェックするなど、より確実な確認を徹底していきます。</p>	<p>観光部</p>
<p><b>② 県内観光事業者支援金申請書の県によるチェックについて【意見】</b></p>	<p>今後、同様の支援金事業を実施する際は、県におけるチェック体制を充実し、支援金業務を適切に実施していきます。</p>	<p>観光部</p>
<p>県内観光事業者支援金について、受託者によるチェックも詳細になされていたと判断できるが、県の担当部署では受託者から質問があつたケースのみ回答する体制であった。一方、宿泊業者に支給している「県内宿泊事業者感染防止対策等支援補助金」は県の担当部署が全件チェックしている。補助金と支援金という違いはあるが、支援金についても一定の基準を定め、県の担当部署でもチェックする体制にすることが望ましいと考える。</p>	<p>今後、同様の支援金事業を実施する際は、県におけるチェック体制を充実し、支援金業務を適切に実施していきます。</p>	<p>観光部</p>
<p>観光事業者支援金申請書に添付する誓約書に記載されている「みえ安心おもてなし施設認証制度」への登録申請について【指摘】</p>	<p>申請に至っていない事業者に対し指導を行つたところ、13事業者のうち11事業者において申請を受け付けました。残りの2事業者について申請を終了した。新規受付を終了した令和5年3月13日までに申請が確認されなかつたことから、支給要件に該当しない事実が判明したとして支給決定を取り消し、全額返還を求めたところ、1事業者については既に返還されました。残りの1事業者についても引き続き返還を求めていきます。</p>	<p>観光部</p>
<p><b>6 国内誘客推進事業費</b></p>	<p><b>① 公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構に支給する負担金の支給方法について【意見】</b></p>	<p>今後は、事業目的や効率性等の観点から、支出のあり方にについて検討し、令和5年度は一方からの支給としています。</p>
<p>公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構に対する負担金が一方は県から直接支給され、他方は「みえ観光の産業化推進委員会」経由で支給されており、同じ県の財源から同じ団体に支給される負担金が別々のルートで支給されるのは合理性に欠けると思われる。</p>	<p>効率性の面からもどちらか一方からの支給にまとめることが望ましい。</p>	<p>観光部</p>
<p><b>7 海外プロモーション推進事業費</b></p>		

## ① 手土産の持参について【意見】

関係機関や企業への訪問時に持参する手土産の配布先の中に、国が所管する独立行政法人があつた。当該法人の職員は公務員とはみなされないものの、公的機関への手土産の持参は慎むべきであり、今後は配布先やその金額、内容などについて十分検討することが望まれる。

## ② 負担金の支出について【意見】

「三重県外国人観光客誘致促進協議会」等に対して支出している負担金について、新型コロナウイルス感染症の影響で事業が実施できず、繰越金が増加していることはやむを得ないが、繰越金については翌年度以降に自由に使用できることから、その用途に十分注意するとともに、多額の繰越金が発生することのないように支出先に働きかけることが望まれる。

## 8 海外誘客推進プロジェクト事業費

### ① 欧州プロモーション現地レップ委託業務の一部再委託について【意見】

受託者がフランス現地事務所を開鎖してから別の法人の現地事務所に再委託するまで約2か月の間、オンラインを活用して現地旅行会社へのセールスを行つていた。  
現地レップ委託業務において、現地事務所は業務の根幹に関わるため、委託業者選定時には十分調査して信頼できる業者に業務を委託することが望まれる。

## 9 アフターコロナ・インバウンド復活事業費

### ① 実績報告書の内容の確認について【指摘】

オンライン商談会の商談実施件数について、商談会を開催した3市場のうち2市場で目標を下回つており、参加できなかつた業者や旅行会社に資料を提供したことだけだったが、十分補完されたとはいえない。  
目標に到達しなかつた場合の対応を事前に受託者に示し、その対応の経緯を文書として残しておく必要があった。また、完成認定の際には、業務仕様書に沿つた業務の遂行がなされたかを確認し、不足がある場合にはその理由や対応を確認するべきである。

## IV 施策 332 三重の戦略的な営業活動

① 手土産の持参について【意見】	総務部長通知(平成8年11月5日付け財第1063号)に基づき、「公務上必要なものに限り、社会的儀礼に即し、必要最小限度で執行する」よう、所属内で周知徹底し、適切に対応しています。
------------------	---

② 負担金の支出について【意見】	多額の繰越金が生じないよう、協議会に働きかけを行うとともに、令和6年2月16日に幹事会を開催し、令和5年度の収支見込みにより多額の繰越金が発生しないことを確認しました。
------------------	--

③ 契約額の変更について【意見】	委託業者選定にかかる企画提案書において、提案者の現地事務所や再委託の予定等を含めた実施体制の記載を必須とし、選定委員による採点に反映するなど、委託事業者選定の過程で信頼性が確認できるよう取り組んでいます。
------------------	--

④ 実績報告書の内容の確認について【指摘】	目標に到達しないと判断される場合は、受託者と協議のうえ、経緯を文書として残したうえで変更契約を行うこととしました。また、やむを得ない事情であっても業務仕様書に定めた業務に対して不足がある場合は、契約額の減額変更を行うこととした。
-----------------------	--

1 戦略的営業活動展開推進事業費	
① 決裁書の訂正方法について【指摘】	<p>決裁書の訂正について、取消線及び正しい文言の加筆、担当者印の押印により訂正されているが、取消線及び文言の加筆が鉛筆で行われているものが数件あつた。鉛筆による訂正は、書換えが容易で、後日改ざんも可能であるため、行うべきではない。</p>
② 戦略的営業活動展開推進事業費で取得したデジタルサイネージについて【指摘】	<p>首都圏営業拠点により購入したデジタルサイネージ（混雑状況の情報提供）の修理を行う際に、感染症対策のために迅速な対応が求められていたことから、当時予算のあつた「戦略的営業活動展開推進事業」から支出している。</p> <p>しかし、本来は「首都圏営業拠点推進事業」で補正予算にて対応するか、若しくは三重県予算調製及び執行規則第16条1項に従つて、事業間の流用を行なべきである。</p>
2 関西圏営業基盤構築事業費	
① イベント「三重DE買い物 in 天神橋筋商店街」における購入先事業者の選定と送料の負担について【意見】	<p>「三重DE買い物 in 天神橋筋商店街」イベントの実施にあたつて、購入先事業者が1社選定されているが、選定の経緯、事業者との協定書など一切残されていない。支出をともなう契約はないが、選定の経緯を残すとともに、事業者との協定書を締結しておくことが望ましい。</p> <p>また、購入された県産品の「送料（一律1,000円）は関西事務所で負担する。」となつてはいるが、送料は、購入者又は事業者が支払うべきで、試行的イベントであるとはいえ、県が負担すべき合理的な理由が見いだせない。今後、協議については議事を残すとともに、支出経費についての合理性を検討することが望ましい。</p>
② みえモデルワーケーション推進事業費	
③ 商標について【意見】	

<p>県のワーケーションウェブサイトの名称「とこワク」については、商標登録がなされていない。しかし、昨今、他人の商標の先取りとなるような出願の事例が多数発生していることから、商標出願も検討することが望まれる。</p>	<p>「とこワク」及びそのロゴについては、本県でワーケーションを推進するうえで、分かりやすい愛称及びマークとして作成したため、商標登録まではしていませんでした。国や他県の事例を確認したことろ、行政としてワーケーションの名称やロゴを商標登録しているケースは見られませんでした。分かりやすい愛称でワーケーションの推進につながればと作成したものですが、商標登録には費用もかかることから、本県においても、当面の間は商標登録まで必要ないと判断しています。</p>
<p><b>② 外部有識者・専門家等の関与について【意見】</b></p>	<p>企画提案コンペ選定委員会委員については、企画提案コンペ選定要領に基づき、関連部署の職員が選任されおり、外部委員は選任されていない。ワーケーション这样一个従前にはなかつた事業であることや、デジタル時代における広報戦略の検討が必要となることからすれば、外部有識者・専門家を選定委員会委員に加えることが望ましい。</p> <p>なお、外部委員ではなくとも、オブザーバーの積極的な選任・活用が望まれる。</p> <p>また、予定価格の前提となる設計内訳の作成にあたっても、外部有識者・専門家等からの意見聴取が可能となるような措置をとることが望まれる。</p>
<p><b>③ 事業の有効性の検証と継続的な取組の必要性について【意見】</b></p>	<p>ワーケーション推進にかかるプロモーション等業務委託においては、契約者が発行する雑誌にプロモーション記事が掲載され、内容自体は魅力的なものではあるが、掲載効果に疑問が残る。また、作成されたプロモーション動画についても閲覧数は192回にとどまっている（令和4年11月26日現在）。</p> <p>ワーケーション这样一个新しい働き方・ライフスタイルに対応する新たな取組でもあり、直ちに事業の効果が現れるものではないが、今後も引き続き事業の効果ないし有効性の検証を行っていくことが望まれる。</p>

<b>4 首都圏営業拠点推進事業費</b>	
<b>① 令和3年度「三重テラス」来館者アンケート調査等業務委託費の予算併用について【指摘】</b>	<p>令和3年度「三重テラス」来館者アンケート調査等業務委託について、当初予算に計上した首都圏営業拠点推進事業費だけでなく、予算を越える分については、戦略的営業活動展開推進事業費から支出されている。</p> <p>しかし、本来は、「首都圏営業拠点推進事業」で補正予算にて対応するか、若しくは三重県予算調製及び執行規則第16条1項に従い、主務部長の決裁を得て事業間の流用を行うべきである。</p>
<b>② 戰略的営業活動展開推進事業費と首都圏営業拠点推進事業費の支出負担行為の混同について【意見】</b>	<p>戦略的営業活動展開推進事業費と首都圏営業拠点推進事業費は、ともに首都圏（日本橋地域）における営業活動展開をしていることでもあって、両事業の支出の基準があいまいで、支出に混同が生じております。明確に区分がされていない。</p> <p>今後は、各種イベント企画の費用は、戦略的営業活動展開推進事業にて支出し、「三重テラス」の運営・管理等の費用は、首都圏営業拠点推進事業費にて支出するといったような、明確な基準を設けることが望ましい。</p>
<b>第2 みえ観光の産業化推進委員会について</b>	
<b>1 みえ観光の産業化推進委員会の活動内容等</b>	
<b>① 委員会より請求があつた負担金の支出決定時の審査について【指摘】</b>	<p>予算審議で可決承認を受けた予算額の支出負担行為を執行する書類については記録の編綴が確認できたが、当該負担金の必要性や負担金額が事業規模等を考慮して適正な応分の負担になつているか等の記録は編綴がなく、当該負担金を負担して支出を可とした決定時の経緯や内容は確認できなかつた。</p> <p>三重県公文書管理制度規程第15条も鑑み、県は当該記録を編綴しておかなければならぬ。</p>
<b>② 委員会の専用口座の預金残高と収支差引額との照合について【指摘】</b>	

<p>委員会において、事業資金の月次処理のために作成した収入計算書（収入表）と支出計算書（支出表）が正しく処理されていることを担保することを確認するため、委員会は専用口座の預金残高と月次の収支差引額を照合し、その確認月日や出納責任者・担当者の署名又は押印等を行って確認の痕跡を残すようになります。</p> <p>また、決算日における、専用口座の残高と事業収支決算報告書の収支差引額（繰越収支差額）の差異を確認するために、例えば「預金残高調整表」を作成して、専用口座の残高と繰越収支差額が照合できるようにしなければならない。</p>	<p>適切に確認した証拠として、書面で記録を残すとともに、専用口座の残高と繰越収支差額が照合できる書面を作成することとした。</p>	<p>観光部</p>
<p>③ 県から交付した負担金の取扱いについて【指摘】</p>	<p>県が委員会に対して拠出した負担金で未使用の負担金が生じた際には、県と協議してその残余の処置を決定しなければならない。</p> <p>具体的には、残余となった負担金については、①返金させるのか、②翌年度の継続事業として支出執行していくのか、または③繰越財源に編入して翌年度の新規事業の財源に充当していくのかについて、県は委員会とよく協議して残余資金の処理を決しないなければならない。加えて、その場合の協議記録も確実に保存しておかなければならぬ。</p>	<p>県が拠出した負担金に執行残が生じる見込みとなつた場合、年度途中において残余資金の処理を検討し、その記録を残すこととした。</p>
<p>④ みえ観光の産業化推進委員会経理規則第24条に定められた決算報告書の内容について【意見】</p>	<p>事業報告には実施した事業の詳細が掲載されていたが、収支決算（案）に編綴されていた事業収支決算報告書（案）の支出金額には主だった事業の金額しか情報がなかった。</p> <p>そのため、現行の委員会経理規則第24条（2）決算報告書にはどの財務報告書が含まれているか詳細な規定が存在しないが、正確な決算報告を行うためには、決算報告の資料として作成される「事項書」には「収支計算書」に加えて「貸借対照表」（「財産目録」）を資料として追加するよう、委員会の事務局業務を担う県は検討することが望まれる。</p>	<p>事業収支決算報告書について、より正確な決算報告を行うことができるよう記載事項についてこれまでより詳細な内訳を追記することとした。</p>
<p>⑤ 委員会が所有する繰越収支差額金額について【意見】</p>		

<p>委員会は平成28年3月15日に設立されている。設立以来、毎期の3月31日現在の次年度への繰越支差額が平成31年3月31日現在を除き増加している。令和4年3月31日現在、委員会が所有している未使用的負担金の金額といえる次年度繰越金は、24,481,863円になっている。</p> <p>委員会が所有する繰越支差額金額について、当該金額についての公的な規定は存在せず、また適正な規模を推奨する基準も存在しないが、過年度から累積している繰越金を事業の財源に充當してできる限り滞留させないように常に注意を払い、その処置を講じていくことが望まれることである。</p>	<p>⑥ 管理者の職位の二重身分について【意見】</p> <p>委員会における事務局長就任者の県での職位は観光魅力創造課長であるので、委員会から県への請求書を作成した者と県での決裁書の決裁者が同一人物であることと、県から資金を送金する責任者（出納局長）が委員会の監事を兼務していることになり、共に委員会と県の高位職位者が二重身分を持つことになる。</p> <p>委員会の資金の支出は委員会の事務局次長（出納員）が行っているが、当該2名の県と委員会の高位職位者が兼職の状態は、県民からすると監査人と同様に誤解を招きやすく有効性の観点からも、事務局長就任者の県での職位と委員会の監事の人選は検討することが望ましいといえる。</p>	<p>職位のあり方について、令和5年度から監事の職務を総括する代表監事を新たに設け、外部の方に就任していただきました。資金の支出の決裁についても検討を進めています。</p> <p>① 実施事業の結果と今後の課題について【意見】</p> <p>志摩市大王崎地区で実施した持続可能な観光地づくりに向けた実証事業において、感染症の影響で実績が目標値を大きく下回る結果となつたが、地域が目標値とともに事業継続に向け何を改善すべきか課題を明確化できたのは成果であった。</p> <p>また、誘客組全体は成功したと考えられるが宿泊者向けツアーや半数以上が参加者0人または催行中止であり参加に向けた工夫が十分ではなかつた印象を受けた。</p> <p>さらに、地元向けアンケートで事業の成果を評価する意見が多數あるが「客数に変化なく事業の効果は感じられなかつた」が半数あり、改善に向けた取組が望まれる。</p> <p>当事業の経験を生かし引き続き伊勢志摩地域において（株）地域経済活性化機構（REVIC）と連携した持続可能な観光地づくりの推進に取り組むことが望ましい。</p>

<p><b>第3 契約保証金免除並びに業務委託料に係る積算等について</b></p>		
<p><b>① 契約保証金免除について【指摘】</b></p> <p>県が締結する業務委託等の契約では、「当該契約と規模をほぼ同じくする契約実績を有し、これらをすべて誠実に履行した者又はこれに準ずると認められる者である」かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるときには、契約保証金の納付を免除することができる。この要件該当性に関し、契約者に「契約実績証明書」の提出を求めていているケースが多いが、実績に関する裏付け資料の提出は必須とされないなかつた。そのため、契約相手方が県以外のものについては実績の真偽の確認ができず、提出者の自己申告のみにとどめている運用は要件充足性に疑義がある。</p> <p>少なくとも、自府内で確認が可能な県との契約については確認するべきであるし、県以外を契約相手方とする実績報告に対しては、裏付けとなる書類の提出も求めるべきである。</p>	<p>三重県会計規則第75条第4項第3号に規定する「当該契約と規模をほぼ同じくする契約実績を有し、これらをすべて誠実に履行した者」を確認するものとして、「契約実績証明書」の提出を求めているところです。</p> <p>今後も、「契約実績証明書」の提出を求めるとともに、必要に応じて裏付け資料の提出を求めるところです。</p>	<p>雇用経済部、観光部</p>
<p><b>② 業務委託料の積算について【指摘】</b></p> <p>各事業で企画提案コンペ等を行う際の契約上限額の積算における人件費単価について、国土交通省の公共工事設計業務単価を参考としているものが多く見受けられたが、各事業の業務内容は土木・建築工事等における設計業務とは異なる業務である。また、業務内容が異なる過去事業の積算単価を参考に算出しているものもあつた。</p> <p>これらの中には、見積書に記載された人件費単価より高額になつているものもあつたことから、契約上限額の積算が適切に行われているとはいえず、業務内容に沿った適切な人件費単価を用いることが必要である。</p>	<p>これまで国土交通省が毎年公表している公共工事設計業務委託の積算に用いるための単価基準を参考としていましたが、現在は、過去の類似事業における実績や参考見積の入件費単価も参考に、業務内容に沿った適切な人件費単価で積算を行っています。</p>	<p>雇用経済部、観光部</p>
<p><b>③ 積算表及び見積書における諸経費について【意見】</b></p>		

<p>企画提案コンペを行う場合に基準となる契約上限額の積算における諸経費について、当該事業の設計費用等の10%を見込んでいるが、企画提案コンペ参加者が県へ提出する見積書に記載された諸経費は、各参加者によりその金額は様々であった。</p> <p>県は、契約上限額をホームページで公開しており、事業者が自社しか応札者がないと推定した場合、契約上限額に合わせる差額調整として任意に高額な諸経費を計上して業務委託契約を締結しようとすることが懸念される。随意契約により業務委託契約を締結する際、見積書に記載されている諸経費が相当に高額な場合は、無用に高額な業務委託料で契約を行わないと考えられる。</p>	<p>これまでも積算内容が適切であるかどうかについては確認していたところですが、事業者から提出される見積書の諸経費が相当に高額な場合は、企画提案コンペにおけるプレゼンテーション審査の際に、審査項目の一つとしてその内容や根拠の確認を行いう努めています。</p>
---	---

令和6年5月10日

三 重 県 公 報

号 外

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---